

平成24年度実績評価書

(評価対象期間:平成24年4月～25年3月)

平成25年8月
金融庁

目 次

I 実績評価の実施に当たって

1.	金融庁における政策評価の取組み	2
2.	実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）	2
3.	政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見	3
	（参考資料1）金融庁における政策評価への取組み	6
	（参考資料2）政策評価に関する有識者会議メンバー	12
	（参考資料3）金融庁における平成24年度政策評価・25年度実施計画 （概要）	13

II 24年度における各施策の評価結果（概要）

III 各施策の評価結果

基本政策	施策目標	施策	ページ
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	1 金融機関の健全性が確保されること	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	43
	2 金融システムの安定性が確保されること	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	74
	3 システミックリスクの未然防止が図られること	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	83
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	1 金融サービスの利用者の保護が図られること	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	88
	2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	109
	3 国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	130
III 公正・透明で活力ある市場の構築	1 信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること	市場インフラの構築のための制度・環境整備	136
	2 我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること	市場機能の強化のための制度・環境整備	144

基本政策	施策目標	施策	ページ
	3 投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	151
	4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること	175
	5 適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	186
IV 横断的施策	1 国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に資すること	国際的な政策協調・連携強化	198
	2 アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を金融面で支援し、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込む	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	206
	3 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	214
	4 金融行政についての情報発信を強化すること	金融行政についての情報発信の強化	220
	5 金融リテラシーが向上すること	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	227

業務支援基盤の整備のための取組み

分野	施策目標	施策	ページ
1 人的資源	(1) 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること	金融行政を担う人材の確保と資質の向上	236

分野	施策目標	施策	ページ
2 知的資源	(1) 的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること	学術的成果の金融行政への導入・活用	244
3 その他の業務基盤	(1) 早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること	金融行政における情報システムの活用	250
	(2) 金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること	災害等発生時における金融行政の継続確保	256

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成 14 年 4 月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

また、政策評価に関する基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（参考資料 1）、実績評価については、平成 13 年度以降、毎年度、実績評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、平成 24 年度（平成 24 年 4 月～25 年 3 月）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。（<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>）

2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

実績評価書については、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覧性の確保を図ることから、金融庁においても、統一的な標準様式により、評価対象となる施策ごとに評価書を作成しました。

また、従前からの評価の連続性の確保や評価結果の活用等のため、実績評価書（別紙）を作成しております。

平成 24 年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法において示されている施策や業務の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）

- 必要性の観点・・・施策効果からみて、対象とする施策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該施策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点・・・施策効果と当該施策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点・・・得ようとする施策効果と当該施策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる施策効果との関係が明らかか。

なお、平成 24 年度金融庁政策評価実施計画においては、金融庁の政策の目標について、金融庁設置法に規定されている 3 つの法定任務を基本政策として、施策目標、施策を導出して体系的な整理を行っています。

また、実績評価の記載に当たっては、施策目標ごとに各施策の評価結果を記載した上で、施策ごとに、その効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

① 施策名

平成 24 年度金融庁政策評価実施計画に定めた「施策」を記載しました。

② 施策の概要

目標を達成するために実施した内容のほか、施策の必要性や趣旨などについて説明しました。

③達成すべき目標

平成 23 年度金融庁政策評価実施計画に定めた「達成目標」を記載しました。

④施策の予算額・執行額等

当該施策についての予算額及び執行額を説明しました。

⑤施策に関係する内閣の重要施策（施政方針演説等のうち主なもの）

当該施策に関係する主な内閣の重要施策について説明しました。

⑥事務事業及び測定指標

測定指標を設定した「事務事業」及び設定した「測定指標」について説明しました。

⑦施策に関する評価結果

○目標の達成状況

平成 23 年度の想定基準（状況）に対する目標の単年度における達成度について、4 ページの「評価の判断基準」に基づき A、B、C の 3 段階で評価を行い、その判断理由について説明を行いました。

また、政策評価が国民に分かりやすいものとなるよう、中期的にみて取組みの成果が上がっているかどうか、及び今後の取組み方針について端的な結論を記載しました。さらに、端的な結論の記述に当たっては、5 ページの「中期的にみた取組みの成果及び今後の取組み方針に関する端的な結論の基本類型」によるものとし、各施策の状況を踏まえ必要に応じて補足説明を加えました。

なお、各施策に係る平成 23 年度における目標の達成度の一覧及び端的な結論の一覧は、参考資料 3（12 ページ）のとおりです。

○施策の総括的評価

評価結果の概要として、可能な限り取組みの成果（アウトカム）について分析し、法において示されている 3 つの観点（必要性、効率性、有効性）から評価するよう努めました。

⑧学識経験を有する者の知見の活用

各施策の評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。なお、今後の政策評価に向けての意見については、その旨を記載しました。

⑨政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価を行う過程において使用した資料等を記載しました。

⑩担当課室名および政策評価実施時期

当該施策の担当部局及び評価の実施時期を記載しました。

3. 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

有識者会議のメンバーの方々（参考資料 2）から、平成 25 年 6 月 7 日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各施策の実績評価に関するご意見については、実績評価書を作成する上で参考とさせていただきます。なお、各施策の今後の評価に向けてのご意見については、各施策の評価結果の「学識経験を有する者の知見の活用」欄に記載しています。

また、有識者会議のメンバーからのご意見のなかには、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わるご意見をいただいております。今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

評価の判断基準、端的な結論の基本類型

1. 当該年度の達成度の類型

- A : 当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合
- B : 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況には至っていないが、一定の成果が上がっている場合
- C : 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかった場合

2. 端的な結論の類型

- 類型Ⅰ : 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
- 類型Ⅱ : 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
- 類型Ⅲ : 施策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。

(参考資料1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定（13年1月政策評価各府省連絡会議了承） 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13年3月28日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13年法律第86号） 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定（13年10月31日）
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針」（13年12月閣議決定） 	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13年法律第86号） 	<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14年4月1日） 「事後評価の実施計画」（計画期間14年4月～6月末）策定（14年4月1日）
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「事後評価の実施計画」（計画期間14年7月～15年6月末）策定（14年8月6日）
9月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（14年9月13日）
11月		<ul style="list-style-type: none"> 「第1回政策評価に関する有識者会議」開催（14年11月12日）
12月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成13年度実績評価）の実施、評価結果の公表（14年12月26日）
15年4月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15年4月17日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（15年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2回政策評価に関する有識者会議」開催（15年6月12日）
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（15年7月1日） 「平成15年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間15年7月～16年6月末）策定（15年7月1日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「第3回政策評価に関する有識者会議」開催（15年8月5日） 政策評価（平成14年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（15年8月29日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
16年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回政策評価に関する有識者会議」開催（16年4月21日） ・「平成14年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（16年4月23日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（16年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5回政策評価に関する有識者会議」開催（16年6月18日）
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成16年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間16年7月～17年6月末）策定（16年7月7日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（16年7月7日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第6回政策評価に関する有識者会議」開催（16年8月5日） ・政策評価（平成15年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（16年8月31日）
17年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成15年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（17年4月27日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17年6月国会報告） 	
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第7回政策評価に関する有識者会議」開催（17年7月5日） ・「平成17年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間17年7月～18年6月末）策定（17年7月26日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（17年7月26日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第8回政策評価に関する有識者会議」開催（17年8月9日） ・政策評価（平成16年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17年8月31日）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価に関する基本方針の改定について」（17年12月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」（17年12月政策評価各府省連絡会議了承） 	
18年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成16年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18年4月28日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(18年6月国会報告)	・「第9回政策評価に関する有識者会議」開催(18年6月20日)
7月		・「平成18年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間18年7月～19年6月末)策定(18年7月10日) ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(18年7月10日)
8月		・「第10回政策評価に関する有識者会議」開催(18年8月3日) ・政策評価(平成17年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(18年8月31日)
19年3月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」(13年政令第323号)の一部改正(規制の事前評価の義務付け) ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更(19年3月閣議決定)	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(19年6月国会報告)	・「第11回政策評価に関する有識者会議」開催(19年6月13日) ・「平成17年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(19年6月14日)
7月		・「平成19年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間19年7月～20年6月末)策定(19年7月3日) ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(19年7月3日)
8月	・「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定(19年8月政策評価各府省連絡会議了承)	・「第12回政策評価に関する有識者会議」開催(19年8月2日) ・政策評価(平成18年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(19年8月30日)
20年6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(20年6月国会報告)	・「平成18年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(20年6月10日) ・「第13回政策評価に関する有識者会議」開催(20年6月11日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間 20 年 7 月～24 年 3 月末）策定（20 年 7 月 3 日） ・「平成 20 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 20 年 7 月～21 年 6 月末）策定（20 年 7 月 3 日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第 14 回政策評価に関する有識者会議」開催（20 年 8 月 6 日） ・政策評価（平成 19 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（20 年 8 月 29 日）
21 年 2 月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第 15 回政策評価に関する有識者会議」開催（21 年 2 月 26 日）
3月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 21 年 4 月～22 年 3 月末）策定（21 年 3 月 31 日）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（21 年 5 月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 19 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（21 年 5 月 22 日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第 16 回政策評価に関する有識者会議」開催（21 年 8 月 5 日） ・政策評価（平成 20 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（21 年 8 月 31 日）
22 年 3 月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第 17 回政策評価に関する有識者会議」開催（22 年 3 月 17 日） ・「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 22 年 4 月～22 年 3 月末）策定（22 年 3 月 31 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22 年 3 月 31 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」(13年政令第323号)の一部改正(22年5月閣議決定) ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更(22年5月閣議決定) ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(22年5月政策評価各府省連絡会議了承) ・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定(22年5月政策評価各府省連絡会議了承) ・「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」策定(22年5月政策評価各府省連絡会議了承) 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(22年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成20年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(22年6月4日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(22年8月24日) ・「第18回政策評価に関する有識者会議」開催(22年8月25日) ・政策評価(平成21年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(22年8月31日) ・「平成22年度金融庁政策評価実施計画」一部改正(22年8月31日)
23年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(23年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成21年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(23年6月17日) ・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間23年4月～24年3月末)策定(23年6月24日) ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(23年6月24日)
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第19回政策評価に関する有識者会議」開催(23年9月27日) ・政策評価(平成22年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(23年9月30日) ・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」一部改正(23年9月30日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
24年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（24年3月政策評価各府省連絡会議了承） ・「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」（24年3月政策評価各府省連絡会議了承） 	
5月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第20回政策評価に関する有識者会議」開催（24年5月21日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：24年4月～29年3月）策定（24年5月31日） ・「平成24年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：24年4月～25年3月）策定（24年5月31日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（24年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成22年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（24年6月8日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第21回政策評価に関する有識者会議」開催（24年8月10日）
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価（平成23年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（24年9月7日）
25年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の一部変更（25年4月政策評価各府省連絡会議了承） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（25年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第22回政策評価に関する有識者会議」開催（25年6月7日） ・「平成23年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（25年6月21日） ・「平成25年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：25年4月～26年3月末）策定（25年6月28日）

(参考資料2)

政策評価に関する有識者会議メンバー

平成25年6月7日現在

座長	富田 俊基	中央大学法学部教授
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	島崎 憲明	住友商事(株)特別顧問
	田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

[計 6名]

(敬称略)

平成24年度				平成25年度	
基本政策／施策	主な実績	評価	結論	主な事務事業	
I 経済成長の礎となる金融システムの安定					
1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	・破綻処理制度・外銀支店規制等についての審議会報告書の取りまとめ ・担当者の併任・横断的組織の設置によるオン・オフ体系的なモニタリングの推進	A	I	・制度改正のための法改正等 ・ベターレギュレーションの深化	
2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	・破綻処理制度・外銀支店規制等についての審議会報告書の取りまとめ（再掲）	A	I	・制度改正のための法改正等（再掲）	
3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	・内外の市場動向やマクロ経済情勢（特に欧米等）についての分析	A	I	・欧米に加え、新興国市場や日銀の金融政策の影響等も注視	
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上					
1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・不公正取引抑止のための金商法改正（平成24年9月） ・振り込め詐欺への対応	A	II	・必要に応じ、行政処分	
2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・資本金借入金・ABL等の積極的活用の促進 ・中小企業の経営支援のための各種取組み	A	II	・利用者ニーズの実態把握、積極的対応を促進 ・中小企業の経営改善・事業再生のため関係省庁等と連携	
3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・投資信託・投資法人法制についての報告書の取りまとめ	B	II	・投資信託・投資法人法制の見直し ・日本版ISAの環境整備	
III 公正・透明で活力ある市場の構築					
1 市場インフラの構築のための制度・環境整備	・一定の店頭デリバティブ取引に係る清算集中義務及び取引情報保存・報告制度の関係政府令の策定・施行	A	I	・一定の店頭デリバティブ取引に係る取引情報保存・報告制度の適切な実施	
2 市場機能の強化のための制度・環境整備	・総合取引所実現に向けた金商法改正	B	II	・総合取引所実現に関係者への働きかけ、政府令の整備 ・リスクマネー供給の拡充策の検討	
3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	・インサイダー取引規制のための金商法改正 ・増資インサイダー事案に対する課徴金納付命令の勧告	B	II	・インサイダー取引規制に係る制度整備 ・クロスボーダー取引を利用した不公正取引等への対応	
4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	・投資一任業者に対する一斉調査・集中的な検査	B	II	・効率的・効果的な検査・監督の実施	
5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	・オリンパス等の会計不正事案を踏まえた意見書とりまとめ	A	II	・監査基準の整備	
IV 横断的施策					
1 国際的な政策協調・連携強化	・国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献	A	II	・国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献	
2 アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	・アジア諸国に対する金融インフラ整備支援を実施	A	II	・アジア諸国に対する金融インフラ整備支援を促進	
3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	・保険会社のグループ経営に関する規制等の見直し等	B	II	・官民ラウンドテーブルを継続的に実施	
4 金融行政についての情報発信の強化	・HPでの特設サイトの設置、海外への情報発信の強化	B	II	・対象、発信情報を明確化し、相応しい手段による情報発信	
5 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	・「金融経済教育研究会」での報告書の取りまとめ	A	I	・報告書に沿った金融経済教育の推進	
業務支援基盤の整備のための取組み					
1 金融行政を担う人材の確保と資質の向上	・人材確保・資質向上の中期的方針、職員の基本的な姿勢を示した「金融庁職員のあり方」、業務改善の仕組み（PDCA）の整備	A	II	・「金融庁職員のあり方」、業務改善（PDCA）の定着 ・人材確保・資質向上の中期的方針の着実な実行	
2 学術的成果の金融行政への導入・活用	・国際コンファレンス、研究会等の開催	A	II	・より本質的で重要なテーマを選定し、調査研究を実施	
3（1）金融行政における情報システムの活用	・情報セキュリティ事案の態勢強化（CSIRTの設置）	B	II	・次世代EDINET等の開発の推進	
3（2）災害等発生時における金融行政の継続確保	・非常時の連絡体制や参集要員の見直しを実施	A	II	・計画の随時見直し、実践的な防災訓練の実施	

（注）達成度：A（ほぼ達成）⇒13、B（一定の成果）⇒7

端的な結論：I（今後もこれまでの取組）⇒5、II（取組の充実・改善、新たな取組必要）⇒15

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成24～28年度）

基本政策	施策	平成24年度の主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業に対する実績(案)	達成度及び端的な結論の判断理由(案)	平成25年度の主な事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備 [達成目標] 金融機関の健全性が確保されること	① 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備 ② 効果的なオフサイト・モニタリング(監督)の実施 ③ 効果的なオンサイト・モニタリング(検査)の実施	① ・バーゼルⅢの国際合意を受けた国際基準行に対する新たな自己資本比率規制に関する改正。国内基準行に対する新たな自己資本比率規制に関する改正。 ・G-SIFIsについて、国際的な議論を踏まえ、必要な対応を実施。 ・外国銀行支店に対する規制の在り方、大口信用供与等規制の在り方その他必要な措置について検討。 ② ・金融・経済情勢を勘案した個別金融機関に対する効果的・効率的なモニタリング(円滑な資金供給に向けた取組状況を含む)。 ・オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの整備推進。 ・金融機関のリスク管理の高度化(総合的なリスク管理態勢の整備状況等)についての検証等)。 ・バーゼルⅡについては、リスク管理の運用状況の把握や承認申請への適切な審査を実施。 ・G-SIFIs等に対し、監督カレッジの枠組みの下、適切な監督を実施。 ・G-SIFIsについて、国際的な議論を踏まえ、必要な対応を実施。 ・証券会社、保険会社等の連結規制・監督の実施。 ③ ・金融機関のリスク特性を十分見極めた、効果的な検査の実施(i日本版EiC等による深度ある分析iiターゲット検査の必要性が高い検証分野等を検討等)。 ・金融機関を取り巻く環境の変化に対応した検査の実施(i金融危機や欧州の債務問題を踏まえた、検査態勢や検査マニュアルの整備を検討iiデジタルフォレンジック技術を活用した検査態勢の整備等を検討)。 ・検査で得られた情報に係る分析力・情報発信力の強化。	① ・国際基準行に対する自己資本比率の見直しに関する告示・監督指針等の追加の改正(24年8月・12月、25年3月改正)、国内基準行に対する自己資本比率規制に関する告示の改正を行った(25年3月改正)。 ・G-SIFIsを含む大規模で複雑な業務を行う金融機関の再建・処理計画についての監督上の着眼点等を明らかにする観点から、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を行った(平成25年1月)。 ・平成24年5月から、金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」において、以下について検討し、報告書を取りまとめた(平成25年1月25日公表)。 ア 外国銀行支店に対する規制の在り方 イ 大口信用供与等規制の在り方 ウ 我が国金融業の更なる機能強化のための方策・金融機関の秩序ある処理の枠組み また、平成25年4月16日には、本報告書を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。 ② ・財務会計情報やリスク情報等の徴求、定期・随時のヒアリング等を通じ、金融機関の経営状況の把握等を行った。 ・銀行法施行規則等の改正に伴い、オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの改修を実施した。 ・監督指針・方針に基づき、リスク管理に係るヒアリングや、共通シナリオに基づくストレステスト等を実施した。 ・自己資本比率規制に係る承認については、信用リスク3件、オペレーショナル・リスク4件の承認を行った。 ・グローバルに活動する我が国の金融機関(3メガバンクグループ、野村グループ、及び東京海上グループ)について、監督カレッジ会合を開催した。 ・証券会社の連結規制・監督について、外貨も含めたグループ全体の流動性リスク管理に万全を期すよう求め、また、グループ全体の統合的なリスク管理態勢の整備状況に加え、グループ・ベースでのデータ集計能力向上に向けた態勢整備の検討状況及びテール・リスクを織り込んだストレステストの適切な実施とストレステスト結果の経営での活用状況等を重点的に検証した。 バーゼルⅢを踏まえた川上連結告示改正に対応するべく、早期是正措置告示及び監督指針を改正した(平成24年8月)。 24年7月公表バーゼル銀行委員会による「銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課」に関する暫定規則を踏まえ、川上連結告示を再改正した(平成24年12月)。 バーゼルⅢを踏まえ、開示告示及びそれに対応した監督指針を改正した(平成25年3月)。 グローバルなシステム上重要な金融機関(Global Systemically Important Financial Institutions: G-SIFIs)及び破綻時に金融システムの安定性に影響を及ぼす可能性があると考えられる金融機関については、危機管理の一環として、再建・処理計画の策定のため、監督指針を改正し、監督上の着眼点と監督手法・対応を明確化した(平成25年2月)。 ・24年3月末に導入した連結財務健全性基準を用い、保険会社等の健全性の監督を行った。 経営統合や海外での業務拡大などの取組みがみられるグループについて、ヒアリングを通じ、グループ全体の統合的なリスク管理態勢の整備状況や有効性等を重点的に検証した。特に、海外拠点を有するグループについては、海外での巨大災害の集積リスクが顕在化した近時の事例も踏まえ、海外拠点の業務に係るリスク管理態勢について検証した。 ③ ・24事務年度検査基本方針に基づき、金融機関のリスク特性を十分に見極めた、効果的な検査の実施に努めた。(i日本版EiC等が担当金融グループの状況把握を適切に行い、深度ある分析を実施。ii主要行に対する検査については、検証分野を絞り込んだターゲット検査を実施。) ・バーゼルⅢの実施に伴い、金融検査マニュアルの改定を行うとともに、国際的規制の動向について情報を収集を行い、金融検査に与える影響等について分析した。また、24年度において、大量の電子メールや音声データの抽出・分析等を可能とする「デジタルフォレンジック技術」を金融検査に導入した。 ・24事務年度検査基本方針に基づき、情報の分析態勢を強化し、検査結果の分析等によって得られた有益な情報を、業界団体との意見交換の場において紹介する等の取組みを行った。	・国際的な議論を踏まえた健全性確保のためのルール整備、オンサイトとオフサイトの効果的なモニタリングの実施等により、金融機関の健全性は維持されている。また、金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関及び早期健全化法に基づく資本増強行について、経営強化計画の履行状況のフォローアップを行うなど、監督上の措置を適切に講じている。 ・今後は、25年3月期における預金取扱金融機関の(総)自己資本比率は、主要行等で17.5%(国際統一基準行)・14.7%(国内基準行)、地域銀行で14.3%(国際統一基準行)・11.2%(国内基準行)となっている等、健全性は維持されているが、今後とも注視が必要であり、これまでの取組みを引き続き進めていきます。 (1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 I	① 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備 ② 効果的なオフサイト・モニタリング(監督)の実施 ③ 効果的なオンサイト・モニタリング(検査)の実施	① ・バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制の見直しの議論を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制・レバレッジ比率等に関する銀行法告示等の整備を実施する。また、26年3月に実施予定となっている国内基準行に対する新規規制の適切な運用確保に向けた監督指針等の整備を実施する。 ・外国銀行支店に対し、国内銀行最低資本金に相当する金額の国内積立を義務付けるなど、所要の制度整備。 ・大口信用供与等規制の対象となる信用供与等の範囲を拡大するなど、所要の制度整備。 ② ・金融・経済情勢を勘案した個別金融機関に対する効果的・効率的なモニタリング(円滑な資金供給に向けた取組状況を含む)。 ・オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの整備推進。 ・国際的に活動し、複雑かつ多様な業務を行っている大規模な金融グループについて、国際的な議論を踏まえつつ、グループ連結ベースでの監督手法の高度化に向けた検討を引き続き進めていく。特に、金融持株会社により、金融グループを統括する重要性が高まってきていることを踏まえ、金融持株会社が、子会社等に対するグループ経営管理機能を十分に発揮しているか、等について検証する。 ・金融機関のリスク管理の高度化(総合的なリスク管理態勢の整備状況等)についての検証等)。 ・自己資本規制については、リスク管理の運用状況の把握や承認申請への適切な審査を実施。 ・G-SIFIs等に対し、監督カレッジの枠組みの下、適切な監督を実施。 ・G-SIFIsについて、国際的な議論を踏まえ、必要な対応を実施。 ・証券会社、保険会社等の連結規制・監督の実施 ③ ・金融機関のリスク特性を十分見極めた、効果的な検査の実施(i日本版EiC等による深度ある分析iiターゲット検査の必要性が高い検証分野等を検討iii海外当局等との間で、連携を強化)。 ・近年、金融持株会社により、銀行・保険会社等の金融グループを統括する形態が増加しつつあることを踏まえ、金融持株会社が、子会社等に対するグループ経営管理機能を十分に発揮しているか、等について検証する。 ・金融機関を取り巻く環境の変化に対応した検査の実施(i金融危機や欧州の債務問題を踏まえた、検査態勢や検査マニュアルの整備を検討iiデジタルフォレンジック技術を活用した検査態勢の整備等を図る)。 ・検査で得られた情報に係る分析力・情報発信力の強化。

基本政策	施策	平成24年度の 主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業 に対する実績(案)	達成度及び端的な結論 の判断理由(案)	平成25年度の 主な事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
		④ オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進	④ ・検査局と監督局のデータ集積・分析機能の一体化を推進。 ・システムリスクについて、引き続き検査局と監督局との横断的な組織を設置。 ・日本版EiCについて、引き続き監督局に併任した上で、監督局における様々なヒアリングなどに参加させる。 ・監督局スタッフの検査への参加等を検討。	④ ・国際的な動向等を踏まえ、メガバンクにおける態勢整備に向けた取組状況等について検証するため、 <u>検査局と監督局との横断的な組織を設置した。</u> ・ <u>検査局のシステム専門家を監督局のシステムモニタリング担当に併任させ、検査局と監督局との横断的な組織を中心に、オン・オフ一体的なモニタリングを実施した。</u> ・日本版EiCや大手保険会社担当の主任検査官を監督局に併任させた上で、監督局における各種ヒアリングに参加させ、担当金融グループ全体の状況把握を適切に行った。		④ オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進	④ ・ <u>検査局と監督局との横断的な検証体制を設置し、当該体制を中心にオン・オフ一体的なモニタリングの一層の強化。</u> ・ <u>検査局と監督局のデータ集積・分析機能の一体化を推進。</u> ・システムリスクについて、引き続き検査局と監督局との横断的な組織を設置。 ・日本版EiCについて、引き続き監督局に併任した上で、監督局における様々なヒアリングなどに参加させる。 ・監督局スタッフの検査への参加等を検討。
		⑤ 金融機能強化法等の適切な運用	⑤ ・金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、資本参加した金融機関に対して適切なフォローアップを実施。 ・早期健全化法に基づく資本増強行に対して、適切なフォローアップを実施。	⑤ ・金融機能強化法に基づき資本参加を行った10金融機関の新しい経営強化計画を公表した(24年8月)。 ・ <u>金融機能強化法に基づき3金融機関に対して資本参加を実施した(24年9月及び12月)。</u> ・金融機能強化法に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況を、24年3月期は同年8月に、24年9月期は25年2月に公表した。 ・ <u>金融機能強化法の適切な運用に努めたこと等から、24年度は紀陽ホールディングス(紀陽銀行)から154億円の返済があった。</u> ・ <u>早期健全化法に基づき資本増強を行った3行の新しい経営健全化計画を公表した(平成24年11月、平成25年2月及び同年3月)。</u> ・ <u>早期健全化法に基づく資本増強行における経営健全化計画の履行状況を、24年3月期は同年7月に、24年9月期は同年12月に公表した。</u> ・ <u>早期健全化法の適切な運用に努めたこと等から、24年度はあおぞら銀行から265億円、三井住友トラスト・ホールディングスから2,003億円の返済があった。</u>		⑤ 金融機能強化法等の適切な運用	⑤ ・金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、資本参加した金融機関に対して適切なフォローアップを実施。 ・早期健全化法に基づく資本増強行に対して、適切なフォローアップを実施。
		⑥ 金融機関の業務継続体制の検証	⑥ ・金融庁を含む金融システム全体において、大規模災害等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制を構築。 ・日本銀行、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練を検討。 ・金融検査に当たって、経営陣の責任において適切な業務継続体制が整備されているか検証。	⑥ ・ <u>監督局の業務継続計画を見直し、大規模災害等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制の構築を目指した。</u> ・ <u>全国銀行協会が首都直下地震発生を想定した銀行業界横断的な業務継続性に係る訓練を初めて実施し、当庁は、シナリオ作成の段階から当該訓練に参加した。</u> ・ <u>24事務年度検査基本方針に基づき、経営陣の責任において、危機発生時に主要なリスクを十分に想定した業務継続体制が整備されているか等について、重点的に検証を行った。</u>		⑥ 金融機関の業務継続体制の検証	⑥ ・金融庁を含む金融システム全体において、大規模災害等のリスクに対してに対してしなやかで強靱な業務継続体制を構築するため、全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練を検討。 ・金融検査において、業務継続体制の整備等について重点的に検証。
		⑦ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み	⑦ ・システムリスクの総点検の結果を踏まえ、監督指針及び検査マニュアルを改訂。 ・金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を推進。 ・金融情報システムセンター(FISC)と共同調査を実施し、金融分野に係るIT等についての情報提供を実施。	⑦ ・システムリスクの総点検の結果を踏まえ、金融機関に共通的な課題・問題点について、着眼点及び検証項目として、監督指針、検査マニュアルの改正を行った(平成24年6月29日公表)。 ・「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画」(24年4月26日情報セキュリティ政策会議改定。以下「行動計画」という。)において、情報セキュリティ対策に資する情報の官民における共有と、共有する情報の内容の充実が定められたことに基づき、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)と連携し、ソフトウェアの不具合や情報セキュリティ関係団体による取組み等の情報セキュリティに関する情報を金融関係事業者団体に提供(26件)し、NISCに対しては、金融機関のシステム障害に係る情報の連絡(4件)を行った。 ・金融機関に関するサイバー攻撃の最近の特徴ならびにサイバー攻撃に対応するために必要な態勢のあり方及び技術的対策の内容について情報提供を行うため、公益財団法人 金融情報システムセンター(FISC)と共同調査を行い、「金融機関におけるサイバー攻撃への態勢整備について」と題するレポートを作成した。当該レポートを掲載したFISC機関誌は、会員644機関に配布され参考に供された。		⑦ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み	⑦ ・金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を推進。 ・金融情報システムセンター(FISC)と共同調査を実施し、金融分野に係るIT等についての情報提供を実施。
						⑧ ベターレギュレーションの深化	⑧ ・ベターレギュレーションの深化として、検査・監督・企画のそれぞれについて、金融行政の質の向上に向け、課題を抽出し、改善策を策定・実施する。

基本政策	施策	平成24年度の主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業に対する実績(案)	達成度及び端的な結論の判断理由(案)	平成25年度の主な事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
	2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備 [達成目標] 金融システムの安定性が確保されること	① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備 ② 円滑な破綻処理のための態勢の整備	① ・パーゼルⅢに対応した自己資本比率規制告示を踏まえた、監督指針等関連規定の改正。(再掲) ・G-SIFIsについて、国際的な議論を踏まえ、必要な対応を実施。(再掲) ・外国銀行支店に対する規制の在り方、大口信用供与等規制の在り方その他必要な措置について検討。(再掲) ② ・預金保険制度の周知を引き続き推進。 ・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を実施。 ・預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実。	① ・国際基準行に対する自己資本比率の見直しに関する告示・監督指針等の追加の改正(24年8月・12月、25年3月改正)、国内基準行に対する自己資本比率規制に関する告示の改正を行った(25年3月改正)。 ・G-SIFIsを含む大規模で複雑な業務を行う金融機関の再建・処理計画についての監督上の着重点等を明らかにする観点から、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を行った(平成25年1月)。 ・平成24年5月から、金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」において、以下について検討し、報告書を取りまとめた(平成25年1月25日公表)。 ア 外国銀行支店に対する規制の在り方 イ 大口信用供与等規制の在り方 ウ 我が国金融業の更なる機能強化のための方策・金融機関の秩序ある処理の仕組み また、平成25年4月16日には、本報告書を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。 ② ・名寄せデータの精度の維持・向上のため、預金保険機構とも連携し預金取扱金融機関の検査を行った。 ・預金保険機構との緊密な連携の下、同機構で行われた「金融整理管財人業務」の研修に参加するなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実に努めた。	・国際的な議論を踏まえ、金融機関の健全性確保のための規制を見直し、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みについて検討を行うなど、金融システムの安定に向けた必要な取組みは十分に進展している。 ・今後は、新たな枠組みを含めた金融システムについて、引き続き円滑に機能する取組みを進めていく必要がある。 (1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 I	① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備 ② 円滑な破綻処理のための態勢の整備	① ・パーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制の見直しの議論を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制・レバレッジ比率等に関する銀行法告示等の整備を実施する。また、26年3月に実施予定となっている国内基準行に対する新規制の適切な運用確保に向けた監督指針等の整備を実施する。 ・金融機関の秩序ある処理の仕組みについて所要の制度を整備。 ② ・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を実施。 ・預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実。
	3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応 [達成目標] システミックリスクの未然防止が図られること	① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応	① ・金融システムの安定性の確保、金融・資本市場の的確な動向把握のため、グローバルな株式等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、実体経済との相互作用に留意しつつ、日本銀行とも連携し、情報の集積・調査・分析を実施。 ・集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を促進。	① ・内外の市場動向やマクロ経済情勢等について、特に欧米諸国の経済・財政問題が実体経済に与える影響について、集積した情報及び分析を行い、関係省庁や日本銀行と連携しつつ、金融システム、金融・資本市場の動向を早期に把握するよう努めた。結果を庁内で共有することにより、リスクの早期把握が促進され、効果的な行政対応に資した。	・マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなど、集積した情報及び分析結果について金融行政への反映を図っており、システミックリスクの未然防止のための取組みを十分にしている。 ・今後も、実体経済の状況が金融システムに与える影響を引き続き的確に把握することに努める。 (1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 I	① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応	① ・金融システムの安定性を確保し、金融・資本市場の動向を的確かつ早期に把握するため、内外の市場動向やマクロ経済情勢等について、実体経済との相互作用に留意しつつ、関係省庁や日銀とも連携し、マクロブルーデンスの視点も踏まえ、情報の集積・調査・分析を実施。なお、引き続き欧米諸国の経済・財政問題に加え、新興市場の過熱化、日銀の新たな金融緩和等が経済・市場動向に与える影響も前広に注視。 ・より体系的なマクロブルーデンス政策に関する枠組みの検討に向けて、海外当局の取組み等に関する調査・分析を実施。その際、当庁特別研究官への委嘱なども活用。 ・集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を促進。
Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備 [達成目標] 金融サービスの利用者の保護が図られること	① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受するための制度・環境整備	① ・金融商品取引業者以外が顧客等の計算で行った不正取引、他人の計算による不正取引を抑制するための、所要の制度整備。 ・適時適切に監督指針等の整備を行い、問題等には必要に応じ、行政処分を行うとともに、業務改善の実施状況をフォローアップ。 ・預金取扱金融機関については、主要行等・中小地域金融機関向け監督指針を踏まえて、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・保険会社等については、保険会社等の保険募集代理店に対する指導・管理の状況を検証することを含め、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・金融商品取引業者については、適合性の原則の遵守を含め、金融商品取引法等の遵守状況を注視し、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・金融商品取引法における登録金融機関については、適合性の原則の遵守を含め顧客目線に立った営業、営業部門等への牽制機能や監視機能の適切な発揮が行われているか等について検証。 ・投資運用業者や信託銀行等が受託者責任を果たしているか等、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・貸金業者等については、改正貸金業法を踏まえ、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督(ヤミ金対策を含む)。 ・前払式支払手段発行者、資金移動業者等については、適切な業務運営やサービスの適切な実施を確保するよう指導・監督。	① ・金融商品取引業者以外の業者等が顧客等の計算で行った不正取引・他人の計算による不正取引を抑制するための所要の制度整備を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した(平成24年9月6日成立、9月12日公布)。 ・AIJ事業を踏まえ、資産運用に係る規制・監督等の見直し(案)を策定し、関係法令等の整備を行った。また、すべての投資一任業者に対し、二次に亘る一斉調査を実施した。引続き、二次調査において優先的な調査の対象先とならなかった業者も含め、逐次調査を継続し、逐次、証券監視委と情報共有した(平成24年4月6日、9月4日公表)。 ・さらに、平成24年12月には、当該事業を踏まえた再発防止策の一部として、監督指針の改正を実施し、当該事業により明らかとなった問題点に係る監督上の着重点等の整備・明確化を行った(平成24年12月13日)。 ・金融庁による一斉調査の内容も踏まえて証券取引等監視委員会による集中的な検査等が行われ、その結果等を受け、問題のある業者に対し業務停止命令等の行政処分を行うなどの適切な措置をとり、顧客保護に努めた。 ・また、複雑な金融商品の販売時における顧客説明の考え方を明確化し、顧客保護に努めた(平成24年11月30日通知)。 ・主要行等・中小地域金融機関向け監督指針等の改正を行い、法令等遵守に係る監督上の着重点等を更に整備・明確化するとともに、当該指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行った。 ・業界団体との意見交換会等の機会を捉えて、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請するとともに、情報交換を行った。 ・大規模な乗合代理店における保険商品の販売実績や業務運営態勢等を把握するための実態調査を行った。 ・金融商品取引業者等の商品の企画・開発及び勧誘・販売のあり方に関し、投資者からの情報等について、問題事案の早期発見のため、定期的及び必要に応じ、各業者からヒアリングを実施すること等を通じ、各業者の勧誘・販売・フォローアップ態勢や適合性原則の遵守状況等の実態把握に努めた。 ・投資一任業者に対し、2次に亘る一斉調査(1次調査内容については4月、2次調査内容については9月に公表)を実施。 ・前払式支払手段発行者及び資金移動業者について、事務ガイドラインを改正の上、新たに監督にかかる重点事項を作成し、対象業者の業務運営態勢の適切な把握等に取り組んだ。	・不正取引抑止のための所要の制度整備(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立(24年9月))やAIJ問題を踏まえた再発防止策の一つとしての法令・監督指針の整備を図ったほか、振り込め詐欺への対応(返金率の向上)を進めた。 ・今後とも、新たな問題は引き続き生じてくるので、利用者保護の充実にに向けた取組みを更に進める必要がある。 (1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 II	① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受するための制度・環境整備 ① 顧客が金融サービスを安心して享受できるようにするための制度整備 ・適時適切に監督指針等の整備を行い、問題等には必要に応じ、行政処分を行うとともに、業務改善の実施状況をフォローアップ。 ・預金取扱金融機関については、主要行等・中小地域金融機関向け監督指針を踏まえて、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・保険会社等については、保険会社等の保険募集代理店に対する指導・管理の状況を検証することを含め、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・金融商品取引業者については、適合性の原則の遵守を含め、金融商品取引法等の遵守状況を注視し、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・金融商品取引法における登録金融機関については、適合性の原則の遵守を含め顧客目線に立った営業、営業部門等への牽制機能や監視機能の適切な発揮が行われているか等について検証。 ・投資運用業者や信託銀行等が受託者責任を果たしているか等、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・貸金業者等については、改正貸金業法を踏まえ、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督(ヤミ金対策を含む)。 ・前払式支払手段発行者、資金移動業者等については、適切な業務運営やサービスの適切な実施を確保するよう指導・監督。	

基本政策	施策	平成24年度の 主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業 に対する実績(案)	達成度及び端的な結論 の判断理由(案)	平成25年度の主な 事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
		<p>② 当局における相談体制の充実</p> <p>③ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施</p> <p>④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備</p> <p>⑤ 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応</p>	<p>② ・金融サービス利用者相談室において、相談等の一元的な受付及び適切な対応を行い、相談体制等の充実の推進。</p> <p>③ ・金融ADR制度の広報等に積極的に取り組むとともに、運用状況のフォローアップを定期的の実施し、必要に応じ、更なる改善を検討。</p> <p>④ ・自治体の主体的な取組みを促し、相談窓口を訪れる契機とするため、周知・広報の取組みを実施。 ・財務局等で直接相談を受け付けるほか、各局において研修会を開催する等、各局管内の都道府県等の取組みをバックアップ。</p> <p>⑤ ・犯罪の抑止に向けた金融機関の取組みを促進（預金口座の不正利用に関し、警察当局への速やかな情報提供等を含む）。 ・振り込み詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促すなど、振り込み詐欺救済法（20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。 ・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、預貯金者保護法等を適切に運用。 ・無登録業者による未公開株取引等について、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立てや警告書の発出等により適切に対応。 ・無届募集等について、裁判所への申立て等、適切に対応。</p>	<p>② ・金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等の件数や主な相談事例のポイント等を四半期毎に公表した（平成24年4月、7月、10月、平成25年1月）。 ・金融サービス利用者相談室において、外部機関によるメンタルヘルス研修を実施したほか、金融関連法令（改正）に係る内部研修を実施するなど、当室内職員のスキルアップに努め、相談体制等の充実を図った。</p> <p>③ ・「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」において、金融ADR制度の運用状況の点検や制度の在り方等に関し検討を行い、運用面の改善に関する提言等を内容とする取りまとめを公表した（平成25年3月8日公表）。</p> <p>④ ・「多重債務者相談強化キャンペーン2012」を開催した（24年9月～12月）。 ・財務局及び管内自治体の職員及び相談員を対象とする「多重債務相談の手引き」の研修会を実施し、24年度中までにすべての都道府県・市区町村に声掛けする形で全国を一巡。</p> <p>⑤ ・預金口座の不正利用に関し、24年4月～24年12月までの間に、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は1,885件となっており、これを受け金融機関において、1,017件の利用停止、637件の強制解約等が行われた。 ・「振り込み詐欺救済法」に基づく被害者に対する返金率向上のための各種の取組みにより、23年度74.3%から、24年度78.4%へと上昇した。なお、犯罪被害者等支援事業については、25年4月から、奨学金の貸与、助成金の支給が開始された。 ・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、預貯金者保護法等を適切に運用した。 ・無登録業者による未公開株取引等について、警告書の発出・公表を137件（23年度は38件実施、対年度比260.5%増）実施した。 ・ファンドの取得勧誘等に際し、金融商品取引法違反行為である虚偽の告知等を行っていた適格機関投資家等特例業務届出者について、裁判所への禁止命令等の申立てを1件実施した。また、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者等13社（6件）について、社名等を公表した。</p>	<p>（1）24年度の達成度 A （2）端的な結論 II</p>	<p>② 当局における相談体制の充実</p> <p>③ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営</p> <p>④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備</p> <p>⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応</p>	<p>② ・金融サービス利用者相談室において、相談等の一元的な受付及び適切な対応を行い、相談体制等の充実の推進。</p> <p>③ ・24年度の有識者会議の提言を踏まえ、25年度において、全ての指定紛争解決機関によって構成される「金融ADR連絡協議会」を開催し、意見交換等を行うことにより機関間の連携強化に取り組むとともに、指定紛争解決機関向けの監督指針を作成。 ・金融トラブル連絡調整協議会も活用して、金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を検討。</p> <p>④ ・自治体の主体的な取組みを促し、相談窓口を訪れる契機とするため、周知・広報の取組みを実施。 ・財務局等で直接相談を受け付けるほか、各局の相談員向け研修機会の充実等、各局管内の都道府県等の取組みをバックアップ。</p> <p>⑤ ・犯罪の抑止に向けた金融機関の取組みを促進（預金口座の不正利用に関し、警察当局への速やかな情報提供等を含む）。 ・振り込み詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促す、③預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知徹底を図るなど、振り込み詐欺救済法（20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。 ・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、預貯金者保護法等を適切に運用。 ・無登録業者等による未公開株式・ファンドの販売・勧誘や無届募集等については、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止・停止命令の申立てや悪質な業者名の公表、警告書の発出等により適切に対応。</p>
2	<p>資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること</p>	<p>① 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮</p> <p>② 地域密着型金融の促進</p>	<p>① ・金融機関が利用者ニーズに応えるため、各金融機関における、きめ細かな経営相談・指導等の新たな取組みについて、その実態を把握。</p> <p>② ・地域金融機関の地域密着型金融に係る自主的な取組みの一層の促進。</p>	<p>① ・平成24事務年度主要行等向け及び中小・地域金融機関向け監督方針において、金融機関は、「企業の成長、事業の再生に対する支援、多様な金融手法（資本性借入金、DDS、DES、ABL等）の積極的な活用等に取り組んでいくことが期待される」ところであり、各金融機関の主体的な取組みを促していくこととする。」という考え方を示した。 ・プロジェクト・ファイナンスをはじめとする海外向けビジネスの現状と課題、ABLに関する取組みについての現状と課題、税制改正に対応した各金融機関の商品開発への対応状況等について、金融機関との通常のヒアリングの機会を通じて確認を行った。 ・金融業界以外の複数の有識者からヒアリングを実施し、オフサイトモニタリングの充実を図った。 ・事業の再生に対する支援としての企業再生支援機構等との連携や再生ファンドの関与等についてヒアリングを実施した。 ・「資本性借入金」の活用を推進するため、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」を改定。 ・「ABL」の活用を推進するため、「金融検査マニュアル」等を改定。</p> <p>② ・各種ヒアリングを通じ金融機関による地域経済の活性化への貢献に向けた取組状況を確認した。 ・金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、各財務局等において、地域密着型金融に関するシンポジウムを開催するとともに、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みを行っている金融機関に対し顕彰を実施した。</p>	<p>顧客のニーズへの十分な対応について実態把握を行うことで、金融機関が金融の円滑化のための積極的な施策の展開に努め、貸付条件変更等の取組みが着実に進展しているものと考えられる。 ・中小企業金融円滑化法の期限後も、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮を一層促していく必要がある。</p>	<p>① 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮</p> <p>② 地域密着型金融の促進</p>	<p>① ・金融機関が利用者ニーズに応えるため、各金融機関における、きめ細かな経営相談・指導等の新たな取組み（顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組み等）について、その実態把握に努めるとともに、積極的な対応を促進。</p> <p>② ・地域金融機関の地域密着型金融に係る自主的な取組みの一層の促進。</p>

基本政策	施策	平成24年度の 主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業 に対する実績(案)	達成度及び端的な結論 の判断理由(案)	平成25年度の 主な事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
		③ 中小企業の経営改善と事業再生支援	③ ・「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」の具体化。 ・金融機関に対する、年末・年度末等の金融円滑化を要請。 ・金融検査マニュアル別冊等について説明会を開催し、金融円滑化法の最終延長や資本性借入金の積極的活用等について周知を徹底。 ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構等の活用促進も含めた、被災者支援等の促進。 ・金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等）を実施。	③ ・以下の事項に関し、政策パッケージの具体化を図った。 ア 監督指針を改正し、金融機関によるコンサルティング機能発揮のための監督上の着眼点に係る規定を整備（平成24年5月17日公表） イ 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能・連携の強化のため、専門人材の確保、人員・体制の大幅拡充を行い、中小企業の事業再生に係る体制整備等実施 ウ 企業再生支援機構に関し、中小企業が負担するデューデリジェンス費用の負担軽減や中小企業の実態に合わせた支援基準の見直しを実施 エ 事業再生支援の環境整備に関し、中小企業ネットワークの構築や、企業再生税制の拡充等を実施 ・中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針等を金融担当大臣談話という形で公表した。 ・中小企業金融円滑化法が期限を迎えるに当たり、関係省庁と連携し、諸施策を推進した。 ・金融担当大臣等と金融機関の代表者との意見交換会を開催し年末・年度末の金融円滑化について大臣から直接要請するとともに、要請文の発出を行った。 ・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等について、説明会を実施した。 ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構等の活用促進も含めた、被災者支援等の促進に関し、平成24年7月17日に、復興庁・中小企業庁と連携し、東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者支援の促進策を策定・公表 また、平成24年7月24日に「いわゆる二重債務問題に係る被災者支援の促進について」を発出し、金融機関に対し、コンサルティング機能を一層発揮し、被災者の状況をきめ細かく把握することにより、各種公的支援策も含め、被災者にとって最適なソリューション（解決策）の提案や実行支援を行うよう、被災事業者とともに東日本大震災事業者再生支援機構の積極的な活用を検討するよう、また、被災者の状況に応じ、個人版私的整理ガイドラインの利用を積極的に勧めるよう、要請 ・個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関し、テレビ・ラジオによる政府広報や、金融機関等におけるポスター・チラシ等の設置、仮設住宅等の入居者へのチラシ等の配布等の周知広報、地方公共団体、弁護士会等と連携した無料相談会を実施 ・24事務年度検査基本方針に基づき、中小企業に対して、適切なコンサルティング機能を発揮しつつ、経営改善や事業再生等の可能性を適切に見極め、最大限の支援を適切に行うための態勢が整備されているか等について、重点的に検証を行った。		③ 中小企業の経営改善・事業再生支援	③ ・地域経済活性化支援機構の活用により中小企業の事業再生を強力に推進するとともに、機構の新規業務であるファンド運営業務や専門家派遣業務等を活用し、地域の再生現場の強化を図る。また、中小企業再生支援協議会を始めとする様々な中小企業支援策と連携した、中小企業の経営改善・事業再生が促進されるよう、引き続き関係省庁等と連携して取組みを進める。 ・金融機関が新規融資を含む円滑な資金供給や貸付条件の変更等に努めるとともに、中小企業・小規模事業者の経営支援に最大限取り組むよう促していく。また、中小企業の経営支援に関する取組状況等について、具体的に分かりやすく公表していくように促していく。 ・中小企業金融に関するアンケート等による実態把握。 ・金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等の検証）を実施。 ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構等の活用促進も含めた、被災者支援等の促進。 ・円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針や資本性借入金の積極的活用等を周知徹底。
		④ 企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化	④ ・主要行等において、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際のきめ細かな金融サービスの提供を促進。 ・地域金融機関等の中堅・中小企業のアジア地域等への進出を支援する体制の整備・強化を促進。	④ ・金融機関に対するヒアリング等を通じ、各金融機関ごとの海外業務の展開方針、重点地域・戦略分野等の把握した。特に、アジアにおける展開のあり方について重点的に確認している。 ・JETROのアジア拠点等に本邦金融機関の職員を派遣し、海外情報の提供・相談等の支援を行った（24年度は15機関から16名）。 ・JBI Cと海外の金融機関が覚書を締結し、現地での日系企業支援体制を整備した（24年度に新たに、インド、フィリピンの銀行と覚書を締結）。		④ 企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化	⑤ ・主要行等において、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際のきめ細かな金融サービスの提供を促進。
		⑤ 金融機能強化法の適切な運用	⑤ ・金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、資本参加した金融機関に対して適切なフォローアップを実施。	⑤ ・金融機能強化法に基づき資本参加を行った10金融機関の新しい経営強化計画を公表した（24年8月）。 ・金融機能強化法に基づき3金融機関に対して資本参加を実施した（24年9月及び12月）。 ・金融機能強化法に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況を、24年3月期は同年8月に、24年9月期は25年2月に公表した。 ・金融機能強化法の適切な運用に努めたこと等から、24年度は紀陽ホールディングス（紀陽銀行）から154億円の返済があった。		⑤ 金融機能強化法の適切な運用	⑥ ・金融機能強化法に基づき資本参加した金融機関について、適切なフォローアップを行うほか、活用の検討を促す。
						⑥ 銀行等による資本性資金の供給促進	⑥ ・資本性資金の供給主体としての銀行等の役割が発揮され得る環境整備（議決権保有制限の見直し）。

基本政策	施策	平成24年度の 主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業 に対する実績(案)	達成度及び端的な結論 の判断理由(案)	平成25年度の主な 事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
	<p>3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること</p>	<p>① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 i) 投資信託法制の見直し ii) 保険商品・サービスの提供等のあり方について</p> <p>② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備</p>	<p>① 投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討。 ・保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供及び保険会社等の業務範囲のあり方並びに保険募集・販売のあり方について検討。</p> <p>② 我が国金融業の中長期的な在り方についての検討。</p>	<p>① 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」において、報告書を取りまとめた(平成24年12月12日公表)。また、平成25年4月16日には、本報告書を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。 ・保険会社等の業務範囲、保険募集・販売等について、金融審議会「保険商品・サービスの在り方に関するワーキンググループ」において検討した。</p> <p>② 金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」において、報告書を取りまとめた(平成24年5月28日公表)。</p>	<p>・目標に向けた環境整備を着実に進めているものの、内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すとの観点から、更なる取組みが必要な状況と認識。 ・今後は、今までの取組に増して、金融サービスの利用者に対して、より質の高いサービスを提供する環境整備に引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 B (2) 端的な結論 II</p>	<p>① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 i) 投資信託・投資法人法制の見直し ii) 保険商品・サービスの提供等のあり方についての検討</p> <p>② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための制度・環境整備</p>	<p>① 投資信託・投資法人法制の制度整備。 ・保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供及び保険会社等の業務範囲のあり方並びに保険募集・販売のあり方について検討し、制度を整備。</p> <p>② 平成26年度1月より導入される日本版ISAについて、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点からの環境整備を推進。 ・国民金融資産の運用のあり方に関する調査研究を行う。</p>
<p>Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築</p>	<p>1 市場インフラの構築のための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること</p>	<p>① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築</p> <p>② 国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築</p> <p>③ EDINETの整備</p>	<p>① 一定の店頭デリバティブ取引等について、清算機関の利用を義務付けるなどの制度整備及び円滑な実施。 ・一定の店頭デリバティブ取引等について、電子取引基盤での取引執行の義務付けに向けた制度整備。 ・清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の提供開始に向けた取組み等をサポートし、国際議論に積極的に参画。</p> <p>② 日本国債清算機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みをサポート。 ・貸株取引の決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みをサポート。 ・国際議論を踏まえ、清算機関等に対し、「金融市場インフラのための原則」に沿うよう適切な監督を実施。</p> <p>③ EDINETについては、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のため、必要なシステム開発等を実施。</p>	<p>① 一定の店頭デリバティブ取引に係る清算集中義務及び取引情報保存・報告制度等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立(22年5月)を踏まえ、関係政令・内閣府令等を策定・施行した(24年5月及び7月公布、同年11月施行)。 ・金融商品取引業者等に代わり取引情報の保存・報告を行う取引情報蓄積機関を指定した(25年3月)。 さらに、約定から決済までの一連事務の電子化の促進を図るため、一定の店頭デリバティブ取引の電子取引基盤の利用義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し(24年3月提出)、24年9月に可決成立した。 ・我が国清算機関における店頭デリバティブ取引の清算対象の段階的拡大に係る検討・取組みをサポートした(CDS取引の清算業務(23年7月)、円金利スワップ取引の清算業務(24年10月)、TIBORを対象とする金利スワップ取引(25年2月)が開始)。 また、英国FSAが主催するLCH Swap ClearやICE Clear Europeなどの協調監督の枠組みに、積極的に参画した。</p> <p>② 国債取引の決済期間の短縮化が図られ、T+2(約定日の2日後に決済)に移行(24年4月)したほか、信託銀行の参加実現に向けたシステム対応に着手するなど、国債清算機関の利用拡大に向けた同機関の態勢強化が図られた。 ・「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」に基づき、26年1月の貸株取引のDVP決済の導入に向けて、関係機関によりシステム対応等の検討が進められている。 ・清算機関等のリスク管理の高度化を目的とした、支払・決済システム委員会(CPSS)と証券監督者国際機構(IOSCO)により、24年4月に公表された「金融市場インフラのための原則」を踏まえ、清算機関等に対し、定期及び随時のヒアリング等を通じ、リスク管理態勢等の把握を行った。 加えて、同原則の付属文書「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」が公表されたことを受け、今後、我が国として同原則を踏まえた監督を行っていくことを公表した(24年12月公表)。</p> <p>③ 次世代EDINETの25年度中の稼働開始に向け、国際水準を踏まえたXBRL(財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるような国際的に標準化されたコンピューター言語)の対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のために、必要なシステム開発等を行った。</p>	<p>・我が国清算機関において、清算対象となる店頭デリバティブ取引が段階的に拡大しているほか、取引情報蓄積機関が指定され、取引情報保存・報告制度の本格実施に向けた環境が整備された。また、国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に向け決済期間の短縮化が図られた。加えて、EDINETについては、有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画で定めた内容を達成するため、調達手続き及び開発をスケジュールどおり実施している。このように一定の成果が上がっているものといえる。 ・今後は、引き続き、制度整備に取り組む必要があり、また、清算機関による同機関の利用拡大に向けた取組みや国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に係る市場関係者の取組みを、引き続きサポートする必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 I</p>	<p>① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築</p> <p>② 国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築</p> <p>③ EDINETの整備</p>	<p>① 一定の店頭デリバティブ取引等について、取引情報保存・報告制度等の適切な実施。 ・一定の店頭デリバティブ取引等について、電子取引基盤での取引執行が義務付けられたことを踏まえ、円滑な施行に向けた制度整備。 ・清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の提供開始に向けた取組み等をサポートし、国際議論に積極的に参画。</p> <p>② 日本国債清算機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みをサポート。 ・貸株取引の決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みをサポート。 ・国際議論を踏まえ、清算機関等に対し、「金融市場インフラのための原則」に沿うよう適切な監督を実施。</p> <p>③ 次世代EDINETの25年度中の稼働開始に向け、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のため、必要なシステム開発等を引き続き実施。</p>

基本政策	施策	平成24年度の主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業に対する実績(案)	達成度及び端的な結論の判断理由(案)	平成25年度の主な事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
	<p>2 市場機能の強化のための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること</p>	<p>① 総合的な取引所(証券・金融・商品)創設の推進</p> <p>② 機動的な資金調達等に資する制度整備</p> <p>③ 不動産投資市場の活性化</p> <p>④ 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討</p>	<p>① ・総合的な取引所検討チーム「取りまとめ」を踏まえ、所要の整備を実施。</p> <p>② ・発行登録制度等についての見直しなど、所要の制度を整備。</p> <p>③ ・J-REIT 市場の活性化のための制度整備を推進。</p> <p>④ ・上場企業等の企業統治に係る法令や取引所規則等の定着状況を踏まえ、必要に応じた適切な対応。</p>	<p>① ・「総合取引所」実現に向けた施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成24年9月6日に成立し、同月12日に公布された。</p> <p>② ・継続開示会社でない外国会社が提出する有価証券届出書について、最近5事業年度分の財務書類(最近2事業年度分は公認会計士の監査を受けたもの)の記載に代えて、選択により、最近3事業年度分の財務書類(すべて公認会計士の監査を受けたもの)の記載を可能とするよう、内閣府令の改正を行った。</p> <p>・発行登録制度の見直しに関し、企業内容等の開示に関する内閣府令等を改正し、プログラム・アマウント方式により発行登録を行う場合、過去の募集により発行された社債の発行予定期間中の償還予定額の記載を可能とするよう、内閣府令の改正を行った。</p> <p>・高額な対価による子会社取得が適切に開示されていなかったことが指摘されていることを踏まえ、M&A等に関する開示を充実させる観点から、臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化のため、内閣府令の改正を行った。</p> <p>③ ・金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」において、J-REIT制度(投資法人法制)に関し、 ①資金調達・資本政策手段の多様化 ②海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の見直し 等について検討し、報告書を取りまとめた(平成24年12月12日公表)。また、平成25年4月16日には、本報告書を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。</p> <p>④ ・「金融商品取引法」を改正し、上場会社等が虚偽開示書類の提出等を行った場合において、その提出等に加担する行為についても、課徴金の対象とした(平成24年9月12日公布)。また、M&A等に関する開示を充実させる観点から、「企業内容等の開示に関する内閣府令」を改正し、臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化を行った(平成24年9月28日公布)。さらに、会計不正等に対応するための監査手続き等のあり方について検討し、「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」を取りまとめ公表した(平成25年3月26日公表)。</p> <p>・会社法改正の議論を行っている法務省法制審議会会社法制部会において、市場関係者・有識者の意見も踏まえつつ議論に参加した。</p>	<p>・総合的な取引所創設の推進に係る制度整備や、資金調達の利便性の向上として外国会社の有価証券届出書に記載する財務書類の年数の柔軟化に係る制度整備を行ったほか、不動産投資市場の活性化として金融審議会WGにおいて「最終報告」を公表したなど、目標達成に向けて各種取組みを実施してきた。</p> <p>・一方で、経済活性化につながるよう、多様な資金調達手段及び適切な投資機会が提供されるなど、市場機能の更なる強化に向けて、今後とも制度・環境整備に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 B (2) 端的な結論 II</p>	<p>① 「日本総合取引所」の創設に向けた取組みの促進</p> <p>② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給強化</p> <p>③ 不動産投資市場の活性化</p> <p>④ 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討</p>	<p>① ・日本取引所グループ設立を踏まえ、利用者利便の向上などを図る取組みを支援。 ・総合取引所の早期実現に向け、取引所等関係者への働きかけや、改正金商法の着実な実施のため関係府令の整備を行う。</p> <p>② ・新規・成長企業へのリスクマネーを供給する仲介機能を強化するため、金融面から、クラウドファンディング・地域における資金調達を促す取組み・新規上場のための負担軽減について検討。</p> <p>③ ・J-REIT 市場の活性化のための制度整備を推進。</p> <p>④ ・機関投資家の受託者責任を果たすための原則のあり方等について検討。</p>
	<p>3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること</p>	<p>① 企業のグループ化に対応したインサイダー取引規制の見直し</p> <p>② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保</p>	<p>① ・「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書を踏まえ、純粋持株会社等に係る重要事実等について、所要の整備を実施。</p> <p>② ・必要に応じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上を推進。 ・有価証券報告書等の記載内容の適切性の確保に努めるとともに、違反行為抑止を推進。 ・無届募集を行う発行者には、警告書発出・行政処分等適切に対応。</p>	<p>① ・企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の適用関係の見直しを行う改正内容を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が24年9月6日に成立、9月12日に公布。 ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」において、 ①情報伝達行為への対応 ②課徴金額の計算方法 ③その他近年の違反事案の傾向や金融・企業実務の実態に鑑み必要となるインサイダー取引規制の見直しについて検討し、報告書を取りまとめた(平成24年12月25日公表)。また、平成25年4月16日には、本報告書等を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。</p> <p>② ・外部から寄せられる開示制度に関する照会に対し、行政対応の透明性・予測可能性の向上の観点から、法令や開示ガイドライン等の根拠を示すことなどにより適切かつ迅速に回答を行った。また、臨時報告書による開示対象子会社の適正化のための開示府令改正に伴う開示ガイドラインの改正を行った(平成24年10月1日施行)。併せて、有価証券報告書等の開示書類の受理等に関し、共通の認識をもって事案に対応することにより行政対応の透明性・予測可能性の向上に資するため、財務局等又は金融商品取引所との間で必要な情報について情報交換や意見交換等を行った。</p> <p>・有価証券報告書レビューとして、法令改正があった事項に係る各社の対応状況の審査及び特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査のほか、適時開示や金融庁に提供された情報等に関する審査を行うことにより、より深度のある審査を行った。また、有価証券報告書レビューを踏まえ、有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点について金融庁ウェブサイト公表した(25年3月)。開示書類の虚偽記載・不提出の違反行為については、証券監視委と連携をとりながら課徴金制度を適切に運用。</p> <p>・無届募集を行う発行者への対応については、金融庁に提供された情報等を基に、各財務局等に対し発行者へのヒアリングを指示するなど、発行者による勧誘行為の実態把握に努め、無届募集であることが判明した場合には、有価証券届出書等の提出の慫慂や捜査当局への情報提供を行うなど、必要な措置を講じた。また、無届募集を行っている者に対し警告書を発出。</p>	<p>・24年度においては、近年の企業のグループ経営の実態を踏まえたインサイダー取引規制に関する制度整備を行ったほか、国際的に高品質な会計基準の設定・適用にむけた国内外での議論への参加等や、自主規制規則の見直し等に向けた自主規制機関との適切な連携など、市場の公正性・透明性の確保のための制度整備等を行った。</p> <p>・証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」)においては、不正取引に対する取引調査や、ディスクロージャー違反に対する開示検査を迅速・効率的に行い、内外プロ投資家によるクロスボーダー取引を利用した不正取引等に対する課徴金納付命令の勧告を行った。また、市場の公正を害する不正ファイナンス等の悪質な事案については、電磁記録の復元・解析等の作業(デジタルフォレンジック)環境の充実により調査業務の高度化・効率化を図りつつ、必要に応じて捜査当局や海外当局と連携して、厳正な調査を行い、検察庁に告発した。</p> <p>・自主規制機関等との意見交換や証券監視委の活動状況の情報発信を通じた市場規律の強化に向けた取組みについても積極的に進め、目標の達成に向けて一定の成果があった。</p> <p>・しかしながら、公募増資インサイダー事案をはじめとする不正取引において、情報伝達行為への対応や会社関係者の情報管理、クロスボーダー取引等を利用して不正取引を行う内外プロ投資家への対応などに課題がみられた。</p> <p>・今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 B (2) 端的な結論 II</p>	<p>① 不正取引の規制に関する制度整備と課徴金制度の適切な運用</p> <p>② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保</p>	<p>① ・インサイダー取引等の不正取引の規制に関する以下の制度整備を行う。 (1) 「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ(平成23年度)」報告書に基づく、純粋持株会社等に係る重要事実等に関する制度整備。 (2) 「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ(平成24年度)」報告書に基づく、情報伝達・取引推奨行為に対する規制等に関する制度整備。 (3) 平成24年金融商品取引法改正に基づく、関係府令の整備。 ・不正取引に対して、課徴金制度を適切に運用。</p> <p>② ・必要に応じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上を推進。 ・有価証券届出書等の記載内容の適切性が確保されるよう財務局等を通じた事前相談・審査等を行う。 ・有価証券報告書レビューの実施等を通じて有価証券報告書等の継続開示書類の記載内容の適切性の確保に努める。 ・虚偽記載、不提出等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。</p>

基本政策	施策	平成24年度の 主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業 に対する実績(案)	達成度及び端的な結論 の判断理由(案)	平成25年度の 主な事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
		③ 自主規制機関との適切な連携	③ ・各自規制ルールの見直し等について、必要に応じて検討。	③ ・日本証券業協会は、平成24年10月以降、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」において、 <u>インサイダー取引防止及び証券会社の法人関係情報の管理強化に係る自主規制規則の見直しに向けた検討</u> を行っており、金融庁は、同ワーキング・グループにオブザーバーとして議論に参加。 ・上記の結果、日本証券業協会は、「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱」を取りまとめて公表（平成24年12月19日）。 ・さらに、この「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱」を自主規制規則の改正案等の形で具体化し、公表（平成25年3月14日）。 ・一般社団法人金融先物取引業協会は「バイナリーオプションワーキンググループ」を立ち上げ、バイナリーオプションの個人向けの金融商品としてあるべき商品性や取扱方法を検討、「個人向けバイナリーオプション取引」規制骨子を協会員向けホームページに公表（平成24年12月12日）。 ・一般社団法人日本投資顧問業協会は、金融庁におけるAIJ問題を踏まえ、再発防止策の検討と併行して、「再発防止策に関する特別部会」を設置し、投資一任業界としての再発防止策を検討、「再発防止策への当協会の取組みについて」を公表（平成24年9月4日）。 ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（22年12月24日）を踏まえ、市場関係者（証券取引所、証券業協会、公認会計士協会、証券会社等）とともに設置した「新興市場等の信頼性回復・活性化に係る協議会」において、新興市場の活性化等に向け取り組むべき諸課題について検討を行い、「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」を23年6月にとりまとめ、公表。 ・現在、市場関係者が同工程表に掲げられた各種取組みを実施しているところであり、同工程表の進捗状況については、24年5月にとりまとめ、公表した。また、実施状況を継続的・積極的にフォローアップすることで、より実効性の高い取組みを促した。		⑨ 自主規制機関との適切な連携	⑨ ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引所及び金融商品取引業協会と連携し、各自規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。
		④ 市場規律の強化に向けた取組み	④ ・自主規制機関など関係諸団体との間で、意見交換や講演等を実施し、検査・調査等で把握した問題意識の共有を図る。 ・証券監視委の勧告・告発事案など、活動状況について、情報発信に取り組む。	④ ・自主規制機関との間で、定期的に意見交換を行い、市場における様々な問題・課題についての認識を共有。 ・自主規制機関など関係諸団体に対して講演を行うなど、幅広い情報発信に取り組む、証券監視委の活動状況や問題意識等について、メールマガジンなどにより情報発信に努めた。 ・告発・勧告等の事案について、市場や社会へ及ぼす影響を解説したり、課徴金事例集を公表して、市場参加者の市場規律が強化されるよう工夫した。		⑩ 市場参加者の規律強化に向けた取組み	⑩ ・自主規制機関など関係諸団体との間で、意見交換や講演等を実施し、検査・調査等で把握した問題意識の共有を図る。 ・証券監視委の勧告・告発事案など、活動状況について、事案の市場や社会における位置づけや影響を含め、情報発信に取り組む。
		⑤ 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進	⑤ ・IFRSの設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与していくとともに、個別の会計基準の開発等において、積極的に意見を発信（企業会計審議会等の議論においての、総合的な議論展開を含む）。 ・IFRSの任意適用の円滑な実施に努める。 ・企業会計基準委員会による質の高い会計基準の開発や研究等の取組みを支援。 ・「中小企業の会計に関する基本要領」の普及活用の推進。	⑤ ・IFRSの設定主体におけるガバナンス強化については、モニタリング・ボードのメンバー要件の定義について、検討結果を公表した。また、 <u>企業会計審議会は、IFRS適用のあり方に関し、約1年間の議論を整理し、今後の議論に資するため、「中間的論点整理」を公表した（平成24年7月公表）</u> 。今後も引き続き検討していく必要。 ・平成25年3月期時点で8社が任意適用し、8社が任意適用することを公表。 ・企業会計基準委員会は、「退職給付に関する会計基準」（平成24年5月公表）、「包括利益の表示に関する会計基準」（平成24年6月公表）を公表し、金融庁も支援した。 ・中小企業会計要領の普及活用に関し、金融検査マニュアル及び監督指針への記載、金融庁及び財務局におけるパンフレット等の備置等を実施し、普及活用に努めた。		③ 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進	③ ・IFRSの設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与していくとともに、個別の会計基準の開発等において、積極的に意見を発信（企業会計審議会等の議論においての、総合的な議論展開を含む）。 ・IFRSの任意適用の円滑な実施に努める。 ・企業会計基準委員会による質の高い会計基準の開発や研究等の取組みを支援。
		⑥ 包括的かつ機動的な市場監視	⑥ ・発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化。 ・幅広い情報収集と個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を実施。 ・クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等の活用を通じ、海外当局と連携して対応。また、国際的な法務・会計・証券取引等の専門家の育成・登用や海外当局への職員派遣の推進等、クロスボーダー取引に対する監視体制の強化に取り組む。	⑥ ・市場の公正性・透明性の確保等の観点から、問題があると思われる情報について、広く一般投資家等から6,362件を受け付け。 ・「年金運用ホットライン」を新設し、投資一任業者の業務運営の実態等に関して23件の情報を受け付け。 ・内外プロ投資家によるクロスボーダー取引を含め、市場の公正性を害すると疑われる取引について973件の取引審査を実施。 ・クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引については、海外当局とも緊密に連携し、インサイダー取引事案6件、相場操縦事案1件の計7件の課徴金納付命令を勧告。 ・IOSCO（証券監督者国際機構）等における国際的議論への参画や海外当局等との情報交換等により、不正取引等の監視に関する国際的な連携の強化に努めたほか、人材育成の一環として、証券監視委の事務局職員を海外規制当局へ派遣。		④ 包括的かつ機動的な市場監視	④ ・発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化。 ・幅広い情報収集と個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を実施。
		⑦ 不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施	⑦ ・不公正取引に対する迅速・効率的な調査を実施し、法令違反行為が認められた場合には、金融庁に課徴金納付命令を勧告。	⑦ ・不公正取引について、迅速・効率的な取引調査を実施し、24年度において、25件の課徴金納付命令を勧告。		⑥ 不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施	⑥ ・不公正取引に対する迅速・効率的な調査を実施し、法令違反行為が認められた場合には、金融庁に課徴金納付命令を勧告。

基本政策	施策	平成24年度の 主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業 に対する実績(案)	達成度及び端的な結論 の判断理由(案)	平成25年度の主な 事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
		<p>⑧ ディスクロー ジャー違反に 対する迅速・効 率的な開示検査 の実施</p> <p>⑨ 犯則事件に 対する厳正な調 査の実施</p>	<p>⑧ ・有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を実施し、法令違反行為が認められた場合には、金融庁に課徴金納付命令・訂正報告書提出命令の勧告を行うとともに、自主訂正等により適正な情報開示が行われるよう開示企業へ働きかけ。</p> <p>⑨ ・金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、必要に応じて捜査機関や財務局、海外当局とも連携のうえ、厳正な調査を実施し、犯則の心証を得たときは告発を行う。</p>	<p>⑧ ・開示書類の虚偽記載等に対する迅速・効率的な開示検査を実施し、24年度において、9件の課徴金納付命令勧告及び1件の訂正報告書提出命令勧告を行った。</p> <p>⑨ ・市場の公正を害する悪質な事案に対して、必要に応じて捜査機関や海外当局等とも連携の上、厳正な調査を実施し、24年度において、7件の告発を行った。</p>		<p>⑦ ディスクロー ジャー違反に 対する迅速・ 効率的な開示 検査の実施</p> <p>⑧ 犯則事件に 対する厳正 な調査の実 施</p>	<p>⑦ ・有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を実施し、法令違反行為が認められた場合には、金融庁に課徴金納付命令・訂正報告書提出命令の勧告を行うとともに、自主訂正等により適正な情報開示が行われるよう開示企業へ働きかけ。</p> <p>⑧ ・金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、デジタルフォレンジックを十分に活用し、必要に応じて捜査機関や海外当局等とも連携のうえ、厳正な調査を実施し、犯則の心証を得たときは告発を行う。</p>
4	<p>市場仲介機 能が適切に 発揮される ための制 度・環境整 備</p> <p>[達成目標] 金融商品取 引業者等の 健全かつ適 切な運営を 確保するこ と</p>	<p>① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的かつ効果的な検査・監督の実施</p> <p>② 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携</p>	<p>① ・金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施（i 行政処分やその後のフォローアップを通じ、問題等の再発防止 ii 指定親会社グループ等に対し、グループベースでの経営の健全性の状況に応じた監督処分等を行うとともに、業務改善の実施状況の適切なフォローアップを含む）。</p> <p>・金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査を実施し、問題点が認められた場合には指摘するほか、重大な法令違反行為等が認められた場合には、行政処分等を勧告（i 投資一任業者に対する集中的な検査、ii 年金運用に関する情報の収集・分析体制の強化及び情報収集専用窓口の開設等を含む）。</p> <p>② ・自主規制機関における市場の公正性・透明性の確保に向けた取組み（例えば、自主規制規則の制定・改正）との適切な連携。</p> <p>・第二種金融商品取引業協会の自主規制機能が速やかに発揮されるよう引き続き連携。</p>	<p>① ・利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融商品取引業者等に対し、行政処分を行い、業務の改善状況についてフォローアップ。</p> <p>・金商業者に対する46件の行政処分について、予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、その原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を公表。</p> <p>・A I J 事案を受け、すべての投資一任業者に対し2次に亘る一斉調査を実施し、その内容を公表。逐次調査を継続し、調査の状況については、順次、証券取引等監視委員会と適切に情報共有。</p> <p>・国際的に活動する大規模証券会社グループに対して、国際的な健全性規制高度化の取組みであるバーゼルⅢを平成25年3月末から適用すべく、早期是正措置告示や監督指針を改正。</p> <p>・214の金商業者等に対し検査を実施（着手ベース）。証券検査の結果、102の業者に対して問題点の通知を行い、18の業者に対し行政処分を勧告。</p> <p>・投資一任業者に対する集中的な検査を実施。年金運用分野に関する情報の専用受付窓口として「年金運用ホットライン」を開設し、専門家による積極的かつ質の高い情報収集・分析を行い、投資一任業者の検査に活用。</p> <p>② ・日本証券業協会は、平成24年10月以降、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」において、インサイダー取引防止及び証券会社の法人関係情報の管理強化に係る自主規制規則の見直しに向けた検討を行っており、金融庁は、同ワーキング・グループにオブザーバーとして議論に参加。</p> <p>・上記の結果、日本証券業協会は、「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱」を取りまとめて公表（平成24年12月19日）。</p> <p>・さらに、この「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱」を自主規制規則の改正案等の形で具体化し、公表（平成25年3月14日）。</p> <p>・一般社団法人金融先物取引業協会は「バイナリーオプションワーキング・グループ」を立ち上げ、バイナリーオプションの個人向けの金融商品としてあるべき商品性や取扱方法を検討、「個人向けバイナリーオプション取引」規制骨子を協会員向けホームページに公表（平成24年12月12日）。</p> <p>・一般社団法人日本投資顧問業協会は、金融庁におけるAIJ問題を踏まえた再発防止策の検討と併行して、「再発防止策に関する特別部会」を設置し、投資一任業界としての再発防止策を検討、「再発防止策への当協会の取組みについて」を公表（平成24年9月4日）。</p>	<p>・金融庁においては、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態や個別の金融商品取引業者等の問題・状況等に応じた実態把握や重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングを実施するなど、効率的かつ効果的な監督に努めた。</p> <p>・証券取引等監視委員会においては、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分等を求める勧告等を行ったほか、実効性のある検査実施の観点から、検査において認められた問題点等については、検査対象先との双方向の対話を通じて認識の共有に努め、自主的な改善努力を促した。</p> <p>・自主規制機関による市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みとの適切な連携を図るため、日常的な情報交換等に努めた。</p> <p>・こうした検査・監督の取組みによって、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保が図られ、市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備に一定の成果があった。</p> <p>・しかしながら、公募増資インサイダー事案における金融商品取引業者等の法人関係情報の管理や、A I J 事案等において資産運用規制や投資一任業者をはじめとする金融商品取引業者等に関する情報の収集・分析体制、検査・監督体制等に課題がみられた。</p> <p>・今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p>	<p>① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査・監督の実施</p> <p>② 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携</p>	<p>① ・報告徴求等により法令違反の事実等の問題が確認された業者や、証券監視委の検査で問題が認められた業者に対して、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を実施。さらに、業務改善の状況を適切にフォローアップ。</p> <p>・公募増資インサイダー問題を踏まえた金商業者等による法人関係情報の管理や、A I J 事案を踏まえた投資運用業者等の受託者責任を検証し、適切な業務運営態勢の整備を指導・監督。</p> <p>・グループベースでの自己資本充実の状況やリスク管理態勢等について実態を把握。</p> <p>・金商業者等に対する効率的・効果的な検査を実施し、問題点を指摘するほか、重大な法令違反行為等には行政処分を勧告。</p> <p>・中小金商業者等に対する検査のカバレッジが低いという指摘を踏まえ、検査の実施回数を増加。</p> <p>・投資一任業者に対する集中的な検査を継続。年金運用ホットラインによる情報収集・分析を強化。</p> <p>・金商業者等の業務の国際化に対応し、証券当局間の情報交換枠組み等を活用して、海外当局と密接に連携しながら検査を実施。</p> <p>② ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引所及び金融商品取引業協会と連携して、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討。</p>

基本政策	施策	平成24年度の主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業に対する実績(案)	達成度及び端的な結論の判断理由(案)	平成25年度の主な事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
	5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備 [達成目標] 適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること	① 監査基準等の整備に係る対応 ② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査 ④ 海外監査監督当局との協力・連携 ⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進	① 監査基準等の整備に係る対応を実施。 ② 問題事例に対する厳正な処分など、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施。 ③ ・品質管理レビューに係る適切な審査を実施し、必要な場合は、検査の実施や処分等の勧告を実施(業界横断的な問題点等について、関係機関等との間での意見交換や情報発信等を含む)。 ・外国監査法人等に対し、報告徴収の実施など適切に対応。 ④ ・国際的な会合に積極的に参画し、情報交換取極めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局と協力・連携。 ・監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について、審査会業務との関係に焦点を当てつつ、情報収集及び分析を行う。 ⑤ ・公認会計士試験を円滑に実施し、広報活動を強化。 ・公認会計士等の活動領域の拡大に係る取組みを進め、公認会計士試験・資格制度の中長期的な在り方について検討。	① ・オリンパス等の会計不正事案を踏まえて、 <u>監査手続等のあり方について検討し、「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」を取りまとめ公表した(平成25年3月26日公表)。</u> ② ・監査法人3社、公認会計士13名に対して公認会計士法に基づく行政処分を実施した。 ③ ・品質管理レビューに係る審査を適切に実施し、検査や処分等の勧告(業界横断的な問題点等について、関係機関等との間での意見交換や情報発信等を含む)を実施した。 ・外国監査法人等に対し、報告徴収を実施するなど適切に対応した。 ④ ・監査監督機関国際フォーラム(IFIAAR)に参加し、国際的な監査ネットワーク等との対話や各国の検査に関する状況について意見交換等を行ったほか、同フォーラムの6大国際監査ネットワーク(GPPC)ワーキンググループに参加し、グローバルな品質管理のあり方等について意見交換・情報収集等を行った。また、同フォーラムの検査ワークショップに参加し、他国の検査における考慮事項や検査方法等について意見交換・情報収集等を行った。 ・二国間ベースで各国の監査監督機関等との意見交換を随時行うとともに、マレーシア、オランダとの間で監査監督上の協力に関する書簡を交換した。 ⑤ ・公認会計士試験の円滑な実施に関し、電力事情悪化による節電対策が講じられた状況を踏まえた措置を講じるなど試験の公平かつ円滑な実施に努めた結果、公認会計士試験の信頼性を維持することに寄与した。 ・試験結果の透明性・信頼性向上に向け、試験結果に係る情報開示の拡大を行った。 ・公認会計士等の活動領域の拡大に関し、「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会 当面のアクションプランの24年度改訂について」を公表(平成24年11月9日)し、関係団体と連携しながら合格者等の活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取組みを行った結果、試験合格者等の活動領域の拡大を図るに当たり一定の効果があつた。	・会計不正に対応するための監査手続等のあり方について検討し、監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書を取りまとめ公表した。 公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な監督に努めた。 国際会合への参加や情報交換の枠組み構築に向けた二国間協議等を通じて海外監査監督当局との協力・連携を強化した。 公認会計士試験については、試験の公平かつ円滑な実施に努めたほか、試験結果の透明性・信頼性確保に努めた。また、関係団体と連携しながら試験合格者等の活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取組みを行なった。さらに、公認会計士試験・資格制度の中長期的なあり方について、関係者間での議論を重ねた。 これらの取組みを通じて、厳正な会計監査の確保に向けた一定の成果が上がつている。 ・今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、引き続き取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。 (1)24年度の達成度 A (2)端的な結論 II	① 監査基準等の整備に係る対応 ② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査 ④ 海外監査監督当局との協力・連携 ⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進	① ・企業会計審議会等において、引き続き、適正な会計監査の確保に向け、監査基準等の整備に係る対応を実施。 ② ・問題事例に対する厳正な処分など、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施。 ③ ・品質管理レビューに係る適切な審査を実施し、必要な場合は、検査の実施や処分等の勧告を実施(業界横断的な問題点等について、関係機関等との間での意見交換や情報発信等を含む)。 ・外国監査法人等に対し、報告徴収の実施など適切に対応。 ④ ・国際会合への積極的な参画及び貢献、情報交換取極めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局と協力・連携。 ・監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について、審査会業務との関係に焦点を当てつつ、情報収集及び分析を実施。 ⑤ ・公認会計士試験を円滑に実施するとともに、試験の魅力向上に取組み、広報活動を強化。 ・公認会計士等の活動領域の拡大に係る取組みを進め、公認会計士試験・資格制度の中長期的な在り方について検討。
IV 横断的施策	1 国際的な政策協調・連携強化 [達成目標] 国際的な金融規制改革に積極的に対応すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること	① 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献 ② 国際的な金融規制改革のための政策協調及び金融機関の監督における海外監督当局との連携強化 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応	① ・金融安定理事会(FSB)などの国際的な金融規制改革の議論の場に積極的に参加して我が国の立場を引き続き主張し、金融規制改革に関する国際合意について、各国当局等と協調しつつ着実に実施。 ② ・国際的な金融規制改革等の議論に関し、協議を積極的に行い、戦略的連携を一層強化。 ・国際的に活動を行う金融機関に関する監督上の諸問題について、海外監督当局との連携を強化し、監督カレッジや国際的な危機管理についても、適切に対応。 ③ ・FATF等の活動に参画し、国際的な取組みに協調。 ・FATF第3次対日相互審査へのフォローアップ報告(24年度に予定)に向けて、指摘事項への対応に適切に対応。 ・FATF第4次相互審査基準の改訂作業において、国際交渉に参加。	① ・G20ロスカボス・サミットやサンクトペテルブルク・サミットに向けて、FSB、バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構、保険監督者国際機構等における国際的な金融規制改革の議論に積極的に参画・貢献した。 ② ・各国当局とトップレベルで金融協議等を実施し、各国の金融セクターの状況等について積極的な対話を行うとともに、国際的な金融規制改革等についても積極的に議論を行うなど、戦略的連携の一層の強化を図った。 ③ ・FATFにおける改訂FATF勧告に係るメソドロジー等の策定に参画するなど、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための国際的な取組みに参画・貢献した。	・世界的な金融危機を受けて、金融危機の再発防止と金融システムの安定確保のために、G20・FSB等を中心に国際的な金融規制改革が進められている中、国際的なルール策定等に積極的に参画・貢献しており、金融規制改革の検討・実施に著実な進展が見られるほか、海外当局との連携も強化している。 ・今後はこうした取組を継続していくが、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、第3次対日相互審査結果における指摘事項について国際的な理解を得るべく引き続き対応を行う必要がある。 (1)24年度の達成度 A (2)端的な結論 II	① 国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献 ② 国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応	① ・国際的な金融システムの安定及び発展のために、金融安定理事会(FSB)などの国際的な金融規制改革の議論に積極的に参画・貢献。また、金融規制改革に関する国際合意について、各国当局等と協調しつつ着実に実施。 ② ・国際的な金融規制改革について、海外当局と金融協議や意見交換等を積極的に行うなど、各国・地域と戦略的連携を一層強化。 ③ ・金融活動作業部会(FATF)等におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための国際的な議論に積極的に参画・貢献。FATFの対日相互審査については、関係省庁との連携のもと、適切に対応。

基本政策	施策	平成24年度の主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業に対する実績(案)	達成度及び端的な結論の判断理由(案)	平成25年度の主な事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
	<p>2 アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協定の推進</p> <p>[達成目標] アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進する</p>	<p>① アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協定の推進</p> <p>② アジア諸国の金融・資本市場の整備に向けた実態調査及び金融行政当局との人材交流</p>	<p>① ・我が国企業・金融機関のアジア域内における事業展開を促進するため、アジア諸国が参加する国際会議、二国間協議等を開催し、これに参加。 ・WTO及び経済連携協定(EPA)交渉における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野における自由化の進展を促進。</p> <p>② ・アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査等を実施するとともに、新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業を実施。</p>	<p>① ・平成25年1月の緊急経済対策でアジアの金融インフラ整備支援に取り組みこととされたことを踏まえ、日本の企業・金融機関のアジアにおける事業展開を促進するため、アジアの金融インフラ整備支援の取組みを実施した(ベトナム証券委員会向け証券監督セミナー、ミャンマーの証券取引法整備支援、ミャンマー・インドネシアの金融インフラ整備支援のための基礎的調査等)。また、金融協議等を通じて、アジア各国との連携強化を図るとともに、規制緩和と要望を積極的に伝えた。</p> <p>② ・アジアの新興市場国の金融行政担当者を日本に招き、日本の金融監督制度や取組み等についてセミナーを実施した。</p>	<p>・アジアの金融インフラ整備支援や、金融協議等を通じた規制緩和と要望等の取組みを推進した結果、アジア各国の金融当局との連携が強化され、金融インフラ整備や金融規制緩和に進展が見られた。 ・今後は、平成25年1月の緊急経済対策を踏まえ、日本の企業・金融機関の事業展開を促進するため、アジアの金融インフラ整備支援や規制緩和と要望等の取組みをより一層充実させていく必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 II</p>	<p>① アジアにおける金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等</p>	<p>① ・日本企業及び金融機関のアジアにおける事業展開を支援するとともに、アジア諸国の金融・資本市場の発展によりアジア経済の成長を促進するため、これら諸国に対し、1)証券市場、保険等の分野における法制度整備の支援・協力、2)取引所、決済システム、損害保険料率算出機構等金融インフラの設立・整備の支援・協力、3)監督・検査手法等金融行政運営に係るノウハウ等の提供など、ハードとソフトの両面から各国の実情に合わせた技術支援を促進する。また、こうした技術支援に併せて、市場活性化及び成長資金の供給円滑化の観点から、これら諸国における金融規制の緩和を促す。 ・技術支援等の実施に当たっては、個別の国・分野ごとに行動戦略を策定し、相手国との対話(二国間協議等)を通じた関係強化を図ると共に、公的セクター及び民間セクターの関係者と連携して、積極的な取組みを行なっていく。 ・また、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定、経済連携協定(EPA)交渉等における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、アジアを中心とした金融サービス分野の自由化の進展を図っていく。</p>
	<p>3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備</p> <p>[達成目標] 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること</p>	<p>① 規制・制度改革の推進</p> <p>② 事前確認制度の適切な運用</p>	<p>① ・規制・制度改革を積極的に推進し、「国民の声」に提出された提案等に適切に対応。 (平成24年度に検討・措置する施策例) i 保険会社のグループ経営に関する規制の見直し(外国保険会社の買収に係る子会社の業務範囲規制の見直し等) ii インサイダー取引規制の見直し(企業の組織再編に係る保有株式の承継等のうち一定の場合につき適用除外) iii 投資信託・投資法人法制の見直し(J-REITの資金調達手段の多様化等)</p> <p>② ・ノーアクションレター制度等について、一層の利用促進を行い、同制度を適切に運用。</p>	<p>① ・規制・制度改革委員会(平成24年5月～)及び規制改革会議(平成25年1月～)において議論された規制・制度改革事項や、「国民の声」(平成21年12月～)に寄せられた規制改革提案を始め、法令改正を含めた規制・制度改革を積極的に推進。</p> <p>具体的な例は、以下のとおり。 i 保険会社のグループ経営に関する規制の見直し(外国保険会社の買収に係る子会社の業務範囲規制の見直し等)・・・「保険業法等の一部を改正する法律」が施行、関連政令を整備・施行(平成24年7月20日)。 ii インサイダー取引規制の見直し(企業の組織再編に係る保有株式の承継等のうち一定の場合につき適用除外)・・・「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成24年9月6日成立、9月12日公布。 iii 投資信託・投資法人法制の見直し(J-REITの資金調達手段の多様化等)・・・金融審議会金融分科会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」にて「最終報告」を取りまとめ、金融審議会総会・金融分科会合同会合に報告(平成25年2月27日)</p> <p>・金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」報告書(平成24年5月)に基づき、官民ラウンドテーブルを立ち上げ(平成24年9月)。</p> <p>② ・ノーアクションレター制度に関する回答実績は5件で、制度創設からの累計は49件に、また、一般法令照会制度に関する回答実績は1件で、制度創設からの累計は3件。</p>	<p>・法令改正を含む規制・制度改革の積極的な推進や、事前確認制度の適切な運用による金融行政の透明性・予測可能性の向上等を通して、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備を着実に進めてきた。 ・今後も個々の規制改革提案への対応をはじめとするこれまでの取組を引き続き進めるとともに、金融を巡る状況の変化に対応するべく、規制・制度の在り方を不断に見直す必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 B (2) 端的な結論 II</p>	<p>① 規制・制度改革の推進</p> <p>③ 官民による持続的な対話の実施</p> <p>② 事前確認制度の適切な運用</p>	<p>① ・金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら規制・制度改革を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討。</p> <p>③ ・我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民が持続的な対話を行う場である官民ラウンドテーブルを継続的に実施(関連する委託調査を含む)。</p> <p>② ・ノーアクションレター制度等について、一層の利用促進を行い、同制度を適切に運用。</p>
	<p>4 金融行政についての情報発信の強化</p> <p>[達成目標] 金融行政についての情報発信を強化すること</p>	<p>① 金融行政に関する広報の充実</p>	<p>① ・閣議後会見や重要施策について会見等を実施。 ・ウェブサイトを活用した広報については、国内向けには、大臣等の記者会見の概要等を掲載するとともに、特に重要な政策に関しては、特設サイトを設定する等して周知。 ・海外向けには、英語版ウェブサイトを改定し、週次でニュースレターを配信する等、積極的に情報を提供。 ・twitter等の新たな情報発信手段について、積極的に活用。 ・内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室と積極的に連携を図り、政府広報を活用し、施策を周知。</p>	<p>① ・金融庁では、平成24年度も閣議後(毎週2回)の大臣記者会見に加え、重要な報道発表時に実施している記者ブリーフ(計87回)を積極的に開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会を充実に取り組んだ。 また、国民にとって重要と考えられる施策については、「金融庁Twitter」や政府広報を活用し簡明な表現での広報活動に努めた。 これに加えて、24年度は以下の点について特に重点的に取り組んだ。</p> <p>ア. 重要施策に関する広報 利用者にとって特に関心が高いと思われる施策については、金融庁ウェブサイトのトップページに関連情報をまとめた特設サイトを開設し、利便性の向上を図った。特に、24年度は、中小企業金融円滑化法が25年3月末に期限到来を迎えることを踏まえ、「中小企業等に対する金融円滑化対策について」のページについて、内容の充実・利用者のニーズに合ったレイアウトの変更等を行い、利便性の向上を図った。</p> <p>イ. 海外に対する情報発信 海外の利用者に対しては、タイムリーに情報発信することを目的に、24年7月から、月に1回発行していた「FSA News letter」に代えて、一週間の新着情報の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週に1回発行するとともに、新たに「金融審議会の各ワーキング・グループの報告書の概要」、「国会提出法案などの重要施策の概要」、「検査実施中の金融機関」、「幹部名簿」等、利用者からの要望が多かった重要施策・情報等についての英訳にも取り組んだ。</p>	<p>・大臣記者会見や記者ブリーフ、重要施策に係る政府広報、海外向けの「FSA Weekly Review」の週1回発行や重要施策・情報等の英訳等に取り組んだ結果、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数や「金融庁Twitter」の登録件数が、対前年比で増加が認められたものの、引き続き積極的かつ利用者のニーズに合った情報発信、英語によるタイムリーな情報発信に取り組む必要がある。</p> <p>(1) 24年度の達成度 B (2) 端的な結論 II</p>	<p>① 金融行政に関する広報の充実</p>	<p>① 以下の通り、引き続き、様々なツールを通じ、金融行政についての情報発信を強化する。その際、どの対象(国内・国外のメディア・一般国民・金融機関・投資家等のいずれか)に、何を発信するかについて明確化し、それぞれに相応しい手段(大臣会見、報道発表、説明会開催、個別説明等)による情報発信を行っていく。 ・メディアを通じた広報に関しては、閣議後会見や重要施策についての記者向け説明を積極的に実施。 ・ウェブサイトを活用した広報に関しては、大臣等の記者会見録等の掲載コンテンツを充実。 ・特に重要な政策に関しては、特設サイトを設定する等の対応を行うとともに、必要に応じて内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室と積極的に連携を図り、政府広報を活用して施策を周知。 ・海外向け広報に関しては、重要施策の概要を英語版ウェブサイトやタイムリーに掲載するほか、「FSA Weekly Review」を毎週発行する等、英文による広報を充実強化。 ・Twitter等の新たな情報発信手段について、積極的に活用。</p>

基本政策	施策	平成24年度の 主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業 に対する実績(案)	達成度及び端的な結論 の判断理由(案)	平成25年度の主な 事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
	5 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備 [達成目標] 金融リテラシーが向上すること	① 金融経済教育の推進	① 「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会）等を踏まえつつ、関係省庁・民間団体との連携を強化。 ・ガイドブック等の普及、シンポジウムの開催、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を実施。	① 金融経済教育研究会報告書の公表 金融経済教育の現状をあらためて、把握するとともに、我が国における金融経済教育の今後のあり方について検討を行うこととし、平成24年11月、金融研究センターに、有識者、関係省庁、関係団体をメンバーとする「金融経済教育研究会」を設置、議論を重ね、平成25年4月30日、報告書を公表。 G20やOECD等の国際的な潮流も踏まえつつ、我が国の金融経済教育の現状把握を行い、今後取り組むべき課題を整理した。 ・ガイドブックの配布及びシンポジウムの開催 昨年同様、「基礎から学べる金融ガイド」及び「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を、必要としている高校、大学、地方公共団体等に提供。 地域住民等を対象に、金融トラブルに巻き込まれないように注意喚起することをテーマとしたシンポジウムを6箇所で開催。	・先般の金融危機を踏まえ、利用者の金融リテラシーを向上させ、利用者の金融行動を改善することが重要であるとの認識が、G20等における国際的な議論において共有される等、国民の金融リテラシーを向上させていくことがこれまで以上に重要となっており、金融経済教育の一層の推進が求められている。このため、金融経済教育の今後のあり方について検討を行うため、「金融経済教育研究会」を設置、議論を重ね、平成25年4月30日、報告書をとりまとめた。 ・当該研究会では、関係者（有識者、業界、関係省庁等）の間で深度のある議論が行われ、我が国としての金融経済教育の推進に関する方向性が共有され、課題が整理された。 (1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 I	① 金融経済教育の推進	① 金融経済教育研究会における議論により、金融経済教育を推進するための方向性等が示されている。今後、金融経済教育研究会報告書の以下の指摘にそって実施していくことが重要である。 ・金融経済教育の関係者による推進の場（「金融経済教育推進会議（仮称）」）を設置する。 ・「金融経済教育推進会議（仮称）」において、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、着実に推進していくことが重要。 ・金融経済教育の効率的・効果的な推進のため、最低限習得すべき金融リテラシー（4分野・15項目）の内容について、学校や自治体、業界団体や各金融機関、NPO団体等の様々な現場で実際に金融経済教育を担う者が利用しやすいものとなるよう、具体化する。 ・その上で、身に付けるべき事項を、年代別によるどのような順序でどこまで教えるべきかについて整理し、体系化を図る。 ・金融経済教育に関する情報のインターネット上での最初のアクセス先として、金融広報中央委員会のウェブサイト（「知るぽると」）を周知するとともに、同ウェブサイトから関係当局・関係団体等のウェブサイトと相互にリンクを張り、利用者が必要な金融経済教育にかかる情報等に容易かつ網羅的にアクセスできる情報提供体制を構築する。 ・報告書で指摘された課題を踏まえ、金融商品を賢く利用することを伝えるガイドブックの作成・普及、シンポジウムの開催、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供を行う。

業務支援基盤の整備のための取組み（平成24～28年度）

分野	施策	平成24年度の 主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業 に対する実績(案)	達成度及び端的な結論 の判断理由(案)	平成25年度の主な 事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
1 人的資源	(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上 [達成目標] 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること	① 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上 ② 官民人材交流等の促進	① 国内外への大学院への派遣や研修の実施、金融行政の各専門分野における計画的な人事配置により、専門性の高い人材を育成。 ・中長期的観点からどのような専門性を持った者を採用・育成するかについて検討し、高い専門性を有する者を確保。 ② 民間企業や国際機関等への派遣を通じて、職員の専門性の強化・幅広い視野を持った職員を育成。	① 職員一人ひとりが金融庁職員としてあるべき姿を自覚するとともに、誇りを持って働き、職場はそれをバックアップする存在となるよう、幹部クラスから各課室職員まで庁内各層での議論を行った上で、職員の基本的な取組姿勢を「金融庁職員のあり方」として整理した。 ・業務の効率化・職場環境の改善策等について各課室で議論・策定するとともに、事後的に評価し更なる改善に繋げていくPDCAサイクルによる業務改善を行う仕組みを整備した。 ・金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で、各金融行政分野における専門的能力の向上、国際面での対応力の向上、外部からの専門的人材の確保等についての中長期的かつ包括的な方針を整理し、これに基づき、平成24年度の人事配置等を行った。 －金融行政の各専門分野において、職員の希望・適性等を勘案しつつ、計画的に任用 －民間企業経験者等の専門家を年間を通じて積極的に採用 －職員の国際面での対応力の強化（①海外留学経験者について、帰国後一定期間内に国際機関等への出向を行う、②英語研修の充実を図る等） －国内外の大学院への職員の派遣 －各部署における業務上のニーズを一層研修に反映させるよう、研修内容等の検証・見直し ② 官民人材交流等の促進については、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向の拡大を図った。 ・特に、新興国（ブラジル・トルコ）への若手職員の派遣を新たに行った。	①職員一人ひとりが金融庁職員としてあるべき姿を自覚するとともに、誇りを持って働き、職場はそれをバックアップする存在となるよう、幹部クラスから各課室職員まで庁内各層で議論を行った上で、職員の基本的な取組姿勢を「金融庁職員のあり方」として整理、 ②業務の効率化・職場環境の改善策等について各課室で議論・策定するとともに、事後的に評価し更なる改善に繋げていくPDCAサイクルによる業務改善を行う仕組みを整備、 ③金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で、各金融行政分野における専門的能力の向上、国際面での対応力の向上、外部からの専門的人材の確保等に係る方針を整理するなど、 いずれも中長期的かつ包括的な枠組み・方向性を整理し、これらに基づき各年度の取組みを着実に実行している。 (1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 II	① 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上	① 「金融庁職員のあり方」の浸透を図るとともに、PDCAサイクルによる業務改善への取組みを推進する。 ・金融行政を担う人材の確保と資質向上についての方針に基づき、各金融行政分野における専門的能力の向上、国際面での対応力の強化、外部からの専門的人材の確保、官民人材交流の促進等について、着実に実行する。 ・引き続き新興国への若手職員の派遣の推進を図る。

分野	施策	平成24年度の 主な事務事業	24年度の主な事務事業の概要	24年度の主な事務事業 に対する実績(案)	達成度及び端的な結論 の判断理由(案)	平成25年度の主な 事務事業(案)	25年度の主な事務事業(案)の概要
2 知的資源	(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用 [達成目標] 的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること	① 金融行政の参考となる調査研究の実施 ② 産・官・学の連携強化	① ・金融に関して調査研究分析を行い、その成果を情報発信するとともに、行政運営に適切に活用。 ② ・産・官・学の垣根を超えて人材交流等を通じた調査研究を進めるとともに、コンファレンス、研究会・勉強会等を開催。	① ・研究官等による研究成果をまとめ、ディスカッションペーパー(DP)として、6本の研究成果報告書をホームページ上に掲載した。なお、これらの研究成果報告書の公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果報告書の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックも行った。 ・また、近年公表されたDPのうち研究論文として所収するにふさわしい4本(査読付)を選定し、金融研究センター長の責任編集のもと、論文集『FSAリサーチレビュー』としてホームページ上に掲載した。 ② ・24年7月にコンファレンス「EUアジア・コーポレート・ガバナンス・ダイアローグ」(共催：欧州委員会等)、25年3月に国際コンファレンス「持続的・包摂的な成長に向けたアジア金融セクターの強化」(共催：アジア開発銀行研究所(ADB))を開催した。庁内幹部がスピーカー等として発表等をしたほか、庁内職員に加え、国内外の研究者、政府・中央銀行関係者、在京大使館関係者、金融機関の実務者等の参加者を得て、活発な質疑応答が交わされた。 24年7月開催 国際コンファレンス 参加者：204名 25年3月開催 国際コンファレンス 参加者：322名 ・研究官等の研究活動の一環として、有識者等との検討を行う研究会を開催した。24年度は、「金融経済教育研究会」、「企業財務研究会」を、庁内関係部局の職員に参加も得て開催した(24年度合計11回開催)。 ・アカデミズム等の金融有識者が最先端の研究内容を発表し、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求する「金融経済学勉強会」を開催した(24年度合計11回開催)。 ・学者や民間金融機関・製造業等の様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招聘し、主に金融・経済等の最前線にあたる内容をテーマにした昼休み勉強会(金曜ランチ)を開催した(24年度22回開催)。	・金融環境の変化に応じた調査研究分析を行っているほか、望ましい金融規制・監督の在り方等について、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者を中心とした国際コンファレンスを開催した。また、研究会・勉強会等を多数設定し金融庁職員と外部有識者等の交流に積極的に貢献した。このような取り組みにより、金融行政の遂行に資する研究の実施、各部局と連携した研究体制の構築等の進展、産官学のネットワーク強化が図られた。 ・今後は、金融の国際的な潮流も踏まえつつ、各部局の当面の課題にとどまらず、中長期的な金融行政の質の向上につながる調査・研究を進める必要がある。 (1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 II	① 金融行政の参考となる調査研究の実施 ② 産・官・学の連携強化	① ・金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用するため、より本質的で、重要と考えられるテーマを適切に選定し、調査研究を行う。 ② ・金融に関する産・官・学の連携強化のため、産・官・学の人材交流・コンファレンス・研究会・勉強会等を開催する。その際には、調査研究と同様、金融行政における判断に参考となるような適切なテーマ設定を行う。
3 その他の業務基盤	(1) 金融行政における情報システムの活用 [達成目標] ① 早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ② 情報セキュリティ対策の推進を図ること (2) 災害等発生時における金融行政の継続確保 [達成目標] 金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること	① 情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化 ② 情報セキュリティ対策の推進	① ・「業務・システムの最適化計画」に基づき、以下の情報システムについて計画を推進。 i 金融庁業務支援統合システムについては、計画に基づき、平成24年度までに情報システムの開発等を推進。 ii EDINETについては、計画に基づき、25年度中の稼働を目指して次世代EDINETの開発等を推進。 iii 金融庁行政情報化LANシステムについては、最適化計画に基づき、平成19年度に構築が完了した情報システムの運用・保守等を実施。 ② ・情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進するため、所要の整備を実施。	① ・i 金融庁業務支援統合システムの稼働時期を25年1月として24年度の作業を進めていたが、設計・開発事業者の作業遅延が発生した。このため、今後の作業スケジュールについて調整を行った。 ・ii EDINETについては、最適化計画に基づき、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のために、25年度中の稼働を目指して次世代EDINETの開発等を進めた。 ・iii 金融庁行政情報化LANシステムについては、平成24年5月に最適化計画を改定し、次期LANシステムの稼働時期を平成26年1月とした。25年2月、次期LANシステムに係る設計・構築及び機器等買付の入札公告を行った。 ② ・平成24年6月、金融庁の情報システムにおいて情報セキュリティ事案が発生した際の緊急対応態勢の一層の強化を図ることを目的として「金融庁CSIRT」を設置した。	・「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、計画どおりの運用開始はできなかった。 ・今後は、見直した作業スケジュールを遵守してシステム設計等を推進していく必要がある。 (1) 24年度の達成度 B (2) 端的な結論 II	① 情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化 ② 情報セキュリティ対策の推進	① ・「業務・システムの最適化計画」に基づき、以下の情報システムについて計画を推進。 i 金融庁業務支援統合システムについては、計画に基づき、平成26年度までに情報システムの開発等を推進。 ii EDINETについては、計画に基づき、25年度中の稼働を目指して次世代EDINETの開発等を推進。 iii 金融庁行政情報化LANシステムについては、最適化計画に基づき、25年度中の稼働を目指して次期金融庁ネットワークの設計・構築等を推進。 ② ・情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進するため、所要の整備を実施。
		① 災害等発生時における金融行政の継続確保	① ・「金融庁業務継続計画」を随時見直すとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、検証を行い、金融庁の業務継続体制を充実・強化。	① ・業務継続体制の充実・強化の取組として、1) 民間コンサルティング会社による「金融庁業務継続計画」の実効性に係る検証等についての調査委託、その調査結果を踏まえた同計画の改訂、2) 政府防災訓練及び金融庁防災訓練の実施及びその結果を踏まえた非常時の連絡体制や参事委員の見直しを実施。 また、平成24年12月に、銀行界全体の業務継続態勢のさらなる向上を目的として、一般社団法人全国銀行協会が実施した首都直下地震を想定した業界横断訓練に金融庁も参加するなど、民間金融機関との更なる連携を図った。	・民間コンサルティング会社による「金融庁業務継続計画」の実効性の調査結果、政府防災訓練及び金融庁防災訓練の実施及びその結果を踏まえた見直しを行い、金融庁の業務継続体制の充実・強化には一定の成果が上がった。また、業界横断訓練に金融庁も参加するなど、民間金融機関との更なる連携を図った。 ・今後は、首都直下地震などに対する政府全体の対応方針や被害想定等が策定される予定であり、金融庁としては、それらの内容を踏まえ、引き続き更なる業務継続体制の充実・強化に取り組む必要がある。 (1) 24年度の達成度 A (2) 端的な結論 II	① 災害等発生時における金融行政の継続確保	① ・「金融庁業務継続計画」の随時の見直しや実践的な防災訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、同計画の検証を行い、金融庁の業務継続体制を充実・強化を図る。

注1・・・「平成25年度の主な事務事業(案)」及び「平成25年度の主な事務事業(案)の概要」欄の下線部分は、25年度の新規事業。

注2・・・当該年度の達成度の類型

- A：当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合。
- B：当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況に至っていないが、一定の成果が上がっている場合。
- C：当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかった場合。

注3・・・端的な結論の類型

- 類型Ⅰ：施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
- 類型Ⅱ：施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
- 類型Ⅲ：施策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。

Ⅱ 24年度における各施策の評価結果(概要)

基本政策 I 経済成長の礎となる金融システムの安定

施策 I - 1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備

【達成目標】

金融機関の健全性が確保されること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

国際的な議論を踏まえた健全性確保のためのルール整備、オンサイトとオフサイトの効果的なモニタリングの実施等により、金融機関の健全性は維持されています。

また、金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関及び早期健全化法に基づく資本増強行について、経営強化計画の履行状況のフォローアップを行うなど、監督上の措置を適切に講じています。

25年3月期における預金取扱金融機関の（総）自己資本比率は、主要行等で17.5%（国際統一基準行）・14.7%（国内基準行）、地域銀行で14.3%（国際統一基準行）・11.2%（国内基準行）となっている等、健全性は維持されていますが、今後とも注視が必要であり、これまでの取組みを引き続き進めていきます。

- (1) 24年度の達成度 A
- (2) 端的な結論 I

施策 I - 2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備

【達成目標】

金融システムの安定性が確保されること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

国際的な議論を踏まえ、金融機関の健全性確保のための規制を見直し、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みについて検討を行うなど、金融システムの安定に向けた必要な取組みは十分に進展しています。

今後は、新たな枠組みを含めた金融システムについて、引き続き円滑に機能する取組みを進めていく必要があります。

- (1) 24年度の達成度 A
(2) 端的な結論 I

施策 I - 3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応
--

【達成目標】

システミックリスクの未然防止が図られること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなど、集積した情報及び分析結果について金融行政への反映を図っており、システミックリスクの未然防止のための取組みを十分に行っています。

今後も、実体経済の状況が金融システムに与える影響を引き続き的確に把握することに努めます。

- (1) 24年度の達成度 A
(2) 端的な結論 I

基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上

施策目標Ⅱ－1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備

【達成目標】

金融サービスの利用者の保護が図られること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

不正取引抑止のための所要の制度整備（「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立（24年9月））やA I J問題を踏まえた再発防止策の一つとしての法令・監督指針の整備を図ったほか、振り込め詐欺への対応（返金率の向上）を進めました。

今後とも、新たな問題は引き続き生じてくるので、利用者保護の充実に向けた取組みを更に進める必要があります。

（1）24年度の達成度 A

（2）端的な結論 II

施策目標Ⅱ－2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

【達成目標】

資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

顧客のニーズへの十分な対応について実態把握を行うことで、金融機関が金融の円滑化のための積極的な施策の展開に努め、貸付条件変更等の取組みが着実に進展しているものと考えられます。

中小企業金融円滑化法の期限後も、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮を一層促進していく必要があります。

（1）24年度の達成度 A

（2）端的な結論 II

施策目標Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

【達成目標】

国民の資金形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

目標に向けた環境整備を着実に進めているものの、内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すとの観点から、更なる取組みが必要な状況と認識しています。

今後は、今までの取組みに増して、金融サービスの利用者に対して、より質の高いサービスを提供する環境整備に引き続き取組んでいく必要があります。

- (1) 24年度の達成度 B
- (2) 端的な結論 II

基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築

施策Ⅲ－１ 市場インフラの整備のための制度・環境整備

【達成目標】

信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

我が国清算機関において、清算対象となる店頭デリバティブ取引が段階的に拡大しているほか、取引情報蓄積機関が指定され、取引情報保存・報告制度の本格実施に向けた環境が整備されました。また、国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に向けた決済期間の短縮化が図られました。加えて、E D I N E Tについては、有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画で定めた内容を達成するため、調達手続き及び開発をスケジュールどおり実施しています。このように一定の成果が上がっているものといえます。

今後は、引き続き、制度整備に取り組む必要があり、また、清算機関による同機関の利用拡大に向けた取組みや国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に係る市場関係者の取組みを、引き続きサポートする必要があります。

- (1) 24年度の達成度 A
- (2) 端的な結論 I

施策Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備

【達成目標】

我が国市場の公共性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

総合的な取引所創設の推進に係る制度整備や、資金調達の利便性の向上として外国会社の有価証券届出書に記載する財務書類の年数の柔軟化に係る制度整備を行ったほか、不動産投資市場の活性化として金融審議会WGにおいて「最終報告」を公表したなど、目標達成に向けて各種取組みを実施してきました。

一方で、経済活性化につながるよう、多様な資金調達手段及び適切な投資機会が提供され

るなど、市場機能の更なる強化に向けて、今後とも制度・環境整備に取り組んでいく必要があります。

(1) 24年度の達成度 B

(2) 端的な結論 II

施策Ⅲ－3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備

【達成目標】

投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

24年度において実施することとしていた制度整備等については、実施しました。

また、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」）においては、不公正取引に対する取引調査やディスクロージャー違反に対する開示検査を迅速・効率的に行った結果、金融庁長官に対する課徴金納付命令勧告を行ったほか、市場の公正を害する不公正ファイナンス等の悪質な事案については、必要に応じて捜査当局や海外当局と連携して、厳正な調査を行い、検察庁に告発しました。さらには、自主規制機関等との意見交換や証券監視委の活動を通じた市場規律の強化に向けた取組みについても積極的に行っており、いずれも成果がありました。

今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

(1) 24年度の達成度 B

(2) 端的な結論 II

施策Ⅲ－4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備

【達成目標】

金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

金融商品取引業者等に対し、経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態や個

別の金融商品取引業者等の問題・状況等に応じた実態把握や重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングを実施するなど、効率的かつ効果的な監督に努めました。

また、証券監視委においては、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分等を求める勧告等を行ったほか、実効性のある検査実施の観点から、検査において認められた問題点等については、検査対象先との双方向の対話を通じて認識の共有に努め、自主的な改善努力を促しました。

加えて、自主規制機関による市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みとの適切な連携を図るため、日常的な情報交換等に努めました。

こうした効率的・効果的な検査・監督の取組みによって、一定の成果があったと考えられます。

しかしながら、公募増資インサイダー事案における金融商品取引業者等の法人関係情報の管理や、A I J事案等において資産運用規制や投資一任業者をはじめとする金融商品取引業者等に関する情報の収集・分析体制、検査・監督体制等に課題がみられました。

今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

- (1) 24年度の達成度 B
- (2) 端的な結論 II

施策Ⅲ－５ 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備

【達成目標】

適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

会計不正に対するための監査手続き等のあり方について検討し、監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書を取りまとめ公表しました。

公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な監督に努めました。

国際会合への参加や情報交換の枠組み構築に向けた二国間協議等を通じて海外監査監督当局との協力・連携を強化しました。

公認会計士試験については、試験の公平かつ円滑な実施に努めたほか、試験結果の透明性・信頼性確保に努めました。また、関係団体と連携しながら試験合格者等の活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取組みを行いました。さらに、公認会計士試験・資格制度の中長期的なあり方について、関係者間での議論を重ねました。

これらの取組みを通じて、厳正な会計監査の確保に向けた一定の成果が上がっています。
今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、引き続き取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

(1) 24年度の達成度 A

(2) 端的な結論 II

基本政策Ⅳ 横断的施策

施策Ⅳ－１ 国際的な政策協調・連携強化

【達成目標】

国際的な金融規制改革に積極的に対応すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

世界的な金融危機を受けて、金融危機の再発防止と金融システムの安定確保のために、G20・FSB等を中心に国際的な金融規制改革が進められている中、国際的なルール策定等に積極的に参画・貢献しており、金融規制改革の検討・実施に着実な進展が見られるほか、海外当局との連携も強化しています。

今後はこうした取組みを継続していきますが、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、第3次対日相互審査結果における指摘事項について国際的な理解を得るべく引き続き対応を行う必要があります。

- (1) 24年度の達成度 A
- (2) 端的な結論 II

施策Ⅳ－２ アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調

【達成目標】

アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進する

【達成度及び端的な結論の判断理由】

アジアの金融インフラ整備支援や、金融協議を通じた規制緩和要望等の取組みを推進した結果、アジア各国の金融当局との連携が強化され、金融インフラ整備や金融規制緩和に進展が見られました。

今後は、平成25年1月の緊急経済対策を踏まえ、日本の企業・金融機関の事業展開を促進するため、アジアの金融インフラ整備支援や規制緩和要望等の取組みをより一層充実させ

ていく必要があります。

- (1) 24年度の達成度 A
- (2) 端的な結論 II

施策Ⅳ－3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備

【達成目標】

金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

法令改正を含む規制・制度改革の積極的な推進や、事前確認制度の適切な運用による金融行政の透明性・予測可能性の向上等を通して、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備を着実に進めてきました。

今後も個々の規制改革提案への対応をはじめとするこれまでの取組みを引き続き進めるとともに、金融を巡る状況の変化に対応するべく、規制・制度のあり方を不断に見直す必要があります。

- (1) 24年度の達成度 B
- (2) 端的な結論 II

施策Ⅳ－4 金融行政についての情報発信の強化

【達成目標】

金融行政についての情報発信を強化すること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

大臣記者会見や記者ブリーフ、重要施策に係る政府広報、海外向けの「FSA Weekly Review」の週1回発行や重要施策・情報等の英訳等に取り組んだ結果、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数や「金融庁 Twitter」の登録件数が、対前年比で増加が認められたものの、引き続き積極的かつ利用者のニーズに合った情報発信、英語によるタイムリーな情報発信に取り組む必要があります。

- (1) 24年度の達成度 B
(2) 端的な結論 II

施策Ⅳ－５ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

【達成目標】

金融リテラシーが向上すること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

先般の金融危機を踏まえ、利用者の金融リテラシーを向上させ、利用者の金融行動を改善することが重要であるとの認識が、G20等における国際的な議論において共有される等、国民の金融リテラシーを向上させていくことがこれまで以上に重要となっており、金融経済教育の一層の推進が求められています。このため、金融経済教育の今後のあり方について検討を行うため、「金融経済教育研究会」を設置、議論を重ね、平成25年4月30日、報告書を取りまとめました。

当該研究会では、関係者（有識者、業界、関係省庁等）の間で深度のある議論が行われ、我が国としての金融経済教育の推進に関する方向性が共有され、議題が整理されました。

- (1) 24年度の達成度 A
(2) 端的な結論 I

業務支援基盤の整備のための取組み

1 人的資源

(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上

【達成目標】

高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

①職員一人ひとりが金融庁職員としてのあるべき姿を自覚するとともに、誇りを持って働き、職場はそれをバックアップする存在となるよう、幹部クラスから各課室職員まで庁内各層で議論を行った上で、職員の基本的な取組姿勢を「金融庁職員のあり方」として整理、
②業務の効率化・職場環境の改善策等について各課室で議論・策定するとともに、事後的に評価し更なる改善に繋げていく PDCA サイクルによる業務改善を行う仕組みを整備、
③金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で、各金融行政分野における専門的能力の向上、国際面での対応力の向上、外部からの専門的人材の確保等に係る方針を整理するなど、
いずれも中長期的かつ包括的な枠組み・方向性を整理し、これらに基づき各年度の取組みを着実に進めています。

(1) 24年度の達成度 A

(2) 端的な結論 II

2 知的資源

(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用

【達成目標】

的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を的確に金融行政へ導入・活用すること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

金融環境の変化に応じた調査研究分析を行っているほか、望ましい金融規制・監督の在り方等について、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者を中心とした国際コンファレンスを開催しました。また、研究会・勉強会等を多数設定し金融庁職員と外部有識者等の交流に積極的に貢献しました。このような取組みにより、金融行政の遂行に資する研究の実施、

各部局と連携した研究体制の構築等の進展、産官学のネットワーク強化が図られました。お
今後は、金融の国際的な潮流も踏まえつつ、各部局の当面の課題にとどまらず、中長期的
な金融行政の質の向上につながる調査・研究を進める必要があります。

- (1) 24年度の達成度 A
- (2) 端的な結論 II

3 その他の業務基盤

(1) 金融行政における情報システムの活用

【達成目標】

- ① 早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること
- ② 情報セキュリティ対策の推進を図ること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」に
ついては、計画どおりの運用開始はできませんでした。

今後は、見直した作業スケジュールを遵守してシステム設計等を推進していく必要があります。

- (1) 24年度の達成度 B
- (2) 端的な結論 II

3 その他の業務基盤

(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保

【達成目標】

金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること

【達成度及び端的な結論の判断理由】

民間コンサルティング会社による「金融庁業務継続計画」の実効性の調査結果、政府防災
訓練及び金融庁防災訓練の実施及びその結果を踏まえた見直しを行い、金融庁の業務継続体
制の充実・強化には一定の成果が上がりました。また、業界横断訓練に金融庁も参加するな
ど、民間金融機関との更なる連携を図りました。

今後は、首都直下地震などに対する政府全体の対応方針や被害想定等が策定される予定で

あり、金融庁としては、それらの内容を踏まえ、引き続き更なる業務継続体制の充実・強化に取り組む必要があります。

(1) 24年度の達成度 A

(2) 端的な結論 II

Ⅲ 各施策の評価結果

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策I-1)

施策名	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	金融機関の健全性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備、効果的なオフサイト・オンサイトモニタリング(監督・検査)の実施、オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進、金融機能強化法等の適切な運用、金融機関の業務継続体制の検証、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	金融機関の健全性が確保されること					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	679	656	619	622
		補正予算(b)	▲32	▲33	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	647	623		
執行額(百万円)	437	408				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日) 米国のサブプライムローン問題の影響を受けた経済への対応など、足下にも目配りの必要な課題があります。</p> <p>金融・世界経済に関する首脳会合 宣言(平成21年11月15日) 9.(略) ・健全な規制の拡大 我々は、規制枠組み、健全性監督、リスク管理を強化し、すべての金融市場、商品、参加者が状況に応じて適切に規制され、あるいは監督の対象となることを確保することを誓約する。(中略)我々はまた、規則が効果的で、技術革新を抑制せず、金融商品とサービスの取引の拡大を促すことを確保しつつ、規制枠組みを景気循環に対してより効果的にしていく。</p>					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 I</p> <p>【達成度の判断理由】 国際的な議論を踏まえた健全性確保のためのルール整備、オンサイトとオフサイトの効果的なモニタリングの実施等により、金融機関の健全性は維持されているため、24年度の達成度は「A」としました。 また、金融機能強化法及び早期健全化法に基づき資本増強を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、監督上の措置を適切に講じており、今後もこれまでの取組みを引き続き進めていくことから、端的な結論は「I」としました。 25年3月期における預金取扱金融機関の(総)自己資本比率は、主要行等で17.5%(国際統一基準行)・14.7%(国内基準行)、地域銀行で14.3%(国際統一基準行)・11.2%(国内基準行)となっている等、健全性は維持されているが、今後とも注視が必要であり、これまでの取組みを引き続き進めていきます。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 オンサイトとオフサイトの効果的・効率的なモニタリング等の取組みは、金融機関の健全性の確保を図るとともに、金融機関の業務の適切な運営を促進し、ひいては信用秩序の維持と国民経済の健全な発展につながることから、必要不可欠であると考えています。</p> <p>(2)効率性 オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせること等により、効果的・効率的なモニタリングを実施し、金融機関の健全性及び適切な運営の確保に資することができたものと考えています。</p>

	<p>(3)有効性 オンサイトとオフサイトの効果的・効率的なモニタリングの実施により財務の健全性、業務の適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ監督上の対応を行うことや監督指針の整備等により金融機関のリスク管理の高度化を促進することにつながり、金融機関の健全かつ適切な業務運営の確保に資することができたものと考えています。</p>
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
------------------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・監督局総務課監督企画室「主要行等の平成25年3月期決算の概要」 (平成25年6月7日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130607-4.html) ・監督局銀行第二課「地域銀行の平成25年3月期決算の概要」 (平成25年6月7日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130607-5.html) ・監督局総務課協同組織金融室「信用金庫及び信用組合の自己資本比率」 ・監督局証券課「証券会社の自己資本規制比率」 ・監督局総務課「金融再生法開示債権の状況等について」 (平成25年8月9日公表 http://www.fsa.go.jp/status/npl/20130809.html) ・監督局証券課「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120807-2.html) ・監督局証券課「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120807-1.html) ・監督局総務課健全性基準室「早期是正措置に関する省令等の一部改正(案)及び監督指針(案)に対するパブリックコメントの結果等並びにパーゼル3に関する追加Q&Aの公表について」 (http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120807-3.html) ・監督局総務課健全性基準室、証券課「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121207-5.html) ・監督局総務課健全性基準室、証券課「自己資本比率規制(第1の柱及び第3の柱)に関する告示の一部改正(案)、監督指針(案)及び金融検査マニュアル(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130328-2.html) ・監督局保険課「生命保険会社及び損害保険会社ソルベンシー・マージン比率」 ・監督局総務課「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について(確報値)」 (平成25年8月7日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20130807-2.html) ・監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の履行状況報告について」 (平成24年7月6日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120706-3.html) ・監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の履行状況報告について」 (平成24年12月19日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121219-1.html) ・監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の見直しについて」 (平成24年11月9日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121109-6.html) ・監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の履行状況報告について」 (平成25年2月27日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130227-2.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画等」 (平成24年6月29日、8月10日、9月13日、10月12日、11月14日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keiikyoka/2012a.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成24年8月10日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keiikyoka/2012b.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成25年2月1日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keiikyoka/2013b.html) ・検査局総務課「平成23事務年度検査実施計画・実施件数」 ・検査局総務課「オフサイト検査モニターアンケート結果」 ・検査局総務課「金融検査評価結果の分布状況」 ・検査局総務課「金融庁」「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)の公表について」 (平成24年5月31日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120531-3.html) ・検査局総務課「金融庁」「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成24年6月29日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120629-6.html) ・金融情報システムセンター「金融機関におけるサイバー攻撃への態勢整備について」 (『金融情報システム』平成25年冬号)
----------------------------------	--

担当課室名	監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課モニタリング支援室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局総務課国際室、総務企画局政策課、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課	政策評価実施時期	平成25年6月
--------------	---	-----------------	---------

平成 24 年度実績評価書（別紙）

施策 I - 1

金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	金融機関の健全性が確保されること
目標設定の考え方 及びその根拠	我が国金融システムの安定性とこれに対する国内外からの信頼を確保するためには、金融機関の健全性が確保される必要がある。 【根拠】各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針、G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日）、金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日）等
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各業態の健全性指標<自己資本比率、不良債権比率等> ・ 中小企業者及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の実施状況 ・ 貸出態度判断 D. I. (日銀短観) ・ 金融検査実施件数 ・ 金融検査指摘内容 ・ 検査評価結果の分布状況 ・ 金融検査結果事例集の公表実績 ・ 公的資金の返済額 ・ 情報セキュリティ対策向上の取組みのための情報提供等の実施状況

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
① 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的に活動する金融機関（国際基準行）に対するバーゼルⅢが、平成 25 年 3 月期から段階的に実施されるため、24 年 3 月末に改正を行った自己資本比率規制告示を踏まえ、監督指針等関連規定の改正を行う。 ・ グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）について、金融安定理事会やバーゼル銀行監督委員会における国際的な議論を踏まえ、国内外の関係当局との連携を図りながら、必要な対応を行う。 ・ 世界的な金融危機の教訓や金融監督規制をめぐる国際的潮流を踏まえ、外国銀行支店に対する規制の在り方、大口信用

	<p>供与等規制の在り方その他の金融システム安定のために必要な措置について検討を行う。</p>
<p>②効果的なオフサイト・モニタリング（監督）の実施</p>	<p>（１）金融・経済情勢を勘案した個別金融機関に対する効果的・効率的なモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態・個別金融機関の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングの実施など、効果的・効率的なモニタリングを行う。 <p>その際、借手企業に対する円滑な資金供給に向けた取組状況については、各金融機関におけるリスク管理態勢にも留意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮されているかどうかについて、モニタリングしていく。</p> <p>また、オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、引き続き制度改革に伴う対応を行うとともに、情報利用の高度化等のための整備を進める。</p> <p>（２）金融機関のリスク管理の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関が、各種事象が実体経済・金融資本市場全体にどのように波及し、自らのビジネスに直接的・間接的に影響を与え得るかについて、具体的に想起した上で、ストレステストをはじめとした適切なリスク管理の遂行を行っているかという観点を踏まえ、総合的なリスク管理態勢の整備状況等について検証する。 ・バーゼルⅡについては、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、引き続き承認申請に対し適切な審査を行う。 <p>（３）グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）等に対する適切な監督</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルに活動している金融機関（３メガバンクグループ及び野村グループ）に関し、20年4月のFSF（金融安定化フォーラム）報告書や20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ（監督カレッジ）の枠組みの下に監督当局間の連携を図りつつ、適切な監督を行う。 ・昨今の国際的な議論等を踏まえて、国際基準行に対し、グループの巨大化・業務の複雑化・国際展開の進展に対応した管理態勢の整備等を促すための監督指針の改正を22年3月に実施したことを踏まえ、適切な監督を行う。 ・グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）について、金融安定理事会やバーゼル銀行監督委員会における国際的な議論を踏まえ、国内外の関係当局との連携を図りながら、必要な対応を行う。 <p>（４）証券会社、保険会社等の連結規制・監督</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な証券会社について、グループ内会社の問題等に起因する突然の破綻により、広範な投資家や金融システム全体への悪影響が及ぶ懸念を回避するため、証券会社の連結規制・監督を適切に行う。 ・保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについて、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することで、保険契約者等の保護を図るため、24年3月から適用された連結財務健全性基準に基づき、保険会社等の適切な監督を行う。
<p>③効果的なオンサイト・モニタリング（検査）の実施</p>	<p>（1）金融機関のリスク特性を十分見極めた、効果的な検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査の実効性を向上させるとともに、金融機関の負担軽減を図る観点から、事前分析を充実させ、金融機関のリスク特性を十分に見極めた上で、検証分野を絞り込む。 また、ターゲット検査や簡易検査も積極的に活用する。 ・主要行に対する検査の実効性を向上させる観点から、引き続き、主要行を担当する主任検査官を複数年担当制とする。 また、当該主任検査官（日本版EiC）及びEiC補佐官は、監督局における様々なヒアリングに参加すること等により、担当金融グループ全体の状況把握を適時適切に行い、事前に深度ある分析を行う。 さらに、将来顕在化する可能性のあるリスク等を見据え、ターゲット検査の必要性が高い検証分野等を検討する。 ・国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関グループを日拠点に対する検査の実効性を向上させる観点から、海外当局等との間で、情報や問題意識の共有を含め、連携をさらに強化する。 <p>（2）金融機関を取り巻く環境の変化に対応した検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先般の金融危機や欧州の債務問題を踏まえた、金融機関に対する新たな国際的規制の導入等に的確に対応した検査態勢や検査マニュアルの整備を検討する。 ・ITの著しい進展に適切に対応した検査を行うため、デジタルフォレンジック技術を活用した検査態勢の整備等を検討する。 <p>（3）検査で得られた情報に係る分析力・情報発信力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査で得られた情報に係る分析力の強化を図るとともに、金融機関の自主的な経営改善・経営判断にとって有益な情報については、金融機関等に積極的に還元して情報や問題意識の共有を図る。 ・引き続き、金融検査結果事例集の定期的な公表を行う。
<p>④オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の財務の健全性を脅かすリスクについて、検査局のデータ集積・分析機能と監督局のデータ集積・分析機能との一体化をさらに進化させる。 ・システムリスクについては、引き続き、検査局のシステム専門家を監督局のシステムモニタリング担当に併任し、検査局と監督局との横断的な組織を設置するとともに、当該組織を中心にオン・オフ一体的なモニタリングを一層強化する。 ・主要行に対する検査を担当する主任検査官（日本版EiC）については、引き続き、監督局に併任した上で、監督局における様々なヒアリングなどに参加させる。 ・特に迅速にオンサイト・モニタリングによる検証を行う必要がある場合には、監督局スタッフの検査への参加等を検討

	する。
⑤金融機能強化法等の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・23年6月に改正された金融機能強化法について、被災地域の金融機関をはじめとする各金融機関に対し、同法の活用の検討を促していく。 ・金融機能強化法に基づく国の資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。 ・国の資本参加を実施した金融機関に対しては、計画の履行を確保する観点から、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。 ・早期健全化法に基づく資本増強行について、経営健全化計画の履行を確保する観点から、計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行うほか、公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。
⑥金融機関の業務継続体制の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁では、自らの体制強化を図るとともに、監督方針等を通じて、金融機関等に対しても業務継続体制の検証を求め等、関係機関と緊密に連携をとりつつ、金融システム全体において、大規模災害等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制の構築を目指す。 ・金融機関等は、平時より業務継続体制を構築し、業務継続計画等の策定を行っておく必要がある。危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、金融機関等の業務継続体制について、ヒアリングを通じて、その適切性を検証していく。 ・金融業界全体として横断的に業務継続性の確保を図っていくことが重要であることから、日本銀行、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練を検討する。 ・金融検査に当たっても、経営陣の責任において、適切な業務継続体制が整備されているか等について、重点的に検証する。
⑦金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・システムリスクの総点検の結果を踏まえ、業界共通的な課題・問題について、着眼点として、監督指針及び検査マニュアルに取り込む。 ・政府における情報セキュリティ対策に係る計画等に基づき、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を図る。 ・公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）と共同調査を実施し、金融分野に係るIT等についての情報提供を行う。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 24 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備

①取組内容

ア. バーゼルⅢについて

バーゼルⅢの国際合意を受けて、25 年 3 月期から段階的に適用されることとなった、海外営業拠点を有する金融機関（国際基準行）に対する新たな自己資本比率規制（新国際基準）に関して、関連告示及び監督指針等の追加改正（24 年 8 月、12 月、25 年 3 月）を行いました。

また、海外営業拠点を有しない金融機関（国内基準行）に対する新たな自己資本比率規制（新国内基準）に関する関連告示の改正（25 年 3 月）も行いました。新国内基準は、26 年 3 月期より段階的に適用されることとなっています。

イ. 金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備について

リーマン・ブラザーズの破綻等に端を発する先般の国際的な金融危機の経験を踏まえて、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みの構築について国際合意がなされ、諸外国において具体的な制度整備が進展しています。

こうした状況を踏まえ、金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」において、審議を重ねてきました。その結果を取りまとめた報告書「金融システム安定等に資する銀行規制の見直しについて」が 25 年 1 月 25 日に公表され、同年 2 月 27 日の金融審議会総会・金融分科会合同会合において、報告されました。

同報告において、我が国においても、市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、金融機関の秩序ある処理に関する枠組みを早急に整備する必要があるとされました。

同年 4 月 16 日には、同報告を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しております。

また、大規模で複雑な業務を行う金融機関の再建・処理計画についての監督上の着眼点等を明らかにする観点から、25 年 1 月に「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を行いました。

ウ. 外国銀行支店に対する規制・大口信用供与等規制の在り方についての検討

(ア)外国銀行支店に対する規制の在り方

外国銀行支店は、現地法人や国内銀行と同等の業務が可能である一方で、外国銀行支店に対しては資本金に対応する規定のような健全性確保のための規制が課されていません。

(イ)大口信用供与等規制の在り方

我が国の大口信用供与等規制は、国際基準と乖離しており、平成 24 年 8 月に公表された I M F が実施した我が国の金融部門評価プログラム（F S A P : Financial Sector Assessment Program）のレポートにおいても規制の強化が求められているところである。

上記(ア)及び(イ)の状況を踏まえ、「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」において、審議を重ねてきました。その結果を取りまとめた報告書「金融システム安定等に資する銀行規制の見直しについて」が 25 年 1 月 25 日に公表され、同年 2 月 27 日の金融審議会総会・金融分科会合同会合において、報告されました。

同報告において、外国銀行支店について、我が国預金者の保護や金融システムの安定を図るため、①免許付与の審査基準の明確化、②国内銀行の最低資本金に相当する金額の積立ての義務付け、③更生特例法の適用対象とすること等の見直しを行うこととされ、また、大口信用供与等規制について、規制を国際的な水準に適合させるため、信用供与等の範囲や信用供与等の限度額等を国際基準に合わせるものとされました。

同年 4 月 16 日には、同報告を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しております。

②評価

ア. バーゼルⅢについて

国際合意で定められた内容・スケジュールに沿って、新国際基準については、25 年 3 月末から段階的な適用が開始されました。また、日本の新国際基準は、バーゼル銀行監督委員会からも、国際合意と整合的と評価（24 年 10 月）されております。

また、新国内基準については、国際的な議論を参考にした上で、我が国における金融機関の健全性を確保しつつ、金融仲介機能が発揮されることを念頭におきながら検討を行った結果、適切な枠組みが整備できたものと考えています。

イ. 金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備について

金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備についての検討が着実に進んでおります。

ウ. 外国銀行支店に対する規制・大口信用供与等規制の在り方についての検討

外国銀行支店に対する規制の在り方・大口信用供与等規制の在り方についての検討が着実に進んでおります。

(2) 効果的なオフサイト・モニタリング（監督）の実施

①金融・経済情勢を勘案した個別金融機関に対する効果的・効率的なモニタリング

ア. 取組内容

オフサイト・モニタリングにおいては、金融機関（預金取扱金融機関、金融商品取引業者、保険会社）の財務会計情報やリスク情報等を徴求し、その蓄積・分析を行うとともに、定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関の経営状況の把握等を行い

ました。また、検査・監督の両部局間において金融機関の決算状況や検査計画等について意見交換を行い、オンサイトとオフサイトの効果的・効率的なモニタリングを実施するための問題意識の共有等を図りました。

さらに、モニタリング・システムについて、オンラインによるデータ徴求、データの暗号化等により、事務の効率化、利便性の向上、情報管理面での安全性の向上に努めるとともに、金融機関を取り巻く環境の変化を踏まえ、随時システムの改修を実施するなど、システムの強化を図っています。

イ. 評価

25年3月期における預金取扱金融機関の自己資本比率及び不良債権比率は、以下の資料1-1、1-2、2のとおりです。自己資本比率については、いずれの指標においても規制の最低水準を大きく上回り、不良債権比率は、前年同期と比べ低下しており、いずれにおいても健全性が維持されていますが、今後とも注視が必要と考えています。

また、25年3月期において、証券会社^{※1}の自己資本規制比率は388.8%、生命保険会社及び損害保険会社の単体ソルベンシー・マージン比率^{※2}はそれぞれ、807.5%、572.4%となっており、証券会社及び保険会社においても健全性が維持されていると考えられますが、今後とも注視が必要と考えています。

加えて、中小企業金融円滑化法に基づく25年3月期末時点の開示・報告によれば、中小企業者向け貸付及び住宅ローンの双方について、審査中の案件等を除き、実行の割合は9割を超える水準となっています。

このように、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施もあって、我が国金融機関において健全性が維持されており、金融機関による金融仲介機能の発揮も概ね図られているものと考えています。

【資料1-1】総自己資本比率等^{※3}（国際統一基準行）

		25年3月期
主要行等	総自己資本比率	17.5%
	Tier1比率	13.1%
	普通株式等Tier1比率	10.9%
地域銀行	総自己資本比率	14.3%
	Tier1比率	12.0%
	普通株式等Tier1比率	11.9%

（出所）金融庁監督局総務課監督企画室・銀行第二課

※1 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者

※2 24年3月期からマージン算入の厳格化並びにリスク計測の厳格化及び精緻化などを内容とした新基準を導入

※3 国際統一基準行は25年3月期よりバーゼル3の適用を開始（段階実施ベース）

主要行等の国際統一基準行は6行、地域銀行は10行、主要行等の国内基準行は4行、地域銀行は96行

【資料 1 - 2】自己資本比率※3（国内基準行）

	25/3 期
主要行等	14.7%
地域銀行	11.2%
信用金庫	13.0%
信用組合	11.3%

（出所）金融庁監督局総務課監督企画室、銀行第二課、総務課協同組織金融室調

【資料 2】不良債権比率（＝金融再生法開示債権÷総与信額）

	23/3 期	24/3 期	25/3 期
主要行等	1.8%	1.8%	1.8%
地域銀行	3.2%	3.2%	3.1%
信用金庫	6.0%	6.3%	6.4%
信用組合	8.0%	8.5%	8.4%

（出所）監督局総務課調

②金融機関のリスク管理の高度化

ア. 取組内容

（ア）総合的なリスク管理態勢の整備状況等について

a. 預金取扱金融機関

平成 24 事務年度主要行等向け監督方針及び中小・地域金融機関向け監督方針において、「ストレス時においても適切なリスクテイクを維持できるかとの観点も含め、経営陣自らが、主導性と強いコミットメントを発揮し、各種事象が実体経済・金融資本市場全体にどのように波及し、自らのビジネスに直接的・間接的に影響を与え得るかについて、具体的に想起した上で、ストレステストをはじめとした適切なリスク管理が遂行されているかについて引き続き検証する。」という考え方を示しました。

主要行や地域金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、経済資本モデルや VaR に基づくリスク管理態勢のみならず、テール・リスクを織り込んだストレステストの実施状況を含めた、金融機関の統合的なリスク管理態勢の把握・検証を行ったほか、大規模で複雑な業務を行う金融機関に対しては、共通シナリオに基づくストレステストの実施を求め、結果の検証を行いました。

b. 証券会社等

平成 24 事務年度金融商品取引業者等向け監督方針に記載されているように、証券会社グループ全体の統合的なリスク管理の促進について重点的に監督しました。

内外の金融システムにおいて大きなプレゼンスを有している大規模証券会社グ

グループについては、金融経済情勢を踏まえ、日本銀行や海外当局とも密接に連携しつつ、外貨も含めたグループ全体の流動性リスク管理に万全を期すよう求めました。

また、グループ全体の統合的なリスク管理態勢の整備状況に加え、グループ・ベースでのデータ集計態勢の整備状況及びテール・リスクを織り込んだストレステストの実施状況、ストレステスト結果の経営での活用状況等を重点的に検証しました。

さらに、主要行を中心とする大手金融グループの証券会社については、預金取扱金融機関等と異なる固有のビジネス・モデルやリスク、企業文化を踏まえた実効的なリスク管理態勢が整備されているかについても重点的に検証しました。

c. 保険会社

平成 24 事務年度保険会社等向け監督方針において、「保険会社によるリスク管理態勢に関する自己評価や ERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）ヒアリング等を実施することにより、経営陣による主導性と強いコミットメントの下で、自社の自己資本等の状況を踏まえつつ、会社の規模やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理態勢が整備されているかを検証する。」とともに、「リスクの適正な把握と計測の状況、そのモニタリングやストレステストの実施結果を踏まえたリスク削減・調整の状況、及びヘッジ取引や再保険等によるリスク軽減への取組み状況とその有効性を検証する。」こととしました。

これに基づき、主要な保険会社・グループを対象に ERM ヒアリングを実施し、保険会社の統合的なリスク管理態勢の検証を行うとともに、各保険会社における態勢整備に向けた取組みの参考に供すること等を目的として、当該ヒアリングの結果を公表しました。

(イ) 自己資本比率規制について

19 年 3 月末から実施されたバーゼルⅡの第 1 の柱（最低所要自己資本比率）において、当局の事前承認を要するリスク計測手法の採用を希望する金融機関に対し、リスク管理の高度化に向けたインセンティブの所在、安定的な運用の可能性等を確認しつつ、規制上求められる要件に照らし、審査を行いました。その結果として、24 年度は、以下の通り承認を行いました。

(信用リスク)

- ・基礎的内部格付手法（FIRB）：京都銀行、山口フィナンシャルグループ（山口銀行、もみじ銀行）、ふくおかフィナンシャルグループ

(オペレーショナル・リスク)

- ・粗利益配分手法（TSA）：青森銀行、七十七銀行、南都銀行、北九州銀行

また、既に承認を受けた金融機関に対し、定期的なヒアリングや当局への報告を通じて、安定的なリスク管理の運用状況等について確認を行いました。この他、第 2 の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）についても、早期警戒制度の枠組みを活用しつつ、銀行勘定の金利リスクに関するアウトライヤー基準、統合的なリス

ク管理態勢の整備状況等に関するモニタリングを実施しました。

イ. 評価

(ア) 総合的なリスク管理態勢の整備状況等について

リスク管理に係るヒアリングや、共通シナリオに基づくストレステストの実施等を通じ、当該金融機関のリスク管理の高度化を図る上で、一定の効果があったものと考えています。

また、大規模証券会社グループに対してグループ全体の流動性リスク管理に万全を期すように求め、さらに、流動性リスク管理を含む全般的なリスク管理実務の十分性を金融庁が検証し、リスク管理実務の頑健性について市場関係者等からの信頼が得られるよう、自主的に、対外メッセージを発信していくことを促したことにより、大規模証券会社グループのリスク管理態勢の強化のみならず、金融市場の安定にも貢献できたと考えています。

ストレステストの適切な実施やストレステスト結果の経営での活用等について促したことや、海外当局と緊密に連携しながら監督したことで、効率的かつ効果的な監督に資することができたと考えています。

(イ) 自己資本比率規制について

先進的なリスク計測手法の承認プロセス及び承認後のフォローアップを通じ、今般の金融危機への対応を含めて当局と金融機関との間でリスク管理の高度化に向けた課題等の共有化を図っています。

また、先進的なリスク計測手法の承認を受けた金融機関も増えており、定量データの横断的な比較等により、モニタリングの実効性が高まっています。

③グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）等に対する適切な監督

ア. 取組内容

20年4月の「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラム（FSF）報告書^{※4}」や20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ（監督カレッジ）の枠組みの下、グローバルに活動する我が国の金融機関（3メガバンクグループ、野村グループ、及び東京海上グループ）について、監督カレッジの会合を開催しました。

また、我が国に拠点を有している複数の海外金融機関について、当該金融機関の母国監督当局が主催する監督カレッジの会合に参加しました。

これら会合において、関係監督当局間で、該当金融機関の経営内容や監督上の注視点等について、情報共有及び議論を行いました。

また、金融安定理事会における合意（「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性（2011年11月）」）等を踏まえ、グローバルにシステム上重要な銀行

^{※4} 20年4月にFSFより公表された、今般の金融市場の混乱の要因分析と今後の対応についての提言に関する報告書。この中で、当局間の情報交換及び連携に関して、世界的な大手金融機関ごとに監督カレッジを設置すべきことを提言している。

(G-SIBs)である3メガバンクグループやその他大規模で複雑な金融機関に対し、ストレス下における対応等をまとめた再建計画の策定を求めるとともに、海外当局との危機管理グループ(Crisis Management Group: CMG)会合において、情報共有及び議論を行いました。

イ. 評価

G-SIBs やその他大規模で複雑な金融機関に対して再建計画の策定を求めるとともに、監督カレッジ会合や危機管理グループ会合で情報共有及び議論等を行うことを通じ、グローバルに活動している金融機関に係る情報を関係監督当局間で共有することにより、当該金融機関の適切な監督に一定の効果があったものと考えています。

④証券会社、保険会社等の連結規制・監督

ア. 取組内容

(ア) 証券会社の連結規制・監督

内外の金融システムにおいて大きなプレゼンスを有している大規模証券会社グループについては、金融経済情勢を踏まえ、日本銀行や海外当局とも密接に連携しつつ、外貨も含めたグループ全体の流動性リスク管理に万全を期すよう求めました。

また、グループ全体の統合的なリスク管理態勢の整備状況に加え、グループ・ベースでのデータ集計態勢の整備状況及びテール・リスクを織り込んだストレステストの実施状況、ストレステスト結果の経営での活用状況等を重点的に検証しました。

また、規制面では、平成22年金融商品取引法改正により、総資産1兆円超の証券会社に対してグループベースの監督規制(連結自己資本規制比率)が平成23年4月より導入され、証券会社に対しては、現在、単体、川下連結、川上連結の3つの自己資本規制が告示により課されています。

さらに、G20での合意を我が国においても着実に履行していくため、下記の対応を行いました。

- a. 国際的に活動する大規模証券会社グループに対して、国際的な健全性規制高度化の取組みであるバーゼルⅢを平成25年3月末から適用すべく、早期是正措置告示や監督指針を改正しました。
- b. グローバルなシステム上重要な金融機関(Global Systemically Important Financial Institutions; G-SIFIs)及び破綻時に金融システムの安定性に影響を及ぼす可能性があると考えられる金融機関については、再建計画を策定し提出しています。また、危機管理の一環として、監督指針を改正し、監督上の着眼点と監督手法・対応を明確化しました。

(イ) 保険会社等の連結規制・監督

保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについては、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することで、保険契約者等の保護を図るため、24年3月末に導入した連結ベースの財務健全性基準を用いて、保険会社等の財務健全性の監督を行いました。

また、経営統合や海外での業務拡大などの取組みがみられるグループについて、ヒアリングを通じ、グループ全体の統合的なリスク管理態勢の整備状況や有効性等を重点的に検証しました。特に、海外拠点を有するグループについては、海外での巨大災害の集積リスクが顕在化した近時の事例も踏まえ、海外拠点の業務に係るリスク管理態勢について検証しました。

イ. 評価

(ア) 証券会社の連結規制・監督

大規模証券会社グループに対してグループ全体の流動性リスク管理に万全を期すように求めたこと、リスク管理実務の頑健性について市場関係者等からの信頼が得られるよう、自主的に、対外メッセージを発信するよう促したこと、さらに、流動性リスク管理を含む全般的なリスク管理実務の十分性を金融庁として検証したことにより、大規模証券会社グループのリスク管理態勢の強化や金融市場の安定にも貢献できたと考えています。

また、ストレステストの適切な実施やストレステスト結果の経営での活用等について促したことや、海外当局と緊密に連携しながら監督したことで、効率的かつ効果的な監督に資することができたと考えています。

さらに、国際的にも金融機関に対する規制が進む中、バーゼルⅢを踏まえ自己資本告示を改正したことで、大規模証券会社グループのリスク管理の高度化を促し、国際的な規制水準の高度化に対応したグループベースの規制・監督の枠組みをより強化することができたと考えます。

グローバルなシステム上重要な金融機関（Global Systemically Important Financial Institutions; G-SIFIs）及び破綻時に金融システムの安定性に影響を及ぼす可能性があると考えられる金融機関は、再建計画を策定し、提出しています。処理計画については、金融審議会の金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループの報告書（「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」）における金融機関の秩序ある処理の枠組みについての考え方に沿った適切な制度整備を前提として、策定を進めています。

(イ) 保険会社等の連結規制・監督

保険会社等のグループに対する連結ベースの財務健全性基準を 24 年 3 月末から導入したことにより、グループ全体のリスクの把握及び規制・監督の強化につながったと考えています。25 年 3 月期における生命保険会社グループ及び損害保険会社グループの連結ソルベンシー・マージン比率はそれぞれ、821.9%、646.3%となっており、健全性が維持されていますが、今後とも注視が必要と考えています。

また、ヒアリング等を通して、海外での業務拡大等に取り組むグループにおける、海外投資戦略や海外自然災害等に係るリスク管理の実態を把握・検証したことで、保険会社のグループベースでの適切な監督に資することができたと考えています。

(3) 効果的なオンサイト・モニタリング（検査）の実施

①金融機関のリスク特性を十分見極めた、効果的な検査の実施

ア. 取組内容

24 事務年度（24 年 7 月から 25 年 6 月まで）の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、金融機関のリスク特性を十分に見極めた、効果的な検査の実施に努めました。

具体的な取組みの例を挙げると、次のとおりです。

- ・ 主要行に対する検査については、引き続き、事前分析により検証分野を絞り込んだ上で、通常検査のほか、ターゲット検査を実施しました。
また、主要行を担当する主任検査官については、引き続き、複数年担当制とするとともに、当該主任検査官（日本版 E i C）及び E i C 補佐官は、監督局に併任した上で、監督局における各種ヒアリングに参加すること等により、担当金融グループ全体の状況把握を適時適切に行い、事前に深度ある分析を行いました。
- ・ 我が国金融グループの海外拠点や外国金融機関グループの在日拠点に対する検査については、検査局職員の海外への出張派遣や海外駐在検査官の活用等を通じて、海外当局との間で、情報や問題意識の共有など、連携をさらに強化しました。
- ・ 地域金融機関や保険会社に対する検査についても、引き続き、事前分析により検証分野を絞り込んだ上で、通常検査のほか、ターゲット検査や簡易検査を積極的に実施し、金融機関の規模・特性等を踏まえた一層メリハリのある検査を進めました。

このように、検査実施前の事前分析を充実させ、検証分野の絞り込みを行うほか、金融機関の規模・特性等を勘案した検査班の編成を行うことにより、金融機関の検査負担を軽減しつつ、限られた人員の下で、効果的な金融検査を実施することに努めました。

この結果、平成 24 事務年度においては、銀行等（銀行持株会社を含む）については 79 件、協同組織金融機関については 188 件、保険会社（保険持株会社を含む）については 30 件、その他金融機関については 273 件の検査をそれぞれ実施しています。

（参考）平成 24 年度の検査実施状況
銀行等（銀行持株会社を含む）：79 件
協同組織金融機関：190 件
保険会社（保険持株会社を含む）：26 件
その他金融機関：287 件

【資料 3 24 事務年度の検査実施計画・実施件数】（単位：件）

	検査計画件数（注）	検査実施件数
銀行等（銀行持株会社を含む）	80	79
協同組織金融機関	190	188

保険会社（保険持株会社を含む）	30	30
その他金融機関	265	273

（注）当該計画は、事務年度当初の見込みとして設定したものです。

（出所）検査局総務課調

イ. 評価

（ア）「オフサイト検査モニター」のアンケート結果

24年度に検査を行った金融機関に対する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果をみると、検査実施に関する項目（「重要なリスクに焦点をあてた検証」、「深度ある原因分析・解明」など）の合計で、「1（妥当）」、「2（概ね妥当）」との回答が98%を超えています。

このような結果を踏まえると、金融検査においては、検査実施前の事前分析を充実し、重要なリスクに焦点をあてた、深度ある原因分析・解明に努めるとともに、検証結果に対する真の理解（「納得感」）を得るなど、金融機関のリスク特性を十分見極めた、効果的な検査が実施できたものと考えています。

【資料4 オフサイト検査モニター アンケート結果】

アンケート項目	回答内容		回答割合(%)
重要なリスクに 焦点をあてた検証	1	行われた	70.5(73.9)
	2	概ね行われた	29.2(25.6)
	3	あまり行われなかった	0.4(0.4)
	4	行われなかった	—(—)
深度ある原因分析・解明	1	行われた	60.1(61.1)
	2	概ね行われた	39.9(38.9)
	3	あまり行われなかった	—(—)
	4	行われなかった	—(—)
より高い水準の内部管 理態勢構築に向けた 改善点の明示	1	明確に示された	63.1(69.0)
	2	概ね明確に示された	36.9(31.0)
	3	あまり明確に示されなかった	—(—)
	4	明確に示されなかった	—(—)
金融機関の主体的・能動 的な経営改善に向けた 取組みに資する検査	1	資するものであった	69.0(68.1)
	2	概ね資するものであった	31.0(31.9)
	3	あまり資するものではなかった	—(—)
	4	資するものではなかった	—(—)
検証結果に関する真の 理解（「納得感」）	1	十分納得のいくものであった	51.3(51.3)
	2	概ね納得のいくものであった	46.9(46.9)
	3	一部で納得のいかないところがあった	1.8(1.8)
	4	納得のいかないものであった	—(—)

合 計		件数	回答割合 (%)
	1	4,879	64.7
	2	2,554	33.9
	3	104	1.4
	4	7	0.1

(注1) 23年10月以降の検査において、オフサイト検査モニターのアンケート様式の改定を行い、「深度ある原因分析・説明」「より高い水準の内部管理態勢構築に向けた改善点の明示」「金融機関の主体的・能動的な経営改善に向けた取組みに資する検査」「検証結果に関する真の理解(「納得感」)」をアンケート項目に追加しています。

(注2) 回答割合における括弧書きは前年度(23年10月以降に追加されたアンケート項目については、23年10月から24年3月)の回答割合を示しています。

(出所) 検査局総務課調

(参考) 検査評価結果の分布状況について

24年7月1日から25年6月30日までに検査結果通知を行った預金等受入金融機関のうち、金融検査評価を実施した206先、及び24年4月1日以降に保険検査を開始し、25年6月30日までに検査結果通知を行った保険会社のうち、保険検査評価を実施した17先に対する検査評価結果の分布状況を公表しました。

その結果をみると、預金等受入金融機関については、「A評価」が1.8%、「B評価」が85.4%、「C評価以下」が12.8%となっており、保険会社については、「B評価」が77.6%、「C評価以下」が22.4%となっています。

なお、今回公表の対象預金等受入金融機関のうち、今回検査と前回検査で、ともに評価が行われている項目について評価結果を比較し、その結果を参考として公表しています。その結果をみると、評価結果が上がったものが16.6%、評価結果が下がったものが8.3%となっています。

【資料5 検査評価結果の分布状況(各評価項目数/全評価項目数)】

	A評価	B評価	C評価以下
預金等受入金融機関	1.8% (0.4%)	85.4% (79.7%)	12.8% (19.9%)
保険会社	—	77.6%	22.4%

(注1) カッコ書きは、前回公表分(22年7月~24年6月)。

(注2) 保険検査評価については、24年4月1日から「試行」を開始しており、今回から公表の対象とした。

(出所) 検査局総務課調

【資料6 今回公表の対象預金等受入金融機関のうち、今回検査と前回検査で、ともに評価が行われている項目について、評価結果を比較したもの】

前回検査との比較		割合
評価結果が上がったもの	(B評価 ⇒ A評価 C評価以下 ⇒ A評価 C評価以下 ⇒ B評価)	16.6%

評価結果が同じだったもの <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>A 評価</td><td>⇒</td><td>A 評価</td></tr> <tr><td>B 評価</td><td>⇒</td><td>B 評価</td></tr> <tr><td>C 評価以下</td><td>⇒</td><td>C 評価以下</td></tr> </table>	A 評価	⇒	A 評価	B 評価	⇒	B 評価	C 評価以下	⇒	C 評価以下	75.0%
A 評価	⇒	A 評価								
B 評価	⇒	B 評価								
C 評価以下	⇒	C 評価以下								
評価結果が下がったもの <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>A 評価</td><td>⇒</td><td>B 評価</td></tr> <tr><td>A 評価</td><td>⇒</td><td>C 評価以下</td></tr> <tr><td>B 評価</td><td>⇒</td><td>C 評価以下</td></tr> </table>	A 評価	⇒	B 評価	A 評価	⇒	C 評価以下	B 評価	⇒	C 評価以下	8.3%
A 評価	⇒	B 評価								
A 評価	⇒	C 評価以下								
B 評価	⇒	C 評価以下								

(出所) 検査局総務課調

(イ) 預金取扱金融機関に対する検査

預金取扱金融機関に対する検査において検証を行った結果、次のように、評価できる事例や問題として指摘すべき事例が認められました。なお、改善が必要な金融機関については、その後改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったものと考えています。

(評価事例)

- ・ 債務者の経営改善計画の円滑な履行を確保するため、債務者と金融機関が共同で主要取引先と協議を行い、債務者の事業継続等について協力を取り付けている事例。
- ・ 債務者の経営改善を促すため、金融機関と債務者が共同で同業他社の業務改善事例について研究を行い、その中で債務者に適した取組みを実施することにより、業績の改善、債務超過の解消につなげている事例。
- ・ 日本政策金融公庫と協調して「資本金借入金」を活用することにより、債務者の経営改善支援を行っている事例。
- ・ 動産・売掛金に係る評価等のノウハウを有する外部専門家と連携して、「ABL（動産・売掛金担保融資）」を積極的に推進している事例。

(指摘事例)

- ・ 海外拠点の新設や海外与信の増加等を踏まえ、海外拠点における監査スタッフの陣容強化など、グローバルベースでの監査体制の整備が課題となっている事例。
- ・ 他行との住宅ローン金利の競合が激しい地域において、優遇金利による顧客獲得の強化を図ることが、自らの収益にどのような影響を与えるのか等についての分析が不十分なものに止まっている事例。
- ・ 営業店において、上場企業の取引先に係る公表前の決算情報等を継続的に入手しているにも関わらず、インサイダー情報としての管理が行われていない事例。
- ・ 経営改善支援先における経営改善計画の策定比率が低位に止まっているにも関わらず、融資部門において、要因分析や改善対策の検討が行われていない事例。
- ・ 不動産会社と一括賃貸借契約が締結（「一棟貸し」）されているアパートローンの対象物件について、当該物件の実際の入居状況等を確認していな

い事例。

- ・ 融資先における会計監査人の変更状況を確認していない事例。
- ・ クラウド・コンピューティングを利用しているシステムについて、運用報告書を入手するなど、運用事業者に対する運用状況の確認が十分に行われていない事例。

なお、信託銀行に対する検査については、A I J問題が発生したことも踏まえ、年金基金等からの受託財産について、善管注意義務や忠実義務等の履行を確保し、信託財産を適切に管理・運用する態勢が整備されているか、等について、重点的に検証を行いました。

その結果、次のような事例を検査で指摘しました。なお、改善が必要な金融機関については、その後改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったものと考えています。

- ・ 運用資産全体におけるオルタナティブ投資の比率が高い厚生年金基金等について、関係部署間で情報を共有することや、このような厚生年金基金等に対する組織的な対応のあり方について検討することが課題となっている事例。
- ・ 銀行に運用裁量がある年金信託の勧誘を行う際に、委託者（厚生年金基金等）の適合性を判断するために必要な情報を把握することとしていない事例。

（ウ）保険会社に対する検査

保険会社に対する検査において検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘しました。なお、改善が必要な保険会社については、その後改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったものと考えています。

（指摘事例）

- ・ 資産運用リスクが多様化・複雑化していることを踏まえ、専門的知識を有する人材の確保など、内部監査態勢の整備が十分に行われていない事例。
- ・ 収益性の改善を経営目標の1つとして掲げているにも関わらず、代理店を通じた保険商品の販売が、代理店手数料等を勘案した上で、本当に採算が取れているかどうかについて、定期的な実態把握・分析等が行われていない事例。
- ・ 新規商品の開発時に想定した将来収支分析について、当該商品の販売開始後に適切なフォローアップが行われていない事例。
- ・ リスク計測モデルを導入するに際し、当該モデルが妥当であることをどのように事前検証したのか、また、当該モデルの特性や限界等をどのように評価したのか、等について文書化されていないため、当該モデルの事後的な検証が適切に行えない事例。

- ・ クラウド・コンピューティングを導入する際に、セキュリティ対策等を定めたサービス・レベル・アグリメントやシステム障害発生時の対応など、システム運用に重大な影響を及ぼす事項について、予め十分な検討が行われていない事例。

②金融機関を取り巻く環境の変化に対応した検査の実施

ア. 取組内容

(ア) 新たな国際的規制の導入等に的確に対応した金融検査態勢の整備

先般の世界的な金融危機や欧州の債務問題を踏まえ、バーゼルⅢやG-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）に対する自己資本の上乗せ措置等が順次導入されています。また、米国では、外国金融機関に対する新たな健全性規制を導入することが検討されています。

このような、金融機関に対する新たな国際的規制の導入等に対し、検査局においては、

- ・ バーゼルⅢに係る自己資本比率告示の改正（24年3月30日公布）に伴う金融検査マニュアルの改定（24年8月10日公表）を行うとともに、
- ・ 局内にプロジェクト・チームを設置し、海外駐在検査官等も活用して新たな国際的規制の動向について情報を収集し、これらの規制が金融検査に与える影響等について分析を行いました。

(イ) ITの進展に適切に対応した金融検査態勢の整備

近年のIT技術の進展に伴って、金融機関では膨大な電子データを利用して業務運営が行われています。金融検査において、このような電子データで作成された資料を検証する際に、「デジタルフォレンジック技術」（注）を活用し、必要な電子データを的確に抽出し分析等を行うことは、効果的な金融検査の実施に資するものと考えられます。

このため、まずは、24年度において、大量の電子メールや音声データの抽出・分析等を可能とする「デジタルフォレンジック技術」を金融検査に導入しました。

さらに、25年度においては、大量のテキストデータの抽出・分析等を行う「デジタルフォレンジック技術」を金融検査に導入するために必要な予算を確保しており、今後、必要な機材を購入し、効果的な金融検査の実施に努めることとしています。

（注）「デジタルフォレンジック技術」とは、ここでは、大量の電子データの保全、解析、検索などの技術を指しています。

イ. 評価

(ア) 新たな国際的規制の導入等に的確に対応した金融検査態勢の整備

バーゼルⅢを踏まえた金融検査マニュアルの改定を行ったことや、検査局にプロジェクト・チームを設置し、海外駐在検査官等も活用して新たな国際的規制の

動向について情報を収集し、これらの規制が金融検査に与える影響等についての分析を行ったことにより、新たな国際的規制の導入等に的確に対応した金融検査態勢の整備に一定の進展があったものと考えています。

(イ) ITの進展に適切に対応した金融検査態勢の整備

24年度において、電子メールや音声データの抽出・分析等を可能とする「デジタルフォレンジック技術」を金融検査に導入したことや、25年度において、大量のテキストデータの抽出・分析等を行う「デジタルフォレンジック技術」を金融検査に導入するために必要な予算を確保したことにより、ITの進展に適切に対応した金融検査態勢の整備に一定の進展があったものと考えています。

③検査で得られた情報に係る分析力・情報発信力の強化

ア. 取組内容

24事務年度の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、情報の分析態勢を強化するとともに、検査結果の分析等によって得られた、金融機関の自主的な経営改善・経営判断にとって有益な情報については、業界団体との意見交換の場において紹介する等の取組みを行いました。

また、金融業界全体のリスク認識等を高める観点から、引き続き、「金融検査結果事例集」の定期的な公表（年2回（24年8月10日、25年3月19日））を行いました。

さらに、検査基本方針の内容や検査結果の分析等によって得られた情報については、金融業界にとどまらず、日本公認会計士協会、弁護士会、金融情報システムセンター（FISC）などに対しても、意見交換や講演を通じて、情報提供や問題意識の共有に努めました。

イ. 評価

検査結果の分析等で得られた情報や「金融検査結果事例集」など、金融機関の自主的な経営改善・経営判断にとって有益な情報について、業界団体との意見交換の場等でタイムリーに金融機関に紹介したことは、金融機関において適切な管理態勢を構築する自主的な取組みを促すことにつながり、「金融機関の健全性が確保されること」に一定の成果があったものと考えています。

(4) オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの推進

①取組内容

24事務年度の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの推進に努めました。

具体的な取組みの例を挙げると、次のとおりです。

- ・ 主要行の検査を複数年担当する主任検査官（日本版EiC）や大手保険会社の検査を担当する主任検査官について、引き続き、監督局に併任した上で、監

督局における各種ヒアリングに参加させること等により、担当金融グループ全体の状況把握を適時適切に行いました。

- ・ また、システムリスクに関し、引き続き、検査局のシステムの専門家を監督局のシステムモニタリング担当に併任するとともに、23 事務年度に立ち上げた検査局と監督局との横断的な組織を中心に、システム更改情報や障害発生情報の共有など、オン・オフ体系的なモニタリングを実施しました。
- ・ さらに、大手金融機関に対する規制・監督強化に係る国際的な動向等を踏まえ、メガバンクにおける態勢整備に向けた取組状況等について検証するため、検査局と監督局との横断的な組織を設置しました。

このように、オン・オフ体系的なモニタリングの推進を通じて、検査実施前の事前分析を充実させ、検証分野の絞り込みを行うほか、金融機関の規模・特性等を勘案した検査班の編成を行うことにより、金融機関の検査負担を軽減しつつ、限られた人員の下で、効果的な金融検査を実施することに努めました。

この結果、平成 24 事務年度においては、銀行等（銀行持株会社を含む）については 79 件、協同組織金融機関については 188 件、保険会社（保険持株会社を含む）については 30 件、その他金融機関については 273 件の検査をそれぞれ実施しています（資料 3 参照）。

②評価

25 年 3 月期における主要行等及び地域銀行の自己資本比率については、いずれの指標においても規制の最低水準を大きく上回っています（資料 1—1、1—2 参照）。

さらに、同じく不良債権比率をみると、主要行等で 1.8%と前年同期と比べ横ばいとなっているものの、地域銀行においては 3.1%と前年同期比 0.1%低下しています（資料 2 参照）。

このように、オン・オフ体系的なモニタリングの推進を通じて、金融機関に対する効果的な検査に取り組んだこともあり、我が国金融機関の財務の健全性は維持されているものと考えています。

（5）金融機能強化法等の適切な運用

①取組内容

ア. 金融機能強化法に基づく資本参加を行った金融機関について

（ア）金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関のうち、紀陽ホールディングス（紀陽銀行）、豊和銀行、みちのく銀行、きらやか銀行、第三銀行、東和銀行、高知銀行、フィデアホールディングス（北都銀行）、宮崎太陽銀行及び山梨県民信用組合の新しい経営強化計画について、24 年 8 月に公表しました。

（イ）金融機能強化法の本則及び震災特例に基づき、以下の金融機関に対して資本参加を実施しました。

- ・ 本則に基づく資本参加

24年12月実施：ぐんまみらい信用組合

・震災特例に基づく資本参加

24年9月実施：東北銀行

24年12月実施：じもとホールディングス（きらやか銀行）

(ウ) 金融機能強化法の本則及び震災特例に基づき資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況の報告を受け、24年3月期（23金融機関）については同年8月に、24年9月期（24金融機関）については25年2月にその内容を公表しました。

イ. 早期健全化法に基づく資本増強行について

(ア) 早期健全化法に基づく資本増強行のうち、りそなホールディングス及びりそな銀行、あおぞら銀行並びに新生銀行の新しい経営健全化計画について、それぞれ24年11月、25年2月及び同年3月に公表しました。

(イ) 早期健全化法に基づく資本増強行（5金融機関）から、経営健全化計画の履行状況の報告を受け、24年3月期については同年7月に、24年9月期については同年12月にその内容を公表しました。

②評価

ア. 金融機能強化法に基づく資本参加を行った金融機関について

金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関の経営強化計画の履行状況については、各金融機関から、半期毎に報告を受け、これを当局が公表することとされており、パブリック・プレッシャーが働く仕組みとなっています。また、履行状況についてのフォローアップを行い、必要に応じて監督上の措置を講ずることとしています。

なお、23年に改正された同法の震災特例においては、東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、震災の影響を受けた金融機関等による積極的な活用を促す観点から、経営強化計画の策定において、経営責任の明確化や収益性・効率性等に関する目標設定を求めない等の弾力化が図られています。

このような枠組みの下、資本参加を行った金融機関は金融仲介機能の一層の強化により、地域における信用供与の円滑化や震災からの復興に向けた支援に積極的かつ継続的に貢献していくものと考えています。

なお、上記のとおり、金融機能強化法の適切な運用に努めたこと等から、24年度は紀陽ホールディングス（紀陽銀行）から154億円の返済がありました。これにより25年3月末の残高は5,701億円となっています。

イ. 早期健全化法に基づく資本増強行について

早期健全化法に基づく資本増強行の経営健全化計画の履行状況については、各金融機関から、半期毎に報告を受け、これを当局が公表することとされており、パブリック・プレッシャーが働く仕組みとなっています。また、履行状況についてのフォローアップを行い、必要に応じて監督上の措置を講ずることとしています。

なお、上記のとおり、早期健全化法の適切な運用に努めたこと等から、24年度は

あおぞら銀行から 265 億円、三井住友トラスト・ホールディングスから 2,003 億円の返済がありました。これにより、25 年 3 月末の残高は約 1.3 兆円となっており、資本増強以後 25 年 3 月末までに約 1.4 兆円の利益が生じています。

【資料 5 旧安定化法、早期健全化法、預金保険法に基づく返済状況】

	21 事務年度 (22 年 6 月末)	22 年度 (23 年 3 月末)	23 年度 (24 年 3 月末)	24 年度 (25 年 3 月末)
返済額	599 億円	1.2 兆円	0 円	2,268 億円
残 額	2.8 兆円	1.5 兆円	1.5 兆円	1.3 兆円

(出所) 監督局銀行第二課調

(6) 金融機関の業務継続体制の検証

①取組内容

監督局の業務継続計画を以下のとおり見直し、大規模災害等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制の構築を目指しました。

ア. 災害発生時に出勤する職員が不足する課室があった場合、他課室の職員が当該課室の非常時優先業務に従事することを可能としました。

イ. 被害状況等の把握にあたっては、金融機関等から金融庁に被害状況の能動的な報告を行うように事務連絡文書を送付しました。

我が国の金融システムにおいて根幹的な役割を果たしている主要行等においては、危機発生時において、迅速な復旧対策を講じ、必要最低限の業務の継続を確保する等、適切な対応を行うことが国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、平成 24 年度においては、主要行等に対して業務継続体制、業務継続計画の適切性についてのヒアリングを行いました。

東日本大震災を踏まえ、全国銀行協会（以下、「全銀協」という。）が首都直下地震発生を想定した銀行業界横断的な業務継続性に係る訓練を初めて実施しました。当庁は、シナリオ作成の段階から当該訓練に参加しました。

さらに、24 事務年度の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、経営陣の責任において、

- ・ 危機発生時に、金融機関として必要最低限の業務の継続が確保できるよう、主要なリスクを十分に想定した業務継続体制が整備されているか、特に、迅速かつ的確に自然災害による被害やシステム障害等の情報を収集し、危機に対応できる態勢が整備されているか、
- ・ これまでの大規模な自然災害やシステム障害等の経験を踏まえ、既存の危機管理マニュアルや業務継続計画等が有効に機能したかどうかを確認し、必要に応じて業務継続体制が適切に見直されているか、

等について、重点的に検証を行いました。

②評価

災害発生時に出勤する職員が、他課室の非常時優先業務に従事することを可能としたこと、被害状況の把握にあたって、金融機関から当庁に対して能動的に報告を行うようにしたことは、大規模災害等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制の構築に寄与したものと考えています。

危機管理は、平時における未然防止に向けた取組みが重要であり、ヒアリングを通じて、金融機関等の業務継続体制等について、適切性が検証できたと考えています。

銀行業界横断的な訓練に全銀協会員行と共に参加し、個別行単独の訓練では検証困難な災害発生時の金融機能の継続性が検証できたこと、災害発生時銀行と当局の連絡体制が確認できたことは、銀行業態の業務継続性の確保に寄与したものと考えています。

さらに、金融検査において検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘しました。なお、改善が必要な金融機関については、その後改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったものと考えています。

(指摘事例)

- ・ 経営企画部門が、コンティンジェンシー・プランの策定に当たり、本部建物が耐震基準を満たしていないことを踏まえた検討を行っておらず、また、経営会議も同プランのリスクシナリオの妥当性を検証していない事例。
- ・ 経営企画部門が、本部建物が被災した場合に設置される緊急時対策本部に関して、同本部の運営上必要となる機材等の事前準備などについての検討を行っておらず、「危機管理マニュアル」にも反映していない事例。
- ・ システムに係るコンティンジェンシー・プランが大規模地震のみを想定しているため、地震に対して堅牢なデータセンターを利用することが前提となっており、火災や爆発等によりデータセンターが利用できなくなるケースや、データセンターのコンピュータ機器が物理的に使用できなくなるケース等を想定していない事例。

(7) 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み

①取組内容

ア. システムリスクの総点検の結果を踏まえた対応について

23年7月8日、主要行の一つで発生したシステム障害を契機に、当局から預金取扱金融機関等に対し、システムリスクの総点検(以下「総点検」という。)を要請し、預金取扱金融機関698先及び協同組織金融機関のシステム委託先8先から総点検結果の報告を受け、その結果について、24年1月20日に公表しました。その後、総点検の結果を踏まえ、金融機関に共通的な課題・問題点について、着眼点及び検証項目として、「主要行向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「金融検査マニュアル」に取り込み、24年5月31日から6月20日にかけて、広く意見の募集を行い、6月29日にパブリックコメントの結果を公表し、各監督指針及び検査マニュアルの改正を行いました。また、改正監督指針及び検査

マニュアルに基づき、平成 24 事務年度監督方針及び検査基本方針において、適切なシステムリスク管理態勢の整備に向けた検査、監督上の着眼点を掲げました。具体的には、①経営陣のシステムリスク管理態勢への認識、②システム障害発生時等の経営陣の果たすべき責任やとるべき対応の明確化、③外部環境の変化を踏まえたシステムの十分性の確保、④システム障害の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢が整備されているか等について、重点的に検証することとし、検査、監督においてモニタリングしました。

イ. 金融機関の情報セキュリティ対策向上のための取組みについて

「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 2 次行動計画」（24 年 4 月 26 日情報セキュリティ政策会議改定。以下「行動計画」という。）において、情報セキュリティ対策に資する情報の官民における共有と、共有する情報の内容の充実が定められたことに基づき、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）と連携し、ソフトウェアの不具合や情報セキュリティ関係団体による取組み等の情報セキュリティに関する情報を金融関係事業者団体に提供（26 件）し、NISC に対しては、金融機関のシステム障害に係る情報の連絡（4 件）を行いました。

この他に、金融機関に関係するサイバー攻撃の最近の特徴ならびにサイバー攻撃に対応するために必要な態勢のあり方及び技術的対策の内容について情報提供を行うため、公益財団法人 金融情報システムセンター（FISC）と共同調査を行い、「金融機関におけるサイバー攻撃への態勢整備について」と題するレポートを作成しました。当該レポートを掲載した FISC 機関誌は、会員 644 機関に配布され参考に供されています。

②評価

ア. システムリスクの総点検の結果を踏まえた対応について

預金取扱金融機関等においては、総点検を通して、自らがシステムリスク管理上の課題をあらためて認識する中、監督指針及び検査マニュアルの改正により、継続的な自主点検及び改善に向けた取組みが行われています。また、改正監督指針及び検査マニュアルに基づく検査・監督によるモニタリングを通して、適切なシステムリスク管理態勢の整備及び運用の定着化が図られています。

イ. 金融機関の情報セキュリティ対策向上のための取組みについて

金融関係事業者団体及び金融機関への情報セキュリティに関する情報の提供は着実に進められていますが、FISC による安全対策基準実施状況調査によると、情報セキュリティの対策の実施については、マルウェア対策ソフトの導入など実施率が 8 割と高いものがある一方、マルウェア被害が発見された場合の連絡・対応手順の規定の整備状況は 6 割にあるなど、更なる向上の取組みが必要なものもあります。このため、金融機関の情報セキュリティ対策については、今後も向上を促す必要があります。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備

ア. バーゼルⅢについて

バーゼルⅢ及びバーゼル委員会における追加的な規制の見直しに対応すべく、自己資本比率規制の追加的な改正や定量的な流動性規制・レバレッジ比率の導入等に向けたルールの整備を継続的に行っていく必要があります。

イ. 金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備について

金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みについて国際的に議論が進められ、G20サミットで合意されたこと等を踏まえ、市場の著しい混乱を回避し、金融機関の秩序ある処理を実現する枠組みについて、所要の制度整備に取り組む必要があります。

ウ. 外国銀行支店に対する規制・大口信用供与等規制の在り方についての検討

金融審議会金融分科会報告「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」（25年2月27日）を踏まえ、外国銀行支店に対する規制・大口信用供与等規制について、所要の制度整備に取り組む必要があります。

②効果的なオフサイト・モニタリング（監督）の実施

ア. 金融・経済情勢を勘案した個別金融機関に対する効果的・効率的なモニタリング

引き続き、金融機関の財務会計情報やリスク情報等の蓄積・分析及び市場動向の把握に努めるとともに、定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関との意見交換や経営状況の把握に努め、内部管理態勢の確立等、経営の健全性及び業務の適切性の確保に向けた金融機関の自主的な取組みを促していく必要があります。あわせて、検査部局及び監督部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図りながら、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせ、一層効果的・効率的なモニタリングを実施していくことが必要と考えています。

また、報告・分析の対象となる情報の処理はコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが不可欠であり、引き続き、システムの強化等を図っていくことが必要です。

さらに、中小企業金融円滑化法の期限到来後の金融機関の対応について、引き続きモニタリングしていくことが必要です。

イ. 金融機関のリスク管理の高度化

(ア) 総合的なリスク管理態勢の整備状況等について

引き続き、各金融機関のリスクの特性や経営上の課題について、金融機関と深度ある双方向の議論を継続することにより、金融機関のリスク管理の高度化を促進する必要があります。

(イ) 自己資本比率規制について

自己資本比率規制は、金融機関の業務や取引が複雑化する中、金融機関が抱えるリスクをより精緻に把握することで、金融機関のリスク管理の高度化への取組みを促す枠組みです。金融機関のリスク管理実務等の進展を踏まえ、今後とも、第1の柱におけるリスク計測手法に係る承認プロセス及び承認後のフォローアップを通じ、金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組みを適切に把握し、第2の柱の補完的な枠組みを通じて、各金融機関の特性に応じたリスク管理の高度化を適切に促していく必要があります。25年3月末より実施されるバーゼルⅢ等の国際的な金融規制改革への対応や金融実務慣行の進展により、高度なリスク計測手法に係る承認プロセスや承認後のフォローアップは今後もより一層重要になっており、適切に対応していく必要があります。

ウ. グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）等に対する適切な監督

欧州周辺国の財政・金融問題の深刻化や金融規制改革の動向などを踏まえつつ、引き続き、監督カレッジ会合等での情報共有及び議論等を通じ、グローバルに活動している金融機関に係る情報を関係監督当局間で共有することにより、当該金融機関の適切な監督を行っていく必要があります。

エ. 証券会社、保険会社等の連結規制・監督

(ア) 証券会社の連結規制・監督

大規模証券会社グループについては、引き続き、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握に努める必要があります。

指定親会社グループに適用されるバーゼルⅢについては、平成27年3月より段階的に実施される流動性規制等の追加的に適用される部分もあることから、今後も必要に応じて告示を制定（見直しを含む）していく必要があります。

引き続き、定期的なヒアリングや検査、報告徴求を通じて、金融機関と十分なコミュニケーションを図り、各主要国の金融当局とも連携しつつ、金融庁におけるリスク管理監督の高度化を図っていく必要があります。

グローバルなシステム上重要な金融機関（Global Systemically Important Financial Institutions; G-SIFIs）及び破綻時に金融システムの安定性に影響を及ぼす可能性があると考えられる金融機関については、監督指針に基づき、少なくとも年1回、再建計画の策定・提出を求めるとしてしています。また、処理計画についても、少なくとも年1回、当局が策定・見直しを行い、処理の実行可能性の評価を実施することとしています。今後も、こうした頻度で適切に対応を行っていく必

要があります。

そのため、高度化・複雑化する金融取引実務を理解し、最先端のリスク管理実務に関する知見を有する専門的な人材を、引き続き、確保・育成していく必要があります。

(イ) 保険会社等の連結規制・監督

連結財務健全性基準にかかる保険会社等からの報告を踏まえ、深度ある分析を行っていく必要があります。

③効果的なオンサイト・モニタリング（検査）の実施

ア. バーゼルⅢなど、国際的規制等に対応するための体制整備

先般の世界的な金融危機や欧州の債務問題を踏まえ、バーゼルⅢやG-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）に対する自己資本の上乗せ措置など、新たな国際的規制等が順次導入されています。

このため、金融機関がこれらの規制に対応できているか等について、適切に検査を実施する体制を整備することが重要な課題であると考えています。

イ. 保険会社に対する検査体制の整備

保険会社を取り巻く環境をみると、少子高齢化・人口減少等の環境変化や、欧州債務問題による運用環境の悪化のほか、最近では、日銀の金融緩和政策による長期金利の低下を踏まえ、資産運用を外債にシフトさせる動きもみられています。

このような状況を踏まえ、保険会社における資産運用リスク管理態勢や保険引受リスク管理態勢等について、適切に検査を実施する体制を整備することが重要な課題であると考えています。

ウ. 検査におけるITの活用

近年のIT化の進展に伴って、金融機関においても電子媒体を利用した業務運営が行われており、金融検査に当たっても、電子媒体で作成された資料の検証が中心となっています。

24年度において、大量の電子メールや音声データの抽出・分析等を行う「デジタルフォレンジック技術」を金融検査に導入し、さらに、25年度において、大量のテキストデータの抽出・分析等を行う「デジタルフォレンジック技術」を金融検査に導入するために必要な予算を確保しました。

限られた人員の下で、効果的な金融検査を実施するためには、引き続き、「デジタルフォレンジック技術」など、検査におけるITの活用を推進することが重要な課題であると考えています。

エ. 海外当局等との連携強化

国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関グループの在日拠点に対する検査を効果的に行う観点から、海外当局等との間で情報や問題意識の共有を含めた連携をさらに強化することは、引き続き、重要な課題であると考えています。

④オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの推進

限られた人員の下で、金融機関のリスク特性を十分に見極めた、実効的かつ効率的な金融検査を実現するためには、検査実施前の事前分析を充実させ、検証分野の絞り込みを行う必要があります。

このため、検査部門と監督部門との間で、担当者の兼務やモニタリング結果の共有を一層推進する等、引き続き、オン・オフ一体的なモニタリングを推進し、金融機関が抱えるリスクを的確に把握することが重要な課題であると考えています。

⑤金融機能強化法等の適切な運用

ア. 金融機能強化法の適切な運用

金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関については、経営強化計画の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、引き続き適切な運用に努めていく必要があります。

イ. 早期健全化法の適切な運用

早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、引き続き適切な運用に努めていく必要があります。

⑥金融機関の業務継続体制の検証

災害発生時に迅速な復旧対策を講じ、必要不可欠の業務の継続性を確保する等適切な対応を行うことが国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、平時より、何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努めるよう定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けて取り組むことが重要です。平時より業務継続計画の見直しを促していくこと、金融機関等の業務継続体制について検証していくことが引き続き必要です。

平時に作成した業務継続計画が災害発生時に有効に機能するためには、業務継続性に係る訓練が重要になります。訓練においては、業界横断的な訓練を行うことにより、個別行単独では把握できなかった問題点を課題として認識し改善していくことが可能となります。当局も業界横断的な訓練に引き続き参加し、今後も全銀協と協力し訓練範囲の拡大や訓練内容の高度化を検討していく必要があります。

⑦金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み

金融機関への情報セキュリティ対策の向上を促すため、行動計画に基づき引き続きNISCと連携して情報セキュリティに関する情報の提供等を行い、またFISCと連携して金融機関に係るIT等についての情報提供を行う必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容
 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 25年度予算額
自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費	①	予算 ＜新規＞	—
金融機関等検査経費	③	予算 ＜継続＞	323,012 千円
金融検査手法向上経費	③	予算 ＜継続＞	2,871 千円
リスク計測参照モデル関係経費	③	予算 ＜継続＞	23,193 千円
デジタルフォレンジック関連システム経費	③	予算 ＜継続＞	10,992 千円
金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に 必要な経費	⑤	予算 ＜継続＞	50,000 千円
金融機能強化法（震災特例）に基づく資本増 強の審査等に必要な経費	⑤	予算 ＜継続＞	80,000 千円
第二種金融商品取引業者に対する監督体制の 強化	②	機構・定員	
監督局銀行第二課の時限の撤廃（恒久化）	②	機構・定員	
検査・監督の連携体制の整備	④	機構・定員	

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策I-2)

施策名	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図ることとしている。					
達成すべき目標	金融システムの安定性が確保されること					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	41	41	41	41
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	41	41	-	-
執行額(百万円)		0	0	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	目標		実績
			目標年度	
円滑な破綻処理のための態勢の整備	・名寄せデータの精度の維持・向上の状況	・預金取扱金融機関への名寄せ検査を実施することにより、円滑な破綻処理のための態勢整備の充実を図る。	24年度	預金取扱金融機関への名寄せ検査を実施することにより、円滑な破綻処理のための態勢整備の充実を図った。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 I</p> <p>【達成度の判断理由】 国際的な議論を踏まえ、金融機関の健全性確保のための規制を見直し、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みについて検討を行うなど、金融システムの安定に向けた必要な取組みは十分に進展していることから、達成度を「A」としました。 新たな枠組みを含めた金融システムについて、今後も引き続き円滑に機能する取組みを進めていく必要があることから、端的な結論を「I」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 先般の国際的な金融危機の経験を踏まえ、市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、金融機関の秩序ある処理に関する枠組みを整備し、国際的な規制の基準に合わせ金融機関の健全性を確保するための規制を見直すことは、金融システムの安定に資するものである。</p> <p>(2)効率性 関係機関と連携した取組みにより、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができたと考えています。</p>

		<p>(3)有効性 国際的な基準に合わせた規制の見直し、実効的な破綻処理に関する新たな枠組みの検討等の取組みにより、金融システムの安定の確保のための制度の整備は着実に進展しているものと考えています。</p>
--	--	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
------------------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査「預金保険制度の認知度」」 (http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/yoron2012fut/index.html) ・ 監督局銀行第1課「りそなグループの経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書」 (24年7月6日、12月19日公表 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h24.html)
----------------------------------	---

担当課室名	監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局総務課国際室、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課	政策評価実施時期	平成25年6月
--------------	--	-----------------	---------

平成 24 年度実績評価書（別紙）

施策 I - 2

我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	金融システムの安定性が確保されること
目標設定の考え方 及びその根拠	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要がある。 【根拠】預金保険法第 1 条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成 17 年 4 月 1 日大臣発言）、主要行等向けの総合的な監督指針 等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査等による預金保険制度の国民の認知度（前年度を維持・24 年度末） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 名寄せデータの精度の維持・向上の状況（前年度を維持・24 年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> 各業態の健全性指標〈自己資本比率、不良債権比率等〉 りそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 名寄せ検査の実施件数

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> 国際的に活動する金融機関（国際基準行）に対するバーゼルⅢが、平成 25 年 3 月期から段階的に実施されるため、24 年 3 月末に改正を行った自己資本比率規制告示を踏まえ、監督指針等関連規定の改正を行う。（再掲） グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）について、金融安定理事会やバーゼル銀行監督委員会における国際的な議論を踏まえ、国内外の関係当局との連携を図りながら、必要な対応を行う。（再掲） 世界的な金融危機の教訓や金融監督規制をめぐる国際的潮流を踏まえ、外国銀行支店に対する規制の在り方、大口信用供与等規制の在り方その他の金融システム安定のために必要な措置について検討を行う。（再掲）
②円滑な破綻処理のための態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動を通じて、預金保険制度の周知を引き続き図っていく。

	<ul style="list-style-type: none"> ・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。 ・預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。
--	---

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 24 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備

①取組内容

ア. バーゼルⅢについて

バーゼルⅢの国際合意を受けて、25年3月期から段階的に適用されることとなった、海外営業拠点を有する金融機関（国際基準行）に対する新たな自己資本比率規制（新国際基準）に関して、関連告示及び監督指針等の追加改正（24年8月、12月、25年3月）を行いました。

また、海外営業拠点を有しない金融機関（国内基準行）に対する新たな自己資本比率規制（新国内基準）に関する関連告示の改正（25年3月）も行いました。新国内基準は、26年3月期より段階的に適用されることとなっています。

イ. 金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備について

リーマン・ブラザーズの破綻等に端を発する先般の国際的な金融危機の経験を踏まえて、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みの構築について国際合意がなされ、諸外国において具体的な制度整備が進展しています。

こうした状況を踏まえ、金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」において、審議を重ねてきました。その結果を取りまとめた報告書「金融システム安定等に資する銀行規制の見直しについて」が25年1月25日に公表され、同年2月27日の金融審議会総会・金融分科会合同会合において、報告されました。

同報告において、我が国においても、市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、金融機関の秩序ある処理に関する枠組みを早急に整備する必要があるとされました。

同年4月16日には、同報告を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しております。

また、大規模で複雑な業務を行う金融機関の再建・処理計画についての監督上の着眼点等を明らかにする観点から、25年1月に「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を行いました。

ウ. 外国銀行支店に対する規制・大口信用供与等規制の在り方についての検討

(ア)外国銀行支店に対する規制の在り方

外国銀行支店は、現地法人や国内銀行と同等の業務が可能である現地法人や国内銀行と同等の業務が可能である一方で、外国銀行支店に対しては資本金に対応する規定のような健全性確保のための規制が課されていません。

(イ)大口信用供与等規制の在り方

我が国の大口信用供与等規制は、国際基準と乖離しており、平成24年8月に公表されたIMFが実施した我が国の金融部門評価プログラム（FSAP：Financial Sector Assessment Program）のレポートにおいても規制の強化が求められているところです。

上記(ア)及び(イ)の状況を踏まえ、「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」において、審議を重ねてきました。その結果を取りまとめた報告書「金融システム安定等に資する銀行規制の見直しについて」が25年1月25日に公表され、同年2月27日の金融審議会総会・金融分科会合同会合において、報告されました。

同報告において、外国銀行支店について、我が国預金者の保護や金融システムの安定を図るため、①免許付与の審査基準の明確化、②国内銀行の最低資本金に相当する金額の積立ての義務付け、③更生特例法の適用対象とすること等の見直しを行うこととされ、また、大口信用供与等規制について、規制を国際的な水準に適合させるため、信用供与等の範囲や信用供与等の限度額等を国際基準に合わせることでされました。

同年4月16日には、同報告を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しております。

②評価

ア. 自己資本比率規制について

国際合意で定められた内容・スケジュールに沿って、新国際基準については、25年3月末から段階的な適用が開始されました。また、日本の新国際基準は、バーゼル銀行監督委員会からも、国際合意と整合的と評価（24年10月）されております。

また、新国内基準については、国際的な議論を参考にした上で、我が国における金融機関の健全性を確保しつつ、金融仲介機能が発揮されることを念頭におきながら検討を行った結果、適切な枠組みが整備できたものと考えています。

イ. 金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備について

金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備についての検討が着実に進んでおります。

ウ. 外国銀行支店に対する規制・大口信用供与等規制の在り方についての検討

外国銀行支店に対する規制の在り方・大口信用供与等規制の在り方についての検討が着実に進んでおります。

(2) 円滑な破綻処理のための態勢の整備

①取組内容

ア. 預金保険制度の周知のための広報活動

24年度についても、万が一、預金取扱金融機関の破綻が生じた場合に、預金保険制度に関する誤解等から無用な混乱を起こさないという観点から、財務局等に対して預金保険制度に係る広報活動要領を通達し（24年8月）、効果的な広報活動を行うよう周知し、引き続き国民への理解を深めるための広報活動を行いました。

イ. 預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなグループに対しては、早期健全化法第5条第4項及び預金保険法第108条第2項に基づき、24年3月期及び同年9月期における「経営の健全化のための計画の履行状況」報告を徴求する等、同グループの取組みのフォローアップを行いました。なお、その内容については、それぞれ24年7月及び12月に公表しました。

（注）24年11月、りそなグループは、26年3月末までを対象としていた経営健全化計画を見直し、28年3月末までを対象とする新しい経営健全化計画を策定・公表しました。

ウ. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの整備状況について、24年度においては、預金保険機構と連携し、127件の預金取扱金融機関の検査を行いました。

【資料1 名寄せ検査実施状況（25年3月末現在）】

年度	本庁実施				財務局実施				預金保険機構実施				計				合計
	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	
20	12	0	0	0	25	64	37	1	17	59	35	5	54	123	72	6	255
21	12	0	0	0	14	33	19	0	6	45	41	0	32	78	60	0	170
22	20	0	1	0	0	1	1	0	3	27	21	0	23	27	23	0	74
23	18	0	0	1	2	10	11	0	9	42	5	0	29	52	16	1	98
24	20	0	0	0	4	36	16	1	12	28	10	0	36	64	26	1	127

（出所）検査局総務課調

（注1）信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会、労働金庫には労働金庫連合会を含む。

（注2）実施件数は検査着手ベース。

(注3) 20年度は事務年度(7月～翌年6月)ベース、21～24年度は会計年度(4月～翌年3月)ベースの計数。

エ. 関係機関との連携強化

預金保険機構との緊密な連携の下、破綻処理に係る初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議を継続するとともに、同機構で行われた「金融整理管財人業務」の研修に参加するなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実に努めました。

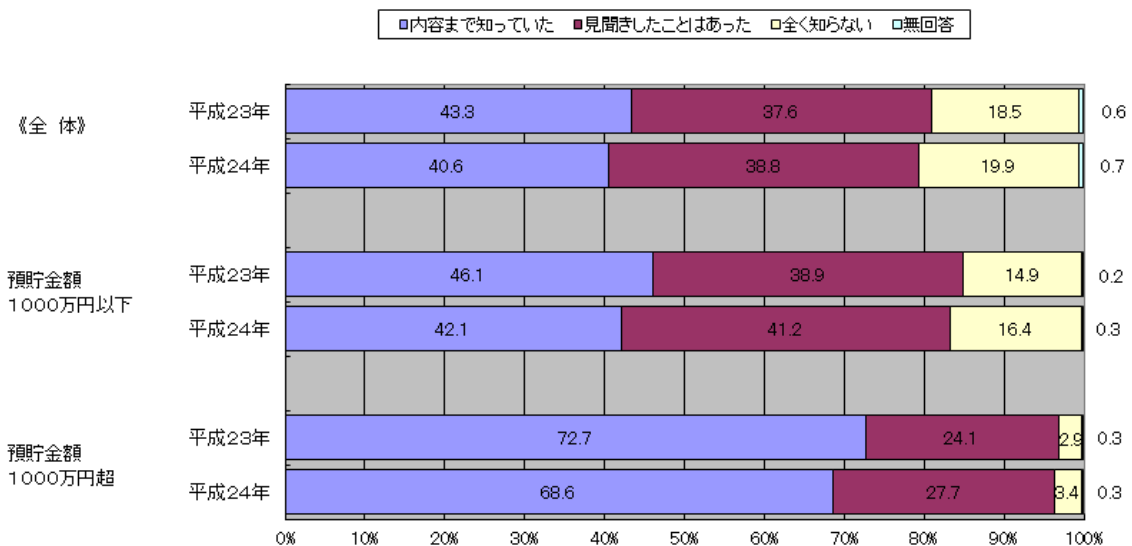
②評価

ア. 預金保険制度の周知のための広報活動

預金保険制度に係る国民の認知度については、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」[二人以上世帯調査](24年)によると、「知っていた」「内容まで知っていた」と「見聞きしたことはあった」の合計と回答した世帯は79.4%(前年80.9%)と、引き続き高い水準を維持しています。

なお、金融機関が破綻した際に預金保険制度によって定額保護される保険基準額の範囲内にあたる1,000万円以下の預貯金額を保有する世帯の認知度については83.3%(前年85.0%)、保険基準額の範囲外にあたる1,000万円超の預貯金額を保有する世帯の認知度については96.3%(前年96.8%)と、引き続き高い水準を維持している点が注目されます。

アンケートの結果を踏まえれば、関係団体等と連携し広報活動に継続的に取り組んだ結果、制度の周知が相当程度図られてきているものと考えられます。



(出所:金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査(二人以上世帯調査)」の2012年データに基づき金融庁において作成)

イ. 預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなグループは策定した「経営健全化計画」に基づき、「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」、「信託機能の発揮」を差別化戦略の柱とし、地域に密着した高度なサービス提供とコスト優位性による競争力を両立する独自のビジネスモデルの実現に取り組むとともに、従来から取り組んできた「りそなスタイルの確立」（「新しい企業文化の創造」、「信頼度 No.1 への挑戦」、「個の重視」）を進めるなど、24年9月期において同計画の着実な進捗が図られているものと考えています。

ウ. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの精度の維持・向上のため、預金保険機構とも連携し預金取扱金融機関の検査を行い、名寄せデータの整備状況を厳正に検証した結果、一部の預金取扱金融機関について、名寄せデータの整備にかかる営業店への指導が不十分な事例が認められました。

指摘を受けた預金取扱金融機関においては、改善に向けた取組みが行われ、また、当局においてもその取組みのフォローアップを行うことで、名寄せデータの精度の維持・向上が図られているものと考えています。

エ. 関係機関との連携強化

預金保険機構との破綻処理に係る初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議などにより、各種事務手続きの整備・改良や金融整理管財人業務のノウハウ・スキル向上が図られるなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実が図られているものと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備

ア. バーゼルⅢについて

バーゼルⅢ及びバーゼル委員会における追加的な規制の見直しに対応するべく、自己資本比率規制の追加的な改正や定量的な流動性規制・レバレッジ比率の導入等に向けたルールの整備を継続的に行っていく必要があります。

イ. 金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備について

金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みについて国際的に議論が進められ、G20サミットで合意されたこと等を踏まえ、市場の著しい混乱を回避し、金融機関の秩序ある処理を実現する枠組みについて、所要の制度整備に取り組む必要があります。

ウ. 外国銀行支店に対する規制・大口信用供与等規制の在り方についての検討

金融審議会金融分科会報告「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」（25年2月27日）を踏まえ、外国銀行支店に対する規制・大口信用供与等規制

について、所要の制度整備に取り組む必要があります。

②円滑な破綻処理のための態勢の整備

ア. 預金保険制度の周知のための広報活動

万が一預金取扱金融機関の破綻が生じた場合に、預金保険制度に関する誤解等から無用な混乱を起こさないという観点から、関係団体と連携のうえ、国民の預金保険制度に対する理解を深めるためのポスターを更新するなど、広報活動を行ってきました。

一方で、預金保険機構においても同様の広報活動を行っていることから、これと同様の広報活動を行うことは、予算の効率化等の観点からも見直しの対象とすべきものと考えます。

イ. 預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなグループについては、引き続き、経営健全化計画が着実に履行されるよう、適切にフォローアップしていく必要があります。

ウ. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータのための預金者データは随時変動が生じることなどから、預金保険機構と連携しつつ、検査・監督を通じ、引き続き、名寄せデータの精度の維持・向上に取り組む必要があります。

エ. 関係機関との連携強化

今後とも、預金保険機構と連携しつつ、初動対応の一層の円滑化・迅速化を含め、破綻処理のための態勢整備の充実を図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 25年度予算額
金融危機管理に係る経費	②	予算 <継続>	40,950千円

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策I-3)

施策名	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応					
施策の概要	システミックリスクの未然防止のため、マクロ経済、金融資本市場の動向をより深く把握した上で、それらが金融機関の健全性等に与える影響について認識を深め、金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握した上で、マクロ・プルーデンスの視点に基づく行政対応を図る。					
達成すべき目標	システミックリスクの未然防止が図られること					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 I</p> <p>【達成度の判断理由】 マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなど、集積した情報及び分析結果について金融行政への反映を図っており、システミックリスクの未然防止のための取組みを十分に行っていることから、24年度の達成度は「A」としました。 また、今後も実体経済の状況が金融システムに与える影響を引き続き的確に把握することに努めることから、端的な結論を「I」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化するなか、そのリスクの特性やその変化をきめ細かく把握する必要性は高まっています。</p> <p>(2)効率性 金融機関の実務者層・市場関係者との意見交換や、関係省庁や日本銀行との連携、海外当局を含む関係監督当局間での情報共有及び議論等を実施することで、効率的に情報の集積及び分析を行うことができました。</p> <p>(3)有効性 集積した情報は分析し、その結果を庁内で共有し、金融機関へのヒアリングにおいて活用する等、金融行政への反映を図っています。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
------------------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
----------------------------------	------

担当課室名	監督局総務課、監督局総務課監督企画室、総務企画局政策課総合政策室	政策評価実施時期	平成25年6月
--------------	----------------------------------	-----------------	---------

平成 24 年度実績評価書（別紙）

施策 I - 3

金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応

1. 達成目標等

達成目標	システミックリスクの未然防止が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、市場動向等を適格に把握し、マクロ・プルーデンスの視点に基づく行政対応を実施するなど、システミックリスクの未然防止に努める必要がある。
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・各業態の健全性指標<自己資本比率、不良債権比率等>

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応	<ul style="list-style-type: none"> ・金融システムの安定性の確保、金融・資本市場の的確な動向把握のため、グローバルな株式、為替、債券、クレジット、CP、コモディティ、証券化商品等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、実体経済との相互作用に留意しつつ、日本銀行とも連携し、情報の集積・調査・分析を行う。 ・集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を図る。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

欧州債務問題や米国の財政問題は、内外の経済・市場動向や金融システムに多大な影響を及ぼし、市場における先行き不透明感や経済・金融の安定に対する懸念を強く意識させました。また、秋口には世界的な景気減速も懸念された一方で、年末以降は我が国経済の回復基調が強まるなど、実体経済が及ぼす影響や金融機関を取り巻く環境が多様化・複雑化する中、個々の金融機関のリスクの特性やその変化をきめ細かく把握する必要性が一層高まっています。

4. 平成 24 年度主な事務事業の取組内容と評価

①取組内容

平成 24 事務年度主要行等向け監督方針において、「現在考え得るリスクに的確に対応

していくため、マクロ経済、金融資本市場の動向をより深く把握した上で、それらが金融機関の健全性等に与える影響について認識を深め、個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握する。また、モニタリングのオンサイト・オフサイトの一体化の推進等により、リスクの早期把握に努める。」という考え方を示しました。

これに基づき、金融機関を取り巻く指標の収集・分析及び金融機関の実務者層・市場関係者との意見交換等を通じて、マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなど、リスク分析の高度化に取り組んでいます。具体的には、内外の株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の各市場の状況やマクロ経済情勢等（特に欧米諸国の財政・金融問題をめぐる情勢や新興国市場の経済動向・政治情勢等の的確な把握、分析に注力）について、部局横断的な情報の集約や分析を行い、関係省庁や日本銀行と連携しつつ、金融システム、金融・資本市場の動向を早期に把握するよう努めました。

さらに、主要国の監督当局で構成され、金融機関のリスク管理のベスト・プラクティスについての分析及び分析結果の共有・公表を行う Senior Supervisors Group（SSG）に参加するとともに、グローバルに活動する我が国の金融機関（3メガバンクグループ、野村グループ、及び東京海上グループ）について、監督カレッジ会合を開催し、関係監督当局間で情報共有及び議論等を行いました。監督カレッジでの議論を通じ、個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクのフォワード・ルッキングな特定・把握が促進されました。

上記のような手段で集積した情報及び分析結果については庁内で共有し、金融機関へのヒアリングにおいて活用すること等により、金融行政への反映を図っています。

②評価

内外の株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の各市場の状況やマクロ経済情勢等について、収集した情報及び分析結果を庁内で共有することにより、リスクの早期把握が促進され、効果的な行政対応を行う上で、一定の効果があったものと考えています。

また、監督カレッジにおける議論等、海外当局との連携を通じ、個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクのフォワード・ルッキングな特定・把握が促進され、効果的な行政対応を行う上で、一定の効果があったものと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

依然として下振れリスクが存在しているユーロ圏経済や、債務上限問題を抱える米国のほか、新興国市場の過熱化など、経済・市場動向が様々なリスクを抱えている中、实体经济の状況が金融システムに与える影響を引き続き的確に把握する必要があります。その際には、国際的にも議論されているように、個別金融機関の財務の健全性のみなら

ず、金融システム全体の安定性を見渡した、市場動向等の把握にも注力していく必要があります。

また、年末以降の我が国経済の回復や円安傾向、日本銀行の新たな金融緩和等が金融市場や金融資産の価格に及ぼす影響などについても、前広に分析を行っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅱ-1)

施策名	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ります。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組みます。					
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	23	40	36	37
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	23	40		
執行額(百万円)	20	23				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
			基準年度		目標年度	
顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受するための制度・環境整備	金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率 ①ICキャッシュカード対応ATMの割合 ②生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMの割合	①86.4% ②48.0%	平成23年度	前年度より向上 平成24年度	平成24年度	①89.9% ②49.3%
金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率	74.38%	平成23年度	基準年度より向上 平成24年度	平成24年度	78.40%

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度及び端的な結論の判断理由】 不公正取引抑止のための所要の制度整備(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立(24年9月))やAIJ問題を踏まえた再発防止策の一つとしての法令・監督指針の整備を図ったほか、振り込め詐欺への対応(返金率の向上)を進めたこと等から、24年度の達成度は「A」としました。 他方、今後とも、新たな問題は引き続き生じてくるので、利用者保護の充実に向けた取組みを更に進める必要があることから、端的な結論は「II」としました。</p>
		<p>(1)必要性 国民が幅広く金融サービスを利用し、そのメリットを享受するには、質が高く安心して金融サービス利用の機会が国民に提供されることが必要です。そのためには、同時に、「金融商品取引法」、「貸金業法」、「保険業法」、「振り込め詐欺救済法」等の整備及び円滑な運用など、利用者保護の取組みを進めていく必要があります。 また、制度の整備に加え、金融機関等の法令等遵守態勢確立のため、金融機関等の自主的な取組みを促すほか、法令違反の事実があれば厳正かつ適切な行政処分を行う必要があります。</p>

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(2)効率性 金融実態に即した利用者保護のために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。なお、「振り込め詐欺救済法」の運用においては、被害者による返金申請を促すことにより、効率的に施策効果を実現していると考えています。 また、行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られると考えています。 さらに、監督指針における監督上の着眼点等の整備・明確化や行政処分事例の公表は、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築に資するものと考えています。</p> <p>(3)有効性 「金融商品取引法」の改正や「貸金業法」の適切かつ円滑な施行が着実に進められているほか、金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等受付件数や振り込め詐欺の認知件数の減少、あるいは、振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率の向上等、利用者保護ルールについても適切な運用が行われているものと考えています。 また、行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置は、法令違反の再発の防止や、金融機関等やその利用者への情報提供の観点から有用であり、金融機関等の法令等遵守態勢の確立や利用者保護のために効果があったと考えています。</p>
--	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
-----------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局「国会提出法案等」国会提出法案(第180回国会) (http://www.fsa.go.jp/common/diet/) ・総務企画局「国会提出法案等」国会提出法案(第183回国会) (http://www.fsa.go.jp/common/diet/) ・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務問題改善プログラム」 (19年4月20日公表、www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/070420/honbun.pdf) ・総務企画局企画課信用制度参事官室「改正貸金業法フォローアップチーム」の設置について (22年6月22日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20100622-2.html) ・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務者相談強化キャンペーン2011の実施について」 (23年9月1日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/kinyu/20110901-2.html) ・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務者相談マニュアル」の改訂版の公表について (23年8月31日公表、http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/20110831-1.html) ・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務問題の解決に資する取組みを通じ健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関」に対する大臣顕彰について (23年6月21日公表、http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110620-1.html) ・「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について(22年6月4日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100604-4.html) ・企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)(24年3月30日改正、 http://www.fsa.go.jp/common/law/kaiji/01.pdf) ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 (http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kinyushohin.pdf) ・平成24事務年度金融商品取引業者等向け監督方針 (http://www.fsa.go.jp/news/24/20120828-1/08.pdf) ・「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121213-2.html) ・監督局証券課「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」 (http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html) ・総務企画局政策課金融サービス利用者相談室「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 (24年7月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20120731.html) (24年10月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20121031.html) (25年1月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20130131.html) (25年4月30日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20130430.html) ・証券監視委証券検査課「無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て」 http://www.fsa.go.jp/sesc/mutouroku/index.htm ・証券監視委証券検査課「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表」 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/tekikaku.htm ・監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」 (25年4月30日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130430-2.html) ・全国銀行協会「盗難通帳、インターネット・バンキング、盗難・偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額等に関するアンケート結果および口座不正利用に関するアンケート結果について(別紙5)」 (25年6月25日掲載 http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/06/25090000.html) ・監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成25年3月末)について」 (25年7月9日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20130709-1.html) ・監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」 (25年8月21日公表予定)
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局企画課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局市場課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課ADR室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
---------------------	--	------------------------	----------------

平成 24 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅱ－１

利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	金融サービスの利用者の保護が図られること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。</p> <p>これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業法の目的規定、各監督指針 ・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） ・多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（平成 22 年 3 月 30 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率（前年度より向上・24 年度末） ・振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率（前年度より向上・24 年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・金融業界との意見交換会の開催実績 ・行政処分の実施状況<内容・件数> ・規制の新設・強化に係る政令・内閣府令や監督指針等の公布・公表後、施行までの日数（金融機関等における対応準備のための期間） ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> ・P I O - N E T（※）における苦情・相談の受付状況<内容・件数> <p>※PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステムのこと</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況 ・〈受付件数等〉 ・指定紛争解決機関の指定及び認定投資者保護団体の認定状況等 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況 ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況〈金額〉 ※預金保険機構公表資料 ・振り込め詐欺被害発生状況・被害額〈件数・金額〉 ※警察庁公表資料 ・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等件数 ※全国銀行協会公表資料 ・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数 ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況〈件数・金額〉 ・無登録業者に対する警告書の発出・公表件数 ・無登録業者等による金商法違反行為に係る裁判所への申立て件数
--	---

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引業者以外の業者等が顧客等の計算で行った不公正取引を課徴金の対象とし、他人の計算による不公正取引を抑止するための、所要の制度整備に取り組む。 ・監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時適切に監督指針等の整備を行うなど、明確なルールを整備した上で、立入検査、報告徴求等により事実関係を把握し、法令違反の事実や情報セキュリティ管理上の問題等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行うとともに、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。 ・預金取扱金融機関については、その業務の公共性にかんがみ、信用の維持と預金者等の保護、金融の円滑を図る観点から、銀行法等の遵守状況を注視するとともに、主要行等・中小地域金融機関向け監督指針を踏まえて、引き続き各金融機関が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・保険会社等については、保険契約者等の保護の観点から、保険会社等の保険募集代理店に対する指導・管理の状況を検証することを含め、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・金融商品取引業者については、投資者保護と市場の公正性・透明性確保の観点から、金融商品取引法等の遵守状況を注視する。特に、顧客の属性に応じた商品の企画・開発、勧誘・販売時に適合性の原則の遵守を含め顧客目線に立つ

	<p>た営業、営業部門等への牽制機能や監視機能の適切な発揮が行われているか等、その運営状況を検証することを通じて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法における登録金融機関である預金取扱金融機関等については、顧客の属性に応じた商品の企画・開発、勧誘・販売時に適合性の原則の遵守を含め顧客目線に立った営業、営業部門等への牽制機能や監視機能の適切な発揮が行われているか等について、検証する。 ・投資運用業者や信託銀行等が顧客のため適切に受託者責任を果たしているか等、その運営状況を検証することを通じて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・貸金業者等については、改正貸金業法を踏まえ、資金需要者等の利益の保護の観点から、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督していく。 ・なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組む。 ・前払式支払手段発行者、資金移動業者等については、利用者保護の観点から、適切な業務運営やサービスの適切な実施を確保するよう指導・監督していく。
②当局における相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、相談体制等の充実を図る。
③金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を図ることにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を目的とする金融ADR（裁判外紛争解決）制度の確実な浸透に向けた広報等に積極的に取り組む。また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用した運用状況のフォローアップを定期的実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行っていく。
④多重債務者のための相談等の枠組みの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口整備の主要な実施主体である自治体の主体的な取り組みを促すとともに、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる契機とするため、周知・広報の取り組みを実施する。 ・財務局等の多重債務者向け相談窓口においても、直接相談を受け付けるほか、各局において自治体の相談員や関係部局の職員等向けに研修会を開催する等、各局管内の都道府県、市区町村における取り組みをバックアップする。
⑤金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の抑止に向けた金融機関の取り組みを促す。 ・また、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・振り込み詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促すなど、振り込み詐欺救済法（20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。 ・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、金融機関におけるセキュリティ対策の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう取り組む。 ・無登録業者による未公開株取引等については、被害の防止・回復の迅速化等に向け、被害の実態把握、リーフレット等を通じた国民への注意喚起、警告書の発出・公表、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て及びそのための調査の活用等により、適切に取り組む。 ・株式や社債等の無届募集についても、裁判所への申立ての活用も含め、適切に取り組む。また、関係省庁とも連携しつつ、被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。
--	--

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成24年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備

①取組内容

ア. 不公正取引抑止のための制度整備

違反行為の抑止の観点から、金融商品取引業者等以外の者が顧客等の計算において不公正取引を行った場合についても課徴金の対象とする改正内容を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成24年9月6日に成立し、9月12日に公布されました。今後、改正法の施行に向け、所要の制度整備を行ってまいります。

また、他人の計算による不公正取引を抑止する観点から、公募増資に関連したインサイダー取引事案を踏まえ、平成24年7月の金融審議会総会における諮問を受けて金融分科会に設置された「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」において、資産運用業者が顧客等の計算で違反行為を行った場合の課徴金額の引上げについて審議が行われ、報告書の取りまとめが行われました（同年12月25日公表、平成25年2月27日金融審議会総会・金融分科会合同会合において報告）。平成25年4月16日には、本報告書等を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。

イ. 明確なルールに基づく厳正かつ迅速な行政処分

法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融

機関等に対し、行政処分を行い、経営の健全化を求めるとともに、業務の改善状況についてフォローアップするなど、金融機関等における経営管理の質の改善に向けた取組みの実施を担保しています。

また、行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含め、公表しています（財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのある場合を除く）。平成 24 年 4 月から 25 年 3 月の間に 55 件の行政処分を公表しました。

さらに、法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分の実施状況を「行政処分事例集」として取りまとめ、公表・更新しています。

ウ. 監督指針等の整備

以下のとおり監督指針等の改正を行い、法令等遵守に係る監督上の着眼点等を更に整備・明確化するとともに、当該指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行っています。

- ・ 主要行等向けの総合的な監督指針（24 年 4 月、6 月、7 月、8 月、11 月改正）
- ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（24 年 4 月、5 月、6 月、8 月、9 月、11 月改正）
- ・ 保険会社向けの総合的な監督指針（24 年 4 月、6 月、7 月、8 月、11 月、12 月、25 年 3 月改正）
- ・ 少額短期保険業者向けの監督指針（24 年 7 月、11 月、12 月、25 年 3 月改正）
- ・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（24 年 6 月、7 月、8 月、11 月、12 月、25 年 2 月、3 月改正）
- ・ 信託会社等に関する総合的な監督指針（24 年 11 月）
- ・ 貸金業者向けの総合的な監督指針（24 年 11 月改正）
- ・ 事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（24 年 9 月、11 月改正）

エ. 業界団体との情報交換

業界団体との意見交換会等の機会を捉えて、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請するとともに、情報交換を行いました。

全国銀行協会、信託協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会、日本証券業協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本貸金業協会等との間で 24 年 4 月から 25 年 3 月の間に 67 回の意見交換会を開催しました。

オ. 保険会社等における更なる態勢整備

近年、保険募集代理店において、保険の募集方法や事業形態等の多様化・大規模化が進展していること等を踏まえ、大規模な乗合代理店における保険商品の販売実

績や業務運営態勢等を把握するための実態調査を行いました。当該調査結果は、金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」における保険募集・販売ルールのあり方についての議論の中で説明・公表し、保険会社等における更なる態勢整備の推進を図りました。

また、保険会社等への定期及び随時のヒアリングを通じて、保険募集代理店に対する指導・管理の機能発揮状況等について、把握・検証を行いました。

カ. 金融商品取引業者等に対する適切な監督

金融商品取引業者等の商品の企画・開発及び勧誘・販売のあり方に関し、金融庁に寄せられた投資者からの情報等について、問題事案の早期発見のため、定期的及び必要に応じ、各業者からヒアリングを実施すること等を通じ、各業者の勧誘・販売・フォローアップ態勢や適合性遵守状況等の実態把握に努めました。

A I J投資顧問株式会社による法令違反事案を踏まえ、資産運用に係る規制・監督等の見直し（案）を策定し、関係法令等の整備を行いました。また、平成24年2月以降すべての投資一任業者に対し、2次に亘る一斉調査（1次調査内容については4月、2次調査内容については9月に公表）を実施しており、2次調査において優先的な調査の対象先とならなかった業者も含め、逐次調査を継続していく予定です。調査の状況については、順次、証券取引等監視委員会と適切に情報共有しています。

また、公募増資インサイダー問題を踏まえ、証券会社の役職員によるインサイダー取引等の不正行為の防止に向けた職業倫理の強化や法令遵守意識の涵養等について経営陣が主導性をもって取り組んでいるか、法人関係情報の管理が徹底されているかについて、重点的に監督しています。

さらに、顧客区分管理信託を不正に流用している状況等、問題のある業者に対しては必要な行政対応を行いました。このような疑いのある業者に対しては、自主規制機関等と緊密な連携を図りながら、顧客保護に努めています。

金融商品取引業者等向け総合的な監督指針に記載されている店頭デリバティブ取引等に係る販売時における説明に関し、想定最大損失額や解約精算金等について、顧客にわかりやすい説明が行われるよう、日本証券業協会等と調整の上、考え方を明確化し、会員に通知されるべく措置をとりました。

キ. 貸金業者等の適切な態勢整備

貸金業監督上の重点事項を作成し、財務局等と連携の上、貸金業監督の強化に努めたほか、前払式支払手段発行者及び資金移動業者について、事務ガイドラインを改正の上、新たに監督にかかる重点事項を作成し、対象業者の業務運営態勢の適切な把握等に取り組みました。

②評価

ア. 不公正取引抑止のための制度整備

不公正取引の抑止を図るための制度整備が進められることにより、投資家が安心して証券市場における取引を行うための環境整備が図られているものと考えています。

イ. 明確なルールに基づく厳正かつ迅速な行政処分

金融庁に寄せられた金融機関等の不適正な行為に関する相談・苦情等（24年度は1,169件）についても適宜監督行政へのフィードバックを行っており、定量的な評価は困難であるものの、金融機関の法令等遵守態勢の構築に一定の貢献をしているものと考えています。

なお、P I O - N E Tにおける苦情相談の受付件数（※）をみると、「預貯金・証券等」「ファンド型投資商品」に関連した件数は42,642件（23年度）から34,060件（24年度（対前年度比▲20%））に減少し、上記を除いたその他の「金融・保険サービス」に関する件数についても、92,867件（23年度）から79,600件（24年度（対前年度比▲14%））に減少しています。

※23年度、24年度ともに翌年5月31日までの登録分を集計

ウ. 業界団体との情報交換

業界団体との意見交換について、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請するなど対話の充実に努めたことは、金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するものであったと考えています。

エ. 保険会社等における更なる態勢整備

保険募集代理店への実態調査及び当該調査結果の公表並びに保険会社等へのヒアリングは、適切な態勢整備を促すうえで一定の効果があったものと考えています。

オ. 金融商品取引業者等に対する適切な監督

証券取引等監視委員会は、金融庁による一斉調査の内容等を踏まえ、集中的な検査等を行いました。さらに、金融庁は、これらの検査の結果に基づく勧告等を受け、問題のある業者に対し行政処分を行うなど、証券取引等監視委員会と連携をとりながら、顧客保護に努めました。また、複雑な金融商品の販売時における顧客説明の考え方を明確化するなど、顧客保護に努めました。

カ. 貸金業者等の適切な態勢整備

各業態において監督上の重点事項等に即した業務運営態勢等の実態把握を行い、監督強化の取組みに努めたほか、問題のある業者に対して財務局等と連携の上必要な行政対応を行うなど、金融サービス利用者保護に資する監督を行ったものと考えています。

(2) 当局における相談体制の充実

①取組内容

ア. 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等の公表

金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しているところです。当室で受け付けた相談等の件数や主な相談事例のポイント等を四半期毎に公表しました(24年4月、24年7月、24年10月、25年1月)。

寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介しています。直近においては、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の期限到来に関する相談事例を追加しました。

イ. 金融サービス利用者相談室における研修の実施

相談体制の充実等を図るため、金融サービス利用者相談室において、外部機関によるメンタルヘルス研修及び金融関連法令(改正)に係る内部研修を実施しました。

②評価

ア. 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等の公表

24年度の相談等の受付件数は38,856件となっており、23年度(41,726件)と比べてやや減少しています。

分野別では、投資商品等が12,985件(34%)、預金・融資等が10,891件(28%)、保険商品等が9,852件(25%)、貸金等が3,170件(8%)、金融行政一般・その他が1,958件(5%)となっています。

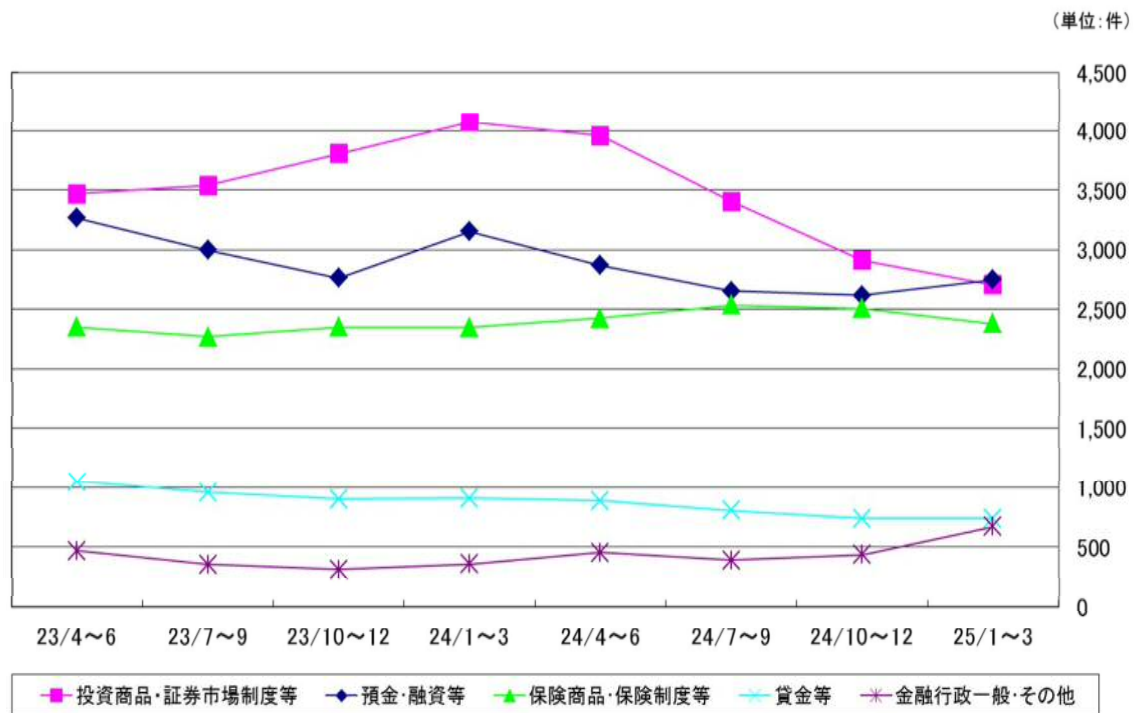
各分野の特徴は以下のとおりです。

- a. 投資商品等については、未公開株や社債に関する相談等が寄せられています。なお、受付件数は23年度に比べてやや減少しています。
- b. 預金・融資等については、融資の実行・返済に関する相談等が寄せられています。なお、受付件数は23年度に比べてやや減少しています。
- c. 保険商品等については、保険金の支払認定や保険会社の顧客対応に関する相談等が寄せられています。なお、受付件数は23年度に比べてやや増加しています。
- d. 貸金等については、業者の登録の有無に関する相談等が寄せられています。なお、受付件数は23年度に比べて減少しています。

受け付けた相談等の情報は、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。また、このうち、貸し渋り・貸し剥がし等に関する情報で、情報提供者等が金融機関側への企業名等の提示に同意している情報については、金融機関に対し、事実確認等のヒアリングを実施しています。

また、寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介しています。

これらにより、利用者の保護や利便性の向上に資することができたと考えています。



イ. 金融サービス利用者相談室における研修の実施

金融サービス利用者相談室において、外部機関によるメンタルヘルス研修を実施したほか、金融関連法令（改正）に係る内部研修を実施するなど、当室内職員のスキルアップに努め、相談体制等の充実を図りました。

(3) 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施

①取組内容

金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）は、金融機関とのトラブルに関し、指定紛争解決機関（以下「指定機関」といいます。）が、専門的な知見を活かしつつ、中立・公正な立場で、裁判外での簡易・迅速な解決手段を提供することにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的とするものです。金融ADR制度は、平成21年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下「改正金融商品取引法等」といいます。）により制度化され、22年4月に施行されました。25年3月末時点で、銀行・保険・証券等、業態別に8つの指定機関が紛争解決等業務（苦情処理・紛争解決）に従事しています。

24年度は、金融トラブル連絡調整協議会（指定機関に加え、学識経験者・消費者団体・弁護士会等も参加）を2回開催し、各指定機関の業務実施状況や利用者利便の向上に向けた取組み等について議論を行いました。

また、同協議会に提示した指定機関の業務実施状況等に関する資料を金融庁ウェブサイト上に速やかに掲載するなど、金融ADR制度の確実な浸透に向けた広報に積極的に取り組みました。

さらに、改正金融商品取引法等の附則に、法施行後3年以内に金融ADR制度の在り方等について検討を行うべき旨が規定されていることも踏まえ、24年11月に「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」（以下「有識者会議」といいます。）を設置し、同制度の運用状況の点検や制度の在り方等に関し検証を行い、運用面の改善に関する提言等を内容とする議論の取りまとめを25年3月に公表しました。

②評価

金融トラブル連絡調整協議会の開催を通じ、指定機関の業務実施状況等について、定期的なフォローアップを実施するとともに、平成24年度は有識者会議を開催し、運用面の改善に関する提言等を受けるなど、更なる改善を図る点について検討を行いました。

また、金融トラブル連絡調整協議会の資料等や有識者会議の議論の取りまとめを公表し、指定機関の業務実施状況や金融ADR制度の運用面での課題等を周知するなどにより、同制度の確実な浸透に向けた広報に積極的に取り組みました。

これらのことから、金融ADR制度の円滑な運営に取り組むことができたものと考えています。

（4）多重債務者のための相談等の枠組みの整備

①取組内容

全国の自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供するため、24年度も「多重債務者相談強化キャンペーン2012」（24年9月～12月）を実施し、新たに専用電話回線による相談受付の実施等、地域の特性に応じた取組みを取り入れました。本キャンペーンの期間中には、全国で延べ865回の無料相談会が開催され、1,472件の相談が寄せられました。また、多重債務相談員等に活用していただくため、23年8月に、各関係部門等と相談窓口との連携や心の問題・心のケアへの対応、家計管理に関する支援についての記載を盛り込んだ「多重債務者相談の手引き」を金融庁・消費者庁において作成しました。この「手引き」を自治体に配布するとともに、その普及をはかるため、自治体の相談員等を対象とする研修会を地区毎に順次実施してきており、24年度中までにすべての都道府県・市区町村にお声掛けする形で全国を一巡しました。

24年度における多重債務者対策の広報活動としては、相談窓口の認知度向上を図るため、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したポスターを作成し、自治体、財務

局及び関係機関・団体に約8万部配布しました(24年4月)。また、掲示から約1年が経過することを踏まえ、連絡先を更新した上で、ポスター及びチラシを同様に作成し、ポスターは約8万部、チラシは約91万部配布しました。加えて、「多重債務者相談強化キャンペーン2012」のポスターを作成し、自治体、財務局及び関係機関・団体に約8万部配布しています(24年9月)。その他、音声広報CDやインターネット広告による広報等、様々な媒体を活用し、相談窓口の周知・広報を行うとともにヤミ金の利用防止を呼びかけています。

②評価

多重債務相談窓口については、全ての都道府県で整備されています。市区町村においても、24年9月末の時点で1,660市区町村(約96%)に相談窓口が整備され、これは23年9月末時点(1,653市区町村(約95%))と比較して増加しており、多重債務者のための相談体制の整備が一段と進んでいます。

さらに、多重債務による自殺を防ぐため、財務局や都道府県・市区町村の多重債務相談窓口と自殺対策関係機関(自治体等の自殺関連相談窓口や医療機関等)との間における相互の連絡先の紹介が着実に進められ、連携体制の強化が図られています。

関連する統計をみると、貸金業から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数は、25年3月末は29万人と、24年3月末の44万人と比較して減少しています。また、多重債務が原因とみられる自殺者数も24年は839人と、23年の998人と比較して減少しています。こうした中、都道府県、市区町村、財務局等の相談窓口においては、24年度上半期で約3万件の多重債務相談が寄せられており、これは23年度上半期合計(約4万件)と比較して減少しています。

(5) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

①取組内容

ア. 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供

預金口座の不正利用に関し、24年4月～25年3月までの間に、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は2,257件となっており、これを受け金融機関において、1,245件の利用停止、750件の強制解約等が行われました。また、15年9月以降の累計では、25年3月末時点で、39,680件の情報提供に対して21,881件の利用停止、14,045件の強制解約等が行われています。

このような預金口座の不正利用に係る情報提供件数等については、注意喚起を促す観点から、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにおいて公表し、また、適宜金融機関と預金口座の不正利用防止について意見交換を実施しました。

【資料1 預金口座の不正利用に係る情報提供等件数】

時 期	情報提供件数	うち	
		利用停止	強制解約等

24年4月～6月	880 (38,303)	457 (21,093)	315 (13,610)
24年7月～9月	575 (38,878)	316 (21,409)	181 (13,791)
24年10月～12月	430 (39,308)	244 (21,653)	141 (13,932)
25年1月～3月	372 (39,680)	228 (21,881)	113 (14,045)

(出所) 金融庁監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室調

(注) 当該期間内の件数。() 書きは15年9月以降の累計件数。

イ. 振り込め詐欺救済法の円滑な運用等

(ア) 返金率の向上について

振り込め詐欺等の被害者に対する返金率の向上については、「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム(以下「PT」)」の最終とりまとめ(「預保納付金の具体的使途について」)において、引き続き振り込め詐欺救済法に定める返金制度の周知徹底を図ることとされました。23年度に引き続き、返金率の向上の取組みの一環として、①24年7月、返金申請を促す観点から、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則」の改正を行い、実際に被害に遭われた方が返金の申請を迅速に行うことができるよう、申請書様式を記載しやすい簡易な構成に変更、②24年10月、政府広報において、新聞突き出し広告を掲載し、広く一般国民に向けた返金制度の周知、③25年3月、被害者の方が公告を閲覧する際の利便向上のため、預金保険機構のホームページの改善(画面の見やすさ及び検索機能の改善)を実施しました。

(イ) 預保納付金の具体的使途について

「振り込め詐欺救済法」に基づく預保納付金の具体的使途については、PTの最終とりまとめにおいて、①犯罪被害者等の子供に対する奨学金貸与、②犯罪被害者等支援団体に対する助成の両事業に支出することが決定されました。これを受け、両事業の内容を盛り込んだ、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令」が24年3月21日に公布、同年4月1日より全面施行されました。両事業の担い手については公募を実施し、PTにおいて、担い手の公募に参加した者の中から「公益財団法人 日本財団」を当該事業の担い手として決定し、24年12月18日より、両事業が開始されました。

※預保納付金とは、振り込め詐欺救済法の被害者救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなされなかった等の理由により、被害者にお返しすることができなかった残金で、預金保険機構に納付されている金銭を指します。

ウ. 振り込め詐欺への的確な対応

24年8月28日に策定・公表した「平成24事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成24事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の撲滅に向けた対策を、監督上の重点事項としました。

エ. 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ

(ア) 24年8月28日に策定・公表した「平成24事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成24事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、前年に引き続き、偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキングを用いた不正な預金の払出しを防止する対策や「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（預貯金者保護法）」・銀行業界内の申合せに沿った被害者に対する補償への的確な対応を監督上の重点事項としました。

(イ) 金融機関に対し、偽造キャッシュカード等による犯罪等に関する情報提供を実施し、注意喚起を行いました。

(ウ) 業界団体に対して、「預貯金者保護法」等の趣旨を踏まえた適切な対応に努めるようを要請しました。

(エ) 各預金取扱金融機関の25年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計しました（概要を25年7月に公表）。

(オ) 「預貯金者保護法」の施行状況等を把握するため、金融機関から犯罪発生報告を受け、必要に応じてフォローアップを行っています。また、偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況については、とりまとめを行い、四半期ごとに公表しました。

オ. 無登録業者による未公開株取引等

無登録業者による未公開株取引等については、被害の防止等に向け、実態把握に努め、リーフレット等を通じた国民への注意喚起、個別の無登録業者への警告書の発出・公表及び警察当局等への情報提供を実施しました。

カ. 金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て等

24年度においては、ファンドの取得勧誘に際して金融商品取引法違反の行為である販売・勧誘の際の虚偽の告知等を行っていた適格機関投資家等特例業務届出者に対して、裁判所への禁止命令等の申立てを1件行いました。また、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた6件の事案について、適格機関投資家等特例業務届出者等13社の社名・代表者名・法令違反行為等を公表しました。

また、これらの事案について、必要に応じて、捜査当局等に情報提供を行いました。

さらには、日本証券業協会等と連携し、「未公開株等詐欺撲滅週間（24年9月）」において、全国主要都市の街頭でリーフレット等を配布する注意喚起活動を実施しました。

② 評価

ア. 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供

上記のとおり当局からの情報提供をもとに行ったものを含め、金融機関においては24年4月から25年3月までの間に、36,038件の利用停止、27,466件の強制解約等の措置を行っており、預金口座の不正利用防止に一定の効果があったものと考えています。

【資料2 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況】

(単位：件)

時 期	利用停止	強制解約等
24年4月～6月	9,038	7,061 (6,487)
24年7月～9月	9,185	7,029 (6,419)
24年10月～12月	8,711	6,606 (6,133)
25年1月～3月	9,104	6,770 (6,271)

(出所) 全国銀行協会

(注) 強制解約等の件数の()書きは当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座について、その後、強制解約等に至った件数。

イ. 振り込め詐欺救済法の円滑な運用等

(ア) 返金率の向上について

「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者に対する返金率向上の取組みについては、法施行後約5年が経過し、被害者への返金率向上に向けた取組みの促進等、法の趣旨に沿った被害者救済に向けた対応が着実に進展してきていると考えられます。また、当庁の取組みとしては、①返金申請の促進のための申請書様式の簡易化、②政府広報（新聞突き出し広告）による返金制度の周知、③被害者の方の利便向上のための預金保険機構ホームページの機能改善を実施し、これらの施策が返金率の向上に一定程度寄与していると考えられます。今後も引き続き、できるだけ多くの被害者に返金するため、返金制度の周知等に取り組んでまいります。

なお、「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者に対する返金率については、預金保険機構公表によると、23年度の74.3%から、24年度の78.4%へと上昇しており、被害者救済はより一層進んでいるものと考えられます。

(イ) 預保納付金の具体的用途について

預保納付金を用いた①奨学金事業、②民間団体に対する助成事業につきましては、24年12月18日より事業が開始され、25年4月からは、奨学金の貸与、助成金の支給が開始されたところです。これにより、犯罪被害者等の支援に大きく寄与するものと考えられます。今後は、当該事業に係る制度の周知を図ることにより、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう取り組んでまいります。

ウ. 振り込め詐欺への的確な対応

振り込め詐欺の認知件数・被害総額については、警察庁公表によると、23年が6,233件・約110億円に対し、24年は6,401件・約155億円に、また25年に入ってから、2月末までで1,154件・約27億円（対前年比+400件・+約11.9億円）となっています。被害件数及び被害金額共に増加しているものの、被害金額の増加は、現金を直接交付する形態の割合が増加したためとされており、金融機関による預貯金口座の不正利用の撲滅に向けた取組（ATM利用額の引き下げ、顧客に対する声掛け等）は、一定の効果があったものと考えています。

エ. 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ

(ア) 25年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート調査によると、以下のとおりであり、この結果、金融機関の情報セキュリティ向上に向けた取組みは着実に行われているものと考えています。

a ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合については、24年3月末時点で86.4%（137,333台）であったのに対し、25年3月末時点では89.9%（144,947台）へと増加し、さらに生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合についても、24年3月末時点で48.0%（76,300台）であったのに対し、25年3月末時点では49.3%（79,468台）へと増加しています。

b ICキャッシュカードについては、24年3月末時点で86.2%の金融機関（1,278金融機関）が導入済みであったのに対し、25年3月末時点では87.1%（1,274金融機関）へと増加しています。また、生体認証機能付ICキャッシュカードについては、24年3月末時点で19.8%の金融機関（294金融機関）が導入済みであったのに対し、25年3月末時点では20.3%（297金融機関）と増加しています。

c 個人向けインターネットバンキングにおける本人認証方式のうち、パスワード

ド生成機や乱数表といったいわゆる可変パスワードについては、24年3月末時点で37.4%の金融機関（523金融機関）が導入済みであったのに対し、25年3月末時点では94.7%（1,313金融機関）へと大きく増加しています。

(イ) 24年度に発生した偽造キャッシュカード等による被害件数・被害額について、とりまとめ結果によると、偽造キャッシュカード被害件数は858件（対前年度比+382件）・被害金額670百万円（同+341百万円）、盗難キャッシュカード被害件数は3,623件（同▲1,680件）・被害金額1,635百万円（同▲1,230百万円）、盗難通帳被害件数は129件（同▲43件）・被害金額78百万円（同▲125百万円）、インターネットバンキング被害件数は132件（同▲31件）・107百万円（同▲295百万円）となっており、偽造キャッシュカード被害は増加し、盗難キャッシュカード被害、盗難通帳及びインターネットバンキング被害は減少しています。

偽造キャッシュカード被害については、被害件数・被害額ともに前年度比で大きく増加しています。これは、ゴルフ場での貴重品ボックス利用時にカードの磁気情報等を窃取する事案が急増したことが要因と考えられます。こうしたことから、利用者向けの注意喚起等の取組が重要であると考えています。

オ. 無登録業者による未公開株取引等

さらに、無登録業者による未公開株取引等について、警告書の発出・公表を137件実施（平成23年度は38件実施、対前年度比260.5%増）するとともに、警察当局等へ情報提供するなど、被害の防止等に向け取り組んできました。

カ. 金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て等

無登録業者等による悪質な金融商品取引法違反行為等について、金融庁・財務局等との連携の下、裁判所への禁止命令等の申立てや社名・代表社名・法令違反行為等の公表を行ったこと、また、日本証券業協会等と連携し、注意喚起活動を実施したことは、迅速かつ実効性のある対応により投資者の被害の拡大を防ぎ、同様の違法行為等を未然に防止する観点から一定の効果があったと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令等遵守態勢の確立はますます重要になっています。従って、今後とも、法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、金融機関等の業務改善に向けた取組みを促していく必要があります。

また、引き続き、行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監

督指針等の整備等の措置を講じることによって、法令違反の再発防止に努めるとともに、金融機関等やその利用者への情報提供を図っていく必要があります。

さらに、金融庁に寄せられた投資者からの情報等に基き、金融商品取引業者等が法令を遵守しているか、適時適切に各業者に確認するなど、引き続き、問題事案の早期発見のため適切な監督に努める必要があります。

そのため、金融取引を十分に理解した上で、適切な監督を行うことができる、専門的な知見を持った人材を、引き続き、確保・育成していく必要があります。

②当局における相談体制の充実

金融サービス利用者からの相談等に対しては、問題の解決に繋がるアドバイスや業界団体が開設している紛争解決機関の紹介等を行っています。

今後とも適切な対応に努めるとともに、利用者の利便性の向上を図るため、相談体制の更なる充実に向けた検討を行う必要があります。

③金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施

「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の議論の取りまとめにおいて示された提言等に対して、適切に対応する必要があります。

④多重債務者のための相談等の枠組みの整備

多重債務相談窓口の整備が全国的に進んでいることから、依然として相当程度存在する多重債務者が相談窓口を確実に認知できるよう、広報媒体の多様化（例：インターネット広告やスマートフォン等を含むモバイル広告の活用）や集中的な広報活動の実施（例：自殺対策強化月間や多重債務者相談強化キャンペーン期間における広報活動の強化）等、多重債務相談窓口の広報を一層充実していく必要があります。併せて、引き続き多重債務者相談強化キャンペーン期間における無料相談会の開催等を通じた相談者の掘り起こしに努めていく必要があります。

また、多重債務者の心のケアや生活再建等の問題に対応するためには、相談員のレベルアップや関係機関等との連携を促進することが重要であるため、相談員に対する情報提供や研修の更なる機会拡充・内容充実等を図る必要があります。

⑤金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

ア. 預貯金口座の不正利用問題については、振り込め詐欺の被害が依然多く発生している状況等も踏まえ、引き続き、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を継続していく必要があります。

イ. 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、引き続き、金融機関における情報セキュリティ対策の向上に向けた取り組みや預貯金者保護法等に基づく被害者への補償の状況についてフォローアップしていく必要があります。

ウ. 無登録業者等による未公開株式及びファンドの販売・勧誘等の重大な金融商品取引法違反等に対しては、引き続き、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査等の権限を適切に活用し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、必要に応じ、禁止命令等の申立てや社名・代表者名・法令違反行為等の公表を行っていく必要があります。

また、無登録業者による未公開株取引等の手口が巧妙化していることを踏まえ、引き続き、金融庁に寄せられる相談等を端緒として実態把握を進めるとともに、証券取引等監視委員会や警察当局等とも連携しつつ、警告書の発出等を実施するなど被害の防止等に向け、取り組んでいきます。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 25年度予算額
消費税転嫁に関する書面調査に必要な経費	①	予算 <新規>	—
貸金業務取扱主任者登録に必要な経費	①	予算 <継続>	16,750 千円
貸金業者情報検索サービス運用経費	②	予算 <継続>	7,678 千円
金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費	③	予算 <継続>	406 千円
改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費	④	予算 <継続>	9,200 千円
振り込め詐欺救済法に係る業務に関する経費	⑤	予算 <継続>	3,461 千円
証券取引等監視委員会一般事務費	⑤	予算 <継続>	84,671 千円
検査等一般事務費	⑤	予算 <継続>	27,037 千円
証券取引等監視経費（課徴金調査等経費）	⑤	予算 <継続>	47,278 千円

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅱ-2)

施策名	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるため、顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮、地域密着型金融の促進、中小企業の経営改善・事業再生支援、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化及び金融機能強化法の適切な運用の取組み等を図ることとしている。					
達成すべき目標	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	3	3	680	409
		補正予算(b)	-	1,088	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	3	1,091	-	-
執行額(百万円)	3	42	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日)、中小企業金融円滑化法一部改正法案(平成24年3月30日成立、31日公布・施行)、平成23年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定)、中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について(平成23年12月27日)等					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
地域密着型金融の促進	金融庁「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」	48.7	23年度末	積極的評価の割合が前年度に比べ上昇	24年度末	49.2
中小企業の経営改善と事業再生支援	・貸出態度判断D. I.	2	24年3月	24年3月期に比べプラス判断	25年3月	3
事務事業	測定指標	目標		実績		
—	—	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度の判断理由】 顧客のニーズへの十分な対応について実態把握を行うことで、金融機関が金融の円滑化のための積極的な施策の展開に努め、貸付条件の変更等の取組みが着実に進展しているものと考えられることから、達成とは「A」としました。 中小企業金融円滑化法の期限後も、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮を一層促していく必要があることから、端的な結論は「II」としました。</p>
		<p>(1)必要性 企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いていることから、引き続き金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が重要となっており、金融の円滑に向けた取組みを継続していく必要があります。</p>

	施策の総括的評価	<p>(2)効率性 業界団体との意見交換を行いつつ、関係機関と連携して当庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っていると考えています。</p> <p>(3)有効性 企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、全体として金融機関の貸付条件の変更等の取組みは進展しており、金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは相応の成果を上げていると考えています。</p>
--	----------	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 http://www.boj.or.jp/statistics/tk/index.htm/ ・金融庁「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120731-2.html
---------------------------	---

担当課室名	監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---	----------	---------

平成 24 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅱ－２

資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>新成長戦略や金融資本市場及び金融産業の活性化等のアクションプランにおいて、金融業には、実体経済を支え、かつ、それ自身が成長産業として経済をリードしていく役割が求められている。そのためには、各金融機関において、資金の借り手に真に必要な金融サービスを提供することが必要である。</p> <p>【根拠】新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日）、中小企業金融円滑化法一部改正法案（平成 24 年 3 月 30 日成立、31 日公布・施行）、平成 23 年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度（平成 23 年 1 月 24 日閣議決定）、中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について（平成 23 年 12 月 27 日）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出態度判断 D. I. (前年同期に比べプラス判断・25 年 3 月) <ul style="list-style-type: none"> ※ 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) ・ 地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価(積極的評価の割合が前年度に比べ上昇・24 年度末) <ul style="list-style-type: none"> ※ 金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の実施状況 ・ 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数> ・ 法人向け規模別貸出残高(日本銀行「貸出先別貸出金」) ・ 業況判断 D. I.、資金繰り判断 D. I. (日銀短観) ・ 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績(金額) ・ 金融検査結果事例集「金融円滑化編」の公表実績 ・ 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中小企業向け説明会の開催実績 <p>※ 施策Ⅰ－１における各指標について、必要に応じて参照する。</p>

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮	<p>・金融機関においては、それぞれのビジネスモデルを踏まえつつも、利用者ニーズに応えるため、多様かつ柔軟な取組みを行うことが重要である。金融機関においては、自らの役割を認識し、監督方針や監督指針等も踏まえながら、例えば、以下のような、事業の持続可能性の向上を促すとともに、成長可能性を重視した取組みを通じた金融仲介機能の発揮が期待されている。</p> <p>金融庁としても、各金融機関における、これらの新たな取組みについて、その実態把握に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付先のライフサイクル（創業・新事業支援、経営改善支援、事業再生、事業承継）に応じた、きめ細かな経営相談・経営指導 ② エクイティファンド等の多様な金融手法を用いた企業活動の支援 ③ キャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資への取組み（ABL（動産担保融資）に関する取組みも含む。） ④ プロジェクト・ファイナンスを中心としたインフラ等へのファイナンスの強化 ⑤ 個人のリスク選好に応じたニーズの高い金融商品・サービスの提供
②地域密着型金融の促進	<p>・地域金融機関は、中長期的な視点に立って、コンサルティング機能の発揮による顧客企業の経営改善・事業拡大支援や地域の面的再生への積極的な参画等の取組みを組織全体として継続的に推進し、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力・財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>このような地域金融機関の地域密着型金融に係る自主的な取組みを一層促進するため、23年5月16日に改正した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき適切なフォローアップを行うとともに、動機付け・環境整備のための施策（シンポジウム、顕彰等）について、引き続き取り組む。</p>
③中小企業の経営改善と事業再生支援	<p>・24年4月20日、金融庁は中小企業庁及び内閣府と連携して、以下の①～③を柱とする「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」をとりまとめ公表した。今後、関係省庁・関係機関と連携し、その具体化を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮 ② 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化 ③ その他経営改善・事業再生支援の環境整備 <p>・中小企業金融に関するアンケート等による実態把握に努める。</p> <p>・金融機関に対し、年末・年度末等の金融円滑化の要請を行</p>

	<p>う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等について中小企業向け説明会を全国で開催するとともに、中小企業金融円滑化法の期限の最終延長や資本金借入金の積極的活用等について、必要な広報等を通じた周知徹底を図る。 ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援や、産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進も含め、東日本大震災の被災地域等にある金融機関が、被災者の支援等に積極的且つ継続的に貢献していくよう、引き続き促す。 ・金融検査マニュアル「金融円滑化編」に基づき、通常の検査の中で金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等）を実施する。
④企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行等においては、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際に、通常の融資業務にとどまらず、実践的・専門的な現地情報の提供や、現地通貨での融資、M&Aの斡旋、トランザクションバンキングなど、企業顧客のニーズに即したきめ細かな金融サービスを行うことが期待されることから、その取組みを促す。 ・22年12月の金融庁・財務省・経済産業省による「本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化について」の着実な実施などを通じ、情報提供・相談面及び資金供給面において、地域金融機関等が中堅・中小企業のアジア地域等への進出を支援する体制の整備・強化を図る。
⑤金融機能強化法の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・23年6月に改正された金融機能強化法について、被災地域の金融機関をはじめとする各金融機関に対し、同法の活用の検討を促していく。(再掲) ・金融機能強化法に基づく国の資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。(再掲) ・国の資本参加を実施した金融機関に対しては、経営強化計画の適切な履行を確保する観点から、同計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。(再掲)

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

我が国経済は、特に2008年秋のリーマン・ブラザーズの破綻以降、急激な景気後退を経験しました。景気は、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつあるものの、金融資本市場の変動や海外景気の下振れ等によって、下押しされるリスクが存在します。

【GDP成長率（四半期、実質、季節調整済前期比、年率換算）の推移】

(単位：%)

23/4-6	23/7-9	23/10-12	24/1-3	24/4-6	24/7-9	24/10-12	25/1-3
▲3.1	10.6	1.4	4.8	▲0.9	▲3.6	1.0	3.8

(出所) 内閣府「四半期別GDP速報」

4. 平成24年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮

①取組内容

ア. 平成24事務年度主要行等向け及び中小・地域金融機関向け監督方針において、金融機関は、「自らの役割を認識し、中長期的な収益力の向上に向けた経営戦略を持って、例えば、投資子会社・エクイティファンド等を活用した創業・起業、新事業の立上げ等による企業の成長、事業の再生に対する支援、多様な金融手法（資本金借入金、DDS、DES、ABL等）の積極的な活用等に取り組んでいくことが期待されることとあり、各金融機関の主体的な取組みを促していくこととする。」という考え方を示しています。

イ. こうした中、特に、顧客ニーズに的確に対応したサービスの充実と銀行自身の安定的な収益の確保の両立に向けて、例えば、

- ・プロジェクト・ファイナンスをはじめとする海外向けビジネスの現状と課題
- ・ABLに関する取組みについての現状と課題
- ・税制改正に対応した各金融機関の商品開発への対応状況

等について、金融機関との各種ヒアリングの機会を通じて確認を行っています。

さらに、これに加えて、24年度下半期には、金融業界以外の複数の有識者（アナリスト等）からヒアリングを実施し（実施結果は、下記の②評価参照）、第三者の視点を入れることで、オフサイトモニタリングの充実を図っています。（こうしたヒアリング結果は、翌事務年度の監督方針の策定や、金融機関との各種ヒアリングの参考にされ、金融機関に対する監督の充実につながっています。）

ウ. また、事業の再生に対する支援としての企業再生支援機構等との連携や事業再生ファンドの関与等についてヒアリングを実施しています（24年10月～11月）。

エ. 「資本金借入金」に関しては、その更なる活用を推進するため、25年2月5日、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」を改定し、既存の融資を資本金借入金に転換する場合において、次のような一定の要件を満たすものについては、損金処理が認められることを明確化しました。

- ・「債権者集会の協議決定」等で、債務免除とともに、資本金借入金に転換する場合。
- ・債務免除を行わない場合であっても、「特定調停」において、資本金借入金に転換する場合。

オ. 「ABL（動産・売掛金担保融資）」に関しては、その積極的な活用を推進するため、25年2月5日、「金融検査マニュアル」及び「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」を改定し、例えば、次のような点について明確化を図りま

した。

- ・ 「一般担保」（客観的な処分可能性がある担保）の要件
- ・ 検査における検証方針
- ・ 「自己査定基準」における担保掛け目（動産担保：評価額の70%、売掛金担保：評価額の80%）

また、この明確化措置の公表以降、以下のとおり、要請を行いました。

- ・ 金融機関に対して、金融関係団体を通じて、周知徹底を図るとともに、積極的な活用の検討を要請（25年2月5日）。
- ・ 日本経済団体連合会・各地方公共団体に対して、売掛金担保融資の活用促進債権譲渡禁止特約の解除に向けた協力を要請し、併せてその旨を金融関係団体に周知（25年2月25日）。

②評価

上記のヒアリング及び要請等により、金融機関に対して顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮を促しております。（ABLについては資料1-6参照）

また、上述のアナリストヒアリングは24年11月～25年2月（計7回）実施していません。

（2）地域密着型金融の促進

①取組内容

各金融機関による地域密着型金融の取組みについて、平成23年5月に改正した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき、トップヒアリングをはじめとする各種ヒアリングの機会等を通じ、顧客企業のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮や地域経済の活性化への貢献に向けた取組状況等を確認しました。

また、各金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図るとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、各財務（支）局（沖縄総合事務局含む）において、地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）を開催（25年2月から3月）するとともに、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みを行っている金融機関に対し顕彰を実施（25年2月以降）しました。

上記のシンポジウムにおいては、一部の地域金融機関の経営者の方々に、「地域密着型金融の推進のサポート役」として、主要営業地域外の財務局等が開催するシンポジウムにご参加いただき、自金融機関における地域密着型金融の取組みを発表いただくなど、広域での知見・ノウハウの共有化やシンポジウムの充実を図るための取組みを実施しました。

このほか、25年5月から6月にかけて、全国の財務局等を通じて各都道府県の中小企業者や消費者等の利用者、商工会議所の経営相談員等を対象に、地域金融機関の地域密着型金融の取組みに対する利用者等の評価に関するアンケートを実施し、その結

果を25年8月に公表しました。

②評価

トップヒアリングをはじめとする各種ヒアリングの機会等において、各金融機関における地域密着型金融の取組み状況をフォローアップしつつ、当該取組みが利用者と地域金融機関の双方にとってより実効的なものとなるよう建設的な意見交換を行うことで、各金融機関が自主性・創造性を発揮しつつ取り組んでいくように促すことができたと考えています。

また、シンポジウム及び顕彰については、各財務（支）局（沖縄総合事務局含む）の全国11箇所で開催しており、当該シンポジウムには、地域金融機関をはじめ、商工団体、事業者、消費者、地方自治体、学識者等の多数の関係者にご参加いただきました。また、シンポジウム及び顕彰の結果については、金融庁と各財務局等のウェブページで公表を実施しております。こうした取組みを通じて、各地域金融機関における地域密着型金融の取組みについて、広く知見・ノウハウの共有化等を図ることができたと考えています。

さらに、地域金融機関の地域密着型金融の取組みに対する利用者等の評価に関するアンケート調査の結果によると、地域密着型金融の取組み姿勢についての積極的評価は、前年度に比べ僅かながら上昇しています。

（3）中小企業の経営改善と事業再生支援

①取組内容

ア. 中小企業の経営支援のための政策パッケージ

平成24年4月20日に、関係府庁と連携して、「中小企業金融円滑化法最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を策定・公表し、政策パッケージに掲げられた各種施策の具体化を推進してきました。

（ア）金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮

各金融機関に対して、中小企業に対する具体的な支援の方針や取組み状況等について集中的なヒアリングを実施（5月から6月、10月から11月）するとともに、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」を改正（5月17日）し、抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、金融機関は、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用する旨を明記するなど、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すための取組みを行いました。

（イ）企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能強化・連携強化

企業再生支援機構（以下「機構」という。）及び中小企業再生支援協議会（以下「協議会」という。）の機能の強化を図るため、機構において、中小企業の再生に精通し

た役員の招請、専門人材の拡充、「中小企業経営支援政策推進室」を設置（6月15日）したほか、中小企業の実態に合わせた支援基準の緩和（7月20日）やデューデリジェンス費用の負担軽減（8月28日）等の取組みを推進しました。また、協議会においても専門人材の確保、人員体制の大幅な拡充や再生計画の策定計画を迅速・簡易に行うため事業実施基本要領の改訂（5月21日）等を行いました。

また、機構と協議会との間の案件の相互仲介ルールの策定や、機構による協議会案件に対する相談・助言機能の提供を、機構の新たな業務として認可（6月14日）するなど、機構と協議会との連携強化のための取組みを実施しました。

（ウ）経営改善や事業再生を支援する諸施策の推進

中小企業の経営改善・事業再生支援を推進するため、中小企業庁と連携し、信用保証協会を事務局とした県単位の中小企業支援ネットワークを全都道府県に構築したほか、事業再生の実効性を高めるため、企業再生税制の拡充等を措置するなど、経営改善・事業再生支援を行うための環境整備に取り組みました。

イ. 中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針等

中小企業金融円滑化法が期限（25年3月末）を迎えるにあたり、借り手の方々や金融機関から円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁の対応について様々なお問合せが寄せられていました。

こうしたお問合せに広くお答えするため、円滑化法の期限到来後における金融庁の検査・監督の方針等を金融担当大臣談話という形で公表しました（11月1日）。主な内容は以下のとおりです。

- ・金融機関が、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということは、円滑化法の期限到来後においても何ら変わりません。検査・監督を通じて金融機関に対し、関係金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します。
- ・金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう促します。

ウ. 中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策

中小企業金融円滑化法が期限（25年3月末）を迎えるに当たり、関係省庁と連携し、以下のような施策を推進しました。

（ア）政府全体として円滑化法終了に対応する体制の構築

- ・関係省庁が連携した「中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣等会議」を設置（3月22日）

（イ）金融機関による円滑な資金供給

- ・金融検査マニュアル・監督指針に貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努める旨及び他の金融機関等と連携し貸付条件の変更等に努める旨を明記（25年4月1日）
- ・地域経済活性化支援機構法に、金融機関は金融の円滑化に資するよう努めるべき

との趣旨を規定

- ・金融業界は、円滑化法終了後も貸付条件の変更等に真摯に対応していく旨を申合せ
- ・金融機関に貸付条件の変更等の実施状況の自主的な開示を要請

(ウ) 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化

- ・金融検査マニュアル・監督指針に中小企業等の経営改善を最大限支援していくべき旨を明記（25年4月1日）
- ・内閣府令等を改正し、金融機関が中小企業・小規模事業者の経営支援に係る取組状況を公表するよう義務付け（25年3月29日）
- ・独力では経営改善計画の策定が困難な小さな中小企業・小規模事業者に全国の認定支援機関（税理士、弁護士等）が計画策定を支援
- ・年間数千件程度の再生計画策定支援の確実な実施のため、中小企業再生支援協議会の機能強化を図る
- ・企業再生支援機構を地域経済活性化支援機構に改組・機能拡充
- ・経営支援と併せた公的金融・信用保証による資金繰り支援
- ・全都道府県に中小企業支援ネットワークを構築し、参加機関が連携して中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を支援

(エ) 個々の借り手への説明・周知等

- ・金融機関に対して円滑化法終了後も顧客への対応方針が不変であることを中小企業等に説明するように促す
- ・円滑化法終了後も金融機関や金融庁の対応が不変であること等を、商工会、税理士会、日本公認会計士協会、行政書士会等を通じ、中小企業等に幅広く説明
- ・わかりやすいパンフレットの作成、新聞広告など政府広報を活用した中小企業等に対する広報の実施
- ・経済産業省に「中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部」を設置し、関係団体、認定支援機関に対し、各種施策の積極的活用を要請
- ・金融庁及び中小企業庁等において、中小企業・小規模事業者等に対する説明会、意見交換会等を集中的に実施
- ・全国の財務局・財務事務所に「金融円滑化に関する相談窓口」、全国の経済産業局、中小企業再生支援協議会、公的金融機関など関係機関に「経営改善・資金繰り相談窓口」（約580カ所）を設置し、中小企業・小規模事業者からの個別の相談・苦情・要望にきめ細かく対応

エ. 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

(ア) 中小企業者等へのヒアリング・アンケート調査

24年5月、8月、11月、25年2月には、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所等を対象に、中小企業の業況や資金繰り等に関するアンケート調査を実施しました。

(イ) 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受け付け

金融サービス利用者相談室、及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用しています。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対する事実確認等のヒアリングを実施しています。

オ. 金融機関に対する金融円滑化に関する要請

(ア) 金融機関代表者等への直接の要請

金融担当大臣と金融機関代表者等との意見交換の機会等に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るよう要請しました。具体的には、24年11月27日及び25年2月28日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表者を招き、金融担当大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行いました。

(イ) 文書による要請

24年11月27日及び25年2月28日に、金融関係団体に対し、コンサルティング機能を十分に発揮し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出しました。

カ. 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」に係る中小企業向け説明会の開催等

中小企業が、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の内容を知ることが、金融機関と融資交渉を行う場合などに有効です。こうした考え方の下、24事務年度においても、引き続き、中小企業に対する「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の説明会を全国の財務局にて開催しました（25年3月末時点で232件）。

また、25年3月末の中小企業金融円滑化法の期限到来を踏まえ、同法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策について、25年2月から3月にかけて、全国で中小企業や金融機関に対する説明会を開催しました。

さらに、「資本金借入金」や「ABL（動産・売掛金担保融資）」の積極的活用を促すため、全国の財務局にて金融機関向けの説明会を開催するとともに、税務関係団体や中小企業関係団体への周知活動も行いました。

キ. 被災者支援の促進について

平成24年7月17日に、復興庁・中小企業庁と連携し、東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者支援の促進策を策定・公表しました。

また、平成24年7月24日に「いわゆる二重債務問題に係る被災者支援の促進について」を発出し、金融機関に対し、以下の3点について要請を行いました。

- ①コンサルティング機能を一層発揮し、被災者の状況をきめ細かく把握すること
- ②被災事業者とともに東日本大震災事業者再生支援機構の積極的な活用を検討すること
- ③被災者の状況に応じ、個人版私的整理ガイドラインの利用を積極的に勧めること
さらに、個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関し、テレビ・ラジオによる政府広報、金融機関等におけるポスター・チラシ等の設置や仮設住宅等の入居者へのチラシの配布等の周知広報の実施に加えて、地方公共団体、弁護士会等と連携した無料相談会を実施しています。

ク. 金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等の検証）の実施

24 事務年度の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、例えば、

- ・ 中小企業に対して、適切なコンサルティング機能を発揮しつつ、経営改善や事業再生等の可能性を適切に見極め、最大限の支援を適切に行うための態勢が整備されているか、
 - ・ 「資本性借入金」や「ABL（動産・売掛金担保融資）」等の多様な金融手法を積極的に活用して、顧客ニーズに応える態勢が整備されているか、
- 等について、重点的に検証を行いました。

また、引き続き、「金融検査結果事例集」の定期的な公表（年2回（24年8月10日、25年3月19日））を行い、金融機関のコンサルティング機能の発揮に関して評価できる事例を多く掲載しました。

②評価

ア. 貸付条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行日（21年12月4日）から25年3月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の実績は以下のとおりとなっています。【資料1-1】

（件数ベース）

	実行/(実行+謝絶)	実行/申込（注）
中小企業向け貸付け・条件変更実行率	97.4%	93.3%
住宅ローン・条件変更実行率	91.8%	80.8%

（注）審査中・取下げの案件を含む。

イ. 金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断D.I.」（D.I. = 「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比）をみると、21年3月期に▲14となった後、22年3月期▲8、23年3月期±0、24年3月期+2、25年3月期+2となっています。【資料1-2】

また、当庁が実施している「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」では、中小企業の業況D. I. は、21年2月調査に▲97となった後、24年8月調査では▲51、11月調査では▲55、25年2月調査では▲52と、資金繰りD. I. も、21年2月調査に▲88となった後、24年8月調査では▲44、11月調査では▲42、25年2月調査では▲41と推移しています。【資料1-3】

さらに、当庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報及び金融円滑化ホットラインによる情報の受付件数は、24年第1四半期（1～3月期）には16件でしたが、25年第1四半期（1～3月期）には7件と減少しています。【資料1-4】

ウ. 融資残高等

25年3月の民間金融機関の法人向け融資残高は対前年同月比1.5%の増加となっており、うち中小企業向けが対前年同月比0.2%の減少となっています。【資料1-5】

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き動産・債権譲渡担保融資、ABL等を推進しています。【資料1-6】

エ. 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」に係る中小企業向け説明会の開催等

「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の内容は、中小企業が金融機関と融資交渉などを行う場合に有効であり、これを中小企業に対して周知徹底することにより、「資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること」に関して一定の成果があったものと考えています。

また、中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策のほか、「資本金借入金」や「ABL（動産・売掛金担保融資）」の積極的活用について周知徹底を行ったことによっても、「資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること」に関して一定の成果があったものと考えています。

オ. 個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の成立件数等

個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の成立件数及び東日本大震災事業者震災支援機構の支援決定件数は、25年3月末において、それぞれ累計292件、167件となっております。【資料1-7、資料1-8】

カ. 金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等の検証）の実施

預金取扱金融機関に対して金融円滑化に係る検査を行った結果、次のように、評価できる事例や問題として指摘すべき事例が認められました。なお、改善が必要な金融機関については、その後改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったものと考えています。

(評価事例)

- ・ 債務者の経営改善計画の円滑な履行を確保するため、債務者と金融機関が共同で主要取引先と協議を行い、債務者の事業継続等について協力を取り付けている事例。
- ・ 債務者の経営改善を促すため、金融機関と債務者が共同で同業他社の業務改善事例について研究を行い、その中で債務者に適した取組みを実施することにより、業績の改善、債務超過の解消につなげている事例。
- ・ 日本政策金融公庫と協調して「資本金借入金」を活用することにより、債務者の経営改善支援を行っている事例。
- ・ 動産・売掛金に係る評価等のノウハウを有する外部専門家と連携して、「ABL（動産・売掛金担保融資）」を積極的に推進している事例。

(指摘事例)

- ・ 経営改善支援先における経営改善計画の策定比率が低位に止まっているにも関わらず、融資部門において、要因分析や改善対策の検討が行われていない事例。

また、「金融検査結果事例集」において、金融機関のコンサルティング機能の発揮に係る有益な情報について紹介したことは、金融機関において適切な管理態勢を構築する自主的な取組みを促すことにつながり、一定の成果があったものと考えています。

キ. まとめ

以上のとおり、中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、全体として金融機関による貸付条件の変更等の取組みは着実に行われており、また、各種指標は概ね改善の動きが継続しています。このことから、政策の達成に向けて効果が上がっていると考えています。

一方、東日本大震災の影響もあり、中小企業の業況や資金繰りについては、引き続き注視が必要と考えています。

【資料 1-1 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について】

【債務者が中小企業者である場合】

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ	実行率 ① ※1	実行率 ② ※2
主要行等 (10)	574,173 (297,114)	531,029 (278,326)	14,399 (7,531)	15,395 (6,448)	13,350 (4,807)	97.4%	92.5%
地域銀行 (106)	1,980,676 (556,659)	1,842,601 (524,062)	51,014 (13,157)	33,293 (8,899)	53,768 (10,539)	97.3%	93.0%

その他の銀行(26)	32,737 (4,694)	27,493 (3,531)	2,683 (981)	574 (38)	1,987 (142)	91.1%	84.0%
信用金庫(271)	1,484,790 (276,453)	1,391,778 (260,186)	34,206 (6,162)	21,576 (4,089)	37,230 (6,010)	97.6%	93.7%
信用組合(158)	230,048 (46,491)	217,484 (43,836)	4,039 (963)	2,577 (691)	5,948 (998)	98.2%	94.5%
労働金庫(14)	4 (5)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	100.0%	100.0%
信農連・信漁連(66)	9,788 (7,780)	9,345 (7,478)	117 (99)	171 (79)	155 (120)	98.8%	95.5%
農協・漁協(858)	57,746 (6,804)	55,330 (6,066)	1,070 (309)	313 (119)	1,033 (305)	98.1%	95.8%
合計(1509)	4,369,962 (1,196,000)	4,075,064 (1,123,490)	107,528 (29,202)	73,899 (20,363)	113,471 (22,921)	97.4%	93.3%

(出所) 監督局総務課調

(注1) 実行率①=実行件数/(実行件数+謝絶件数)。以下同じ。

(注2) 実行率②=実行件数/申込み件数。以下同じ。

(注3) 左端の欄中の括弧内は、25年3月末時点の金融機関数。以下同じ。

(注4) 件数は、貸付債権ベース。以下同じ。

【債務者が住宅資金借入者である場合】

上段は件数、下段括弧内は金額(単位:億円)

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ	実行率①	実行率②
主要行等(10)	67,411 (12,434)	56,678 (10,485)	4,308 (813)	1,475 (273)	4,950 (861)	92.9%	84.1%
地域銀行(106)	150,682 (22,723)	116,728 (17,747)	12,189 (1,801)	2,942 (463)	18,823 (2,709)	90.5%	77.5%
その他の銀行(26)	4,142 (554)	3,543 (437)	271 (57)	68 (10)	260 (50)	92.9%	85.5%
信用金庫(271)	71,145 (10,240)	59,767 (8,673)	4,176 (597)	1,124 (165)	6,078 (801)	93.5%	84.0%
信用組合(158)	11,822 (1,720)	10,118 (1,492)	693 (96)	145 (23)	866 (106)	93.6%	85.6%
労働金庫(14)	13,053 (1,769)	10,597 (1,435)	1,230 (170)	281 (39)	945 (123)	89.6%	81.2%

信農連・信漁連(66)	226 (27)	204 (24)	3 (0)	2 (0)	17 (1)	98.6%	90.3%
農協・漁協(858)	6,971 (913)	5,233 (682)	515 (65)	160 (22)	1,063 (142)	91.0%	75.1%
合計(1509)	325,452 (50,380)	262,868 (40,975)	23,385 (3,599)	6,197 (995)	33,002 (4,793)	91.8%	80.8%

(出所) 監督局総務課調

【資料1-2 日銀短観の推移(中小企業)】

(四半期ベース)

	23/6	23/9	23/12	24/3	24/6	24/9	24/12	25/3
貸出態度判断D. I.	0	1	2	2	4	4	3	3
業況判断D. I.	▲24	▲16	▲12	▲10	▲10	▲11	▲14	▲12
資金繰り判断D. I.	▲9	▲7	▲6	▲6	▲3	▲4	▲5	▲5

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注1) 業況判断D. I. = 「良い」と回答した社数構成比 - 「悪い」と回答した社数構成比

(注2) 資金繰り判断D. I. = 「楽である」と回答した社数構成比 - 「苦しい」と回答した社数構成比

(注3) 貸出態度判断D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比

(注4) 22/3より調査対象企業の見直しを行い、調査対象社数が増加している。

【資料1-3 「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」の推移】

	23/5	23/8	23/11	24/2	24/5	24/8	24/11	25/2
中小企業の業況 D. I.	▲83	▲76	▲64	▲62	▲51	▲51	▲55	▲52
中小企業の資金繰り D. I.	▲67	▲64	▲55	▲51	▲44	▲44	▲42	▲41

(出所) 監督局銀行第二課・総務課協同組織金融室調

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 全国の財務局等において、各都道府県の商工会議所47先に対し聴き取り調査を実施。

【資料1-4 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報や金融円滑化ホットラインによる情報の受付状況】

(単位: 件)

区分	貸し渋り・貸し剥がしに関する情報			金融円滑化ホットライン情報			合計		
	23年	24年	25年	23年	24年	25年	23年	24年	25年

第1四半期	27	16	7	10	5	7	37	21	14
第2四半期	22	7		7	5		29	12	
第3四半期	17	12		7	4		24	16	
第4四半期	25	8		7	7		32	15	

(出所) 総務企画局政策課・金融庁監督局総務課調

(※1) 「貸し渋り・貸し剥がし」に関する情報については、当初、14年10月25日(各財務(支)局等は14年11月1日)に開設した「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」として受け付け、その後、17年7月19日に情報受付窓口を「金融サービス利用者相談室」に一元化している。

(※2) 「金融円滑化ホットライン」は、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を聞く情報等の受付窓口として、20年4月30日に開設。

【資料1-5 企業規模別貸出残高(対前年同月比)】

(単位:兆円、%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比	中小企業向け	
				前年同月比
24/4	266.4	▲0.5	168.5	▲1.5
24/5	264.3	▲0.4	166.3	▲1.3
24/6	267.7	0.3	169.0	▲0.7
24/7	265.9	▲0.2	166.8	▲1.2
24/8	265.6	0.2	166.3	▲0.7
24/9	270.9	0.3	170.7	▲0.5
24/10	266.7	0.3	166.5	▲1.2
24/11	267.5	0.4	166.7	▲1.0
24/12	272.7	1.0	170.5	▲0.8
25/1	270.4	1.3	167.8	▲0.5
25/2	270.6	1.4	167.9	▲0.5
25/3	275.5	1.5	172.4	▲0.2

(出所) 日本銀行「預金・現金・貸出金」

【資料1-6 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組み状況】

(単位:億円)

	主要行			地域金融機関(※1、2)			
	22年度	23年度	24年度	22年度	23年度	24年度	
						実行額	年度末 残高

動産・債権譲渡担保融資	8,629	6,987	8,127	1,948	2,497	1,647	4,700
うち動産担保融資	5,275	3,502	5,252	669	1,205	431	1,929
うち債権譲渡担保融資	3,354	3,485	2,975	1,279	1,292	1,216	2,771
財務制限条項を活用した融資	160,504	204,055	244,882	49,006	50,424		55,921

(出所) 監督局銀行第一課・金融庁監督局銀行第二課・総務課協同組織金融室調

(※1) 22, 23年度は実行ベースの計数。ただし、把握が困難な金融機関は年度末残高の計数を計上。

(※2) 24年度は実行ベース及び年度末残高の計数(新規融資の促進及びその状況把握の観点から報告の定義の明確化を図ったもの)。

【資料1-7 個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の成立件数(累計)】

(単位: 件数)

24/4	24/5	24/6	24/7	24/8	24/9	24/10	24/11	24/12	25/1	25/2	25/3
9	22	33	50	70	83	125	147	180	225	269	292

【資料1-8 東日本大震災事業者震災支援機構の支援決定件数(累計)】

(単位: 件数)

24/4	24/5	24/6	24/7	24/8	24/9	24/10	24/11	24/12	25/1	25/2	25/3
0	1	4	10	15	37	50	64	104	107	121	167

(4) 企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化

①取組内容

ア. 主要行等による日本企業のアジア地域等への進出支援

平成24事務年度主要行等向け監督方針において、「主要行等においては、自らの役割を認識し、中長期的な収益力の向上に向けた経営戦略を持って、例えば、④日本企業がアジアなどに海外進出する際の支援、⑤アジアなど海外における非日系も含めた金融サービスの提供強化等に取り組んでいくことが期待されることとあり、各行の主体的な取組みを促していくこととする。」という考え方を示しました。

これに基づき、金融機関に対するヒアリング等を通じ、各金融機関ごとの海外業務の展開方針、重点地域・戦略分野等の把握に努めています。特に、アジアにおける展開のあり方について重点的に確認しています。

イ. 本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化について

中堅・中小企業のアジア地域等への販路開拓や現地進出の意欲が高まる中、特に、アジアに拠点のない地域金融機関等の顧客企業がアジア地域等に進出する際、支援ニーズの高い、情報提供・相談面での支援及び海外地場金融機関等からの融資促進等の

資金供与面での支援を図るため、22年12月21日に上記施策を公表しました。

具体的には、情報提供・相談面での支援内容は以下のとおりです。

(ア) 日本貿易振興機構（JETRO）によるアジア拠点等への本邦金融機関の職員の派遣及び海外情報の提供・相談等の支援。

24年度のJETROへの金融機関職員の派遣状況は15機関から16名となります。

(イ) 国際協力銀行（JBIC）と海外の金融機関が覚書を締結し、現地での日系企業支援体制を整備。

JBICは24年度に新たに、インドステイト銀行、フィリピンのBDO Unbank及びメトロポリタン銀行と覚書を締結しました。

また、資金供与面での支援内容として、海外地場金融機関等に対する地域金融機関等からの保証等の供与・JBICからの融資等の供与により、中堅・中小企業の現地法人が海外地場金融機関等から資金を調達し易くする支援を行うことを内容とするものです。

②評価

ア. 主要行等による日本企業のアジア地域等への進出支援

総合的なヒアリングや官民ラウンドテーブル等を通じて各金融機関ごとの海外業務の展開方針等を確認することにより、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際の企業顧客のニーズに即したきめ細かな金融サービスへの取組みが促進され、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化に資するものと考えています。

イ. 本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化について

これまでのJETROへの金融機関職員の派遣状況は、累計で40機関より52名となりました。また、これまでのJBICの覚書締結先は4ヶ国累計5件となっており、その取組みは進んでいるものと考えています。

(5) 金融機能強化法の適切な運用

①取組内容

ア. 金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関のうち、紀陽ホールディングス（紀陽銀行）、豊和銀行、みちのく銀行、きらやか銀行、第三銀行、東和銀行、高知銀行、フィデアホールディングス（北都銀行）、宮崎太陽銀行及び山梨県民信用組合の新しい経営強化計画について、24年8月に公表しました。

イ. 金融機能強化法の本則及び震災特例に基づき、以下の金融機関に対して資本参加を実施しました。

・本則に基づく資本参加

24年12月実施：ぐんまみらい信用組合

・震災特例に基づく資本参加

24年9月実施：東北銀行

24年12月実施：じもとホールディングス（きらやか銀行）

ウ．金融機能強化法の本則及び震災特例に基づき資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況の報告を受け、24年3月期（23金融機関）については同年8月に、24年9月期（24金融機関）については25年2月にその内容を公表しました。

②評価

金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関の経営強化計画の履行状況については、各金融機関から、半期毎に報告を受け、これを当局が公表することとされており、パブリック・プレッシャーが働く仕組みとなっています。また、履行状況についてのフォローアップを行い、必要に応じて監督上の措置を講ずることとしています。

なお、23年に改正された同法の震災特例においては、東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、震災の影響を受けた金融機関等による積極的な活用を促す観点から、経営強化計画の策定において、経営責任の明確化や収益性・効率性等に関する目標設定を求めない等の弾力化が図られています。

このような枠組みの下、資本参加を行った金融機関は金融仲介機能の一層の強化により、地域における信用供与の円滑化や震災からの復興に向けた支援に積極的かつ継続的に貢献していくものと考えています。

なお、上記のとおり、金融機能強化法の適切な運用に努めたこと等から、24年度は紀陽ホールディングス（紀陽銀行）から154億円の返済がありました。これにより25年3月末の残高は5,701億円となっています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いており、民間金融機関が自らの責任と判断により適切かつ積極的にリスクテイクを行うとともに、それにふさわしい適切なリスク管理態勢を整備することを通じて、十全なる金融仲介機能を積極的に発揮していくことが重要であるとの基本的考え方に沿って、引き続き、きめ細かい実態把握に努めつつ、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮の促進に向けて施策の展開を図る必要があります。

地域金融機関は、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮や地域の面的再生への積極的な参画、地域や利用者に対する積極的な情報発信といった地域密着型金融の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要であると考えています。当局としては、各種ヒアリング等を通じて、地域密着型金融を推進するための態勢整備をはじめ、地域金融機関の取組みの状況を引き続きフォローアップしていく必要があります。また、各金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図るとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、地域密着型金融に関する会議（シ

ンポジウム)の開催や、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みを行っている金融機関に対する顕彰の実施を引き続き行っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容
 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 25年度予算額
円滑な金融仲介機能の発揮の支援に関する経費	①③	予算 <新規>	
関係機関等との連携強化に必要な経費	②	予算 <継続>	5,074千円
個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費	③	予算 <継続>	345,752千円
被災者支援施策に係る周知広報に必要な経費 (旅費以外)	③	予算 <継続>	35,304千円
被災者支援施策に係る周知広報に必要な経費 (旅費)	③	予算 <継続>	888千円
監督局銀行第二課の時限の撤廃(恒久化)(再掲※)	⑤	機構・定員	

※ 施策I-1における機構・定員要求の再掲

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅱ-3)

施策名	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	国民の資産形成等に真に必要な金融サービスが提供されるため、投資信託や保険等の金融サービスの提供の在り方、我が国金融機関が国民のニーズに合った金融サービスを提供するための在り方を検討します。こうしたサービスの提供を通じて、個人投資家が安心して投資できる制度・環境整備を図ります。					
達成すべき目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	1	11
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	—	—		
執行額(百万円)		—	—			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値	
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度		
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・以下のワーキング・グループの議論の進捗状況 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」 金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」 金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」 ・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況	—	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度の判断理由】 目標に向けた環境整備を着実に進めているものの、内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すとの観点から、更なる取組みが必要な状況と認識していることから、24年度の達成度は「B」としました。 今後は、今までの取組みに増して、金融サービスの利用者に対して、より質の高いサービスを提供する環境整備に引き続き取り組んでいく必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
		<p>(1)必要性 我が国は、1,500兆円を超える家計部門の金融資産、高度な人材・技術、安定した司法制度等を有し、成長著しいアジア経済圏に隣接している中で、こうした好条件を活かし、我が国の金融業が成長産業として発展し、付加価値を高めていくような制度的枠組みを検討・整備していく必要があります。</p>

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(2)効率性 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。また、各般の制度的枠組みの整備等を行うにあたっては、金融庁ウェブサイトを積極的に活用するなど、低コストな手法の活用に努めています。</p> <p>(3)有効性 金融審議会における審議・取り纏め等が着実に進められており、国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されるための体制の整備・強化が図られているものと考えています。</p>
--	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)</p>
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企画課保険企画室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成 24 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅱ－3

資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。また、少子高齢化社会にふさわしい保険等の金融サービスが提供される必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日） ・日本再生の基本戦略（平成 23 年 12 月 24 日閣議決定） 等
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>－</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のワーキング・グループの議論の進捗状況 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」 金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」 金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」 ・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
<p>①顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>i) 投資信託法制の見直し</p> <p>ii) 保険商品・サービスの提供等の在り方についての検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討 近年の投資信託商品の多様化及び REIT を巡る諸問題を踏まえた様々な論点について、投資信託・投資法人法制にかかる実態及び課題等の把握を進め、有識者等の意見も踏まえつつ、幅広い観点から見直しの検討を行う。 ・保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサー

	ビスの提供及び保険会社等の業務範囲の在り方並びに保険募集・販売の在り方について検討を行う。
②個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための制度・環境整備	・我が国金融業の中長期的な在り方についての検討 我が国金融機関が国民のニーズに合った金融サービスを提供するための在り方を検討する。こうしたサービスの提供を通じて、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受するとともに、資産形成に寄与していくことを目指す。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 24 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

i) 投資信託法制の見直し

① 取組内容

24 年 1 月の金融審議会総会における諮問事項「国民が資産を有効に活用できる環境整備を図るため、一 投資信託については、国際的な規制の動向や経済社会情勢の変化に応じた規制の柔軟化や一般投資家を念頭に置いた適切な商品供給の確保等 二 投資法人については、資金調達手段の多様化を含めた財務基盤の安定性の向上や投資家からより信頼されるための運営や取引の透明性の確保等、の観点から投資信託・投資法人法制の見直しについて検討」を受け、金融分科会に「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」を設置し、同ワーキング・グループにおいて、24 年 3 月から、投資信託法制に関し、

- ・効率的な投資信託運営のための受益者書面決議制度の見直し
- ・トータルリターン把握のための定期的通知制度の導入
- ・運用財産の内容についての制限（一定の類型のリスクに対する規制）等

投資法人法制に関し、

- ・資金調達・資本政策手段の多様化
- ・インサイダー取引規制の導入
- ・海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の見直し 等

について、それぞれ有識者等からのヒアリングや、委員による審議・検討が行われ、24 年 12 月までに計 13 回の会合を開催しました。

これらの審議等を踏まえ、「最終報告」が取りまとめられ（24 年 12 月 12 日公表）、25 年 2 月 27 日に金融審議会総会・金融分科会合同会合において報告されました。また、平成 25 年 4 月 16 日には、本報告書を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。

② 評価

同ワーキング・グループにおいて、投資信託・投資法人法制の見直しについて、様々な観点から、幅広い議論が展開され、顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備のあり方についての検討が着実に進んでいると考えています。

ii) 保険商品・サービスの提供等の在り方についての検討

① 取組内容

24年4月の金融審議会総会における諮問事項「我が国における少子高齢化の急速な進行などの社会経済の変化を背景に、保険に対するニーズが多様化するとともに、保険の販売形態も多様化している。このような状況のもと、一 保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供及び保険会社等の業務範囲の在り方 二 必要な情報が簡潔で分かりやすく提供されるための保険募集・販売の在り方 等について、規制の全体像を視野に入れつつ検討」を受け、金融分科会に「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」を設置し、同ワーキング・グループにおいて、24年6月から、

- ・新しい保険商品
- ・保険会社、グループの業務範囲規制の在り方
- ・保険の共同行為制度等の見直し
- ・保険募集に係る行為規制・募集文書の在り方
- ・乗合代理店・保険仲立人に係る規制の在り方
- ・募集規制の適用範囲

について、それぞれ有識者等からのヒアリングや、委員による審議・検討が行われ、25年3月までに計12回の会合を開催しました。

② 評価

同ワーキング・グループにおいて、保険商品・サービスの提供等の在り方について、様々な観点から、幅広い議論が展開され、着実に検討が進んでいると考えています。

(2) 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための制度・環境整備

①取組内容

23年3月の金融審議会総会における諮問事項「我が国金融機関の国際競争力の強化、地域経済における金融機能の向上、更には両者があいまって我が国経済・金融業の一層の発展を図るための中長期的な課題等について検討」を受け、金融分科会に「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」を設置し、同ワーキング・グループにおいて、23年6月から、

- ・国際競争力の強化
- ・地域経済における金融機能の向上
- ・国民のニーズに合った金融サービス

の3つの観点に基づいて、我が国金融業の中長期的な在り方に係る諸課題について、有識者等からのヒアリングや、委員による審議・検討が行われ、24年5月までに計14回の会合を開催しました。

これらの審議等を踏まえ、報告書「我が国金融業の中長期的な在り方について（現状と展望）」が取りまとめられ、24年7月4日に金融審議会総会・金融分科会合同会合において報告されました。

②評価

同ワーキング・グループにおいて、国民のニーズに合った金融サービスについて、様々な観点から幅広い議論が展開され、報告書において、個人向け金融サービスの課題及び、その対応策がまとめられたことにより、着実に検討が進んでいると考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

- ・投資信託・投資法人法制の見直しについて、金融審議会の「最終報告」を踏まえた所要の制度改正を行う、
 - ・保険商品・サービスの提供等の在り方について、金融審議会における検討・取りまとめを行い、所要の制度改正を行う
- 等、資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けた取組みを今後も引き続き行っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 25年度予算額
金融税制調査等経費	①、②	予算 <継続>	7,000千円
金融税制広報経費	①	予算 <新規>	3,570千円
大規模な保険乗合代理店に対する監督体制の整備	①	機構・定員	

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅲ-1)

施策名	市場インフラの構築のための制度・環境整備					
施策の概要	決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力を強化するため、信頼性が高く、かつ魅力ある市場インフラを構築することが課題となっています。					
達成すべき目標	信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	1,389	1,233	2,043	1,747
		補正予算(b)	▲200	23	▲12	-
		繰越し等(c)	1,464	-		
		合計(a+b+c)	2,653	1,256		
執行額(百万円)		2,488	1,175			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	目標年度	目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況 ・国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況 ・国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況 ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率 (注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。 ・開示書類の提出会社数(内国会社) ・開示書類の提出件数 ・EDINETサイトへのアクセス件数	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標		実績		
-	-	-	-	-	-	-

目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 I</p> <p>【達成度の判断理由】 我が国清算機関において、清算対象となる店頭デリバティブ取引が段階的に拡大しているほか、取引情報蓄積機関が指定され、取引情報保存・報告制度の本格実施に向けた環境が整備された。また、国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に向け決済期間の短縮化が図られました。加えて、EDINETについては、有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画で定めた内容を達成するため、調達手続き及び開発をスケジュールどおり実施しています。このように一定の成果が上がっているものといえるため、24年度の達成度は「A」としました。 今後は、引き続き、制度整備に取り組む必要があり、また、清算機関による同機関の利用拡大に向けた取組みや国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に係る市場関係者の取組みを、引き続きサポートする必要があるため、端的な結論は「I」としました。</p>
---------	--

		<p>このような目標達成に向けた取組みにより、一定の成果が上がっているが、引き続き、店頭デリバティブ取引の清算集中義務及び取引情報保存・報告制度の適切な実施や、電子取引基盤の利用義務のための制度整備に取り組む必要がある。</p> <p>また、清算機関による同機関の利用拡大に向けた取組みや国債取引・貸株取引等の決済リスク削減に係る市場関係者の取組みを、引き続きサポートする必要がある。</p> <p>このため、端的な結論は「I」とした。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 決済システムは金融・資本市場を支える重要な社会基盤であり、我が国金融・資本市場における国際競争力強化の観点から、信頼性が高く、かつ魅力ある市場インフラを構築することが必要です。</p> <p>また、決済リスク削減の観点から、21年9月のG20ピッツバーグ・サミット首脳声明において、一定の店頭デリバティブ取引に係る清算機関の利用や、取引情報の保存・報告等を整備することが求められており、これらを実施するための制度整備や適切な監督を引き続き行っていく必要があります。</p> <p>ディスクロージャーの電子化については、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されていることから、EDINETを利用したディスクロージャーの推進が必要と考えています。</p> <p>(2)効率性 「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者に対して決済リスクの削減に向けた検討を促す等、制度整備に加えて市場関係者の実務面での取組みも推進することで、より大きな効果が得られるように努めています。</p> <p>また、EDINETについては、企業情報等への容易・迅速なアクセスを実現するためのシステム開発や運用は、投資者に対し投資判断に必要な情報を適切に提供するという施策効果を効率的に実現するものであると考えています。</p> <p>(3)有効性 店頭デリバティブ取引における清算機関の利用を義務付けること、国債取引・貸株取引の決済リスク削減に向けた取組みを進めること、清算機関等への適切な監督を行うこと、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組みを進めること等により、決済システム等の安定性が確保され、金融危機時においても危機の伝播を抑止するなどの効果が期待できるものと考えています。</p> <p>また、EDINETの安定した運用は、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図るという目的に十分寄与しているものと考えています。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省「G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明」 (平成21年9月24・25日開催、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html) ・ 金融庁「金融・資本市場に係る制度整備について」 (平成22年1月21日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100121-7.html) ・ 金融庁「国債取引の決済リスク削減に向けた工程表について」 (平成22年6月29日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100629-1.html) ・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成22年12月22日公表、http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101222-2.html) ・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成23年6月29日公表、http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20110629-1.html) ・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成23年12月19日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111219-1.html) ・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成24年6月29日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120629-3.html) ・ 金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成24年12月20日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121220-1.html) ・ 金融庁「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ (平成23年12月26日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111226-3.html) ・ 金融庁「国会提出法案(第180回国会)金融商品取引法等の一部を改正する法律」 (平成24年3月9日提出、平成24年9月6日成立、http://www.fsa.go.jp/common/diet/180/04/riyuu.pdf) ・ 金融庁「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令について」 (平成24年5月11日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120511-3.html) ・ 金融庁「平成22年金融商品取引法等改正(2年6ヶ月以内施行)に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成24年7月11日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120711-1.html) ・ 金融庁「取引情報蓄積業務を行う者の指定について」 (平成25年3月8日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130308-3.html) ・ 金融庁「BIS支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構代表理事会による「金融市場インフラのための原則:情報開示の枠組みと評価方法」の公表について」 (平成24年12月18日公表、http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20121218-2.html) ・ 金融庁行政情報化推進委員会「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」 (平成18年3月28日決定、平成23年3月31日改定、http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421/03_0.pdf)
----------------------------------	---

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局市場課、総務企画局企業開示課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	----------------------------	-----------------	----------------

平成 24 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－1

市場インフラの構築のための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>清算機関等は、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要な市場インフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現に資する取組みを行う。</p> <p>また、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）」 ・「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告～今次の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築～」（平成 21 年 12 月 9 日） ・「金融・資本市場に係る制度整備について」（平成 22 年 1 月 21 日） ・CPSS/IOSCO 市中協議報告書「金融市場インフラのための原則」（平成 23 年 3 月 10 日） ・「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ（平成 23 年 12 月 26 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>—</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況 ・国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況 ・国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況 ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）の稼働率

		<p>(注) システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示書類の提出会社数 (内国会社) ・ 開示書類の提出件数 ・ EDINETサイトへのアクセス件数
--	--	---

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築	<p>・ 我が国決済システムの強靱化により、我が国における危機の伝播を抑止する観点から、一定の店頭デリバティブ取引等について、清算機関の利用を義務付けるとともに、取引情報保存・報告制度の創設に向けた制度整備及び円滑な実施を図る。</p> <p>・ 取引執行から清算・決済までの一連のプロセスを電子化することで、より迅速・安全な清算等に資することや、取引の透明性・公正性向上のため、一定の店頭デリバティブ取引等について、電子取引基盤での取引執行の義務付けに向けた制度整備に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">〔 R I A 〕</p> <p>・ 上記制度整備等のほか、民間ベースで進められている我が国清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の提供開始に向けた取組み等をサポートするとともに、関係する国際的な議論の枠組みに積極的に参画し、海外監督当局との国際的協調に努める。</p>
②国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築	<p>・ 我が国国債取引の決済の安定性確保の観点から、リーマン危機時(平成 20 年 9 月)にも確認された日本国債清算機関のリスク削減機能の更なる活用を図るため、同機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みをサポートする。</p> <p>・ 貸株取引についても、決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みをサポートする。</p> <p>・ 支払・決済システム委員会(CPSS)と証券監督者国際機構(IOSCO)による「金融市場インフラのための原則」の確定に向けた国際議論を踏まえ、清算機関等に対し、同原則に沿うような適切な監督を行う。</p>
③EDINETの整備	<p>・ EDINETについては、国際水準を踏まえたXBRL(財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるように国際的に標準化されたコンピューター言語)の対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のために、必要なシステム開発等を行う。</p>

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成24年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築

①取組内容

一定の店頭デリバティブ取引に係る清算集中義務及び取引情報保存・報告制度等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立（22年5月）を踏まえ、関係政令・内閣府令等を策定・施行しました。（24年5月及び7月公布、同年11月施行。）

また、取引情報保存・報告制度において、金融商品取引業者等に代わり取引情報の保存・報告を行う取引情報蓄積機関を、金融商品取引法第156条の67第1項の規定に基づき指定しました。（25年3月）

さらに、市場関係者・有識者を中心とした「店頭デリバティブ市場規制に係る検討会」の取りまとめ結果（23年12月）を踏まえ、約定から決済までの一連事務の電子化の促進を図るため、一定の店頭デリバティブ取引の電子取引基盤の利用義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し（24年3月提出）、24年9月に可決成立しました。

さらに、我が国清算機関における店頭デリバティブ取引の清算対象の段階的拡大に係る検討・取組みをサポートしました。（CDS取引の清算業務を23年7月から、円金利スワップ取引の清算業務を24年10月から、TIBORを対象とする金利スワップ取引を25年2月から開始）

また、英国FSAが主催するLCH Swap Clear や ICE Clear Europe などの協調監督の枠組みに、我が国も積極的に参画しました。

②評価

清算集中義務、取引情報保存・蓄積及び電子取引基盤の利用義務といった店頭デリバティブ取引に関する制度を整備することにより、信頼性の高い、魅力ある市場インフラの構築が着実に図られているものと考えています。

(2) 国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築

①取組内容

「金融・資本市場に係る制度整備について」（22年1月21日公表）を踏まえ、市場関係者において、22年6月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」に基づき、国債取引の決済期間の短縮化が図られ、T+2（約定日の2日後に決済）に移行（24年4月）したほか、信託銀行の参加実現に向けたシステム対応に着手するなど、国債清算機関の利用拡大に向けた同機関の態勢強化が図られました。また、22年12月に公表された「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」に基づき、26年1月の貸株取引のDVP決済の導入に向けて、関係機関によりシステム対応等の検討が進められています。

金融庁では、こうした検討に積極的に参加したほか、公表以降半年毎に更新されて

いる工程表について、金融庁ウェブサイトにおいても公表し広く周知を行う（24年6月、同年12月）など、市場関係者の取組みをサポートしました。

また、清算機関等のリスク管理の高度化を目的とした、支払・決済システム委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）により、24年4月に公表された「金融市場インフラのための原則」を踏まえ、清算機関等に対し、定期及び随時のヒアリング等を通じ、リスク管理態勢等の把握を行いました。

加えて、同原則の付属文書「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」が公表されたことを受け、今後、我が国として同原則を踏まえた監督を行っていくことを公表しました（24年12月公表）。

②評価

国債取引における決済期間の短縮化や清算機関の利用拡大、貸株取引におけるDVP決済の導入に向けて、着実に取組みが進められており、当該取組みの推進に寄与したものと考えています。

また、清算機関等の監督については、各清算機関等に対するヒアリング等を通じ、「金融市場インフラのための原則」の遵守状況等について確認し、必要に応じて清算機関等に改善を促す等、効果的な清算機関等の監督が行われたものと考えています。

(3) EDINETの整備・運用

①取組内容

EDINETの運用については、定期的な保守を行い、システムの安定運用に努めました。

また、利用者の利便性の向上等を図ることを目的として、次世代EDINETを開発中であり、25年度中の稼働開始に向けて、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等を図るための機能の開発を行いました。

なお、EDINETの広報のため、情報ベンダーとの意見交換を行いました。

②評価

EDINETによる開示書類等の提出会社数（内国会社）は、資料1のとおり、25年3月末は約4,800社となっております。

また、EDINETによる開示書類等の提出件数については、資料2のとおり、有価証券報告書は、ほぼ同数の提出があり、大量保有報告書は約1割減少、変更報告書は約1割増加しております。

インターネットを通じたEDINET情報公開サイトへのアクセス件数については、開示書類等蓄積データの増加等に伴い、資料3のとおり、年々増加傾向にあり、前年度に比して約30%増加しております。

このような中、システムの安定運用に努めた結果、EDINETの稼働率は100%となり高水準を達成しました。

また、次世代EDINETについては、25年度中の稼働開始に向けて調達手続き及び開発を実施しており、全体としてスケジュールに沿って着実に進めております。

このような状況は、ディスクロージャーの電子化の推進とEDINETの安定運用を努めた結果として、EDINETによる投資者に対する投資判断に必要な情報提供の効果を表しているものと考えています。

【資料1 EDINETによる開示書類等の提出会社数（内国会社）の推移】

（単位：社）

13年6月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末	25年3月末
約500	約5,800	約5,800	約5,000社	約4,800社

（出所）総務企画局企業開示課開示業務室調

【資料2 EDINETへの開示書類等の提出件数の推移】

（単位：件）

提出書類	22年度	23年度	24年度
有価証券報告書	9,479	9,510	9,587
訂正有価証券報告書	1,287	1,149	1,207
臨時報告書	11,100	11,422	12,155
訂正臨時報告書	540	506	473
大量保有報告書	1,390	1,526	1,354
（同）変更報告書	7,951	6,936	7,540
（同）訂正報告書	2,433	2,007	1,971

（出所）総務企画局企業開示課開示業務室調

【資料3 EDINET情報公開サイトへのアクセス件数（月平均）の推移】

（単位：件）

22年度	23年度	24年度
約15,532,000	約18,032,000	約23,462,000

（出所）総務企画局企業開示課開示業務室調

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

①店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築

今後も、店頭デリバティブ取引の清算機関及び電子取引基盤の利用義務付け等に係る具体的な制度整備を進めるとともに、義務の履行等に向けた市場関係者の取組みを推進していく必要があります。

②国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築

国債取引・貸株取引の決済リスク削減に向けた取組みが工程表に基づいて進められており、今後さらに国債取引の決済期間の更なる短縮化（T+1化）や国債清算機関の利用拡大などに係る検討等が進められていく予定です。このため、今後も適宜、協力等が必要と考えられます。

また、清算機関等が、「金融市場インフラのための原則」に基づき適正な業務運営ができるよう、必要に応じた適切な監督を実施していく必要があると考えられます。

③ EDINETの整備・運用

EDINETについては、24年1月から、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のための開発を開始しており、25年度中の稼働開始に向けて、引き続き次世代「有価証券報告書等の電子開示システム」の開発を着実に進めていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 25年度予算額
店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム関連経費	①	予算 〈継続〉	51,875千円
有価証券報告書等電子開示システム経費	③	予算 〈継続〉	169,175千円
店頭デリバティブ市場に関する制度の企画・立案に係る体制整備	①	機構・定員	

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅲ-2)

施策名	市場機能の強化のための制度・環境整備					
施策の概要	「新成長戦略」(平成22年6月閣議決定)においては、「金融戦略」が7つの戦略分野の1つと位置づけられ、金融の役割として、「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の2点が掲げられています。金融がこれらの2つの役割を十分に発揮できるようにするため、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行っています。					
達成すべき目標	わが国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・有価証券の発行・流通状況 ・開示書類の提出会社数 等	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標		実績		
-	-	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度の判断理由】 総合的な取引所創設の推進に係る制度整備や、資金調達の利便性の向上として外国会社の有価証券届出書に記載する財務書類の年数の柔軟化に係る制度整備を行ったほか、不動産投資市場の活性化として金融審議会WGにおいて「最終報告」を公表したなど、目標達成に向けて各種取組みを実施してきましたが、課題もあるため、24年度の達成度は「B」としました。 一方で、経済活性化につながるよう、多様な資金調達手段及び適切な投資機会が提供されるなど、市場機能の更なる強化に向けて、今後とも制度・環境整備に取り組んでいく必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
		<p>(1)必要性 わが国においては、少子高齢化が進展し、経済の低成長が続くなか、家計部門に適切な投資機会を提供し、企業等に多様な資金調達手段を確保することを通じて、金融がこれまで以上に実体経済をしっかりと支えることが求められています。また、わが国は、1,400兆円を超える家計部門の金融資産、高度な人材・技術等を有し、成長著しいアジア経済圏に隣接しており、こうした好条件を活かし、わが国の金融業が成長産業として発展し、付加価値を高めることが求められています。このような状況を踏まえ、多様な資金調達手段及び適切な投資機会の提供に向けた環境整備のための取組みを引き続き進める必要があります。</p>

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(2)効率性 市場機能の強化のための制度・環境整備に向けて取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。また、各般の制度的枠組みの整備を行うにあたって、金融庁ウェブサイトを積極的に活用するなど、低コストな手法の活用に努めています。</p> <p>(3)有効性 「総合取引所」実現に向けた施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成24年9月成立・公布)や、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月28日公布、10月1日施行)による制度の整備等が着実に進められ、資金調達に係る利便性の向上に向けた環境整備が図られているものと考えています。</p>
--	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局企業開示課「「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について」(24年9月28日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120928-6.html) ・「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成24年9月6日成立、9月12日公布) http://www.fsa.go.jp/common/diet/ ・金融審議会金融分科会報告(案)「投資信託・投資法人法制の見直しについて」(25年2月27日公表 http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20130227/01.pdf)
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課信用制度参事官室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	---	-----------------	----------------

平成 24 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－２

市場機能の強化のための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>「新成長戦略」においては、「金融戦略」が7つの戦略分野の1つと位置づけられ、金融の役割として、「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の2点が掲げられている。金融がこれらの2つの役割を十分に発揮するため、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行う。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日） ・日本再生の基本戦略（平成 23 年 12 月 24 日閣議決定）等
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・有価証券の発行・流通状況 ・開示書類の提出会社数 <p>等</p>

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①総合的な取引所（証券・金融・商品）創設の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な取引所検討チーム「取りまとめ」を踏まえ、 ①総合的な取引所については内閣総理大臣（金融庁）が一元的に監督する ②仲介業者、清算機関等についても、証券・金融、商品を横断して取り扱う ③商品デリバティブ取引に係る一定の監督権限の行使について、農林水産大臣・経済産業大臣との事前協議等の規定を整備し、相互連携を確保する等の、所要の整備を行う。 <p style="text-align: right;">〔 R I A 〕</p>
②機動的な資金調達等に資する制度整備	<ul style="list-style-type: none"> ・発行登録制度等の見直し 市場のニーズを踏まえつつ、投資者に対する適時適切な情

	報提供を促進するとともに、企業による機動的な資金調達等を可能にする観点から、発行登録制度等について見直しを行うなど、所要の制度整備に取り組む。
③不動産投資市場の活性化	・不動産投資市場に資金を呼び込み、取引の流動性を高めて不動産価値の向上を図るため、J-REIT 市場の活性化のための制度整備を推進する。
④上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討	・上場企業等の企業統治に係る法令や取引所規則等の定着状況を踏まえ、必要に応じ、適切な対応に努める。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 24 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 総合的な取引所（証券・金融・商品）創設の推進

①取組内容

「総合取引所」実現に向けた施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成 24 年 9 月 6 日に成立し、同月 12 日に公布されました。今後、同法施行（公布後 1 年 6 月以内）に向けて、関係政府令を整備する予定です。

②評価

上記「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立により、総合的な取引所実現のための環境が整備されたものと考えています。

(2) 機動的な資金調達等に資する制度整備

①取組内容

ア. 外国会社が提出する有価証券届出書に記載する財務書類の年数の柔軟化

継続開示会社でない外国会社が提出する有価証券届出書について、最近 5 事業年度分の財務書類（最近 2 事業年度分は公認会計士の監査を受けたもの）の記載に代えて、選択により、最近 3 事業年度分の財務書類（すべて公認会計士の監査を受けたもの）の記載を可能とするよう、内閣府令の改正を行いました。

イ. 発行登録制度におけるプログラム・アマウント方式（発行残高の上限の記載）の見直し

社債の募集について、プログラム・アマウント方式（発行残高の上限の記載）により発行登録を行う場合、発行予定期間に係る発行残高の上限の記載に当たり、過去の募集により発行された社債の発行予定期間中の償還予定額の記載を可能とするよう、内閣府令の改正を行いました。

ウ. 臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化

売上高等の小さな会社に係る高額な対価による子会社取得が適切に開示されていなかったことが指摘されていることを踏まえ、M&A 等に関する開示を充実させる観点から、臨時報告書の提出事由について内閣府令の改正を行い、子会社の取得対価の

額に着目した提出事由を追加しました。

②評価

ア. 外国会社が提出する有価証券届出書に記載する財務書類の年数の柔軟化

外国会社が海外市場と我が国市場において同時に新規の株式等の募集（いわゆるグローバル・オファリング）を行おうとする場合、例えば、外国市場において国際会計基準等で作成した3年分の監査済み財務諸表を開示していれば、追加の財務諸表を作成することなしに日本市場で資金調達ができることとなり、我が国市場への参入が容易になったと考えています。

イ. 発行登録制度におけるプログラム・アマウント方式（発行残高の上限の記載）の見直し

提出会社の有利子負債の管理に資するほか、投資家にとっても提出会社の有利子負債の残高の把握がこれまでよりも容易になったと考えています。

ウ. 臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化

子会社の取得対価が多額であった場合には、投資家の投資判断に重要な影響を与える可能性があるため、臨時報告書の提出事由の追加により、その事実を投資家に適時に開示できるようになったと考えています。

(3) 不動産投資市場の活性化

①取組内容

24年1月の金融審議会総会における諮問事項「国民が資産を有効に活用できる環境整備を図るため、(中略)投資法人については、資金調達手段の多様化を含めた財務基盤の安定性の向上や投資家からより信頼されるための運営や取引の透明性の確保等の観点から投資信託・投資法人法制の見直しについて検討」を受け、金融分科会に「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」を設置し、同ワーキング・グループにおいて、24年3月から、投資法人法制（J-REIT制度）に関し、

- ・ 資金調達・資本政策手段の多様化
- ・ インサイダー取引規制の導入
- ・ 海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の見直し 等

について、それぞれ有識者等からのヒアリングや、委員による審議・検討が行われ、25年12月までに計13回の会合を開催しました。

これらの審議等を踏まえ、「最終報告」が取りまとめられ、25年2月27日に金融審議会総会・金融分科会合同会合において報告されました。

②評価

同ワーキング・グループにおいて、投資法人法制の見直しについて、様々な観点から、幅広い議論が展開され、不動産投資市場の活性化についての検討が着実に進んでいると考えています。

(4) 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討

①取組内容

ア. 上場会社における不正会計事件への対応

平成 23 年秋に、上場会社が長期間にわたり有価証券報告書等の虚偽記載を行っていたことが発覚しました。この事件は社外から加担する者がいなければ実現されなかった可能性が高かったことから、「金融商品取引法」を改正し、上場会社等が虚偽開示書類の提出等を行った場合において、その提出等に加担する行為についても、課徴金の対象としました（平成 24 年 9 月 12 日公布）。また、M&A 等に関する開示を充実させる観点から、「企業内容等の開示に関する内閣府令」を改正し、臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化を行いました（平成 24 年 9 月 28 日公布）。さらに、会計不正等に対応するための監査手続き等のあり方について検討し、「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」を取り纏め公表しました（平成 25 年 3 月 26 日公表）。

イ. 法務省法制審議会会社法制部会への参加

会社法改正の議論を行っている法務省法制審議会会社法制部会において、市場関係者・有識者の意見も踏まえつつ議論に参加しました。

②評価

上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関しては、今般の改正等により、資本市場の公正性・透明性を確保する企業統治のあり方が促進されたと考えています。更に、法務省法制審議会会社法制部会において、市場関係者・有識者等の意見も踏まえた上で議論に参加した事で、法令整備の議論に貢献したと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

総合的な取引所創設の推進については、「総合取引所」実現に向けた施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成 24 年 9 月に成立・公布されたことを踏まえ、今後、同法の施行（公布後 1 年 6 月以内）に向けて関係政府令の整備を行う必要があります。

また、機動的な資金調達等に資する制度整備については、新規・成長企業へのリスクマネー供給のための仲介機能を強化し、産業に新たな血が入るよう支援していくため、今後、金融面からの検討を行っていく必要があります。

このほか、投資法人法制（J-REIT 制度）の見直しについて、金融審議会の「最終報告」を踏まえた所要の制度改正を行う必要があります。

- (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容
予算要求及び機構・定員要求
特になし。

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅲ-3)

施策名	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	我が国市場取引の公正性・透明性の向上のため、インサイダー取引規制やディスクロージャー制度等について、制度的枠組み等の整備を行うほか、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境整備を図ることとしている。また、情報の収集・分析、検査、調査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正な対処を図ることとしている。					
達成すべき目標	投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	299	283	246	282
		補正予算(b)	▲49	▲16	▲19	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	250	267		
執行額(百万円)		161	181			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)(21年6月30日) ・G20サミット首脳声明(21年9月24日、25日) ・新成長戦略(22年6月18日) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(22年12月24日) ・大臣談話「IFRS適用に関する検討について」(23年6月21日) ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書(23年12月15日) 					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
—	<p>(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p> <p>※ 参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数> ・証券取引等監視委員会による建議の実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> ・各種広報媒体への寄稿<内容・件数> ・企業会計審議会等における議論の展開状況等 ・企業会計基準委員会(ASBJ)による会計基準設定状況 ・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・取引審査実施状況<内容・件数> ・情報受付状況<内容・件数> ・証券監督者国際機構(IOSCO)の多国間情報交換枠組み(MMOU)への署名当局<件数> ・取引調査に係る勧告の実施状況及び課徴金納付命令<内容・件数> ・開示検査に係る勧告の実施状況及び課徴金納付命令<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> 	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度の判断理由】 24年度においては、近年の企業のグループ経営の実態を踏まえたインサイダー取引規制に関する制度整備を行ったほか、国際的に高品質な会計基準の設定・適用にむけた国内外での議論への参加等や、自主規制規則の見直し等に向けた自主規制機関との適切な連携など、市場の公正性・透明性の確保のための制度整備等についても貢献できたものと考えています。 証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）においては、不公正取引に対する取引調査や、ディスクロージャー違反に対する開示検査を迅速・効率的に行い、内外プロ投資家によるクロスボーダー取引を利用した不公正取引等に対する課徴金納付命令の勧告を行いました。また、市場の公正を害する不公正ファイナンス等の悪質な事案については、電磁記録の復元・解析等の作業（デジタルフォレンジック）環境の充実により調査業務の高度化・効率化を図りつつ、必要に応じて捜査当局や海外当局と連携して、厳正な調査を行い、検察庁に告発しました。さらには、自主規制機関等との意見交換や証券監視委の活動状況の情報発信を通じた市場規律の強化に向けた取組みについても積極的に行い、目標の達成に向けて一定の成果があったものと考えています。 しかしながら、公募増資インサイダー事案をはじめとする不公正取引において、情報伝達行為への対応や会社関係者の情報管理、クロスボーダー取引等を利用して不公正取引を行う内外プロ投資家への対応などに課題がみられたことから、24年度の達成度は「B」としました。 なお、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、インサイダー取引規制や国際会計基準等の市場を取り巻く制度・環境整備や、金融・資本市場における情報の収集・分析、不公正取引に対する調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、犯則事件の調査、建議等を通じたルール整備への貢献など、機動的・戦略性の高い市場監視や市場規律の強化に向けた働きかけを実施していくことが必要であると考えています。</p> <p>(2)効率性 証券監視委における調査等については、高度化・急増する電磁的記録の復元・解析等の作業を効率的に行うため、デジタルフォレンジック環境の充実や研修等を実施するなどして、幅広い情報を収集・分析するとともに、海外当局との連携等を通じ、調査手法を工夫するなど効率的な調査を実施しました。</p> <p>(3)有効性 企業経営の実態や国際的議論を踏まえた制度整備のほか、包括的かつ機動的な市場監視活動により、課徴金納付命令の勧告や犯則事件の告発等を行うとともに、その内容を市場参加者に対して公表して、市場規律の強化を促したことは、市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p>
学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議	

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁総務企画局「国会提出法案等」国会提出法案(第180回国会) (http://www.fsa.go.jp/common/diet/) ・金融庁総務企画局企画課「金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書の公表について」(平成24年12月25日公表、http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20121225-1.html) ・金融庁総務企画局「国会提出法案等」国会提出法案(第183回国会) (http://www.fsa.go.jp/common/diet/) ・有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項(平成25年3月期版)と有価証券報告書レビューの実施について (平成25年3月30日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130329-5.html) ・無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出について (平成24年10月5日公表、http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/yukashoken.html) 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について (平成24年9月28日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120928-6.html) ・日本証券業協会「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」 (平成24年12月19日公表、http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaiken/files/20121219atamagami.pdf) ・日本証券業協会 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の制定について ・金融庁総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等及び「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について (平成25年3月14日～28日パブリック・コメント募集、http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/bosyu/index.html) ・企業会計審議会 事務局「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」の公表について (http://www.fsa.go.jp/news/20/20090630-4.html) ・金融庁総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等及び「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091211-7.html) ・金融庁総務企画局企業開示課「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表について (http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120327-2.html) ・企業会計審議会 事務局「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」の公表について (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120702-1.html) ・企業会計基準委員会 企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」の公表 (https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/taikyuu-4/) ・企業会計基準委員会 改正企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」等の公表 (https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/hyouji-hokatu_2012/) ・IFRS財団モニタリング・ボードとIFRS財団評議員会によるガバナンス改革及び戦略見直しの報告書の公表について (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120213-1.html) ・IFRS財団モニタリング・ボードによるメンバー要件の評価アプローチの最終化及び議長選出の公表について (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20130301-1.html) ・証券監視委「第7期証券取引等監視委員会の活動方針(公正な市場の確立に向けて)」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110118-1.pdf) ・証券監視委市場分析審査課「取引審査の実施状況」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/torihiki.pdf) ・証券監視委市場分析審査課「情報受付件数」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/uketuke/uketuke.htm) ・IOSCO(証券監督者国際機構)「多国間MOU署名国一覧」 (http://www.iosco.org/library/index.cfm?section=mou_siglist) ・証券監視委総務課「市場参加者・投資者への講演会等の開催状況について」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/kouen/kouen.htm) ・証券監視委総務課「刊行物等への掲載」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai24.htm) ・証券監視委総務課「建議の実施状況」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kengi_01.htm) ・証券監視委取引調査課及び開示検査課「課徴金納付命令に関する勧告」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan_joukyou.htm) ・金融庁総務企画局総務課審判手続室「課徴金納付命令等一覧」 (http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/24.html) ・証券監視委特別調査課「告発の実施状況」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/koku_joukyou.htm) 		
<p>担当課室名</p>	<p>証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>

平成 24 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－３

市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	<p>投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること</p>
目標設定の考え方及びその根拠	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に必要不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）（平成 21 年 6 月 30 日） ・ G20 サミット首脳声明（平成 21 年 9 月 24 日、25 日） ・ 新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日） ・ 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日） ・ 大臣談話「IFRS 適用に関する検討について」（平成 23 年 6 月 21 日） ・ 金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書（平成 23 年 12 月 15 日） ・ 金融商品取引法第 26 条、第 177 条、第 210 条 等
測定指標 (目標値・達成時期)	<p style="text-align: center;">—</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・ 金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況 ＜内容・件数＞ ・ 証券取引等監視委員会による建議の実施状況＜内容・件数＞ ・ 市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況＜内容・件数＞ ・ 各種広報媒体への寄稿＜内容・件数＞ ・ 企業会計審議会等における議論の展開状況 等 ・ 企業会計基準委員会（ASBJ）による会計基準設定状況 ・ 国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・ 取引審査実施状況＜内容・件数＞ ・ 情報受付状況＜内容・件数＞ ・ 証券監督者国際機構（IOSCO）の多国間情報交換枠組み（MMOU）への署名当局＜件数＞ ・ 取引調査に係る勧告の実施状況及び課徴金納付命令＜内容・件数＞

	<ul style="list-style-type: none"> ・開示検査に係る勧告の実施状況及び課徴金納付命令<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数>
--	---

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①企業のグループ化に対応したインサイダー取引規制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書を踏まえ、 ①純粋持株会社等に係る重要事実 ②企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の適用関係 ③発行者以外の者が行う公開買付けに関する公表措置 <p>に関し、企業の円滑なグループ経営に資するよう、インサイダー取引規制に関する制度について所要の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">〔 R I A 〕</p>
②金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・行政対応の透明性・予測可能性の向上を図る観点から、22年度に「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」の拡充等を行い、これを公表したところ。引き続き、必要に応じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。 ・有価証券報告書等の開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適切性の確保に努めるとともに、虚偽記載、不提出の違反行為については、課徴金制度を適切に運用することで抑止に努める。 ・無届募集を行う発行者への対応については、企業情報の適切な開示が確保されるよう、開示ガイドラインに基づき、必要に応じ、警告書発出・行政処分等の適切な運用に取り組む。
③自主規制機関との適切な連携	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引所及び金融商品取引業協会と連携して、各自自主規制ルールの見直し等について、必要に応じて検討する。
④市場規律の強化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・各市場参加者による自主的な取組みによって市場規律が全体として強化されるよう、自主規制機関や市場の公正性確保に重要な役割を持つ諸団体等との間で、意見交換の実施や講演会への講師派遣のほか、当該諸団体等の機関紙への寄稿等を通じ、検査や調査等で把握した問題意識の共有等を図る。 ・証券取引等監視委員会における勧告・告発事案等の活動状況の公表にあたっては、当該個別事案の内容に加え、市場や社会一般に関わる問題点や特色についても、ウェブサイトやメールマガジン等を通じ、その情報発信に取り組む。
⑤国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みがG20首脳等から求められている。国際的に質の高い会計基準の設定に適切に対応するため、海外当局との連携を強化し、国際会計基準（IFRS）の設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与していくとともに、個別の会計基準の開発等において、積極的な意見発信に努める。 <p>また、わが国におけるIFRSの適用に関しては、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議において議論を行って</p>

	<p>いるところである。</p> <p>その際、会計基準が国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることを踏まえ、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を勘案しつつ、総合的な議論が展開されるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な財務・事業活動を行う上場企業の22年3月期以後の連結財務諸表に国際会計基準（IFRS）の任意適用が開始されたことを踏まえ、民間関係者との必要な協力を行いつつ、IFRSの任意適用の円滑な実施に努める。 ・我が国会計基準の開発等を担当する企業会計基準委員会（ASBJ）による質の高い会計基準の開発や研究等の取り組みを支援する。 ・中小企業の会計については、中小企業の実態に即した「中小企業の会計に関する基本要領」の普及活用に努める。
<p>⑥包括的かつ機動的な市場監視</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していく。 ・幅広い情報収集と個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てる。 ・クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等の活用を通じ、海外当局と連携して対応する。また、国際的な法務・会計・証券取引等の専門家の育成・登用や海外当局への職員派遣の推進等、クロスボーダー取引に対する監視体制の強化に取り組む。
<p>⑦不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施</p>	<p>以下の取り組みを進めつつ、不公正取引に対する迅速・効率的な調査を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一次情報受領者によるインサイダー取引及びTOBに関連するインサイダー取引やインターネット取引を用いた不公正取引の増加などの不公正取引の傾向の変化に適切に対応し、調査手法の開発・工夫に努める。 ・不公正取引を未然に防止する観点から、これまでの事例の分析を行い、情報発信の素材として活用することにより、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけに努める。
<p>⑧ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p>	<p>以下の取り組みを進めつつ、有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行うとともに、自主訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう、開示検査を通じて開示企業に働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場内外の様々な情報を収集・分析し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するよう努める。 ・任意適用が始まった国際会計基準（IFRS）の下におい

	<p>ても、端緒の把握や開示検査を的確に行うため、開示情報の収集や分析を行う手法の検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場関連部局との連携を進めるとともに、公認会計士協会、監査法人との間でも、粉飾事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の提供等により、連携を強化する。
⑨ 犯則事件に対する厳正な調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・不公正ファイナンスをはじめ、相場操縦、内部者取引、偽計等の金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、必要に応じて各地域の捜査機関や財務局、更に海外当局とも連携のうえ、厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは、検察官に対して告発を行う。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 24 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 企業のグループ化に対応したインサイダー取引規制の見直し

① 取組内容

金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書(23年12月15日公表、24年1月27日金融審議会総会・金融分科会合同会合において了承)の提言のうち、企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の適用関係の見直しを行う改正内容を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が同年9月6日に成立し、9月12日に公布されました。

なお、公募増資に関連したインサイダー取引事案を踏まえ、24年7月の金融審議会総会における諮問を受けて金融分科会に新たに設置された「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」において、

- ・ 情報伝達行為への対応
- ・ 課徴金額の計算方法
- ・ その他近年の違反事案の傾向や金融・企業実務の実態に鑑み必要となるインサイダー取引規制の見直し

について審議が行われ、その審議結果が報告書(24年12月25日公表、25年2月27日金融審議会総会・金融分科会合同会合において了承)として取りまとめられました。25年4月16日には、本報告書等を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。

② 評価

24年の上記法改正により、近年の企業のグループ経営の実態に適切に対応したインサイダー取引規制に関する制度が整備されたほか、市場取引の公正性・透明性を確保するための制度整備が着実に進んでいると考えています。

(2) 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保

①取組内容

ア. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

外部から寄せられる開示制度に関する照会に対し、行政対応の透明性・予測可能性の向上の観点から、法令や開示ガイドライン等の根拠を示すことなどにより適切かつ迅速に回答を行いました。また、臨時報告書による開示対象子会社の適正化のための企業内容等の開示に関する内閣府令の改正に伴い、開示ガイドラインの改正を行いました(24年10月1日施行)。併せて、有価証券報告書等の開示書類の受理等に関し、共通の認識をもって事案に対応することにより行政対応の透明性・予測可能性の向上に資するため、財務局等又は金融商品取引所との間で必要な情報について情報交換や意見交換等を行いました。

イ. 有価証券報告書等の記載内容の適切性の確保・課徴金制度の適切な運用

有価証券報告書等の記載内容の適切性を確保するため、有価証券報告書レビューとして、法令改正があった事項に係る各社の対応状況の審査及び特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査のほか、適時開示や金融庁に提供された情報等に関する審査を行うことにより、より深度のある審査を行いました。また、有価証券報告書レビューを踏まえ、有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点について金融庁ウェブサイト公表しました(25年3月)。

開示書類の虚偽記載・不提出の違反行為については、証券監視委と連携をとりながら、24年度において課徴金納付命令の勧告に伴う審判手続開始の決定を9件行う等、課徴金制度を適切に運用しています。

ウ. 無届募集を行う発行者への対応

無届募集を行う発行者への対応については、企業情報の適切な開示が確保されるよう、開示ガイドラインに基づく対応を行いました。具体的には、金融庁に提供された情報等を基に、各財務局等に対し発行者へのヒアリングを指示するなど、発行者による勧誘行為の実態把握に努め、無届募集であることが判明した場合には、有価証券届出書等の提出の慫慂や捜査当局への情報提供を行うなど、必要な措置を講じました。また、無届募集を行っている者に対し警告書の発出を行うとともに、当該者の名称等について金融庁ウェブサイト公表しました(24年6月、10月)。

②評価

財務局等と連携を図りつつ、外部等からの照会に対する対応を適切に行ったこと及び開示ガイドラインの改正により、行政対応の透明性・予測可能性の向上が図られたものと考えています。

また、より深度ある有価証券報告書レビューの実施及び開示書類の虚偽記載・不提出の違反行為に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う発行者への対

応の結果、有価証券の発行者の財務内容、事業内容が正確、公平かつ適時に開示されました。

これにより投資者が自らの責任において有価証券の価値その他投資判断するために必要な正確な情報を得ることができるようになり、投資者保護が図られたものと考えています。

(3) 自主規制機関との適切な連携

①取組内容

ア. 日本証券業協会等の自主規制機関と、自主規制規則の制定等に関して、定期的及び随時に情報交換等を実施しました。

特に、公募増資に関連したインサイダー取引に関して、24年3月以降、証券監視委は6件の課徴金納付命令の勧告を行いました。これを受け、日本証券業協会は、24年10月以降、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」において、インサイダー取引防止及び証券会社の法人関係情報の管理強化に係る自主規制規則の見直しに向けた検討を行っており、金融庁は、同ワーキング・グループにオブザーバーとして議論に参加しました。

検討の結果、24年12月、日本証券業協会は、それまでの検討結果を踏まえ、「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱」を取りまとめて公表し、さらに、25年3月、この「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱」を自主規制規則の改正案等の形で具体化し、公表しました。(なお、同年4月、改正後の自主規制規則について、同年7月より施行することを公表しました。)

さらに、一般社団法人金融先物取引業協会は「バイナリーオプションワーキンググループ」を立ち上げ、バイナリーオプションの個人向けの金融商品としてあるべき商品性や取扱方法の検討を行っており、金融庁は同ワーキンググループにオブザーバーとして参加しました。検討の結果、24年12月、金融先物取引業協会が「個人向けバイナリーオプション取引」規制骨子を取りまとめ、協会員向けホームページに公表しました。金融庁は、引き続き自主規制規則の制定に向けての取組みを支援しています。

一般社団法人日本投資顧問業協会は、金融庁におけるAIJ問題を踏まえた再発防止策の検討と併行して、「再発防止策に関する特別部会」を設置し、投資一任業界としての再発防止策の検討を行いました。金融庁は日本投資顧問業協会と連絡・連携しながらこれを支援しました。この結果、日本投資顧問業協会は自主規制機関として、24年9月に「再発防止策への当協会の取組みについて」を公表しました。

イ. 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(22年12月24日)を踏まえ、市場関係者(金融商品取引所、日本証券業協会、日本公認会計士協会、証券会社等)とともに設置した「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会」において、新興市場の活性化等に向け取り組むべき諸課題について検討(計4

回開催)を行い、「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」を23年6月にとりまとめ、公表しました。

現在、市場関係者が同工程表に掲げられた各種取組み(新興市場の位置づけの明確化に伴う上場基準の見直し、リスク情報を含めた経済的な情報発信・開示の促進等)を実施しているところであり、同工程表の進捗状況については、24年5月にとりまとめ、公表しています。金融庁としても、その実施状況を継続的・積極的にフォローアップすることで、より実効性の高い取組みを促すこととしています。

②評価

ア. 日本証券業協会等の自主規制機関と適切に連携し、情報交換等を実施したものと考えています。特に、一連の公募増資に関連したインサイダー取引を踏まえ、市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みの一層の充実・改善が求められる中、自主規制規則の見直し等に向け、自主規制機関と適切に連携することができたものと考えています。

また、「個人向けバイナリーオプション取引」に関して、今後の自主規制規則の制定に向け、金融先物取引業協会と連携をすることができたものと考えています。

自主規制機関におけるAIJ問題に対する再発防止策は、金融庁における関係法令等の改正や関係省庁等の再発防止策と相まって、実効性を持って早期に実施されることが求められる中、日本投資顧問業協会と適切に連携することができたものと考えています。

イ. 市場関係者が「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」に基づく各種取組みを実施しており、当該取組みは市場の公正性・透明性の確保に資するものとして評価できると考えています。

(4) 市場規律の強化に向けた取組み

①取組内容

ア. 自主規制機関においては、市場規律を強化するため、売買審査や上場管理を実施するほか、所属する会員の業務の適正性をチェックする考査・監査等を実施し、自主規制機能を果たしています。証券監視委は、これら自主規制機関との間で、定期的に業務報告を受けたり、意見交換を行い、市場における様々な問題・課題についての認識を共有し、緊密な連携に取り組んでいます。また、証券監視委・自主規制機関が開催する研修に、相互の職員を参加させるなど、検査・考査の手法等の向上を図っています。

【資料1 意見交換会等の実施件数】

(単位：件)

	22年度	23年度	24年度
件数	63	52	45

(出所) 証券監視委総務課調

イ. 全国各証券取引所で開催するコンプライアンス・フォーラムにおいて、上場会社等の内部管理態勢のあり方等について講演を行うなど、自主規制機関、日本公認会計士協会、日本弁護士連合会、日本不動産鑑定士協会連合会等、市場規律の強化を図る上で、重要な役割を持つ諸団体に対して、幅広い情報発信に取り組みました。

また、証券監視委の活動状況や問題意識等について、各種広報媒体への寄稿や証券監視委のメールマガジンの発行を継続的に行い、市場規律の強化のための情報発信に取り組みました。

【資料2 講演会等の実施件数】

(単位：件)

対 象	22年度	23年度	24年度
市場参加者	57	46	41
日本公認会計士協会、日税連等	10	10	8
日本弁護士連合会、弁護士等	3	3	2
大学・法科大学院等	12	7	5
合 計	82	66	56

(出所) 証券監視委総務課調

【資料3 寄稿の実施件数】

(単位：件)

広報媒体	23年度	24年度
自主規制機関等の刊行物及びホームページ等	55	53
各種専門誌及びホームページ等	28	28
合 計	83	81

(出所) 証券監視委総務課調

ウ. 証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行ったときや重要な業務運営方針等を決定したときは、速やかにその内容を記者に説明するとともに、ウェブサイトを通じて公表しています。また、図表を活用して個別事案を説明したり、その事案が市場や社会へ及ぼす影響を解説したりするなど、分かりやすい説明に努めるとともに、証券監視委のメールマガジンにおいても解説するなどして、市場参加者の市場規律が強化されるよう工夫しています。

エ. 24年7月に、5回目となる「金融商品取引法における課徴金事例集」の公表を行いました。本事例集においては、前回に引き続き、事案の内容を理解しやすくなるよう概要図を挿入したほか、編集対象期間中に課徴金納付命令の勧告の事例がなかった違反類型（継続開示書類の不提出、公開買付制度開始公告の実施義務違反）を参考事例として再掲載するなど、各違反類型を理解するうえで参考となるものを掲載しました。「金融商品取引法における課徴金事例集」に掲載している事例については、各種の講演資料等に引用するなど、その活用にも努めています。

オ. 証券監視委は、調査・検査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができます。

24年度には、信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められたため、信用格付を利用する投資者の保護及び金融・資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある旨の建議を行いました。

【資料4 建議の実施件数】

(単位：件)

	22年度	23年度	24年度
件数	2	1	1

(出所) 証券監視委総務課調

②評価

ア. 自主規制機関との積極的な意見交換等を実施した結果、証券監視委と自主規制機関との間で市場における様々な問題・課題等について、認識の共有を図ることができたことは、市場規律の強化の観点から有効であったと考えています。また、研修の相互参加は、検査・考査等に関する双方のノウハウ等の習熟及び共有化を図ることができ、これらの取組みにより、市場の公正性の確保が図られたものと考えてい

ます。

イ. 市場規律の強化を図る上で、重要な役割を持つ諸団体に対する講演や各種広報媒体への寄稿、メールマガジンの発行等を通じて、証券監視委の活動状況や問題意識等について、幅広く情報発信に取り組んだ結果、不公正取引の未然防止など市場規律の強化につながったものと考えています。

ウ. 証券監視委が告発・勧告等を行ったときや重要な業務運営方針等の決定を行ったときに、市場や社会へ及ぼす影響も含め、その内容を分かりやすく説明するように努めた結果、その事案が持つ意義付けやその社会的背景を含めた正確な報道を通じて、市場参加者等に対し、証券監視委の活動に対する理解と関心がより深められ、市場規律の強化につながったものと考えています。

エ. これまでの課徴金納付命令の勧告の事例を「金融商品取引法における課徴金事例集」として取りまとめ、証券監視委のウェブサイトで公表するとともに、証券監視委職員が講演等において引用して活用した結果、不公正取引の未然防止等、市場参加者の自主的な規律付けの促進につながったものと考えています。

オ. 信用格付業者に対する検査結果に基づき、信用格付の正確な公表を求める建議を行いました。今後、金融庁において適切な施策が講じられることにより、信用格付業者の業務の適正化が図られ、ひいては自主的な規律付けにつながるものと考えています。

(5) 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進

①取組内容

ア. 国際基準設定主体のガバナンスへの関与及び I F R S の適用に関する議論

国際会計基準審議会（I A S B）における基準設定及び I A S B の母体である I F R S 財団のガバナンスに関しては、I F R S 財団のガバナンス強化の一環として設立された I F R S 財団モニタリング・ボード（以下、「MB」といいます。）や証券市場における会計・監査・開示等の問題を検討している証券監督者国際機構（I O S C O）等の国際会議にメンバーとして参加するとともに、22年10月からは暫定議長国、25年2月からは、議長国として議論を主導し、報告書の作成等に貢献しました。24年2月には、I F R S 財団による戦略見直しと連携し、議長国及び事務局としてガバナンス改革に関する報告書を取りまとめました。更に、25年3月には同報告書にMBのメンバー要件として記載されていた「I F R S の使用」の定義について、検討結果を公表しました。また、国際会議への参加等を通じて、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも連携した積極的な意見発信を行っております。

我が国における I F R S 適用のあり方については、21 年 6 月公表の「中間報告」以降の様々な状況変化を受け、23 年 6 月より、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議において議論を再開しており、24 年 7 月には約 1 年間の議論を整理し、「中間的論点整理」を公表しました。I F R S の適用のあり方については、引き続き、米国をはじめとする諸外国の動向等も踏まえつつ、会計基準が企業の経済活動や金融・資本市場等に与える影響等についても十分に検討し、様々な角度から深みのある議論を行っていくこととなります。

イ. I F R S の任意適用の円滑な実施

我が国における I F R S の適用に関しては、21 年 6 月、企業会計審議会が公表した「中間報告」を踏まえ、国際的な財務・事業活動を行う上場企業について 22 年 3 月期以後の連結財務諸表に I F R S の任意適用が認められています。25 年 3 月末時点で 8 社が任意適用し 9 社が任意適用することを公表しています。

ウ. 企業会計基準委員会による質の高い会計基準の開発や研究等の取組みの支援

企業会計基準委員会（A S B J）は、国際的な基準設定主体の動きも踏まえ、24 年 5 月 17 日、「退職給付に関する会計基準」を公表、同年 6 月 29 日には、「包括利益の表示に関する会計基準」を公表しており、金融庁も A S B J の活動を支援しました。

エ. 中小企業の会計に関する基本要領の普及活用

中小企業の会計処理のあり方等について検討を行うため、金融庁、中小企業庁が共同事務局となって、「中小企業の会計に関する検討会」が設置され、24 年 2 月に、「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、「中小会計要領」）が公表され、24 年 3 月には、中小会計要領の普及・活用策を含めた「中小企業の会計に関する検討会報告書」が公表されました。

金融庁では、中小会計要領の普及活用に向け、金融庁ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の備置、セミナーへの講師派遣、金融検査マニュアルや監督指針への記載等を行いました。

②評価

I A S B による基準設定及び I F R S 財団のガバナンスに関しては、国内関係者と連携するとともに、22 年 10 月からは暫定議長国、25 年 2 月からは、議長国として、M B のメンバー要件として記載されていた「I F R S の使用」の定義の取りまとめ作業を主導するなど、国際会議等における積極的な活動を通じて、単一で高品質のグローバルな会計基準の実現、I F R S 財団のガバナンスの強化への貢献ができたと考えています。

我が国における I F R S 適用のあり方については、23 年 6 月より、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論を再開しており、24 年 7 月には約 1 年間の議論を整理し、今後の議論に資するため、「中間的論点整理」を公表しました。I F R S の

適用のあり方については、引き続き、米国をはじめとする諸外国の動向等も踏まえつつ、会計基準が企業の経済活動や金融・資本市場等に与える影響等についても十分に検討し、様々な角度から深みのある議論を行っていくこととなります。

中小会計要領の普及活用については、中小企業の経営者自身が会計の重要性を認識するとともに、中小会計要領に則って作成した財務情報に基づいて経営判断を行うことにより、企業の経営力の強化等に繋がるという観点から、積極的に貢献してきました。

(6) 包括的かつ機動的な市場監視

①取組内容

ア. 証券監視委では、市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の観点から、問題があると思われる情報を広く一般投資家等から収集するため、電話、文書、来訪、インターネットなど様々な方法で受け付けており、24年度は6,362件の情報が寄せられました。また、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するための専用窓口「年金運用ホットライン」を新たに新設し、投資一任業者の業務運営の実態等に関して23件の情報を受け付けました。

さらに、株価の不自然な動きが見られた銘柄や重要事実が公表された銘柄などについて、内外プロ投資家等によるクロスボーダー取引を含め、市場の公正性を害する不公正取引が疑われるものを審査するとともに、併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の行為がなかったかについても審査を行いました。

24年度においては、973件の取引審査を実施し、問題が把握された取引については、証券監視委内の調査・検査担当課室において、一層の究明を行いました。

【資料5 情報受付件数】

(単位：件)

区 分	22年度	23年度	24年度
インターネット	4,040	3,543	3,881
電 話	2,219	2,033	1,883
文 書	393	385	346
来 訪	45	54	57
財務局等から回付	230	164	195
合 計	6,927	6,179	6,362

(出所) 証券監視委市場分析審査課調

【資料6 取引審査実施件数】

(単位：件)

区 分	22 年度	23 年度	24 年度
価格形成	54	73	84
インサイダー取引	613	819	875
その他	24	21	14
合 計	691	913	973

(出所) 証券監視委市場分析審査課調

イ. 機動的な市場監視に役立てるため、金融・資本市場において、近年、取引規模が増加する等、重要性が増してきている取引形態や、市場動向の背景にある問題等の分析に努めました。24年度においては、市場における新たな取引等の実態把握として、高頻度取引（HFT：High Frequency Trading）やアルゴリズム取引による取引の高速化やボラティリティーの変化に関心が高まっていることを踏まえ、欧米におけるHFT等の実態把握や規制の動きについて調査を行いました。また、昨今の市場環境下における投資家の取引動向の変化や、ヘッジファンドや機関投資家による運用動向について調査を行うとともに、発行体については、企業合併・買収（M&A：Mergers and Acquisitions）やTOBの動向などの実態把握を行いました。こうした分析結果は、金融庁や財務局、自主規制機関との情報交換を通じて共有しました。

ウ. クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引については、海外当局とも緊密に連携しながら取引調査（国際取引等調査）を実施し、24年度においては、インサイダー取引事案6件、相場操縦事案1件の計7件の課徴金納付命令の勧告を行いました。このうち2件（インサイダー取引事案1件、相場操縦事案1件）は、海外に所在する違反行為者に対するものでした。

【資料7 国際取引等調査に係る勧告の実施状況】

(単位：件)

区 分	23 年度		24 年度	
	勧告	命令	勧告	命令
インサイダー取引	1	0	6	4
相場操縦	0	0	1	1
合 計	1	0	7	5

(出所) 証券監視委取引調査課国際取引等調査室、総務企画局総務課審判手続室調
 (※1) 金融商品取引業者に対する行政処分を求める勧告（24年度：1件）を除く。
 (※2) 勧告から命令の決定までには、年度をまたぐものなどもあることから、各年度の勧告件数と命令件数は必ずしも一致しない。

エ. I O S C O（証券監督者国際機構）等における国際的議論への参画や海外当局等との情報交換等により、不公正取引等の監視に関する国際的な連携の強化に努めているほか、人材育成の一環として、証券監視委の事務局職員の海外規制当局への派遣にも取り組みました。

【資料8 I O S C Oの多国間情報交換枠組み（MMOU）への署名当局】

（単位：件）

	2011年5月	2012年5月	2013年4月
署名当局数	80	86	94

（出所）証券監視委総務課調

②評価

ア. 一般投資家等から寄せられた情報については、市場における生の声であり、証券監視委が審査・検査・調査等を行うに際しての有用な端緒として役立っているものと考えています。

また、自主規制機関と連携し、市場全体の動向等を踏まえた幅広い情報の収集・分析を行い、機動的かつ迅速に取引審査を行ったことにより、実効性のある効率的な市場監視につながったと考えています。

イ. 金融・資本市場において、近年、取引規模が増加する等、重要性が増してきている取引形態や市場動向の背景にある問題等の分析に取り組み、分析結果を金融庁や財務局証券取引等監視官部門、自主規制機関と共有したことは、金融・資本市場に対する包括的かつ機動的な市場監視に寄与したものと考えています。

ウ. 我が国市場において、クロスボーダー取引が日常化している中、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引に対して、証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、海外当局と緊密に連携しながら対処したことは、我が国市場の公正性・透明性の向上につながったと考えています。

エ. I O S C O等における国際的議論への参画や海外当局との情報交換枠組みの活用等を通じた国際的な連携を図りつつ、必要に応じて海外当局との間で情報の収集・提供に取り組みました。さらには、海外当局主催の研修への職員派遣を通じて、海外当局の審査・検査手法等の習得を推進することは、海外当局との緊密な関係構築のために必要な人材の育成及び海外当局との一層の連携強化につながっているものと考えています。

(7) 不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施

①取組内容

インサイダー取引や相場操縦事案等の不公正取引については、迅速・効率的な調査を実施し、違反行為が認められた事案については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の勧告を行いました。

24年度においては、25件の課徴金納付命令の勧告を行い、金融庁長官は、ただちに上記25件について、審判手続開始の決定を行いました。また、金融庁長官は、審判官による審判手続を経て、合計23件の課徴金納付命令の決定を行いました。

インサイダー取引に係る勧告事案については、第一次情報受領者による違反件数が、会社関係者・公開買付者等関係者による違反件数を上回っており、また、重要事実別に見ると、公開買付け、業務提携・解消、業績予想等の修正等、多岐にわたるものとなっています。

相場操縦事案については、インターネット取引により複数口座を用いた事案や借名口座を用いた事案について、勧告を行いました。

【資料9 取引調査に係る勧告の実施状況】

(単位：件)

区 分	22年度		23年度		24年度	
	勧告	命令	勧告	命令	勧告	命令
インサイダー取引	20	23	14	14	13	14
相場操縦	6	5	3	4	12	9
合 計	26	28	17	18	25	23

(出所) 証券監視委取引調査課、総務企画局総務課審判手続室調

(※1) 【資料7 国際取引等調査に係る勧告の実施状況】の件数は除く。

(※2) 勧告から命令の決定までには、年度をまたぐものなどもあることから、各年度の勧告件数と命令件数は必ずしも一致しない。

②評価

第一次情報受領者によるインサイダー取引やインターネット取引を用いた相場操縦行為の増加など、不公正取引の傾向の変化に対応し、ITを活用した効率的な分析など調査手法の工夫等によって、迅速かつ効率的な取引調査が実施できたと考えています。

(8) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

①取組内容

ア. 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるよう迅速・効率的な開示検査に努めるとともに、開示書類の虚偽記載などが認められたときは、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令の勧告を行いました。

24年度においては、架空売上の計上や売上原価の過少計上等による有価証券報告書等の虚偽記載に対する9件の課徴金納付命令及び1件の訂正報告書の提出命

令の勧告を行い、金融庁長官は、ただちに上記9件の課徴金納付命令の勧告について審判手続開始の決定を行いました。また、金融庁長官は、審判官による審判手続を経て、合計8件の課徴金納付命令の決定を行いました。

また、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合についても、有価証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うよう促しました。

【資料 10 開示検査に係る勧告の実施状況】

(単位：件)

区 分	22 年度		23 年度		24 年度	
	勧告	命令	勧告	命令	勧告	命令
課徴金納付命令	19	22	11	15	9	8
訂正報告書等提出命令	0	0	0	0	1	0
合 計	19	22	11	15	10	8

(出所) 証券監視委開示検査課、総務企画局総務課審判手続室調

- (※1) 課徴金納付命令については、勧告に基づかずに金融庁の調査により審判手続開始決定を行った件数を含む(22年度：4件、23年度：3件)。
- (※2) 23年度に勧告を行った事案のうち1件については、審判手続を2件に分離し、23年度及び24年度、それぞれ1件の課徴金納付命令が行われた。
- (※3) 開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、当該開示書類の訂正報告書等が提出されないときには、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行うが、自発的に訂正した場合には行わない。
- (※4) 勧告から命令の決定までには、年度をまたぐものなどもあることから、各年度の勧告件数と命令件数は必ずしも一致しない。

イ. 市場内外の様々な情報の収集・分析態勢を強化し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するため、市場関連部局や自主規制機関との間で、市場における様々な問題・課題等について認識の共有に努めるなど、連携を図りました。

また、金融商品取引所等との間においては、最近の虚偽記載事案の紹介を踏まえた意見交換等を行い、証券監視委の持つ問題意識や関連情報の共有を図りました。

ウ. 任意適用が始まった国際会計基準(IFRS)の下で開示検査を的確に行うため、その情報の収集・分析に努めました。

②評価

ア. ディスクロージャー違反の態様には、架空売上の計上や売上の前倒し計上、資産の過大計上、負債の過小計上等がありますが、こうした多岐にわたる違反事案について課徴金納付命令の勧告を行いました。

また、開示検査対象企業においては、必要に応じて第三者委員会等を設置し、自ら開示書類の訂正を行った事例があるほか、重要な事項について虚偽記載等が認められなかった場合でも、証券監視委の懲罰を受け自発的に訂正を行う事例がありま

した。こうした取組みにより、自律的な取組みが促され、対象企業による正確な企業情報の市場への提供や、市場規律の強化につながったものと考えています。

イ. 市場関連部局や自主規制機関との連携を図ることにより、開示検査事案の端緒となる情報を取得して有効に活用しており、迅速・効率的な開示検査の実施が図られているものと考えています。

また、開示企業と日常的に関わりのある金融商品取引所等との間で、証券監視委の持つ問題意識や関連情報の共有を図ったことは、金融商品取引所等における上場企業の管理を通じて、市場参加者の自主的な規律付けを促すものであったと考えています。

ウ. 任意適用が始まった国際会計基準（I F R S）について、その情報の収集・分析に努めたことは、国際会計制度の動向の適切な把握につながるものであると考えています。

（9）犯則事件に対する厳正な調査の実施

①取組内容

ア. 市場の公正性を害する犯則行為である、インサイダー取引、相場操縦、偽計、風説の流布、虚偽記載のある有価証券報告書の提出、さらには不公正ファイナンス等の悪質な事案に対して、必要に応じて捜査当局や財務局と連携しつつ、厳正な調査を行っています。

こうした調査の結果、24年度においては、A I J事件及び不動産の現物出資制度を悪用した偽計事件等の3事件について計7件の告発を行いました。特に、多数の年金基金が多額の損失を被ることとなった投資一任契約の締結に係る偽計事件においては、並行して詐欺容疑で捜査を行った警視庁、東京地方検察庁と密接に連携して実態の解明に努め、計4回の告発を行いました。

【資料 11 犯則事件に係る告発の実施状況】

（単位：件、人）

区 分	22年度		23年度		24年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
インサイダー取引	4	5	6	11	2	8
相場操縦	1	1	1	1	0	0
風説の流布・偽計	1	3	4	16	1	2
虚偽の有価証券報告書提出等	2	6	4	18	0	0
その他	0	0	0	0	4	16
合 計	8	15	15	46	7	26

（出所）証券監視委特別調査課調

（※1）人数には、法人を含む。

（※2）件数及び人数は、ともに延べ数である。

イ. 我が国市場においてクロスボーダー取引や海外資本の参入が広く見られるようになってきたなか、インサイダー取引等の不正取引に加え、粉飾や不正ファイナンスにおいても、海外に開設された証券口座や銀行口座が利用される事案が目立つようになってきています。

このようなクロスボーダーでの不正行為を摘発するためには、各国の市場監視当局間の連携が不可欠であり、証券監視委は、MMOUなどの国際的な情報交換ネットワークを積極的に活用し、調査に有用な情報の入手に努めました。

ウ. IT化が進展する中で、犯則事件の調査において、電磁的記録の保全・復元・解析等の作業（デジタルフォレンジック）は必要不可欠であり、更にその充実、高度化が求められる中、近年、大企業の経理データ等の膨大な情報を効率的に分析するためのソフトウェアの導入等、デジタルフォレンジック環境の充実等を図ってきました。24年度についても外部研修への参加や部内研修の実施を通じて、導入した機器やソフトウェアを用いたデータ分析等のノウハウの向上、共有化に努めました。

②評価

ア. 24年12月に告発した不動産の現物出資制度を悪用した偽計事件は、不正ファイナンス事案としては7件目、また、不動産の現物出資制度を悪用した事案としては2件目となり、証券監視委が、引き続き、不正ファイナンスを、厳正に監視していることを市場に対して示すことができたものと考えています。

また、多数の年金基金が損失を被ることとなったA I J事件については、捜査当局と緊密に連携し、調査を行い、詐欺罪と併せて立件がされたことで、関係者に対し厳正な対応が図られたものと考えています。

イ. A I J事件においては、契約資産が海外金融機関を通じて運用されていたことから、国際的な情報交換ネットワークを積極的に活用することにより、複数の海外当局と連携して、迅速に必要な情報を入手した結果、不正行為の実態解明が図られ、実効性のある監視が可能になったと考えています。

ウ. デジタルフォレンジックに係る態勢の充実については、研修の実施等により、近年導入してきた機器やソフトウェアを活用するスキルが部内で幅広く共有され、高度化・急増する電磁的記録の復元・解析等の作業を効率的に行うことが可能となり、犯則調査の効率化につながるものと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①企業のグループ化に対応したインサイダー取引規制の見直し

近年の企業のグループ経営の実態に適切に対応したインサイダー取引規制に関する制

度整備のほか、公募増資に関連したインサイダー取引事案等を踏まえた制度整備を着実に進めていく必要があります。

②金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保

引き続き、財務局等と連携を図りつつ、外部等からの照会に対する適切な対応、有価証券報告書レビューの実施及び開示書類の虚偽記載・不提出の違反行為に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う発行者への対応等を通じ、ディスクロージャーの適切性の確保に努めます。

③自主規制機関との適切な連携

引き続き、自主規制機関と緊密な情報交換等を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていく必要があります。

また、各自主規制機関は金融庁が行政対応を行う対象であるという観点から、各自主規制機関に対して横断的に深度ある監督を行う必要があり、専属的に上記のような業務を行うための人員確保が必要になります。

④市場規律の強化に向けた取組み

証券監視委は、これまで行ってきた自主規制機関などとの連携に加え、昨今の第一次情報受領者によるインサイダー取引の増加や未公開株詐欺等の増加などを踏まえ、投資家が不公正取引に手を染めたり、登録を受けていない業者による詐欺的な投資勧誘を未然に防止し、市場の公正性を確保するため、投資家への情報発信・提供を強化充実していく必要があります。

また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促していくため、過去の課徴金事例等に係る積極的な情報発信を行っていく必要があります。

さらに、証券監視委が市場監視活動の過程で把握した制度上の論点についても、これを積極的に金融庁や自主規制機関に伝えていくことなどを通じ、市場ルールの改善に向けた貢献を行っていきたいと考えています。

⑤国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進

我が国における I F R S の適用のあり方については、企業会計審議会による「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」（21年6月）の公表以降の国内外の様々な状況変化を踏まえ、23年6月より、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論が再開され、24年7月には、約1年間の議論を整理し、今後の議論に資するため、「中間的論点整理」を公表しました。I F R S の適用のあり方については、引き続き、米国をはじめとする諸外国の動向等も踏まえつつ、会計基準が企業の経済活動や金融・資本市場等に与える影響等についても十分に検討し、様々な角度から深みのある議論を行っていくこととなります。

⑥包括的かつ機動的な市場監視

今後とも、市場を取り巻く環境の変化に対応し、幅広く情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視を行ってまいります。

また、情報の収集・分析態勢等を見直し、リスク・ベースの市場監視の精度・信頼性の向上を図るための態勢を強化するとともに、上場投資法人の投資口等に関する金融商品取引法の改正等へ対応するための体制整備を行います。

さらに、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引に対しては、グローバルな金融・資本市場のイノベーションの進展等を踏まえつつ、海外当局との情報交換枠組みの活用等を通じ、海外当局と緊密に連携して対処してまいります。

加えて、引き続きIOSCO等の国際的な議論に積極的に参画し、海外当局との情報交換等を通じた国際的な連携を図っていく必要があります。また、今後も海外当局主催の研修に職員を参加させ、海外当局から先進的な審査・検査等の技術を習得させるほか、海外当局との連携を一層強化し、監視の強化につなげていく必要があります。

⑦不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施

金融商品取引法改正に伴う課徴金の対象拡大に対応するための体制整備を行うとともに、不公正取引事案の傾向の変化に適切に対応し、電磁的記録の保全・復元・解析等の作業（デジタルフォレンジック）の運用体制を整備する等、調査手法の開発・工夫に努めることにより、取引調査の一層の迅速化・効率化を図ります。

また、不公正取引を未然に防止する観点から、引き続き「金融商品取引法における課徴金事例集」を作成・公表することとし、これまでの事例の分析を行い、情報発信の素材として活用することにより、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけを行います。

⑧ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

上場企業等によるディスクロージャー違反が疑われる場合には、電磁的記録の保全・復元・解析等の作業（デジタルフォレンジック）の運用体制を整備する等、迅速・効率的な調査・検査を実施していきます。調査・検査に当たっては、近年の開示規制違反の事案において、外部協力者等の支援を得たり、国境を越えた取引が用いられたりする例がみられるなど、手口が複雑化・高度化していることも踏まえ、不適正な会計処理等を把握するための情報収集・分析態勢をより一層強化するとともに、検査手法の開発・改善に取り組んでいきます。

⑨犯則事件に対する厳正な調査の実施

金融商品取引法改正に伴う刑事罰の対象拡大に対応するための体制整備を行うとともに、インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンスに係る偽計、虚偽記載などの悪質な犯則事案に対しては、捜査当局や海外当局との更なる連携の強化や電磁的記録の保全・復元・解析等の作業（デジタルフォレンジック）の運用体制を更に整備することなどにより、引き続き厳正に調査を行い、犯則の心証を得たときは、刑事告発を行うこ

とにより、市場規律の強化に努めます。

24年度における当施策への取組みについては、目標の達成に向けて一定の成果があったと考えております。しかしながら、公募増資インサイダー事案をはじめとする不公正取引において、情報伝達行為への対応や会社関係者の情報管理、クロスボーダー取引等を利用して不公正取引を行う内外プロ投資家への対応などが課題となっています。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容
 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 25年度予算額
企業財務諸制度調査等経費	⑤	予算 <継続>	38,364千円
証券取引等監視委員会一般事務費	⑥⑦⑧⑨	予算 <継続>	84,671千円
証券取引等監視経費（証券取引審査経費）	⑥	予算 <継続>	359千円
証券取引等監視経費（課徴金調査等経費）	⑦⑧	予算 <継続>	47,278千円
課徴金制度関係経費	⑦⑧	予算 <継続>	3,225千円
証券取引等監視経費（犯則調査経費）	⑨	予算 <継続>	108,342千円
IFRS 任意適用会社の増加等に向けた体制整備	⑤	機構・定員	
AIJ 事案、金融商品取引法の改正等を踏まえた情報分析及び市場分析審査体制の強化	⑥	機構・定員	
金融商品取引法の改正（インサイダー取引規制の強化）に対応した取引調査体制の強化	⑦	機構・定員	
クロスボーダー取引を利用した相場操縦事案等に対する取引調査体制の強化	⑦	機構・定員	
ディスクロージャー違反に対する海外当局との連携等による開示検査体制の強化	⑧	機構・定員	
金融商品取引法の改正（インサイダー取引規制の強化）に対応した犯則調査体制の強化	⑨	機構・定員	

平成24 年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅲ-4)

施策名	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備					
施策の概要	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督及び検査を実施して業務の実態を把握を図ることとしている。また、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を行うとともに、再発防止のため、業務改善の実施状況を適切にフォローアップを図ることとしている。					
達成すべき目標	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	25	21	27	27
		補正予算(b)	▲5	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
	合計(a+b+c)	19	21			
執行額(百万円)		14	13			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
			基準年度		目標年度	
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※ 参考指標 ・金融商品取引業者等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・証券検査実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る通知の実施状況<内容・件数>	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 Ⅱ</p> <p>【達成度の判断理由】 金融庁においては、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態や個別の金融商品取引業者等の問題・状況等に応じた実態把握や重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングを実施するなど、効率的かつ効果的な監督に努めました。 また、証券取引等監視委員会においては、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分等を求める勧告等を行ったほか、実効性のある検査実施の観点から、検査において認められた問題点等については、検査対象先との双方向の対話を通じて認識の共有に努め、自主的な改善努力を促しました。 加えて、自主規制機関による市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みとの適切な連携を図るため、日常的な情報交換等に努めました。 こうした検査・監督の取組みによって、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保が図られ、市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備に一定の成果があったと考えています。 しかしながら、公募増資インサイダー事案における金融商品取引業者等の法人関係情報の管理や、AIJ事案等において資産運用規制や投資一任業者をはじめとする金融商品取引業者等に関する情報の収集・分析体制、検査・監督体制等に課題がみられたことから、24年度の達成度は「B」としました。 なお、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があるため、端的な結論は「Ⅱ」としました。</p>
-------------------	---------	--

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 市場仲介機能が適切に発揮されるためには、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図ることが必要であると考えています。</p> <p>(2)効率性 監督運営上必要な監督指針等の適時適切な整備・公表や、検査において問題が認められた金融商品取引業者等に対する業務改善状況の適切なフォローアップにより、金融商品取引業者等による自主的な改善が図られ、効率的な監督に努めました。また、証券監視委においては、検査対象先の拡大・多様化といった環境変化に対応すべく、限られた人員及び予算の中、金融庁監督部局との連携強化の下、業態その他の特性を踏まえ、様々な情報等を収集・分析し、リスクベースで検査対象先を選定するとともに、その着眼点の絞込み等に努めたことにより、効率的に検査を行いました。</p> <p>(3)有効性 証券監視委の検査部局と金融庁の監督部局との間で情報共有を行い、迅速に検査を実施して早期に実態を解明し、的確に行政処分を行うとともに、金融商品取引業者等による再発防止策の策定やそれに基づく業務改善の状況を適時適切にフォローアップすることにより、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営に資することができたと考えています。</p>
--	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120807-2.html) ・「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120807-1.html) ・「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121207-5.html) ・自己資本比率規制(第1の柱及び第3の柱)に関する告示の一部改正(案)、監督指針(案)及び金融検査マニュアル(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130328-2.html) ・証券監視委証券検査課「証券会社等に対する行政処分等に関する勧告」 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan_joukyou.htm) ・日本証券業協会「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」 (平成24年12月19日公表、http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaiken/files/20121219atamagami.pdf) ・日本証券業協会 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方」の制定について 公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応に係る「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について(平成25年3月14日～28日パブリック・コメント募集、http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/bosyu/index.html)
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>証券取引等監視委員会事務局、監督局証券課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	-----------------------------	-----------------	----------------

平成 24 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－４

市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>市場仲介機能が適切に発揮されるよう、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 ・平成 24 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画 ・金融商品取引法第 51 条、第 56 条 2 項 等
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>－</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引業者等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・証券検査実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る通知の実施状況<内容・件数>

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査・監督の実施	<p>(1) 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施</p> <p>金融商品取引業者等を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態・個別金融商品取引業者等の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングの実施など、効率的かつ効果的な監督に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時適切に監督指針等の整備を行うなど、明確なルールを整備した上で、報告徴求等により事実関係を把握し、法令違反の事実等の問題が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行うとともに、金融商品取引業者等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。 ・大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う指定親会社グループ及び特別金融商品取引業者グループに対しては、

	<p>定期ヒアリング、各種報告書及び報告徴求等により、グループベースでの自己資本の充実の状況やリスク管理態勢等について実態把握を行い、把握された問題点等については、グループベースでの経営の健全性の状況に応じた監督処分、業務改善命令及び措置命令等の行政処分を行うとともに、業務改善の実施状況を適切にフォローアップしていく。</p> <p>(2) 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施</p> <p>金融商品取引業者等に対しては、証券取引等監視委員会が、毎年度公表する証券検査基本方針及び基本計画に基づき、以下の取組みを進めつつ、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、問題点が認められた場合には指摘するほか、重大な法令違反行為等が認められた場合には、行政処分等を求める勧告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実効性のある検査実施の観点から、検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努め、自主的な改善努力を促す。 ・監督部局との間では、タイムリーに相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。また、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。 ・投資一任業者について、その業態や顧客等の特性に鑑み、監督部局の一斉調査の結果等も踏まえ、集中的な検査を行う。 ・年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化することとし、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口を開設する。
<p>②金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自主規制機関における市場の公正性・透明性の確保に向けた取組み（例えば、自主規制規則の制定・改正）との適切な連携を図るため、日常的な情報交換等に努める。 ・金融商品取引業における「自主規制の隙間」を解消すべく第二種金融商品取引業協会が22年11月に設立、23年6月30日に金融商品取引法上の認定を取得したため、速やかに自主規制機能が発揮されるよう引き続き連携を図る。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 24 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査・監督の実施

①取組内容

ア. 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施

効率的な監督を実施するため、金融商品取引業者等の財務会計情報やリスク情報等を収集し、定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融商品取引業者等の経営状況、利用者保護の状況の把握を行っています。

さらに、問題事案の早期発見のため、金融庁に寄せられた投資者からの情報等について、定期的及び必要に応じ、各業者からヒアリングを実施しました。

また、法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融商品取引業者等に対し、行政処分を行い、経営の健全化を求めるとともに、業務の改善状況についてフォローアップするなど、金融商品取引業者等における業務運営態勢の改善に向けた取組みの実施を担保しています。

行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含め、公表しています（財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融商品取引業者等の経営改善に支障が生ずるおそれのある場合を除く）。平成 24 年 4 月から 25 年 3 月の間に 46 件の行政処分を公表しました。

なお、A I J 投資顧問株式会社による法令違反事案を受け、24 年 2 月以降すべての投資一任業者に対し、2 次に亘る一斉調査（1 次調査内容については 4 月、2 次調査内容については 9 月に公表）を実施しており、2 次調査において優先的な調査の対象先とならなかった業者も含め、逐次調査を継続していく予定です。調査の状況については、順次、証券取引等監視委員会と適切に情報共有しています。

また、昨年度は 7 回にわたる監督指針の改正を行い（このうち、24 年 12 月の改正は A I J 問題を踏まえた再発防止策の一部）、法令等遵守に係る監督上の着眼点等を更に整備・明確化するとともに、当該指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行っています。

内外の金融システムにおいて大きなプレゼンスを有している大規模証券会社グループについては、昨年度の金融経済情勢を踏まえ、日本銀行や海外当局とも密接に連携しつつ、外貨も含めたグループ全体の流動性リスク管理に万全を期すよう求めました。

また、グループ全体の統合的なリスク管理態勢の整備状況に加え、グループ・ベースでのデータ集計態勢の整備状況及びテール・リスクを織り込んだストレステストの実施状況、ストレステスト結果の経営での活用状況等を重点的に検証しました。

また、規制面では、22 年金融商品取引法改正により、総資産 1 兆円超の証券会社に対してグループベースの監督規制（連結自己資本規制比率）が 23 年 4 月より導入され、証券会社に対しては、現在、単体、川下連結、川上連結の 3 つの自己資本規制が告示により課されています。

さらに、G20 での合意をわが国においても着実に履行していくため、国際的に活動

する大規模証券会社グループに対して、国際的な健全性規制高度化の取組みであるバーゼル3を25年3月末から適用すべく、早期是正措置告示や監督指針を改正しました。

イ. 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施

(ア) 24年4月に公表した「平成24年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」において掲げた、効率的・効果的で実効性ある検査を実施する観点から、業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断、監督部局との連携強化等に努めました。

これに基づき、24年度においては、214件（着手ベース）の検査を実施しました。また、証券検査の結果、法令違反等の問題点が認められた102の業者に対して問題点を通知し、このうち、大手証券会社における公募増資等の法人関係情報の管理態勢の不備等や信用格付業者における業務管理体制の不備等、重大な法令違反等が認められた18件について、行政処分等を求める勧告を行いました。

(イ) 臨店検査においては、経営陣と意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努めるとともに、検査対象先の自主的な改善努力が図られるよう、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努めました。

また、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループ等への検査においては、業務や財務面のリスクの顕在化の予防のためのフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性を検証し、留意すべき事項を通知しました。

(ウ) 監督部局によるオフサイトのモニタリングにより財務状況悪化の兆候がみられた第一種金融商品取引業者に対して迅速に検査を実施したほか、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、オフサイトのモニタリングや的確な行政処分に資するため監督部局へ情報提供を行い、問題意識の共有に努めました。

(エ) 23年度の検査において、企業年金の資産運用を受託し、投資一任業を行っていた投資運用業者が、長年にわたって虚偽報告により巨額の損失を隠ぺいしながら営業を続けた問題（A I J問題）が明らかになったことを受けて、投資一任業者について、金融庁による一斉調査の内容等を踏まえ、24年4月から集中的な検査を実施しています。

集中的な検査の実施に当たっては、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口（年金運用ホットライン）を開設し、年金運用の専門家を配置して、積極的かつ質の高い分析を行い、検査実施の優先度の判断や検査における検証の着眼点に反映させました。

集中的な検査の結果、24年度においては、投資運用業者2業者について、投

資一任契約に係る善管注意義務違反等の法令違反の事実が認められたことから行政処分を求める勧告を行いました。

【資料 1 証券検査実施件数】

(単位：件)

区 分	22 年度	23 年度	24 年度
第一種金融商品取引業者	91	85	57
第二種金融商品取引業者	6	14	20
投資助言・代理業者	36	40	40
投資運用業者	15	9	36
登録金融機関	28	32	28
適格機関投資家等特例業務届出者	2	6	21
金融商品仲介業者	1	9	9
信用格付業者	0	4	3
自主規制機関	1	0	0
投資法人	6	2	0
その他	0	1	0
合 計	186	202	214

(出所) 証券監視委証券検査課調

(注) 検査対象先が複数の業務の登録を受けている場合は、主たる業務に基づき分類・計上。

【資料 2 問題点が認められた業者等の数及び勧告件数】

(単位：件)

区 分	22 年度	23 年度	24 年度
問題点が認められた業者等	105	87	102
勧 告	19	16	18

(出所) 証券監視委証券検査課調

(注) 検査対象先が複数の業務の登録を受けている場合も、1件と計上。

②評価

ア. 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施

金融商品取引業者等から収集した財務会計情報やリスク情報等については、定期及び随時のヒアリング等を行うことにより、適切な蓄積・分析を行っています。

また、金融庁に寄せられた投資者からの情報等について、問題事案の早期発見のため、適時適切に金融商品取引業者等に確認するなど、適切な監督に努めております。

行政処分を受けた金融商品取引業者等に対しては、改善計画の履行状況を報告させているほか、取組みが不十分な場合には、追加処分を発動するなどして、金融商品取引業者等の業務改善に向けた取組みを担保することにより、健全かつ適切な業務運営の確保を図っています。さらに、監督指針等の整備等の措置についても、法令違反の再発の防止や、金融商品取引業者等やその利用者への情報提供の観点から有用であり、健全かつ適切な業務運営の確保に資すると考えています。

大規模証券会社グループがグループ全体の流動性リスク管理に万全を期すように求めたこと、リスク管理実務の頑健性について市場関係者等からの信頼が得られるよう、自主的に、対外メッセージを発信するよう促したこと、さらに、流動性リスク管理を含む全般的なリスク管理実務の十分性を金融庁として検証したことにより、大規模証券会社グループのリスク管理態勢の強化や金融市場の安定にも貢献できたと考えています。

ストレステストの適切な実施やストレステスト結果の経営での活用等について慫慂したことや、海外当局と緊密に連携しながら監督することで、効率的かつ効果的な監督に資することができたと考えています。

さらに、国際的にも金融機関に対する規制が進む中、バーゼル3を踏まえ自己資本告示を改正したことで、大規模証券会社グループのリスク管理の高度化を促し、国際的な規制水準の高度化に対応したグループベースの規制・監督の枠組みをより強化することができたと考えます。

イ. 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施

(ア) 検査対象業者数の拡大・多様化に対応すべく、業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づき検査対象先の選定を行い、第一種金融商品取引業者における公募増資等の法人関係情報の管理態勢の不備等や財務状況の悪化、信用格付業者における業務管理体制の不備等の問題点を認定し、行政処分勧告を行うなど、拡大する検査対象に対して、効率的・効果的な検査が実施できたと考えています。

(イ) 証券検査を実施した検査対象先に対しては、臨店検査において、法令違反行為等の指摘にとどまらず、その背後にある内部管理態勢等の検証を行うとともに、経営陣との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努めたところです。その結果、検査対象先からは、「内部管理態勢の整備に向けた自主的な取組みに資するような検査が行われていた」「検証に当たって双方向の議論が行われた」との評価を受けており、検査対象先の自主的な改善努力やより高

い自己規律の構築に資する効果的な検査に向けた取組みが着実に成果を挙げつつあると考えています。

(ウ) 財務状況の悪化した第一種金融商品取引業者に係る事案の処理に関し、監督部局との間では、情報の共有により、迅速に検査を実施して早期に実態を解明し、的確な行政処分につなげることができたことなど、監督部局との問題意識の共有により、効率的かつ効果的な検査の実施に資することができたと考えています。

(エ) A I J問題を受けて、現在、実施している投資一任業者に対する集中的な検査は、金融商品取引業者等の市場仲介機能に対する投資者の信認の回復のために必要不可欠な取組みです。また、集中的な検査の実施に当たっては、年金運用ホットラインの設置と年金運用の専門家の配置により、情報収集・分析体制を強化したところですが、専門家による、情報の提供者等に対する積極的な働きかけや、対話型の情報収集と質の高い分析は、検査実施の優先度の判断や検査における検証の着眼点の明確化に有効であり、効率的・効果的な検査の実施に一定程度寄与していると考えています。

(2) 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携

①取組内容

日本証券業協会等の自主規制機関と、証券会社に関する情報や自主規制規則の制定等に関する情報を、定期的及び随時に交換しました。

特に、公募増資に関連したインサイダー取引に関して、24年3月以降、証券取引等監視委員会は7件の課徴金勧告を行いました。これを受け、日本証券業協会は、24年10月以降、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」において、インサイダー取引防止及び証券会社の法人関係情報の管理強化に係る自主規制規則の見直しに向けた検討を行っており、金融庁は、同ワーキング・グループにオブザーバーとして議論に参加しました。

この結果、24年12月、日本証券業協会は、それまでの検討結果を踏まえ、「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱」を取りまとめて公表し、さらに、25年3月、この「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱」を自主規制規則の改正案等の形で具体化し、公表しました。(なお、同年4月、改正後の自主規制規則について、同年7月より施行することを公表しました。)

一般社団法人第二種金融商品取引業協会に対しては、会員規模拡大に向けた周知活動などの自主規制機能の発揮に向けた取組みを支援しました。

②評価

日本証券業協会等の自主規制機関と適切に情報交換等を実施したものと考えています。特に、一連の公募増資に関連したインサイダー取引を踏まえ、市場の公正性・透明

性の確保に向けた取組みの一層の充実・改善が求められる中、自主規制規則の見直し等に向け、適切に連携することができたものと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査・監督の実施

ア. 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融商品取引業者等による健全かつ適切な業務運営を確保することはますます重要になっています。従って、今後とも、法令に照らして投資者保護等に重大な問題が発生しているという事実が確認されれば、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、金融商品取引業者等の業務改善に向けた取組みを促していく必要があります。

また、引き続き、行政処分の内容の公表や、監督指針の整備の措置を講じることによって、法令違反の再発防止に向けた、金融商品取引業者等やその利用者への情報提供を図っていく必要があります。

大規模証券会社グループについては、引き続き、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握に努める必要があります。

指定親会社グループに適用されるバーゼル3については、27年3月より段階的に実施される流動性規制等の今後追加的に適用される部分もあることから、今後も必要に応じて告示を制定（見直しを含む）していく必要があります。

引き続き、定期的なヒアリングや検査、報告徴求を通じて、業者と十分なコミュニケーションを図り、各主要国の金融当局とも連携しつつ、金融庁におけるリスク管理監督の高度化を図っていく必要があります。

そのため、高度化・複雑化する金融取引実務を理解し、最先端のリスク管理実務に関する知見を有する専門的な人材を、引き続き、確保・育成していく必要があります。

イ. 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施

金融商品取引業者等に対する検査については、検査対象業者の多様化・増加などの環境変化への対応に加え、A I J問題や公募増資に関連したインサイダー取引において明らかになった法人関係情報の管理態勢に係る問題など最近相次いで明らかになった重大な問題を踏まえ、市場仲介機能に対する投資者の信認の回復という課題に対応する必要があります。このため、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高め、これに対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく必要があります。

投資一任業者に対しては、25年度においても引き続き、金融庁による投資一任業者への一斉調査の内容等を踏まえ、監督部局とも連携し、集中的な検査を実施していく必要があります。

また、監督部局との間では、タイムリーに相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図るとともに、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループについては、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図りながら、内部管理態勢等の適切性を検証していく必要があります。

中小の金融商品取引業者（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者）については、長期間にわたって検査が行われていないことが投資者保護上のリスクとなっているとの指摘があることを踏まえ、検査体制を強化し、検査対象業者数に対する検査を実施する業者数の割合（カバレッジ）を増加していく必要があります。

こうした中においても、継続的に検証を行う必要のある業者（第一種金融商品取引業者、投資運用業者等、登録金融機関及び信用格付業者）については、適切な頻度で検査を実施していく必要があることから、これらの取組みを適切に実施していくためには、人員確保が必要になります。

②金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携

引き続き、自主規制機関と緊密な情報交換等を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていく必要があります。

また、各自主規制機関は金融庁が行政対応を行う対象であるという観点から、各自主規制機関に対して横断的に深度ある監督を行う必要があり、専属的に上記のような業務を行うための人員確保が必要になります。

24年度における検査・監督の取組みによって、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保が図られ、市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備に一定の成果があったと考えられます。しかしながら、公募増資インサイダー事案における金融商品取引業者等の法人関係情報の管理や、A I J事案等において資産運用規制や投資一任業者をはじめとする金融商品取引業者に関する情報の収集・分析体制、検査・監督体制等が課題となっています。

（２）評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 25年度予算額
検査等一般事務費	①	予算 <継続>	27,037千円
第二種金融商品取引業者に対する監督体制の強化	①	機構・定員	
金融商品取引業者に係る情報収集・分析体制及び検査体制の強化	①	機構・定員	

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅲ-5)

施策名	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備					
施策の概要	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されるために、監査基準等の整備に係る対応、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督、品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査、海外監査監督当局との協力・連携、優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進に係る取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	119	113	112	106
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	119	113	-	-
執行額(百万円)	93	87	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査(品質管理レビュー)に係る審査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する立入検査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<件数> ・公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・海外監査監督当局との意見交換実績(国際会議への参加を含む) ・講演実績(広報活動) ・公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標		実績		
-	-	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度の判断理由】 会計不正に対応するための監査手続等のあり方について検討し、監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書を取りまとめ公表しました。 公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な監督に努めました。 国際会合への参加や情報交換枠組み構築に向けた二国間協議等を通じて海外監査監督当局との協力・連携を強化しました。 公認会計士試験については、試験の公平かつ円滑な実施に努めたほか、試験結果の透明性・信頼性確保に努めました。また、関係団体と連携しながら試験合格者等の活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取組みを行いました。さらに、公認会計士試験・資格制度の中長期的なあり方について、関係者間での議論を重ねました。 これらの取組みを通じて、厳正な会計監査の確保に向けた一定の成果が上がっていると考えられることから、24年度の達成度は「A」としました。 今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、引き続き取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があることから、端的な結論は「II」としました。</p>
-------------------	--

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国の資本市場の活性化、国際的競争力の向上に貢献するものと考えています。公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実行することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。</p> <p>(2)効率性 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査及び監査法人に対する検査を実施、特に限られた検査資源を考慮して、報告徴収の拡充や機動的な検査対応を実施したほか、利用者の確実な理解を図るよう検査結果事例集の改訂等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた自主的な取組みを促すものであり、厳正な会計監査の確保という施策効果を効率的に実現するものであったと考えています。</p> <p>(3)有効性 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査結果事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた取組みを促し、厳正な会計監査の確保に一定の効果が上がっていると考えています。</p>
--	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士試験合格者と公認会計士の活動領域の拡大に向けて」（平成21年9月公表、平成22年5月・8月・23年8月・24年4月更新 http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku.html） ・総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士・試験合格者の新しいキャリアパス」（平成24年8月公表 http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku/01.pdf） ・総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会当面のアクションプランの改訂について」（平成24年11月9日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20121109-7.html） ・総務企画局企業開示課「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」（平成25年3月26日公表 http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130326-3.html） ・公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「監査事務所検査結果事例集の改訂・公表について」（平成24年8月6日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaao/shinsakensa/kouhyou/20120806.html） ・総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（平成21年9月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaao/shinsakensa/kouhyou/20090914.html） ・公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」（平成22年1月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaao/shinsakensa/kouhyou/20100114.html） ・公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「国際関係」 http://www.fsa.go.jp/cpaao/sonota/index2.html ・公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「監査監督機関国際フォーラムによる「2012年検査指摘事項報告書」の公表について」（平成24年12月21日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaao/sonota/kokusai/20121218-1.html） ・公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「平成24年公認会計士試験合格者調」（平成24年11月12日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaao/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_24.html） ・平成25年公認会計士試験第I回短答式試験の試験問題及び答案用紙について（平成24年11月10日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaao/kouninkaikeishi-shiken/tantou_mondai25a.html） ・平成25年公認会計士試験第I回短答式試験の合格発表について（平成25年1月15日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaao/kouninkaikeishi-shiken/tantougoukaku25-1.html） ・公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数」
----------------------------------	---

<p>担当課室名</p>	<p>公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成 24 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅲ－５

市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備

1. 達成目標等

達成目標	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること
目標設定の考え方及びその根拠	公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】公認会計士法第 1 条、第 1 条の 2 等
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査（品質管理レビュー）に係る審査の実施状況<件数> ・ 監査法人等に対する立入検査の実施状況<件数> ・ 監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<件数> ・ 公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・ 海外監査監督当局との意見交換実績（国際会議への参加を含む） ・ 講演実績（広報活動） ・ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①監査基準等の整備に係る対応	・ 企業会計審議会等において、適正な会計監査の確保に向け、監査基準等の整備に係る対応を行う。
②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	・ 虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施する。
③品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査	<p>・ 日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を適切に行い、公益又は投資者保護のため、必要かつ適当であると認めるときは、監査法人等に対する検査等を的確に実施し、検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行う。</p> <p>審査及び検査の実施に際しては、審査・検査のより一層の充実・強化を図るため、監査法人等に関する幅広い情報の収集・分析に努める。また、監査法人等に対する検査の実効性・効率性を向上させるため、監査</p>

	<p>法人の規模や特性、リスク等に応じた検査計画の策定や検査の実施に取り組む。さらに、審査及び検査の結果の分析から抽出された業界横断的な問題点等について、日本公認会計士協会等の関係機関等との間での意見交換や情報発信等に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国監査法人等に対する報告徴収の実施など適切な対応を行う。
④海外監査監督当局との協力・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）を中心とした監査監督に係る国際的な会合に積極的に参画するとともに、各国の外国監査法人等に対する監視体制の動向を踏まえた上で、監査監督上の協力に関する情報交換取決めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局との協力・連携を図る。 ・監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について、審査会業務との関係に焦点を当てつつ、情報収集及び分析を行う。
⑤優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士試験（平成24年試験等）を円滑に実施していくとともに、多様な人々が受験するよう広く周知を図るため、全国の大学等において講演を行うなど広報活動の強化に努める。 ・企業の会計実務の充実等の観点から、公認会計士等の活動領域の拡大に係る取組みを進めるとともに、公認会計士試験・資格制度の中長期的な在り方について、関係者間での議論を深める。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成24年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 監査基準等の整備に係る対応

①取組内容

企業会計審議会では、オリンパス等の会計不正事案を踏まえて、監査手続等のあり方について検討し、「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」をとりまとめ公表しました（平成25年3月26日公表）。

②評価

監査における不正リスク対応基準が設定されることにより、会計不正に対応するための監査手続等の明確化が図られ、公認会計士監査の質の向上に寄与するものと考えられます。

(2) 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督

①取組内容

金融庁では、財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う監査法人等の非違

事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、監査法人等に対する適切な監督に努めています。24年度は、以下の件数の行政処分を行いました。

また、公認会計士法に基づく懲戒処分の一層の適正化を図る観点から、近時の非違事例の態様等を踏まえ、「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」の一部改訂案を公表しました。

さらに、一連の会計不正事案の発生等を踏まえ、監査の複雑・高度化に対応した監督業務を実施するため、公認会計士・監査審査会と企業開示課との間で密接に連携を図ることとしました。

一方、日本公認会計士協会等との意見交換会を開催するなど、関係団体との対話の充実に努めました。

【資料1 公認会計士法に基づく行政処分】

区 分	23 年度	24 年度
監査法人に対する処分	2 法人	3 法人
公認会計士に対する懲戒処分	4 名	13 名

(出所) 総務企画局企業開示課開示業務室調

②評価

監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、適切な監督を実施する一方、近年の不正行為の傾向を踏まえ処分基準の改定の検討を進め、監査法人等に対する日常的な監督体制の充実に努めたことは、各監査法人等に質の高い監査の実施を促し、ひいては企業の財務情報の信頼性の向上に資するものと考えています。

また、日本公認会計士協会等との意見交換会を開催し対話の充実に努めたことは、行政対応の予測可能性の向上に資するものと考えています。

(3) 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査

①取組内容

ア. 審査会は、日本公認会計士協会が行った品質管理レビューを審査し、その審査結果等に基づき、監査事務所に対し報告徴収を行い、品質管理レビューを踏まえた改善勧告に関する改善計画の実施状況等について検証しました。

また、審査結果を踏まえて、必要かつ適当であると認められた監査事務所に対して検査を実施し、検査結果を通知して問題点を指摘するとともに、業務運営が著しく不当と認められた監査事務所については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告を行いました。

なお、検査に当たっては、監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する情報を入手し、これまでの検査結果等を踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目することで検証項目を絞り込むなどのリスクベース・アプローチに基づく検査を

実施し、職業的懐疑心の保持に関する品質管理の徹底等、監査事務所の本質的な問題点を把握・指摘し、検査の実効性を向上させる取組みを行いました。このほか、現状の限られたリソースの下、より多くの監査事務所における品質管理のシステムの整備状況を検証するため、例年よりも報告徴収先を増やすとともに、監査業界を取り巻く課題に係る実態把握を行うため、報告徴収内容の拡充を行い、さらに、報告徴収の分析結果に基づき、機動的な検査対応も行ったところです。

また、検査結果を分析し、監査人の交代を巡る制度上・実務慣行上の問題や監査役と会計監査人とのコミュニケーションの問題等、業界横断的な問題点等を抽出し、日本公認会計士協会や証券取引所等の関係機関との意見交換会や上場企業向けの講演会等において紹介するなど、積極的な情報発信を行いました。

さらに、監査事務所による監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促す等の観点から 20 年 2 月以降公表してきている「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」について、新たに「審査会としての期待水準の提示」及び「上場会社等の取締役・監査役や一般投資家等の市場関係者に対する参考情報の提供」という観点から、検査における着眼点、検査結果の概要、監査事務所に求められる対応等を記載するとともに、名称を「監査事務所検査結果事例集」に変更するなどの見直しを行い、24 年 8 月に公表しました。公表後は、日本公認会計士協会等の関係機関との連携を図り、同協会の各地域会等において検査結果事例集に係る講演会を行うなど、問題点の周知徹底を行いました。

【資料 2 審査及び検査状況】

区 分	23 年度	24 年度
前年度の品質管理レビューの結果に対する審査	99 件	86 件
監査法人に対する検査	9 事務所	10 事務所
金融庁長官に対する勧告	2 事務所	2 事務所
監査事務所に対する報告徴収	31 事務所	58 事務所
当年度の品質管理レビューの報告受理	65 件	73 件

(出所) 公認会計士・監査審査会事務局審査検査室調

- イ. 金融庁・審査会は、22 年 1 月に策定、公表した「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」において、i) 外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、ii) 情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、iii) 相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施しないこととしています（相互依拠の考え方）。

こうした中、金融庁・審査会は、上記基本指針等を踏まえ、諸外国の監査監督当局との間で、情報交換の取極めの締結等に向けた協議を行いました。その結果、金融庁・審査会は、24年10月3日にマレーシア監査監督委員会（AOB）と、25年3月26日にオランダ金融市場庁（AFM）との間で、監査監督上の協力に関する書簡を交換しました。当該書簡の交換により、両国の当局間における監査監督上の情報交換を円滑に行うことが可能となりました。

他方、審査会は、金融庁に届出を行っている外国監査法人のうち、現在、当該国当局の検査・監督に依拠することが見込まれない6か国・23の外国監査法人に対し、24年10月に報告徴収を行いました。

②評価

品質管理レビューを審査し、その結果等に基づき、監査法人に対してリスクベース・アプローチでの深度ある検査を実施し、品質管理態勢に関するより本質的な問題点を指摘したこと、また、これらの検査結果等を踏まえて、検査における着眼点、検査結果の概要、監査事務所に求められる対応等を新たに記載するなどの見直しを行ったこと、さらには、関係機関との一層の連携の強化を図るとともに、検査結果事例集の講演会等を実施することにより、関係者に問題点の周知徹底を行ったことは、監査法人等の監査の品質管理の向上を促し、我が国の監査の品質の向上に資するものと考えています。

そのほか、外国監査法人等に対する検査等に係る情報交換の取極め等について諸外国の監督当局と交渉を進めたことや外国監査法人に対し報告徴収を行ったことは、外国監査法人等の品質管理の状況を手前に入手することによる効率的な検査等・監督の実施につながり、ひいては、我が国資本市場の信頼性向上や投資者保護に資するものと考えています。

（４）海外監査監督当局との協力・連携

①取組内容

海外監査監督当局との協力・連携を図るため、審査会は24年4月（第11回釜山）及び10月（第12回ロンドン）に開催された監査監督機関国際フォーラム（IFIA R）^{※1}に参加し、監査品質の向上に向けた国際的な監査ネットワーク及び投資家との対話や、各国の検査に関する状況についての意見交換等を行ったほか、同フォーラムの6大国際監査ネットワーク（GPPC）ワーキンググループ（25年2月フランクフルト）に参加し、グローバルな品質管理のあり方等について意見交換等を行いました。また、同フォーラムの検査ワークショップ^{※2}（25年3月チューリッヒ）に参加し、個別に設けられた監査監督や検査のセッションにおいて講師を務め我が国の監査法

^{※1} 各国の監査監督当局の長が集まり、各国の動向について情報交換等を行っている。25年3月末時点で44カ国・地域が加盟。（公認会計士・監査審査会ウェブサイト）

^{※2} 各国の監査監督当局の監査検査の技術と経験を共有することを目的に設立。（公認会計士・監査審査会ウェブサイト）

人に対する検査における考慮事項等を紹介するなど、議論に貢献しました。また、今後の我が国の検査の参考となるよう、他国の検査における考慮事項や検査方法等について積極的な情報収集を行いました。

また、上記 4. (3) ① イ. のとおり、金融庁・審査会は、諸外国の監査監督当局との間で、情報交換の枠組み構築（情報交換の取極めの締結等）に向けた二国間での協議を行い、マレーシアとオランダの監査監督当局との間で、監査監督上の協力に関する書簡を交換しました。

②評価

企業活動のグローバル化により監査業務におけるクロスボーダー化が進展している中において、海外監査監督当局が参加する国際的な会合における議論への積極的な貢献や、情報交換の枠組み構築に向けた二国間協議の実施等を通じ、諸外国の監査監督当局との連携を強化できたことは、我が国資本市場の信頼性向上や投資者保護に資するものと考えています。

(5) 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進

①取組内容

審査会では、公認会計士試験を公平かつ円滑に実施するため、各試験実施に当たっては、様々な点に細心の注意を払い、万全な態勢で取り組みました。

平成 24 年論文式試験（24 年 8 月実施）においては、電力事情の悪化により節電対策が講じられた状況を踏まえ、飲料用のペットボトルの持ち込みに関し弾力的な対応を行ったほか、電力会社による計画停電の実施に係る公表を踏まえ、試験の実施に関する情報を審査会ウェブサイトにて公表（24 年 8 月 3 日、16 日、17 日）し、受験者に注意喚起を行いました。

また、全国の各財務局と連携し、自然災害等の際の危機対応マニュアル等を整備したほか、試験日前日及び当日は審査会事務局幹部及び各試験場責任者に緊急連絡用の衛星携帯電話を配備する等の危機管理対応を行いました。

さらに、多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促す観点から、公認会計士の使命や市場経済における会計・監査の意義等をテーマとした講演を全国の 11 大学で実施したほか、受験者に対する試験結果に係る情報提供を一層拡充するとの観点から、平成 25 年第 I 回短答式試験結果の公表を機に、「試験問題」「答案用紙」「答案提出者数」「欠席者数」「総合平均得点比率・科目別平均得点比率」「得点階層分布表（総合得点比率）」を新たに公表しました。

一方、金融庁は、24 年 11 月、「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会 当面のアクションプランの 24 年度改訂について」を公表し、これに基づき、合格者等の意識改革や経済界における周知活動など、関係団体と連携しながら合格者等の活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取組みを引き続き行いました。

また、試験合格者向けパンフレット（24 年 8 月作成）について、より読みやすい

構成にするとともに、合格者等の意識改革を進めるため、合格者の就職状況や企業内会計士の活躍状況などの情報を更に充実させました。

さらに、24年6月に日本公認会計士協会が公表した「日本における公認会計士及び公認会計士制度のあるべき姿の提言プロジェクトチーム中間報告(案)」も踏まえ、公認会計士試験・資格制度の中長期的な在り方について、関係者間での議論を重ねました。

②評価

公認会計士試験の実施に関し、電力事情の悪化により節電対策が講じられた状況を踏まえた措置を講じるなど試験の公平かつ円滑な実施に努めたことは、公認会計士試験の信頼性を維持することに寄与したものと考えています。

また、試験結果に係る情報開示の拡大を行ったことは、試験の透明性・信頼性確保につながったものと考えています。

一方、関係団体との連携による試験合格者が経済界で活躍しやすくなるような環境整備に向けた取組みや、試験合格者向けパンフレットの内容を充実させたことは、試験合格者等の活動領域の拡大を図るに当たり、一定の効果があったものと考えています。

また、公認会計士試験・資格制度の中長期的なあり方について、関係者間での議論を重ねたことは、同制度のあり方を引き続き検討していく上で有益であったと考えています。

【資料3 18年以降の公認会計士試験出願者数の推移】

18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
16,311人	18,220人	19,736人	20,443人	25,147人	22,773人	17,609人

(出所) 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室調

(注1) 旧2次試験合格者は除く。

(注2) 22年、23年及び24年の出願者数は、第I回短答式、第II回短答式のいずれにも願書を提出してきた受験者を名寄せして集計。

なお、上記4.(3)から(5)までの取組みについては審査会ウェブサイトで公表しています。直近のトップページへのアクセス件数は増減して推移しており、その変動要因の特定は困難ですが、公認会計士試験関係へのアクセス件数をみると、受験者に対する試験結果に係る情報開示の拡大を図ったことなどから、増加傾向で推移しています。

今後とも、こうしたアクセス件数の動向に留意しつつ、ウェブサイトの更なる充実について検討していく必要があると考えています。

【資料4 審査会ウェブサイトアクセス件数の推移】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
年間件数 (審査会トップページ)	766,290件	936,425件	710,406件	661,830件	508,451件
年間件数 (公認会計士試験関係)	45,340件	89,755件	118,538件	130,398件	138,788件
月間平均件数 (審査会トップページ)	65,858件	78,035件	59,201件	55,153件	42,371件
月間平均件数 (公認会計士試験関係)	3,778件	7,480件	9,878件	10,867件	11,566件

(出所) 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室調

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

① 監査基準等の整備に係る対応

今後も、国際的な議論の動向等を踏まえつつ、監査報告書の記載内容の見直し、特別目的の財務報告に対する監査の位置づけを監査基準上明確にするかどうか、といった論点について検討を行う必要があります。

② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督

非違事例等に対しては法令に基づき厳正な処分を行う一方、監査法人等に対する日常的な監督の充実を図るため、引き続き公認会計士・監査審査会と企業開示課との間で連携していくなど、引き続き、法令等に則り、適切な監督等を行っていく必要があります。

③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査

監査先企業のグローバル化の進展など最近の監査を取り巻く環境変化を踏まえ、今後も、監査事務所における監査の品質の一層の向上を図っていくため、品質管理レビューの審査及び監査事務所に対する検査を的確に実施する必要がありますが、その際には、関係機関との連携を強化し、監査を巡る現状や資本市場における役割等に十分留意して対応していくとともに、監査事務所や上場会社に係る情報を幅広く入手し、これらを的確に分析、蓄積し、審査、検査等に適時に活用できるような体制（人材、ITシステム等のインフラ）を構築していく必要があります。こうした取組みを通じ、監査事務所の規模や特性、リスク等に応じた検査計画の立案や、リスクベース・アプローチの検査を徹底することにより、監査事務所の業務運営上の本質的な問題を検証できるような検査を実施することが重要であると考えています。

また、現状、約250先となっている品質管理レビュー対象監査事務所数を考慮すると、年間の検査件数（24年度10件）を増加させるような効率的な検査に努めつつ、

より深度ある高度な視点に立った検査を行うための検査体制の更なる充実、強化が必要であると考えるとともに、立入検査の対象とならない監査事務所に対しては、引き続き、報告徴収を積極的に活用することが有益と考えます。

さらに、監査事務所による自主的な取組みを促すなどの観点から、検査結果事例集についても、検査における指摘の状況や会計監査の基準の改正状況等を踏まえ、今後とも見直しを行うとともに、検査結果等の分析から抽出された業界横断的な問題点等について、日本公認会計士協会等の関係機関に対して、意見交換等を通じ、積極的に情報発信等を行う必要があるものと考えています。

外国監査法人等に対する検査等については、諸外国の監査監督当局との協力・連携の状況にも留意しつつ、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」等を踏まえ、引き続き適切な対応を行っていく必要があります。

④ 海外監査監督当局との協力・連携

企業活動のグローバル化により、国際的に活動する企業の連結財務諸表監査における海外監査法人が実施する監査結果の利用等、監査業務におけるクロスボーダー化が進展していることなどを踏まえ、国境を越えた監査の品質の確保が課題となっています。また、世界的な経済・金融情勢が監査品質に与える影響についても留意していく必要があります。

このような観点から、国際的な監査品質を確保する上で、I F I A Rにおける我が国プレゼンスの向上及び各国当局との連携強化がますます重要となっており、引き続きI F I A Rの活動に積極的に参画するとともに、国際会議や各種ワーキング・グループへの参加を通じ、我が国としての関心事項や各国監査監督当局の問題意識に係る活発な意見交換や審査会の活動等を通じて得られた有用な情報の提供等、様々な貢献をしていくほか、二国間ベースで監査監督当局間の情報交換の枠組みを構築するなど更なる連携強化を図っていくことが重要な課題と考えています。また、監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について、審査会業務との関係に焦点を当てつつ、積極的な情報収集及び分析を行う必要があります。

⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進

ア. 自然災害その他の様々なリスク等を踏まえ、引き続き、公認会計士試験を円滑かつ適切に実施していくための施策を講じることが重要です。そのためには、試験実施に関する手続きやマニュアル、危機管理体制等について、新たなリスクにも対応しながら見直し・整備を行うことが必要です。

また受験者が安心して試験に臨むことができるような試験会場の環境確保及びそれに関連する受験者等への的確な周知・広報が必要です。

イ. 「公共サービス改革基本方針」（平成23年7月改定）に基づいて、現在、関東財務局において実施する公認会計士試験事業について業務委託を実施しているところですが、26年8月末で契約期間が満了することから、平成27年試験以降の公認会計

士試験事業については、25年7月改定予定の「公共サービス改革基本方針」を踏まえ、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減等の観点から引き続き適切な対応を行う必要があります。

ウ. 24年度における公認会計士試験の受験者数減少といった状況も踏まえると、より幅広く多数の人々が受験するよう、公認会計士の使命や経済社会における会計・監査の意義等について、引き続き全国の大学等を中心とした講演、説明会を実施するなど広報の強化に努める必要があります。

また、受験者に対する情報提供を一層拡充するとの観点から、短答式試験に係る開示項目の拡大に加え、論文式試験に係る情報提供の拡充について検討していく必要があります。

一方、公認会計士試験の合格者の活動領域の拡大についても、引き続き、日本公認会計士協会や経団連等の関係団体と連携し、試験合格者の就職促進のための取り組みを進めていく必要があります。

また、公認会計士試験・資格制度の中長期的なあり方についても、引き続き、関係者間での議論を更に深めていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 25年度予算額
懲戒処分経費（参考人等旅費）	②	予算 <継続>	177千円
課徴金制度関係経費	②	予算 <継続>	1,499千円
監査法人、公認会計士等に対する検査等に係る経費	③	予算 <継続>	26,999千円
公認会計士試験の実施に係る経費	⑤	予算 <継続>	78,191千円
公認会計士・監査審査会事務局長の充て職の常勤化	③④⑤	機構・定員	
監査事務所に対するより高度な検査を実施するための体制整備	③	機構・定員	
監査法人検査に関する情報の収集・分析体制の整備	③	機構・定員	

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策IV-1)

施策名	国際的な政策協調・連携強化					
施策の概要	国際的な金融規制改革に積極的に対応すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資するため、国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献、国際的な金融規制改革のための政策協調及び金融機関の監督における海外監督当局との連携強化、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応などの取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	国際的な金融規制改革に積極的に対応すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融・資本市場に係る制度整備について(平成22年1月21日) ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日)等 					

事務事業	測定指標	目標		実績
			目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況 ・国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況 ・金融協議の開催状況	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況 (1)24年度の達成度 A (2)端的な結論 II 【達成度の判断理由】 世界的な金融危機を受けて、金融危機の再発防止と金融システムの安定確保のために、G20・FSB等を中心に国際的な金融規制改革が進められている中、国際的なルール策定等に積極的に参画・貢献しており、金融規制改革の検討・実施に着実な進展が見られるほか、海外当局との連携も強化していることから、24年度の達成度は「A」としました。 今後はこうした取組を継続していくが、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、第3次対日相互審査結果における指摘事項について国際的な理解を得るべく引き続き対応を行う必要があるため、端的な結論は「II」としました。
	(1)必要性 欧州債務問題等を背景に金融・資本市場の不安定性や海外経済の減速が懸念されるなど、依然として金融セクターに課題が残っており、これらの課題に対処するとともに、金融危機の再発を防止するために金融システムを強化していく観点から、国際的な金融監督のルール策定等に積極的に参画していくことが必要であると考えています。

	施策の総括的評価	<p>(2)効率性 国際的な金融規制改革のルール策定等に貢献していくにあたっては、各分野において行われている当該ルールの策定段階において、積極的に参加し発言していくことが、より効率的であると考えています。また、海外当局間の連携強化や各国との規制の調整にあたっては、二国間の定期的協議を行うことにより、両国間の問題が早期に解決できるため、より効率的であると考えています。</p> <p>(3)有効性 国際的な金融規制改革のルール策定等の作業に積極的に参加することや、二国間定期協議等の枠組みによる海外当局との連携を強化すること等は、国際金融システムを安定・発展させるとともに、日本の金融機関や国益にかなうルール策定に繋げていく上で、有効であると考えています。</p>
--	----------	--

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	G20サミット(金融世界経済に関する首脳会合)首脳声明(平成20年11月～平成24年6月)等 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/index.html)
---------------------------	---

担当課室名	総務企画局総務課国際室、総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課調査室、監督局総務課、監督局総務課国際監督室	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	--	----------	---------

平成 24 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅳ－ 1

国際的な政策協調・連携強化

1. 達成目標等

達成目標	国際的な金融規制改革に積極的に対応すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に貢献するため、国際会議・二国間協議等を通じて国際的な金融規制改革のための政策協調を推進するとともに、金融機関の監督について海外当局と更なる連携強化を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日） ・新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ（平成 22 年 6 月 18 日） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて（平成 22 年 12 月 24 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>—</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況 ・国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況 ・金融協議の開催状況

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・国際金融システムの安定及び発展のために、金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）、国際会計基準（IFRS）財団モニタリング・ボードなどの国際的な金融規制改革の議論の場に積極的に参加する。また、金融規制改革に関する国際合意について、各国当局等と協調しつつ着実な実施を図る。 ・上記において、「国際的な金融規制改革を進めるにあたっては、金融システム強化と実体経済の間で適切なバランスを取ることが重要」との我が国の立場を引き続き主張していく。また、国際的なルールが我が国の市場や金融機関の実情を十分踏まえたものとなるよう努める。

<p>②国際的な金融規制改革のための政策協調及び金融機関の監督における海外監督当局との連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な金融規制改革等の議論に関し、各国金融当局との間で金融協議を積極的に行い、戦略的連携を一層強化する。 ・国際的に活動を行う金融機関に関する監督上の諸問題について、海外監督当局と意見及び情報交換を実施し、連携を強化するとともに、監督カレッジや国際的な危機管理についても、適切に対応していく。
<p>③マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的推進等を目的とした、政府間機関である金融活動作業部会（FATF）及びFATF型地域機関であるアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）の活動に参画し、国際的な取組みに協調していく。 ・24年度に予定されているFATF第3次対日相互審査へのフォローアップ報告に向けて、FATF指摘事項への対応について、関係省庁との連携のもと適切な取組みを行う。 ・FATF第4次相互審査基準の改訂作業において、我が国の実情を十分に踏まえた審査基準となることを主眼として国際交渉に参加していく。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

平成24年度は、欧州債務問題等を背景に、金融・資本市場の不安定性や海外経済の減速が懸念されました。こうした内外の経済・市場の動向が与える影響については、金融庁としても高い関心を持って注視するとともに、金融システムを強化する観点から、これまでに合意された国際的な金融規制改革について、各国と協調し、その着実な実施に向けて取り組んでおります。

4. 平成24年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献

①取組内容

24年度、金融庁は、G20ロスカボス・サミット（24年6月）及びサンクトペテルブルク・サミット（25年9月予定）に向けて、金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」という。）、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）等における国際的な金融規制改革に関する議論が進展する中で、基準・指針の策定等に積極的に参画・貢献しました。

まず、FSBにおいては、過去のG20サミットにおける合意に基づき、システム上重要な金融機関に関する政策枠組みやシャドーバンキング（銀行システム以外で行う銀行類似の信用仲介）に対する規制・監視の強化等について、バーゼル委員会、IOSCO及びIAISと連携して検討を行っており、それらの会合での議論に積極的に参画するとともに、議論の取りまとめに貢献しました。

銀行分野においては、25年1月に中央銀行総裁・銀行監督当局長官会合（GHOS）で合意された流動性カバレッジ比率（LCR）の見直しや、24年10月に結果が公表され

た日本、米国及びEUに対するバーゼルⅢ実施状況のレビュー等について、バーゼル委員会での議論や作業に積極的に貢献しました。また、国際担当参事官が、銀行監督に関する基準の実施のあり方を議論するバーゼル委員会の重要な部会である監督基準実施部会の議長を24年9月まで務め、メンバー国の議論の調整・取りまとめを行うなど、これまで以上の一層の貢献を果たしました。

証券分野においては、IOSCO等において、マネー・マーケット・ファンド(MMF)、証券化商品、金融指標、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制、金融市場インフラについての議論など、国際的な証券規制に関する原則や基準の設定等に係る議論に積極的に参画・貢献しました。また、国際政策統括官(就任当時は金融国際政策審議官)が、23年4月から24年5月まで専門委員会の議長を、24年5月から25年3月まで代表理事会の議長を務めるなど、より深化した貢献を行ってきました。

なお、店頭デリバティブ市場改革に関する各国規制の重複・抵触等の問題については、日米欧等から構成される店頭デリバティブ取引の主要当局者の間の議論において、クロスボーダー取引の問題の解決に向けて、積極的に提案をしました。

保険分野においては、国際政策管理官が、24年10月からIAISの最高意思決定機関である執行委員会の共同副議長を務め、国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み(コムフレーム)の策定作業やグローバルにシステム上重要な保険会社(G-SIS)に関する議論等に大きく貢献しました。

そのほか、国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボード(MB)においては、国際政策統括官(就任当時は総括審議官)が、22年10月からはMB暫定議長を、25年2月からはMB議長を務め、IFRS財団のガバナンス改革に関する議論に積極的に貢献しました。

②評価

上記の取組みの結果、システム上重要な金融機関やシャドーバンキング等に関する枠組み公表や市中協議が行われるなど国際的な金融規制改革が着実に進展しており、金融危機の再発防止と金融システムの安定確保に貢献できたと考えています。

【主な最終報告書・市中協議報告書】¹

- ・ BIS 支払・決済システム委員会・IOSCO「金融市場インフラのための原則(報告書)」「金融市場インフラのための原則および当局の責務の評価方法(市中協議文書)」「金融市場インフラのための情報開示の枠組み(市中協議文書)」(24年4月)
- ・ IAIS「グローバルにシステム上重要な保険会社の選定手法(市中協議文書)」(24年5月)
- ・ バーゼル委員会・IOSCO「清算集中されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する市中協議文書」(24年7月)
- ・ BIS 支払・決済システム委員会・IOSCO「金融市場インフラの再建と破綻対応に関する報告書(市中協議報告書)」(24年7月)

¹ <http://www.fsa.go.jp/inter/index.html>

- ・バーゼル委員会「バーゼルⅢの実施状況（レベル2審査）に関する評価報告書（最終報告書）」（24年10月）
- ・IOSCO「マネー・マーケット・ファンド（MMF）に関する政策提言（最終報告書）」（24年10月）
- ・バーゼル委員会「国内のシステム上重要な銀行の取扱いに関する枠組み（最終報告書）」（24年10月）
- ・IAIS「グローバルにシステム上重要な保険会社の政策措置（市中協議文書）」（24年10月）
- ・FSB「再建・処理計画の策定：Key Attributes（主要な特性）の実施に向けて（市中協議文書）」（24年11月）
- ・IOSCO「証券化商品関連規制に係るグローバルな動向（最終報告書）」（24年11月）
- ・FSB「シャドバンキングの規制と監視の強化（市中協議報告書）」（24年11月）
- ・「クロスボーダー店頭デリバティブ市場規制における原則等に関する共同プレス声明」（24年12月）
- ・バーゼル委員会「流動性カバレッジ比率に関する改定版バーゼルⅢ規則文書（最終報告書）」（25年1月）
- ・IOSCO「金融指標に関する市中協議報告書」（25年1月）
- ・バーゼル委員会・IOSCO「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する第二次市中協議文書」（25年2月）

また、バーゼル委員会監督基準実施部会議長、IOSCO専門委員会議長、IOSCO代表理事会議長、IAIS執行委員会共同副議長を務めるなど、積極的に議論に参画したことは、日本のプレゼンスを高めるとともに、国際的な金融規制改革へのより一層の貢献につながったと考えています。

そのほか、国際的な会計基準を巡る取組みについては、MB議長国として、IFRS財団のガバナンス改革の実現に向けて主体的に取り組むなど、IFRS財団のガバナンスの強化等に向けた貢献ができたと考えています。

（2）国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等

①取組内容

日本の金融業界からの要望を踏まえた上で、日本の要望を主張する場として二国間金融協議を活用しました。具体的には、米国、EU、英国、中国、インド、韓国等との間で、トップレベルでの金融当局間の対話を実施しました。

欧米の金融当局については、日EU財務金融ハイレベル協議（24年7月）を財務省と合同で実施したほか、日英金融監督者協議（25年3月）、日米証券市場対話（24年10月）を実施しました。（アジア諸国については施策Ⅳ－2参照）

②評価

海外の金融当局等との協議等を通じて、各国の金融安定化に向けた取組みや日本の対応状況等を情報交換し、金融セクターの状況等について、積極的な対話を行うとともに、国際的な金融規制改革等についても積極的に議論を行い、戦略的連携の一層の強化を図りました。また、日本の1990年代の金融危機の経験や教訓を海外当局者に説明するとともに、双方で検討している規制・制度枠組みについても情報交換を行うことができました。

(3) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応

①取組内容

F A T F等の国際的政府間機関における活動及びマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策上の国際的な取組みに参画するとともに、日本の実情を考慮した幅広い視点から、バランスの取れた実効性あるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を推進しました。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するF A T F第4次相互審査国際基準（改訂F A T F勧告）に係るメソドロジー等の策定作業においては、我が国の金融セクター・金融機関等の実情を踏まえた審査基準となることを主眼として、策定等の国際交渉に参画・貢献しました。

20年10月にF A T F全体会合で採択された第3次対日相互審査結果におけるF A T F勧告履行上の指摘事項について、F A T F全体会合でフォローアップ進捗状況を報告しました。

②評価

上記の活動により、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取組みに参画するとともに、日本の金融セクター・金融機関等の実情を踏まえた改訂F A T F勧告に係るメソドロジー等の策定作業に参画・貢献しました。これらの取組みは、日本におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一層の改善・促進に大きく寄与するものと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献

欧州債務問題等を背景に金融・資本市場の不安定性や海外経済の減速が懸念されており、金融危機の再発防止のために金融システムを強化していく観点から、25年9月に開催予定のG20サンクトペテルブルク・サミット会合に向けて、過去の首脳会合での合意を各国と連携・協調しつつ着実に実施するとともに、引き続き、FSB、バーゼル委員会、IOSCO、IAIS、IFRS財団等における議論に積極的に参画していく必要があります。

②国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等

国際的な金融規制改革を進めていくためには、各国と連携を強化していくことが極めて重要であり、今後も個別案件ごとに連絡を取り合っていくほか、定期的に金融当局等との協議を行い、金融セクターの動向等について意見交換を行う必要があります。

③マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応

F A T F等の政府間における国際的な議論及び取組みに積極的に参画・貢献していくと共に、関係省庁との密接な連携の上、今後も引き続き、金融機関等によるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取組みが適切になされるよう対応していく必要があります。

また、F A T F第3次対日相互審査におけるF A T F勧告履行上の指摘事項については、フォローアップ進捗状況をF A T Fに対し継続的に報告する必要があることから（次回は25年6月を予定）、関係省庁との緊密な連携の上、引き続き適切な取組みを進展させていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 25年度予算額
国際的な要請に対応するための監督体制の整備	③	機構・定員	

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策IV-2)

施策名	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調					
施策の概要	アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進するため、アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進、アジア諸国の金融・資本市場の整備に向けた実態調査及び金融行政当局との人材交流の取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	119	154	133	136
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	119	154	-	-
執行額(百万円)		90	127	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)					

事務事業	測定指標	目標		実績
			目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・金融協議の開催状況 ・研修事業の実施実績	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度の判断理由】 アジアの金融インフラ整備支援や、金融協議等を通じた規制緩和要望等の取組みを推進した結果、アジア各国の金融当局との連携が強化され、金融インフラ整備や金融規制緩和に進展が見られたことから、24年度の達成度は「A」としました。 今後は、平成25年1月の緊急経済対策を踏まえ、日本の企業・金融機関の事業展開を促進するため、アジアの金融インフラ整備支援や規制緩和要望等の取組みをより一層充実させていく必要があることから、端的な結論は「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 日本の企業・金融機関がアジアで事業を拡大していく上で、①現地通貨による資金調達、決済、投資の基盤となる金融インフラが未整備、②金融インフラが未整備な市場環境の下、現地通貨建ての取引・融資に関する規制が存在、といった制約があることから、金融インフラ整備の技術支援や金融規制の緩和要望を通じて、日本の企業・金融機関のアジアでの事業展開を金融面で支援する必要があります。</p> <p>(2)効率性 アジア諸国への技術支援や規制緩和要望を行う上で、より効果的に金融インフラ整備や規制緩和の実現につなげるため、金融協議や意見交換等を通じてアジアの金融監督当局との連携強化に努めています。</p> <p>(3)有効性 アジアへの技術支援や規制緩和要望を行うことで、日本の企業・金融機関がアジアで事業を拡大していく上で制約となる金融インフラや金融規制の整備・緩和につながり、日本の企業・金融機関のアジアの事業展開促進に有効と考えられます。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
------------------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

担当課室名	総務企画局総務課国際室	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-------------	----------	---------

平成 24 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅳ－２

アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調

1. 達成目標等

達成目標	アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進する。
目標設定の考え方及びその根拠	<p>アジアの経済成長、ひいては我が国経済の成長に資するといった観点から、我が国の金融・資本市場制度の普及等を通じて、アジア諸国の金融・資本市場の整備に協力する。併せて、規制緩和や市場開放を呼びかけていくなど、我が国企業・金融機関のアジア域内における事業展開を促進する。このため、アジア諸国が参加する国際会議、二国間協議等を開催し、また参加するとともに、アジア諸国の実態調査や金融行政担当者との人材交流を実施していく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日） ・ 新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ（平成 22 年 6 月 18 日） ・ 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて（平成 22 年 12 月 24 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>－</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融協議の開催状況 ・ 研修事業の実施実績

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の金融・資本市場制度の普及等を通じてアジア諸国の金融・資本市場の整備に協力するとともに、規制緩和や市場開放を呼びかける等により我が国企業・金融機関のアジア域内における事業展開を促進するため、アジア諸国が参加する国際会議、二国間協議等を開催し、また参加する。 ・ 上記のほか、WTO及び経済連携協定（EPA）交渉における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展を図っていく。
②アジア諸国の金融・資本市場の整備に向けた実態調査及び金融行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の金融危機の経験に基づいた教訓や各国の金融規制・監督モデルを、今後のアジアの発展における参考とし、

<p>当局との人材交流</p>	<p>さらに我が国の金融・資本市場に関する制度の普及を図るため、アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査等を実施するとともに、新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業を実施し、人材交流を行う。</p>
-----------------	--

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

近年、日本の企業や金融機関はアジア進出を加速しており、金融インフラ整備支援や金融規制緩和を通じた日本の企業や金融機関のアジア展開支援の必要性は高まったと考えられます。

4. 平成 24 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) アジアにおける金融インフラ整備支援等

○アジアにおける金融インフラ整備支援

①取組内容

「日本経済再生のための緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）において、アジアの金融インフラ整備支援に取り組むこととされたことを踏まえ、24 年度は以下の取組みを実施しました。

ア. ベトナムの証券市場整備支援の一環として、25 年 3 月にベトナム証券委員会向けに証券監督セミナーを開催しました。

イ. 財務総合政策研究所と協働でミャンマーの証券取引法整備支援を実施しました。

ウ. ミャンマー及びインドネシアにおける金融インフラ整備支援のための基礎的調査を実施しました。

エ. ベトナム及びインドネシアにおいては、電子記録債権制度を現地で普及させるためのセミナーを 25 年 3 月に実施しました。

②評価

ベトナム証券委員会向け証券監督セミナーでは、セミナー終了後、研修生に対してアンケート調査を実施しており、「セミナーにおけるテーマの網羅性」「セミナーの内容のレベル」について、回答者の概ね 9 割以上が「適切」であったと回答しました。

財務総合政策研究所と協働で実施したミャンマーの証券取引法整備支援では、支援の結果、同法が 24 年度にミャンマーの国会に提出されました。

ミャンマー及びインドネシアにおける金融インフラ整備支援のための基礎的調査では、専門性が高く行政実務にも有益な調査を実施することにより、両国における今後の金融インフラ整備支援に役立つ調査結果を得ることができました。

ベトナム及びインドネシアにおける電子記録債権制度に関するセミナーでは、セミナー終了後、参加者に対してアンケートを実施しており、「電子記録債権制度の理解度」は両国ともに 8 割が「理解した」と回答し、両国において同制度に対する高い理解を

得ることができました。

上記結果を踏まえ、今後も日本の企業や金融機関のアジアにおける事業活動の拡大に資するような金融インフラ整備支援を推進してまいります。

○金融協議等を通じたアジア諸国の金融当局等との対話

①取組内容

24年度は、日本の企業や金融機関からのヒアリングに基づく規制緩和・市場開放の要望を積極的に伝達するため、アジア各国の金融当局との協議を実施するとともに、関係省庁と連携の上、首脳会談などハイレベル会合の機会を積極的に活用しました。

インドとの間で、23年12月の日インド首脳会談において、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想を促進するための金融規制緩和の要望が提起され、24年4月に金融担当大臣が日インド閣僚級経済対話で、国際的な金融情勢等についての意見交換に加え、金融規制緩和の要望提起を行った結果、同年7月に優先貸出規制に関する緩和が実施されました。同年10月には、金融担当大臣がシンガポール及びラオスの金融監督当局と国際的な金融情勢等について意見交換を行い、今後の連携強化を協議しました。また、25年1月には、金融担当大臣がミャンマーを訪問し、金融分野に関する技術支援を含めた連携強化について協議しました。

事務レベルでは、トップレベルで韓国（24年11月）及びインドネシア（25年3月）の金融監督当局と意見交換を行い、金融監督分野における連携強化を協議しました。また、アジア各国の金融監督当局と、二国間で局長級等の協議等を実施したことに加え、多国間の国際会議の機会等を捉え、随時意見交換を実施しました。

そのほか、25年3月には、ベトナム証券委員会向けに証券監督セミナーを主催し、日本の証券監督・検査の実務について講義を行うとともに、両国の証券行政について意見交換を行いました。さらに、国際協力機構（JICA）主催研修の枠内でアジア各国の金融監督当局者を対象に、日本の金融監督行政等について研修を実施し、金融監督当局との連携強化に努めました。

（最近の主な金融協議等）

24年4月 日インド閣僚級経済対話（ニューデリー）

24年10月 日シンガポール、日ラオス金融監督当局間会合（シンガポール、ビエンチャン）

24年11月 日韓金融協議（ソウル）

25年1月 日ミャンマー金融監督当局間会合（ヤンゴン）

25年3月 日インドネシア金融監督当局間の意見交換（東京）

②評価

上記のとおり金融協議等を通じ、アジア各国当局との連携強化を図るとともに、規制緩和・市場開放の要望を積極的に伝えました。

23年12月の日インド首脳会談において、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想を促進するための金融規制緩和に係るインド政府内の省庁間協議体の設置が合意され、24年4月の日インド閣僚級経済対話を経て、同年7月に優先貸出規制に関する緩和が実施されるという具体的な成果が得られました。

このほか、ハイレベルな二国間金融監督当局会合や多国間国際会議の機会を捉えて、国際的な金融情勢等についての意見交換を行い、今後の連携強化を確認したことは、今後の金融インフラ整備支援や金融規制緩和と要望の実現に資するものと考えています。

こうした取組みは、アジア諸国での日本の企業や金融機関の事業展開の促進につながるものと考えています。

○各国との経済連携協定（EPA）交渉

①取組内容

EPAの締結については、貿易や投資の自由化・円滑化による日本企業の海外進出のための環境整備などを通じて両国経済の活性化につながりうるものとして、特に金融サービス分野において、日本の金融機関の関心が高い市場開放・規制緩和を念頭に、WTOを上回るレベルの自由化獲得を目指して交渉を行いました。

アジア太平洋諸国については、豪州、ASEAN（サービス貿易部分は未発効）、カナダ、モンゴルとのEPA締結交渉を引き続き進めました。また、EUについては、25年3月に日EU・EPAの交渉開始が合意されました。

②評価

上記の取組みは、各国の金融サービス分野の自由化が進展し、日本の企業及び金融機関の事業展開の支援に資するものと考えています。

（2）アジアの新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業

①取組内容

24年度は、証券監督者セミナー、銀行監督セミナー及び保険監督者セミナーを東京にて開催しました。

ア. 証券監督者セミナー（25年3月開催）

アジアの新興市場国15か国の証券当局の職員29名を招き、「第15回東京セミナー（アジア新興市場国の証券当局者に対する国際研修）」を開催しました。このセミナーでは、最近の証券規制監督に係る課題について、金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、自主規制機関の職員等より講義を行いました。

イ. 銀行監督セミナー（25年3月開催）

アジアの新興市場国9か国から金融監督当局の職員12名を招き、「銀行監督セミナー」を開催しました。このセミナーでは、日本の銀行監督・検査制度、リスク分析・管

理の実務や、邦銀のアジアビジネス戦略などについて、金融庁職員等より講義を行いました。

ウ. 保険監督者セミナー（25年2月開催）

アジアの新興市場国8か国の保険監督当局の職員8名を招き、「第9回保険監督者セミナー」を開催しました。このセミナーでは、新たな保険コアプリンシプルに基づく金融セクター評価プログラム（FSAP）の経験や日本のソルベンシー規制等について、金融庁職員等より講義を行いました。

②評価

各セミナー終了後、研修生に対してアンケート調査を実施しており、24年度のアンケート調査結果については、各セミナーとも回答者の概ね9割以上から「実際に役立っている」「具体的に活用する方向で検討中」「ニーズに合致している」との回答を得ました。

これらのセミナーは、アジア新興市場国の金融監督当局職員の能力向上や人材育成につながり、日本を含むアジアの国際的な金融システムの安定性向上に資するほか、アジア新興市場国との連携強化、ひいてはアジアにおける日本の企業や金融機関の事業展開に資するものと考えています。

【資料 アンケート調査結果】（総務企画局総務課国際室調べ）

研修テーマについて「役に立つ」「具体的に活用する方向で検討中」「ニーズに合致している」と回答した割合

- ・証券監督者セミナー：94%
- ・銀行監督者セミナー：100%
- ・保険監督者セミナー：100%

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

緊密な経済関係を有するアジア域内において、日本の企業や金融機関の事業展開を促進するため、アジアの金融インフラ整備支援や規制緩和要望等の取組みをより一層充実させていく必要があると考えています。

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、経済連携協定（EPA）等については、各国と交渉を進め、日本にとって有益な締結を目指す必要があります。特に、TPPについては、アジアを中心とした交渉参加国に対し、金融サービス分野における外資規制の緩和を働きかけ、国益を最大限実現するよう交渉を進める必要があります。

また、締結済みのEPAについては、EPAに基づく金融作業部会を着実に開催し、定期的な関係当局間同士の対話に務める必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容
 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 25年度予算額
総務企画局参事官（国際連携・協力担当）の増設	①、②	機構・定員	
アジア諸国における金融インフラ整備支援等のための体制整備	①、②	機構・定員	
アジアの金融インフラ整備支援等に関する事業に必要な経費	①、②	予算 <継続>	33,434 千円
新興市場国を対象にした金融行政研修経費	②	予算 <継続>	16,125 千円
国際開発金融機関協力経費	②	予算 <継続>	86,570 千円
アジア金融連携センター（仮称）経費	①、②	予算 <新設>	

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策IV-3)

施策名	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備					
施策の概要	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革を推進するとともに、事前確認制度を適切に運用するための取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	—	13
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	—	—		
執行額(百万円)		—	—			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定) ・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定) ・第1回規制改革会議における総理大臣挨拶(平成25年1月24日)等 					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	目標年度	目標年度	
—	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。	—	—	—	—	—
事務事業	測定指標	目標		実績		
—	—	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度の判断理由】 法令改正を含む規制・制度改革の積極的な推進や、事前確認制度の適切な運用による金融行政の透明性・予測可能性の向上等を通して、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備を着実に進めてきたため、24年度の達成度は「B」としました。 今後も個々の規制改革提案への対応をはじめとするこれまでの取組を引き続き進めるとともに、金融を巡る状況の変化に対応するべく、規制・制度の在り方を不断に見直す必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 民間の金融分野における新商品・サービス創出活動を促すためには、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保することが不可欠です。</p> <p>(2)効率性 金融を巡る状況の変化に対応して、規制・制度の在り方を不断に見直すことや、事前確認制度を適切に運用するものであり、事業費等の特段の予算支出を必要とするものではありません。</p> <p>(3)有効性 規制・制度改革の積極的な推進や、事前確認制度の適切な運用により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を整備し、我が国経済の活性化に貢献したと考えています。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議		
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報	規制改革会議ホームページ： http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/		
担当課室名	総務企画局政策課、監督局総務課	政策評価実施時期	平成25年6月

平成 24 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅳ－3

金融サービスの提供者に対する事業環境の整備

1. 達成目標等

達成目標	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融を巡る状況の変化に応じ、規制・制度改革を推進すること等により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保する必要がある。 【根拠】日本再生の基本戦略（平成 23 年 12 月 24 日閣議決定）等
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・「国民の声」に提出された提案への回答状況 ・規制・制度改革に関する閣議決定文書に盛り込まれた施策の進捗状況 ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 ・金融業界との意見交換会の開催実績

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①規制・制度改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正を含め、規制・制度改革を積極的に推進し、「国民の声」に提出された提案等に適切に対応する。 <p>（平成 24 年度に検討・措置する施策例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険会社のグループ経営に関する規制の見直し（外国保険会社の買収に係る子会社の業務範囲規制の見直し等） ②インサイダー取引規制の見直し（企業の組織再編に係る保有株式の承継等のうち一定の場合につき適用除外） ③投資信託・投資法人法制の見直し（投資法人の資金調達手段の多様化等）
②事前確認制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成24年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 規制・制度改革の推進

①取組内容

金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するべく、規制・制度改革委員会（平成24年5月～）及び規制改革会議（平成25年1月～）において議論された規制・制度改革事項や、行政サービスに接している国民の目線からの指摘を幅広く受け付ける目的で開設された「国民の声」（平成21年12月～）に寄せられた規制改革提案を始め、法令改正を含めた規制・制度改革を積極的に推進しました。

具体的な取組み例は、以下のとおりです。

i) 保険会社のグループ経営に関する規制の見直し（外国保険会社の買収に係る子会社の業務範囲規制の見直し等）

金融審議会金融分科会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」における審議の結果を取りまとめた報告書「保険会社のグループ経営に関する規制の見直しについて」（23年12月2日公表）を受け、保険業法等の一部を改正する法律案を国会に提出しました（24年3月30日成立、同月31日公布）。引き続き、24年度においては、同法律の円滑な施行のため関係政令、内閣府令等の整備を行いました。買収した外国保険会社の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社について、原則として5年間に限り保有を認めることとする外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直しを内容とする公布後6ヶ月以内施行分については、同年7月19日に公布、同月20日に施行しました。この他、保険会社グループの効率的な業務運営の観点から、①同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託の解禁、②保険契約移転に係る規制の見直しを内容とする公布後1年以内施行分については25年3月25日に公布、同月26日に施行しました。

ii) 企業のグループ化に対応したインサイダー取引規制の見直し

金融審議会金融分科会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書（平成23年12月15日公表、平成24年1月27日金融審議会総会・金融分科会合同会合において了承）の提言のうち、企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の適用関係の見直しを行う改正内容を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が同年9月6日に成立し、9月12日に公布されました。

iii) 投資信託・投資法人法制の見直し（投資法人の資金調達手段の多様化等）

金融審議会金融分科会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」において、24年3月から、投資信託法制に関し、約款の変更や投資信託の併合等に関する書面決議制度の見直し等について、投資法人法制に関し、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等について、有識者等からのヒアリングや、委員による審議・検討が行われ、平成24年12月までに計13回の会合を開催しました。これらの審議等を踏まえ、「最終報告」が取りまとめられ、25年2月27日に金融審議会総会・金融分科会合同会合において報告されました。

また、金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」報告書（平成 24 年 5 月公表）に基づき、我が国金融機能の向上・活性化に向けて、金融業界と金融当局が同じ目線に立って課題と目標を共有し、その達成に向けて「共働」していく場である官民ラウンドテーブルを立ち上げました（平成 24 年 9 月）。その後、以下の 3 つの課題について、それぞれ実務家レベルの作業部会を設け、議論を深めました。

- ①高齢化社会に対応した金融サービスの向上
- ②中小企業金融の向上
- ③我が国企業・金融機関の国際展開の拡充

②評価

24 年度においては、上記①に掲げた例を始め、金融サービスの提供者の事業環境整備に資する法令改正を複数実現するなど、様々な規制・制度改革を積極的に推進しました。こうした取組みにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が着実に進展したものと考えています。

(2) 事前確認制度の適切な運用

①取組内容

ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すために、引き続き、金融庁ウェブサイト等を活用した周知を行うとともに、同制度の適切な運用を図っています。なお、24 年度におけるノーアクションレター制度に関する回答実績は 5 件で、制度創設からの累計は 49 件に、また、一般法令照会制度に関する回答実績は 1 件で、制度創設からの累計は 3 件となっています。

②評価

ノーアクションレター制度等については、制度創設以降全ての照会内容及び回答内容を公表するなど適切な運用をすることで、金融行政の透明性・予測可能性を高め、金融サービスの提供者が積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行える環境の確保に寄与したものと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①規制・制度改革の推進

個々の規制改革提案への対応をはじめとするこれまでの取組を引き続き進めるとともに、金融を巡る状況の変化に対応するべく、規制・制度の在り方を不断に見直す必要があります。

我が国金融機能の向上・活性化に向けて、金融業界と金融当局が同じ目線に立って課題と目標を共有し、その達成に向けて「共働」していくため、官民ラウンドテーブ

ルを継続的に実施します。

②事前確認制度の適切な運用

ノーアクションレター制度等については、民間の金融分野における新商品・サービス創出活動に資する観点から、制度の適切な運用に努めるとともに、金融庁ウェブサイトへの掲載等を通じ、同制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続の一層の周知徹底を図ることにより、明確なルールに基づく、透明かつ公正な金融行政の徹底・金融機関の予測可能性の更なる向上を図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 25年度予算額
我が国の金融・資本市場の競争力向上に向けた実態等の調査	①	予算 <継続>	12,576千円

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策IV-4)

施策名	金融行政についての情報発信の強化					
施策の概要	金融庁が決定した様々な施策や金融取引に関する注意喚起等については、国民に対して迅速かつ正確に情報発信を行うことが重要です。このため、大臣・副大臣・政務官による記者会見等の実施、金融庁ウェブサイト等による公表を通じて、積極的に情報発信を行っていきます。また、金融庁の施策については、海外での関心も高く、英語による情報発信を強化していきます。					
達成すべき目標	金融行政についての情報発信を強化すること					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度		目標年度		
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標		実績		
-	-	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度の判断理由】 大臣記者会見や記者ブリーフ、重要施策に係る政府広報、海外向けの「FSA Weekly Review」の週1回発行や重要施策・情報等の英訳等に取り組んだ結果、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数や「金融庁Twitter」の登録件数が、対前年比で増加が認められたものの、引き続き積極的かつ利用者のニーズに合った情報発信、英語によるタイムリーな情報発信に取り組む必要があるため、24年度の達成度は「B」、端的な結論は「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 金融庁が決定した様々な施策や金融取引に関する注意喚起等については、広く国民に対して正確かつ迅速に情報発信していく必要があると考えています。また、海外においても当庁の施策への関心が高まっていることから、英語での情報発信も引き続き強化していく必要があると考えています。</p> <p>(2)効率性 金融庁ウェブサイトに加えて、「金融庁Twitter」を活用したことにより、情報発信手段の多様化を図ることができたと考えています。加えて、特に重要な施策については、政府広報枠を活用することで、広く国民に対して効率的な広報活動ができたと考えています。</p> <p>(3)有効性 金融庁ウェブサイト(日本語版)のアクセス件数や「金融庁Twitter」の登録利用者数は、対前年度比で増加しており、情報発信手段として有効であったと考えています。 また、金融庁ウェブサイト(英語版)についても、アクセス件数が増加しており、週に1回発行している「FSA Weekly Review」は、情報発信手段として有効であったと考えています。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議		
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報	該当なし		
担当課室名	総務企画局政策課広報室	政策評価実施時期	平成25年6月

平成 24 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅳ－４

金融行政についての情報発信の強化

1. 達成目標等

達成目標	金融行政についての情報発信を強化すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>金融庁の政策目的である金融システムの安定、金融サービス利用者の保護・利便性の向上、公正・透明で活力ある市場の構築、を実現するためには、決定した施策・行政処分や注意喚起等を金融サービス利用者の特性に応じて迅速に周知を図る必要がある。</p> <p>このためには、大臣・副大臣・政務官等による閣議後会見や重要施策についての会見等の実施、当庁のエントランスとも言えるウェブサイトの充実に加えて、twitter 等の金融サービス利用者のニーズに合わせた情報発信の工夫や政府広報の活用等により、積極的に情報発信を行っていく。</p> <p>また、金融の世界がグローバルに統合される中では、リーマンショック後相対的に健全な金融システムを維持してきた我が国金融行政に対して、高まる国際的な関心に応えるため、海外に向けて積極的に情報を発信していく。</p> <p>【根拠】 「当面の政府の国際広報活動の基本方針について」（平成 24 年 3 月 1 日）</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁ウェブサイトの報道発表件数及びアクセス件数 ・ 金融庁ウェブサイト（英語版）の報道発表件数及びアクセス件数 ・ 金融庁 Twitter の発信回数及びフォロワー数

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
① 金融行政に関する広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大臣・副大臣・政務官等による閣議後会見や重要施策について会見等を実施する。 ・ ウェブサイトを活用した広報については、国内向けには、大臣等の記者会見の概要、報道発表案件、月間広報誌「アクセス F S A」等を掲載するとともに、特に重要な政策に関しては、担当原課室の要請等を踏まえ、特設サイトを設定する

	<p>等して周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外向けには、英語版ウェブサイトを改定するとともに、週次でニュースレターを配信する等、積極的な情報提供に努める。 ・twitter 等の新たな情報発信手段について、国内の利用者のニーズを踏まえ、積極的に活用していく。 ・内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室と積極的に連携を図り、政府広報を活用し、施策について周知していく。
--	---

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成24年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融行政に関する広報の充実

①取組内容

金融庁では、平成24年度も閣議後（毎週2回）の大臣記者会見に加えて、重要な報道発表時に実施している記者ブリーフ（計87回）を積極的に開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組みました。

また、国民にとって重要と考えられる施策については、「金融庁Twitter」や政府広報を活用し簡明な表現での広報活動に努めました。

これに加えて、24年度は以下の点について特に重点的に取り組みました。

ア. 重要施策に関する広報

利用者にとって特に関心が高いと思われる施策については、金融庁ウェブサイトのトップページに関連情報をまとめた特設サイトを開設し、利便性の向上を図りました。特に、24年度は、中小企業金融円滑化法が25年3月末に期限到来を迎えることを踏まえ、「中小企業等に対する金融円滑化対策について」のページについて、内容の充実・利用者のニーズに合ったレイアウトの変更等を行い、利便性の向上を図りました。

イ. 海外に対する情報発信

海外の利用者に対しては、タイムリーに情報発信することを目的に、24年7月から、月に1回発行していた「FSA News letter」に代えて、一週間の新着情報の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週に1回発行するとともに、新たに「金融審議会の各ワーキング・グループの報告書の概要」、「国会提出法案などの重要施策の概要」、「検査実施中の金融機関」、「幹部名簿」等、利用者からの要望の多かった重要施策・情報等についての英訳にも取り組みました。

②評価

当庁の重要施策の1つである「中小企業等の金融円滑化」については、中小企業金融円滑化法が25年3月末に期限到来を迎えることを踏まえ、相談窓口の案内を最上段に配置する等、利用者の利便性に配慮したレイアウトにするとともに、首相官邸ホームページと連携を図りながら広報活動を行いました。こうした取組みにより、当該ページへのアクセス件数（24年度：32万件）は、前年度（23年度：19万件）に比べて増加しました。

報道発表件数（24年度：444件）は、前年度（23年度：434件）に比べて増加しています。また、金融庁ウェブサイト全体（日本語版・英語版）へのアクセス件数（24年度：1億3,367万件）についても、前年度（23年度：1億1,790万件）より13.4%増加しています。

「金融庁 twitter」については、タイムリーかつ継続的な情報発信に取り組んだ結果、ツイート回数については、24年度は513回（23年度：264回）、登録件数については、25年3月末時点で約10,700人となっています（23年度末時点：約4,600人）。

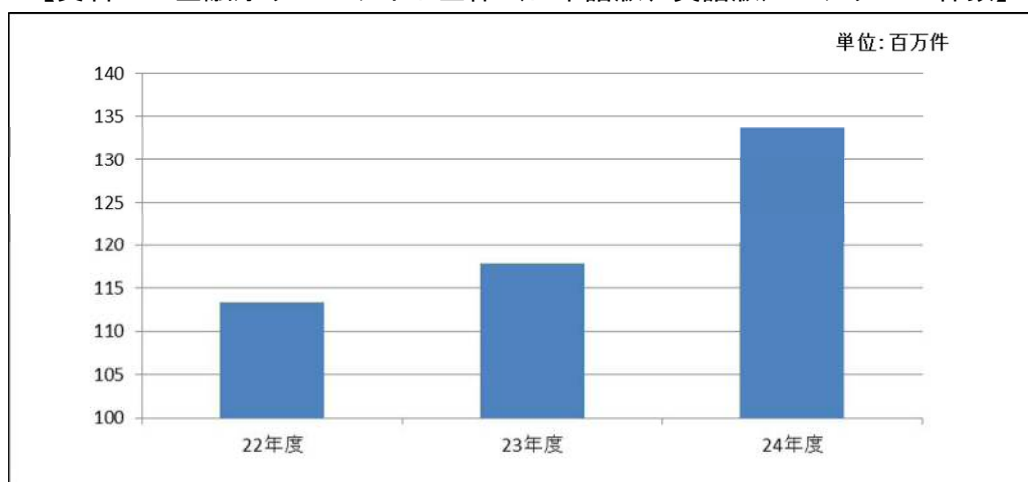
今後も、当庁の重要施策については、関係機関と連携を図りつつ、利用者のニーズに合った広報を行っていく必要があります。

海外に対する情報発信については、新たに「FSA Weekly Review」の発行、重要施策・情報等についての英訳に取り組んだ結果、報道発表件数（24年度：44件）は、前年度（23年度：31件）より増加しています。また、金融庁ウェブサイト（英語版）についても、全体へのアクセス件数（24年度：510万件）は、前年度（23年度：472万件）より8.1%増加しています。

このように、24年度は英語のコンテンツの充実を図りましたが、英語による情報発信については、翻訳の確認等の時間を短縮し、日本語による公表から間を置かずに金融庁ウェブサイトに掲載することが課題となっています。今後は、担当課室の協力を得つつ、事前に掲載内容を作成するなどに取り組むことで、よりタイムリーな情報発信に努めていく必要があります。

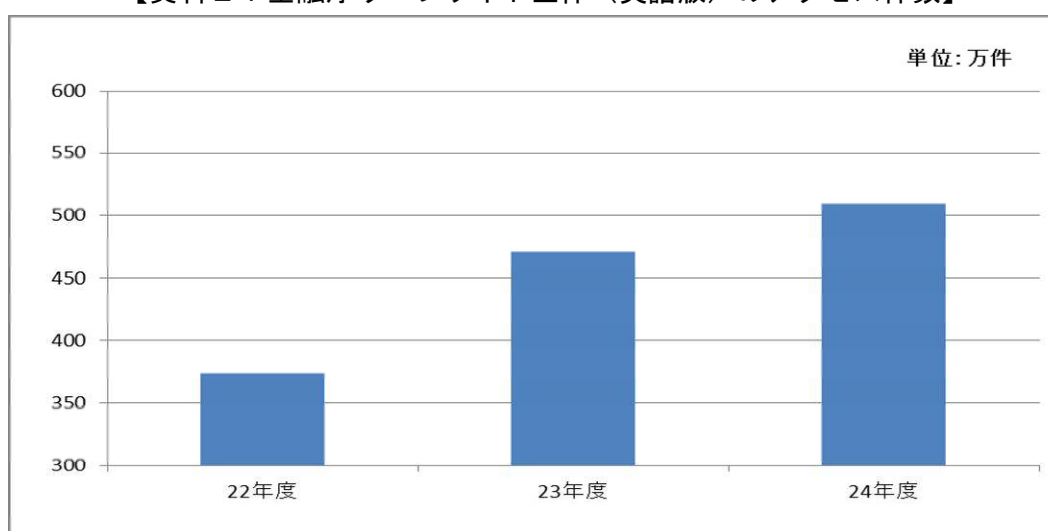
また、情報発信も対象（国内・国外のメディア・一般国民・金融機関・投資家等のいずれか）・内容は様々なものがあり得ることから、効果的な情報発信のためには、どのような対象に何を発信するかを明確にした上で、もっとも適した情報発信の手段（大臣会見、報道発表、説明会開催、個別説明等）による必要があります。

【資料1：金融庁ウェブサイト全体（日本語版、英語版）のアクセス件数】



(出所) 総務企画局政策課広報室調

【資料2：金融庁ウェブサイト全体（英語版）のアクセス件数】



(出所) 総務企画局政策課広報室調

【資料3：金融庁の施策等に係る政府広報実績（24年度）】

施策名	媒体
① 中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について	新聞
② 未公開株式の購入に関する注意喚起	テレビ、ラジオ、新聞
③ インサイダー取引について	ラジオ
④ 振り込め詐欺救済法に基づく返金手続きについて	新聞、携帯端末
⑤ ヤミ金業者に関する注意喚起	携帯端末
⑥ 個人版私的整理ガイドライン	テレビ、ラジオ
⑦ 多重債務者相談キャンペーン 2012	インターネットテキスト広告

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

金融行政に関する海外広報の充実

英語でのタイムリーな情報発信、コンテンツの充実など更なる取組みを進める必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

平成24年度実績評価書

金融庁24(施策Ⅳ-5)

施策名	金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備					
施策の概要	<p>高齢社会の到来、雇用形態の変容といった経済・社会の変化の中で、個人が様々な金融取引、金融資産の運用について、自らの責任で意思決定する期間・機会が人生の中で増加していることから、金融商品の持つリスクに気付かなかったり、騙されて損をするなどの金融トラブルを回避する必要性が高まっています。</p> <p>こうした状況を受けて、国民一人一人が、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力、すなわち金融リテラシーを身に付け、また、必要に応じその知識を充実する事ができる機会を提供するための環境を整備します。</p>					
達成すべき目標	金融リテラシーが向上すること					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	20	16	17	13
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	20	16	-	-
執行額(百万円)	15	15	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	目標年度	実績	
金融経済教育の推進	国民の金融知識の状況(生活設計の有無) ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	37.6	23	50	28	37.8
事務事業	測定指標	目標		実績		
金融経済教育の推進	国民の金融知識の状況(金融商品の選択) ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	金融商品を選択するための金融知識の普及		24	金融商品を選択する際に必要となる金融知識を普及するため、ガイドブックを広く配布した。	

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 I</p> <p>【達成度の判断理由】 先般の金融危機を踏まえ、利用者側の金融リテラシーを向上させ、利用者の金融行動を改善することが重要であるとの認識が、G20等における国際的な議論において共有されている等、国民の金融リテラシーを向上させていくことがこれまで以上に重要となっており、金融経済教育の一層の推進が求められています。このため、金融経済教育の現状をあらためて把握するとともに、我が国における金融経済教育の今後のあり方について検討を行うため、「金融経済教育研究会」を設置、議論を重ね、平成25年4月30日、報告書を取りまとめました。 当該研究会では、関係者(有識者、業界、関係省庁等)の間で深度のある議論が行われ、我が国としての金融経済教育の推進に関する方向性が共有され、課題が整理されたため、24年度の達成度は「A」、端的な結論は「I」としました。</p>
-------------------	---

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(1)必要性 金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を促していくことは必要と考えています。</p> <p>(2)効率性 多種多様な実施主体がいる中で、金融経済教育研究会報告書にある最低限習得すべき金融リテラシーの内容を共有して、活動に必要な予算を確保しつつ、適切な役割分担を行うことにより、より効率的・効果的な推進を図ることができると考えています。</p> <p>(3)有効性 金融経済教育研究会報告書で指摘された課題について、関係者が連携しつつ、知恵を絞りながら、持続的に金融経済教育を効率的・効果的に推進することにより、国民の金融リテラシーの向上が図られると考えています。</p>
--	-----------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 ・金融研究センター「金融経済教育研究会」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html)
----------------------------------	--

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局政策課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	-----------------	-----------------	----------------

平成 24 年度実績評価書（別紙）

施策Ⅳ－５

金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

1. 達成目標等

達成目標	金融リテラシーが向上すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>高齢社会の到来、雇用形態の変容といった経済・社会の変化の中で、個人が様々な金融取引、金融資産の運用について、自らの責任で意思決定する期間・機会が人生の中で増加していることから、金融商品の持つリスクに気付かなかつたり、騙されて損をするなどの金融トラブルを回避する必要性が高まっている。</p> <p>こうした状況を受けて、国民一人一人が、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力、すなわち金融リテラシーを身につけ、また、必要に応じその知識を充実することができる機会を提供するための環境を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） ・消費者基本計画（平成 22 年 3 月閣議決定）
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・24 年度調査実施時点） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムの開催実績 ・ガイドブックの配布実績

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融経済教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の充実を図るため、平成 17 年 6 月に公表された「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会）等を踏まえつつ、関係省庁・民間団体との連携強化を図る。 ・預貯金や株式等の基礎知識をまとめたガイドブック等の普及、シンポジウムの開催、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成24年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融経済教育の推進

①取組内容

ア. 金融経済教育研究会報告書の公表

先般の金融危機を踏まえ、利用者側の金融リテラシーを向上させ、利用者の金融行動を改善することが重要であるとの認識が、G20等における国際的な議論において共有される等、国民の金融リテラシーを向上させていくことがこれまで以上に重要となっており、金融経済教育の一層の推進が求められています。

このため、金融経済教育の現状をあらためて、把握するとともに、我が国における金融経済教育の今後のあり方について検討を行うこととし、平成24年11月、金融研究センターに、有識者、関係省庁、関係団体をメンバーとする「金融経済教育研究会」を設置、議論を重ね、平成25年4月30日、報告書を公表しました。

イ. ガイドブック等の配布及びシンポジウムの開催

金融の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」について、全国の高校・大学・地方公共団体等へ広く配布しました（約3万部）。

また、未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を地方公共団体等へ広く配布しました（約5万部）。

さらに、地域住民等を対象に、金融トラブルに巻き込まれないように注意喚起することをテーマとしたシンポジウムを高松市、札幌市、さいたま市、熊本市、金沢市、福岡市の計6箇所で開催しました。

②評価

ア. 金融経済教育研究会報告書の公表

G20やOECD等の国際的な潮流も踏まえつつ、我が国の金融経済教育の現状把握を行い、今後取り組むべき課題を整理しました。

イ. ガイドブックの配布及びシンポジウムの開催

昨年度同様、「基礎から学べる金融ガイド」及び「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を、必要としている高校、大学、地方公共団体等に提供できたと考えています。

シンポジウム参加者へのアンケートによると、本シンポジウムについて「有意義であった」「概ね有意義であった」とする意見が88%、金融知識習得の必要性を「感じた」「どちらかといえば感じた」とする意見が97%を占めており、金融知識の普及の一助として活用されているものと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

金融経済教育研究会における議論により、金融経済教育を推進するための方向性等が示されています。今後、金融経済教育研究会報告書で指摘された課題に、金融広報中央委員会などの関連団体と連携しつつ、積極的に取組むことが重要です。

①推進体制

多種多様な実施主体がいる中で、最低限習得すべき金融リテラシーの内容を共有して、活動に必要な予算を確保しつつ、適切な役割分担を行うことにより、より効率的・効果的な推進を図ることが必要です。

このため、今後の金融経済教育の推進にあたり、金融庁を中心とする関係当局がより積極的に役割を果たすことが必要です。その際、金融広報中央委員会のネットワークを活用し推進していく場（「金融経済教育推進会議（仮称）」）を設置します。

この「金融経済教育推進会議（仮称）」において、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、着実に推進していくことが重要です。

②取り組むべき課題

今後、金融経済教育を推進するために、まず取り組むべき課題は、以下のとおりです。

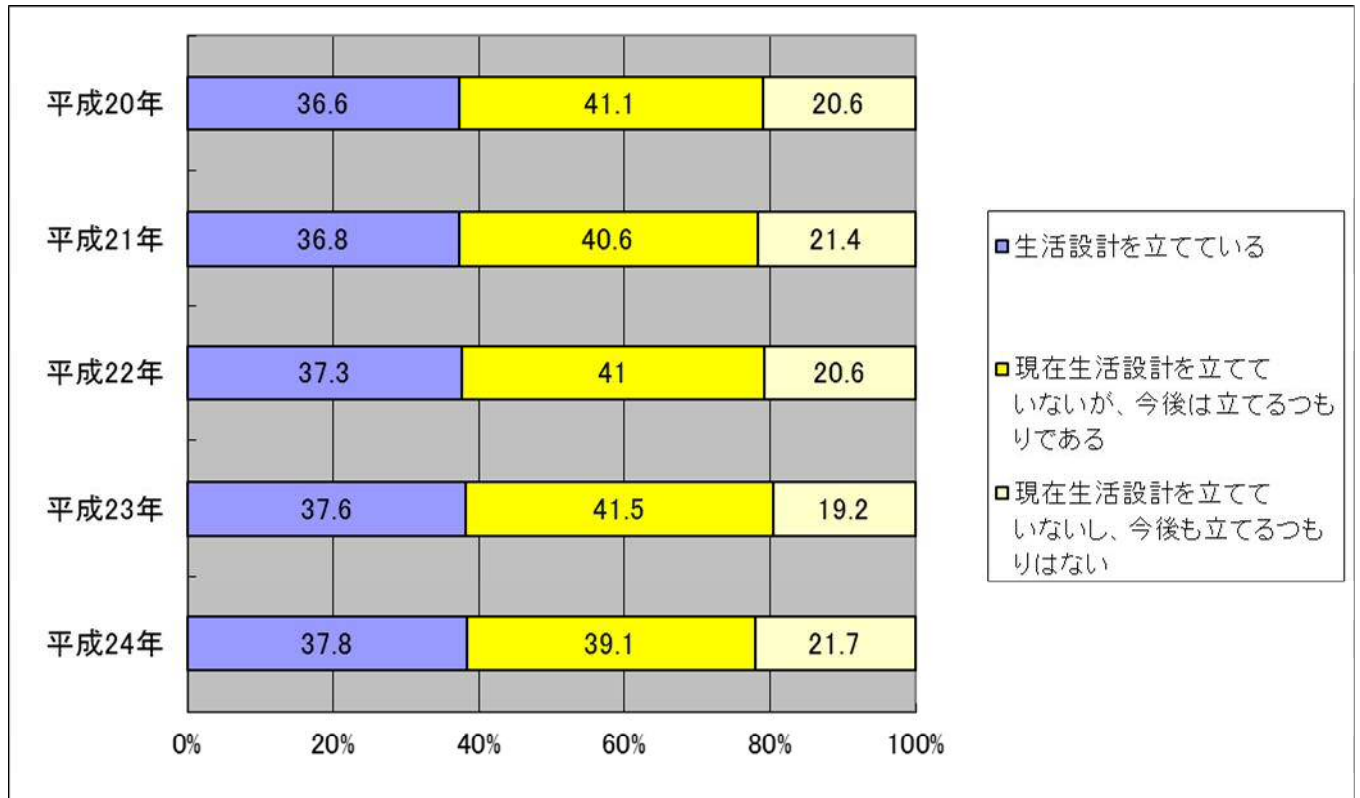
- ・最低限習得すべき金融リテラシー（4分野・15項目）の内容について、学校や自治体、業界団体、各金融機関、NPO団体等の様々な現場で実際に金融経済教育を担う者が利用しやすいものとなるよう、具体化すること。
- ・その上で、そうした身に付けるべき事項を、年代別にどのような順序でどこまで教えるべきかについて整理し、体系化を図ること。
- ・金融経済教育に関する情報のインターネット上での最初のアクセス先として、金融広報中央委員会のウェブサイト（「知るぽると」）を周知するとともに、同ウェブサイトから関係当局・関係団体等のウェブサイトと相互にリンクを張り、利用者が必要な金融経済教育にかかる情報等に容易かつ網羅的にアクセスできる体制を構築。

③その他

報告書で指摘された課題を踏まえ、金融商品を賢く利用することを伝えるガイドブックの作成・普及の他、シンポジウムの開催、金融庁ウェブサイトを通じた情報の提供等を行います。

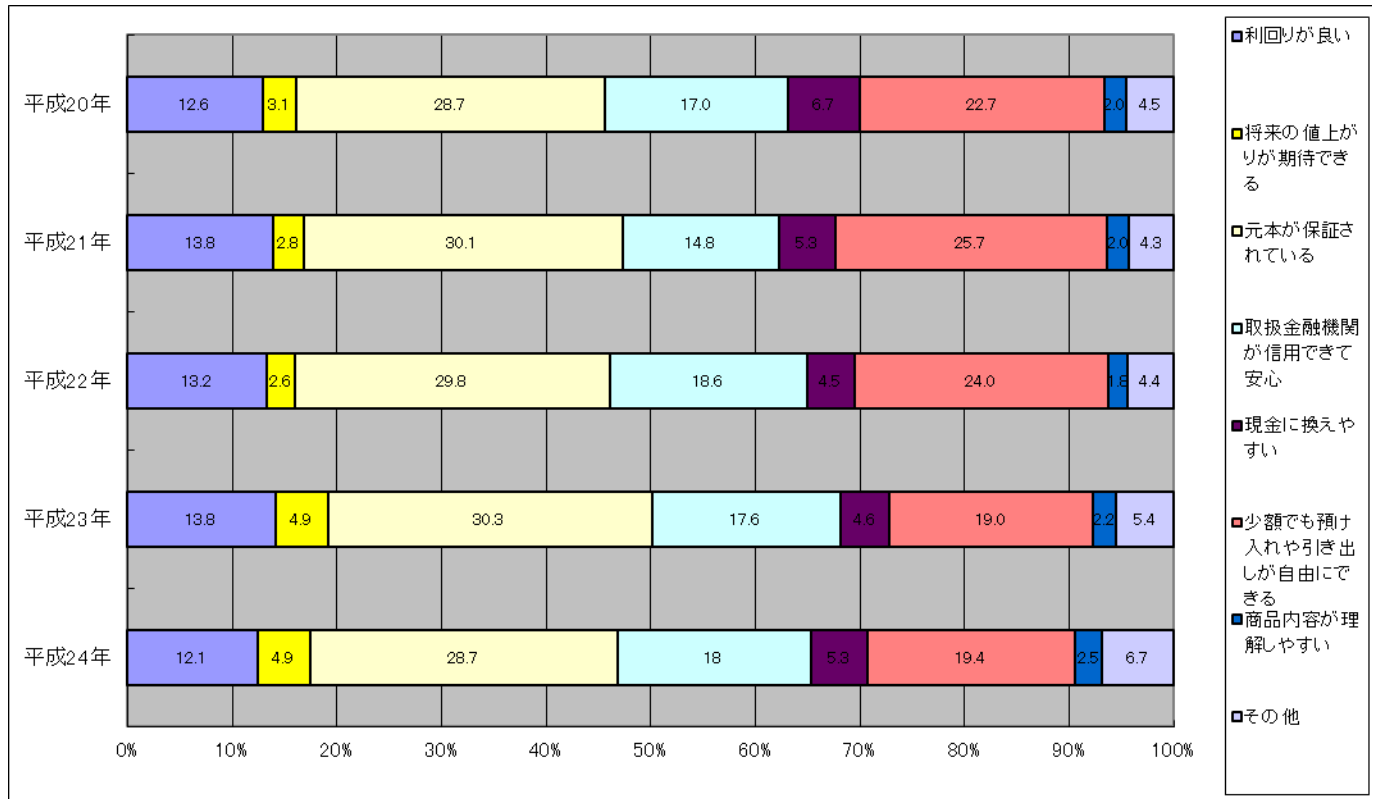
(参考) 金融広報中央委員会が実施した家計の金融行動に関する世論調査 (家計の金融行動に関する世論調査)

【資料 1 生活設計設定の有無】



(出所) 金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」

【資料2 金融商品の選択】



(出所) 金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」

これらの調査結果等を見ると、生活設計を立てていると回答した世帯の比率は、最近5年間ほぼ横ばいであり、生活設計を立てる予定がない世帯も2割程度見られます。(資料1)

また、金融商品の選択に当たって、「元本が保証されていること」及び「取扱金融機関が信用できて安心」という要素を重視している家計が多い状況についても、大きな変化は見られません。(資料2)

これらの状況からも、上記の金融経済教育研究会の報告書を踏まえ、利用者が、適切な金融知識を得て、それぞれのニーズに応じた金融商品を選択できるよう、引き続き金融経済教育の充実を図ることが重要です。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 25年度予算額
金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費	①	予算 〈継続〉	2,063千円
金融知識普及施策奨励経費	①	予算 〈継続〉	296千円

学校における金融知識等普及施策推進実施経費	①	予算 〈継続〉	5,398 千円
一般社会人向けパンフレット等作成経費	①	予算 〈継続〉	6,107 千円

業務支援基盤整備に係る施策

平成24年度実績評価書

金融庁24(業務支援基盤の整備のための取組み1ー(1))

施策名	金融行政を担う人材の確保と資質の向上					
施策の概要	<p>高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するためには、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要です。</p> <p>こうしたことから、職員の資質の向上に向け、国内外の関係機関や大学院等への派遣を通じた人材育成、各専門分野における計画的な人事・任用や民間専門家の積極的な採用・登用など、様々な方策に取り組んでいく必要があります。</p>					
達成すべき目標	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	目標年度	目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標		実績		
-	-	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度の判断理由】</p> <p>①職員一人ひとりが金融庁職員としてのあるべき姿を自覚するとともに、誇りを持って働き、職場はそれをバックアップする存在となるよう、幹部クラスから各課室職員まで庁内各層で議論を行った上で、職員の基本的な取組姿勢を「金融庁職員のあり方」として整理、</p> <p>②業務の効率化・職場環境の改善策等について各課室で議論・策定するとともに、事後的に評価し更なる改善に繋げていくPDCAサイクルによる業務改善を行う仕組みを整備、</p> <p>③金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で、各金融行政分野における専門的能力の向上、国際面での対応力の向上、外部からの専門的人材の確保等に係る方針を整理するなど、</p> <p>いずれも中長期的かつ包括的な枠組み・方向性を整理し、これらに基づき各年度の取組みを着実に進めていることから、24年度の達成度は「A」と評価しました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性</p> <p>金融は経済活動を支える血液とも言うべき性格を有しており、金融行政の舵取りは経済活動・国民生活に多大な影響を与え得るものです。このため、金融庁には、金融が経済活動を支える役割を十全に発揮できるよう、幅広い視野に基づく政策展開が求められています。こうした要請に対応していくためには、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要です。</p>

	<p>(2)効率性 高度に専門化・複雑化する金融行政に的確かつ迅速に対応するため、国内外の関係機関や大学院等への派遣を通じた人材育成、各専門分野における計画的な人事・任用や民間専門家の積極的な採用・登用などにより、職員の専門性の向上を図っています。他方、こうした取組みも予算や定員の制約があることから、各種研修や民間専門家の採用・登用についても、その必要性について、引き続き見直しながら実施していく必要があります。</p> <p>(3)有効性 職員の資質の向上については、短期的に効果が現れるものではありませんが、職員の専門性向上に係る人事面の取組み等を実施するとともに、その効果を不断に検証し、更なる改善を図っていくことで、引き続き職員の資質の向上に取り組んでいく必要があると考えています。</p>
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
------------------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
----------------------------------	------

担当課室名	総務企画局総務課、総務企画局総務課開発研修室	政策評価実施時期	平成25年6月
--------------	------------------------	-----------------	---------

平成 24 年度実績評価書（別紙）

業務支援基盤の整備のための取組み 1－(1)

金融行政を担う人材の確保と資質の向上

1. 達成目標等

達成目標	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するため、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要である。</p> <p>【根拠】ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）、金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）</p>
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適切な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施状況 ・民間専門家の在職者数 ・人材派遣等の状況

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外への大学院への派遣や研修を実施するとともに、金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示等）において、計画的な人事配置を行っていくことにより、専門性の高い人材の育成を図る。 ・中長期的観点からどのような専門性を持った者を採用・育成するかについて検討し、高い専門性を有する者の確保に努める。
②官民人材交流等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業や国際機関等への派遣を通じて、職員の専門性の強化・幅広い視野を持った職員の育成を図る。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 24 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上

①取組内容

ア. 組織として力を発揮できる体制に向けた取組み

職員一人ひとりが「国全体の利益を中長期的に追求する」、「異なる世界と接し自らを大きく育てながら専門性を磨く」といったあるべき姿を自覚するとともに、誇りを持って働き、職場はそれをバックアップする存在となるよう、幹部クラスから各課室職員まで庁内各層での議論を行った上で、24年11月に金融庁職員の基本的な取組姿勢を「金融庁職員のあり方」として整理しました。

さらに、職員が高いパフォーマンスを発揮し、良い成果を挙げていくため、業務の効率化・職場環境の改善策等について各課室で議論・策定するとともに、事後的に評価し更なる改善に繋げていく PDCA サイクルによる業務改善を行う仕組みを 24年4月に整備しました。

イ. 金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組み

金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で、以下の各項目についての中長期的かつ包括的な方針を整理するとともに、この方針に基づき人事配置等を行いました。

(ア) 各専門分野における計画的任用

職員の専門性をより高めるため、職員の希望・適性等を勘案しつつ、各職員を金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示及び官房）に振りあてるとともに、各専門分野において特に重要なポストを洗い出し、それらのポストを中心に、各職員の専門分野及び関連分野を軸とした計画的な人事・任用を行いました。

また、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を推進しており、採用形態・年齢等にとらわれず、管理職への登用や課長補佐への早期登用を引き続き行いました。

(イ) 民間専門家の採用・登用等

高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用しました。

また、より適切な人事配置や育成に活用するため、民間専門家の詳細なスキル等の把握に努めるとともに、中期的に金融行政に必要とされる専門知識・スキルを洗い出し、それらを担う人材の採用・育成方針について検討を行い、当該方針に基づき人事・任用を行いました。

(ウ) 職員の国際面での対応力強化

金融行政を遂行していく上で、職員の国際面での対応力の向上が必要であることから、これまでも国際機関等への出向や海外の大学院への派遣を積極的に行っ

てきましたが、職員の国際面での対応力を更に強化するため、①海外留学経験者については、帰国後概ね5年以内を目途に国際機関等への出向を行うこととし、そのための出向先の拡大を図る、②英文ライティング研修の新設など英語研修の充実を図る、③国際会議への随行や海外セミナーへの出席などにより経験を積ませる等の取組みを行いました。

(エ) 大学院への留学等

職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成するため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行っており、24年度は、海外大学への客員研究員の派遣も行いました。

(オ) 専門能力向上に資する研修の充実

24年度については、各部局における業務上のニーズを一層研修に反映させるよう、研修内容等の検証・見直しを行い、「英文ライティング研修」を新設するなど研修内容の充実を図りました。

また、全体で71コース(23年度69コース)の研修を実施し、受講生による各研修内容に関する評価を測定したところ、平均評価点は5段階評価で4.0点(23年度4.0点)となり、平均(3.0点)を上回る結果を示しました。

②評価

「金融庁職員のあり方」、PDCAサイクルによる業務改善を行う仕組み、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針のいずれについても、中長期的かつ包括的な枠組み・方向性を整理し、これらに基づき各年度の取組みを着実に進めています。

ア. 組織として力を発揮できる体制に向けた取組み

「金融庁職員のあり方」については、様々な機会をとらえて職員への浸透を図っています。また、PDCAサイクルによる業務改善への取組みについては、効果のあった施策について、ベストプラクティスとして庁内にフィードバックすることで共有し、全庁的な業務改善に繋がるよう取り組んでいます。

引き続き、こうした取組みを着実に実行していく必要があると考えています。

イ. 金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組み

引き続き、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づき、以下の各項目について、着実に実行していく必要があると考えています。

(ア) 各専門分野における計画的任用

職員のキャリアパスに係る希望や適性等に配慮しつつ、金融行政の各専門分野

において計画的な人事配置・人材育成を行うとの方針に基づき、専門性を意識した人事・任用や、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を継続的に実施しています。

引き続き、各専門分野における職員の専門性向上のため、特に重要なポストを中心に、計画的な人事・任用を行っていく必要があると考えています。

(イ) 民間専門家の採用・登用等

金融の複雑化・専門化に的確に対応し、国民に信頼される金融行政を確保していくため、これまでも弁護士、公認会計士、金融実務経験者などの民間専門家の採用・登用を積極的に行うとともに、専門人材の中のコアとなる職員を計画的に育成しています。引き続き、こうした取組みを着実に実行していく必要があると考えています。

【資料 1 民間専門家の登用状況】

(単位：人)

	24年3月1日現在	25年3月1日現在
弁護士等	36	39
公認会計士	55	55
不動産鑑定士	7	7
アクチュアリー	8	6
研究者	2	3
情報処理技術者	18	27
金融実務経験者	212	215
計	338	352

(出所) 総務企画局総務課調

(ウ) 職員の国際面での対応力強化

上記のとおり、国際機関等への出向や海外大学院への派遣を積極的に行うとともに、派遣後は、国際関連部署等に配属する取組みを継続して行っています。また、国際会議への随行や海外セミナー等への出席も進めました(10人)。今後も、職員の国際面での対応力強化のため、更に出向・留学先の拡大を行うなど、上記の取組みを着実に実行していく必要があると考えています。

(エ) 大学院への留学等

積極的に国内外の大学院に職員の派遣を行うとともに、留学後は、専攻した分野と関連性の高い部署に配属する取組みを継続して行っていますが、職員の専門性向上のため、引き続きこうした取組みを着実に実行するとともに、更に留学先の拡大を行う必要があると考えています。

【資料2 大学院への留学等の状況】

(単位：人)

	23年度	24年度
国内大学院（法科、会計、IT、金融等）	11	10
海外大学・大学院（法科、MBA等）	12	13（1）
計	23	23（1）

※（ ）内は、海外大学への客員研究員の派遣者数で内数。（出所）総務企画局総務課調

（オ）研修の実施状況

研修については、各部局における業務上のニーズを一層研修に反映させるよう、引き続き研修内容の検証・見直しを行う必要があると考えています。

（2）官民人材交流等の促進

①取組内容

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向の拡大を図りました¹。特に、新興国（ブラジル・トルコ）への若手職員の派遣を新たに行いました。

また、更に多くの職員が専門性の習得や国際性の涵養が図れるよう、国内外の出向希望先と職員受入れの交渉を積極的に行っており、25年度以降も引き続き出向の拡大を図ることとしています。

②評価

積極的に国際機関や民間企業等に職員を出向させるとともに、出向先の拡大を図っています。また、出向後は、出向先の業務と関連性の高い部署に配属する取組みを継続的に行っています。更に多くの職員が専門性の習得や国際性の涵養が図れるよう、引き続き出向を促進していく必要があると考えています。特に、新興国への若手職員の派遣を推進する必要があると考えています。

【資料3 出向の状況】

(単位：人)

	24年3月1日現在	25年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	10	14
民間企業等	6	5
地方自治体	1	1
大学教授	2	3

¹ 【24年度の新規派遣先】在英国日本国大使館、在ブラジル日本国大使館、国際通貨基金、ジェトロ・イスタンブール事務所、東北大学大学院

計	19	23
---	----	----

(出所) 総務企画局総務課調

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

上記4.(1)②及び(2)②の評価で述べたような諸課題に着実に取り組んでいく必要があると考えています。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

平成24年度実績評価書

金融庁24(業務支援基盤の整備のための取組み2-(1))

施策名	学術的成果の金融行政への導入・活用					
施策の概要	<p>近年の金融をめぐる情勢の変化をみると、サブプライム問題に端を発する金融危機、情報通信技術の発達による金融取引の多様化、業態の垣根を越えた金融コングロマリットの出現や、金融危機の背景にある証券化等の技術を利用した金融商品の急速な発達といったように、高度化、複雑化、国際化が急激に進んでいます。</p> <p>このような金融情勢の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な金融行政の運営を確保していくため、実務のニーズに即した短期的調査分析に加え、中・長期的な視野に立った専門性の高い調査研究を行うとともに、学術研究との架け橋となって庁内へのフィードバックを一層充実させることとしています。</p>					
達成すべき目標	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	11	16	15	13
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	11	16	-	-
執行額(百万円)		4	10	-	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
-	(注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。 ・調査研究分析成果の作成実績(研究論文・レポート等の本数・分野数) ・コンファレンス、研究会・勉強会等の開催実績	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標		実績		
-	-	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況 (1)24年度の達成度 A (2)端的な結論 II 【達成度及び端的な結論の判断理由】 金融環境の変化に応じた調査研究分析を行っているほか、望ましい金融規制・監督の在り方等について、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者を中心とした国際コンファレンスを開催しました。また、研究会・勉強会等を多数設定し金融庁職員と外部有職者等の交流に積極的に貢献しました。このような取り組みにより、金融行政の遂行に資する研究の実施、各部署と連携した研究体制の構築等の進展、産官学のネットワーク強化が図られたため、24年度の達成度は「A」としました。 他方、今後は、金融の国際的な潮流も踏まえつつ、各部署の当面の課題にとどまらず、中長期的な金融行政の質の向上につながる調査・研究を進める必要があるため、端的な結論は「II」としました。
	(1)必要性 近年の金融危機の背景には、急激に高度化、複雑化、国際化が進んだ金融環境があり、また、諸外国の金融規制環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑みれば、今後、こうした変化に的確に対応しつつ適切な行政運営を確保するとともに、国際的な議論に対するわが国の積極的な貢献を図るため、以前にも増して、金融行政に関わる重要分野において専門性が高く、かつ実務に役立つ調査研究の実施が必要であると考えられます。また、金融行政の専門性の向上のために、その成果の職員等への還元を図っていくことが欠かせないと考えられます。24年度においても、より一層の研究体制の強化のため、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用しています。

	<p>施策の総括的評価</p>	<p>(2) 効率性 研究官等による研究結果の庁内外への公表は、基本的に金融研究センターウェブサイト上の公表を主として行っています。また、調査研究については、常勤の研究官にとどまらず、非常勤の特別研究員の活用がなされています。24年度においても、「特別研究員」を公募し、広く日本の国公私立大学・シンクタンク等において金融に関する研究を行っている者の中から、金融研究センター（以下「センターという。」）が指定する研究プロジェクトに取り組み、金融行政とアカデミズムの架け橋となる最適な人材を確保するようにしています。</p> <p>(3) 有効性 研究官等の調査研究成果のフィードバックや、外部有識者を招いて行った研究会・勉強会等を通じ、金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果や実務上の課題に対する理解が促進されたことは、当庁の専門性の向上に有効であったと考えられます。さらに、2回開催した国際コンファレンスでは、実務的かつ時宜を得たテーマを選定し、対外広報を充実させたこと等から、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者といった産・官・学の参加者を多く得て、各国の現状を踏まえ活発な議論が行われました。センターにおける国際コンファレンス及び研究会・勉強会の開催過程において、産・官・学のネットワークが更に強化されたと考えられます。これは、今後当庁における、外部有識者の知見の一層の活用に資するもので、金融行政の専門性の向上につながるものと考えられます。</p>
--	-----------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融研究センターウェブ「平成24年度ディスカッションペーパー」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html) ・金融研究センターウェブ「FSA リサーチ・レビュー 第7号」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/nenpou/research.html) ・金融研究センターウェブ「国際コンファレンス(持続的・包摂的な成長に向けたアジア金融セクターの強化)」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130208.html) ・金融研究センターウェブ「国際コンファレンス(EUアジア・コーポレート・ガバナンス・ダイアログ)」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20120904.html) ・金融研究センターウェブ「研究会」(http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html) ・金融研究センターウェブ「金曜ランチオン」(http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/luncheon.html) ・その他センター主催の会合の開催・参加者・招聘者実績
----------------------------------	---

<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局企画課研究開発室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	----------------------	-----------------	----------------

平成 24 年度実績評価書（別紙）

業務支援基盤の整備のための取組み 2-(1)

学術的成果の金融行政への導入・活用

1. 達成目標等

達成目標	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その学術的成果を金融行政へ導入・活用して、専門的かつ客観的裏づけに基づいた金融行政の遂行を図る。
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適切な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究分析成果の作成実績（研究論文・レポート等の本数・分野数） ・ コンファレンス、研究会・勉強会等の開催実績

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
① 金融行政の参考となる調査研究の実施	・ 金融に関する様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その成果を国内外に適切に情報発信するとともに、行政運営に適切に活用する。
② 産・官・学の連携強化	・ 金融に関する産・官・学の連携強化のため、産・官・学の垣根を超えて人材交流等を通じた調査研究を進めるとともに、コンファレンス、研究会・勉強会等の開催等を行う。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 24 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融行政の参考となる調査研究の実施

① 取組内容

金融研究センター（以下「センターという。」）では、庁内各部局の要望に基づいた調査・研究・分析を行っております。その実施にあたっては、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用しております。

平成 24 年度におけるセンターでの主な調査・研究・分析には、「アジア諸国に対する電子記録債権の日本型モデルの普及に関する研究」、「空売り規制の効果に関する研究」等があります。前者については、我が国における電子記録債権制度の現状等を踏まえつつ、より多角的な視点からアジア各国の決済慣行等の実態を調査し、普及を図るにあたり具体的な必要な条件・方法（ビジネスモデルも含む）を検討するための調査・研究を行いました。後者では、空売り規制の効果に関して、コンピューター上に市場を作り出しシミュレーションを行う手法を用いて、定量的分析を行う研究を行いました。

② 評価

24 年度の調査研究の成果は、計 6 本の研究成果報告書としてまとめ、ウェブサイト上にセンター・ディスカッションペーパー（以下「DP」という。）として公表しました。このように、庁内各部局の要望に基づく多岐にわたる研究テーマについて研究成果を公表できていることから、金融環境に応じた、行政上も意義のある有益な研究を実施するという点について一定の成果をあげることができたと考えられます。なお、DP については、公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果報告書の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックを行いました。

また、近年公表された DP のうち研究論文として学術的に価値が高い 4 本を選定し、外部のそれぞれの分野の専門家による査読手続き、編集委員による協議・コメント等も踏まえて、金融研究センター長の責任編集の下、論文集『FSA リサーチレビュー』（25 年 3 月発行）に所収しウェブサイト上に公表しました。

（2）産・官・学の連携強化

① 取組内容

ア. 国際コンファレンス

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等をテーマに、国際コンファレンスを開催しています。23 年度から、開催頻度を年 2 回としました。

24 年度はまず、24 年 7 月に、「EU アジア・コーポレート・ガバナンス・ダイアログ」と題し、欧州委員会・東京大学・株式会社東京証券取引所グループ等との共催により開催し、EU およびアジア諸国のコーポレート・ガバナンスの動向、規制の役割、機関投資家の行動、株主の権利、新しい金融の仕組み等について、報告・議論を行いました。

2 回目は、25 年 3 月に、「持続的・包摂的な成長に向けたアジア金融セクターの強化」をテーマとして、アジア開発銀行研究所（ADB I）との共催により開催し、欧米及びアジア地域から当局者、研究者、金融機関の実務家等を招き、アジアの金融市場の発展と安定を促進するような規制や制度のあり方について報告・議論を行いました。

イ. 研究会等の開催

センターの研究活動の一環として、以下のとおり、有識者等との検討を行う研究会等を開催しています。

- (ア) 金融経済教育をテーマとして、金融経済教育で身につけるべきもの（「金融リタラシー」）は何か、今後、我が国で「金融リタラシー」向上にどのように取り組んでいくか等について幅広い検討を行うことを目的とする『金融経済教育研究会』を、有識者、関係省庁、関係団体をメンバーとして、24年度は合計6回開催いたしました。本研究会の議論については、今後研究会報告書として取りまとめてセンターウェブサイトにて公表することを予定しております。
- (イ) 企業財務等に関する動向や海外情勢等についての情報交換・研究のため、有識者を講師にお招きし講演会を行う『企業財務研究会』を、庁内関係部局の職員に加えて、金融機関、企業団体、シンクタンク等所属の一般の参加者を得て開催しています。24年度は合計5回開催いたしました。
- (ウ) 主に中堅・若手研究者が金融に関する最先端の研究内容を発表し、また金融庁の中堅・若手職員が金融行政の実務を説明し、その両者の議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とする『金融経済学勉強会』を、大学等研究機関に所属する研究者及び庁内職員の参加を得て、24年度は合計11回開催いたしました。

ウ. 昼休み勉強会（金曜ランチョン）の開催

様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招聘し、主に金融・経済等の研究・実務の最前線に当たる内容をテーマにした勉強会を開催しています。24年度は合計22回開催いたしました。

② 評価

ア. 国際コンファレンスの開催

学術的な内容にとどまらない実務的かつ時宜を得たトピックスをテーマとしたこともあり、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者といった産・官・学の参加者を多く得て、各国の現状を踏まえた活発な議論がなされました（24年7月開催の「EUアジア・コーポレート・ガバナンス・ダイアログ」には204名、25年3月開催の「持続的・包摂的な成長に向けたアジア金融セクターの強化」には322名参加）。いずれも、金融庁及びセンターのプレゼンスを高め、情報発信機能強化にもつながったと考えています。また、産・官・学の連携強化が一層図られたと考えられます。

イ. 研究会等の開催

庁内関係部局の職員及び有識者の参加を得た上で、研究会等を開催し、有意義な双方向の議論を行うことにより、金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研

究成果や実務上の課題に対する金融行政上の理解が促進されたと考えています。また、そこで得られた情報や議論は今後の金融行政を考える上での参考となることが期待されます。

こうした研究会等の開催により、産・官・学が交流しつつ双方向の議論を行う場を多数設定したことから、産・官・学の連携強化がより一層図られたと考えています。特に24年度は、『金融経済学勉強会』を新たに設置しましたが、11のテーマについて、庁内職員・若手研究者等が延べ311名参加し、活発な議論が行われました。これにより、金融行政とアカデミズムとのネットワークが更に強化されたと考えられます。更に、本勉強会では、行政の側からも、学界に対して金融行政上の課題のインプットを行っており、今後、研究者の認識を深め、実務に近い研究課題に関心を寄せる機会となることが期待されます。

こうした研究会等の開催により図られた産・官・学の連携強化は、当庁における外部有識者の知見の一層の活用に資するものであり、金融行政の専門性の向上につながるものと考えられます。

ウ. 昼休み勉強会（金曜ランチョン）の開催

昼休み勉強会（金曜ランチョン）については、庁内職員の多数の参加者を得て合計22回開催しました。外部講師を招聘し、最先端の理論や実務経験を踏まえた講話を聞き議論する機会を設けることで、庁内職員の専門性・先見性の向上に貢献したと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

近年の金融危機のような、かつてない金融環境の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な金融行政の運営を確保し、かつ国際的な議論に対するわが国の積極的な貢献を図っていくため、今後も将来を見通し、中長期的な金融行政の調査研究分析に取り組むよう、研究テーマを適切に選定し研究内容の質の向上を図っていく必要があります。また、今後も国際的な場等において、情報発信を強化することが重要であります。更に、学術研究との架け橋となって、研究成果の庁内へのフィードバック及び、関係部局や民間有識者、アカデミズムとの相互交流を行っていくことは引き続き重要であり、より一層充実させていくことで、金融行政の専門性向上に資するものと考えています。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 25年度予算額
金融庁共通費（国際コンファレンス経費、金融研究会関係経費、研究論文執筆関係経費）	①、②	予算 <継続>	13,332千円

平成24年度実績評価書

金融庁24(業務支援基盤の整備のための取組み3-1)

施策名	金融行政における情報システムの活用					
施策の概要	<p>電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に即し、金融庁行政情報化推進会議、金融庁情報システム調達会議の下、情報化統括責任者(CIO)、CIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOの助言・支援を受けつつ、</p> <p>①業務・システムの最適化の実施 ②情報システム調達の適正化 の取組みを行なうこととしました。</p>					
達成すべき目標	<p>①可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ②情報セキュリティ対策の推進を図ること</p>					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	15	280	210	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	131			
		合計(a+b+c)	146	280		
執行額(百万円)		146	280			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>達成目標① 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 【根拠】「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)等</p> <p>達成目標② 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。 【根拠】「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」等</p>					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	目標年度			
①業務・システムの最適化の実施 (ア) 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」 (イ) EDINET (ウ) 金融庁行政情報化LANシステム	①・経費削減額 ・業務処理時間の短縮 注 (ア) 単年度で約2.1億円(3年間で約6.2億円、いずれも試算値。以下、「単年度(3年間)」の試算値を示す。)の経費の削減及び約9,450日(3年間で約28,350日)の業務処理時間の短縮が見込まれる。 (イ) 運用契約の見直しを行うことによって、約1.6億円(4年間で約6.4億円)の削減が見込まれる。 (ウ) 単年度で約8百万円(6年間で約50百万円、いずれも試算値。)の経費の削減及び約100日(6年間で約600日)の業務処理時間の短縮が見込まれる。	7.0億円; -	平成20 年度	4.9億円; 約9,450 日	平成27 年度	目標年度未到来
		7.3億円	平成24 年度	5.7億円	平成29 年度	目標年度未到来
		5.54億円	平成20 年度	5.46億円 100日	平成25 年度	目標年度未到来

事務事業	測定指標	目標		実績
			目標年度	
②情報セキュリティ対策の推進	・情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備状況	・情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する。	-	平成24年6月、金融庁の情報システムにおいて情報セキュリティ事案が発生した際の緊急対応態勢の一層の強化を図ることを目的として「金融庁CSIRT(Computer Security Incident Response Team)」を設置した。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 B</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度の判断理由】 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、計画どおりの運用開始はできなかったため、24年度の達成度を「B」としました。 また、今後は、見直した作業スケジュールを遵守してシステム設計等を推進していく必要があるため、端的な結論は「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 「今後の行政改革の方針」において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされており、業務・システムの最適化に引き続き取り組んでいく必要があります。</p> <p>(2)効率性 情報システム調達会議において、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性の審議を行うほか、CIO補佐官が積極的に参画し、情報システムの調達仕様書・見積書等の確認を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によるコストの適正化を図りました。</p> <p>(3)有効性 設計・開発段階にあるいずれの取組みについても、業務・システム最適化計画を実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれます。</p> <p>(4)セキュリティ対策 緊急対応態勢の一層の強化を図ることを目的として金融庁CSIRTを設置しました。引き続き情報セキュリティを取り巻く環境変化に適切に対応できるよう、情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいく必要があります。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

担当課室名	総務企画局総務課情報化統括室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	--	----------	---------

平成 24 年度実績評価書（別紙）

業務支援基盤の整備のための取組み 3－(1)

金融行政における情報システムの活用

1. 達成目標等

達成目標①	早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。</p> <p>【根拠】「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費削減額 ・ 業務処理時間の短縮 <p>→各測定指標の目標値及び達成時期</p> <p>(1) 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」（金融庁業務支援統合システム）</p> <p style="padding-left: 20px;">目標値：単年度で約 2.1 億円（3 年間で約 6.2 億円、いずれも試算値。）の経費の削減及び約 9,450 日（3 年間で約 28,350 日）の業務処理時間の短縮が見込まれる。</p> <p style="padding-left: 20px;">達成時期：平成 27 年度</p> <p>(2) 「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」（EDINET）</p> <p style="padding-left: 20px;">目標値：運用契約の見直しを行うことによって、平成 26 年度から単年度で約 1.6 億円（4 年間で約 6.4 億円、いずれも試算値。）の削減が見込まれる。</p> <p style="padding-left: 20px;">達成時期：平成 29 年度</p> <p>(3) 「金融庁行政情報化 LAN システム」</p> <p style="padding-left: 20px;">目標値：単年度で約 8 百万円（6 年間で約 50 百万円、いずれも試算値。）の経費の削減及び約 100 日（6 年間で約 600 日）の業務処理時間の短縮が見込まれる。</p> <p style="padding-left: 20px;">達成時期：平成 25 年度</p>
参考指標	

達成目標②	情報セキュリティ対策の推進を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	「情報セキュリティ対策に関する官民連携の在り方について」(平成 24 年 1 月 19 日制定。情報セキュリティ対策推進会議、官民連携の強化のための分科会了承)において、政府機関は、インシデントに機動的に対応するため、組織内 CSIRT 等を整備することとされている。
測定指標 (目標値・達成時期)	・情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備状況
参考指標	

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化	<p>「業務・システムの最適化計画」に基づき、以下の情報システムについて計画を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁業務支援統合システムについては、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」に基づき、平成 24 年度までに情報システムの開発等を進めていく。 ・EDINET については、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、25 年度中の稼働を目指して次世代 EDINET の開発等を進めていく。 ・金融庁行政情報化 LAN システムについては、「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」に基づき、平成 19 年度に構築が完了した情報システムの運用・保守等を実施する。
②情報セキュリティ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進するため、所要の整備を実施する。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

4. 平成 24 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1)

①取組内容

金融庁業務支援統合システムについては、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」に基づき、システムの稼動時期を平成 25 年 1 月として 24 年度の作業を進めていましたが、総合テスト工程で作業遅延が発生しま

した。このため、今後の作業スケジュールについて調整を行いました。

EDINET については、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、国際水準を踏まえた XBRL（財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう国際的に標準化されたコンピュータ一言語）の対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のために、25 年度中の稼働を目指して次世代 EDINET の開発等を進めました。

金融庁行政情報化 LAN システムについては、安定稼働しているところですが、機器等の耐用年数が経過していることから、「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」を平成 24 年 5 月に改定し、次期 LAN システムの稼働時期を平成 26 年 1 月としました。その後、改定した最適化計画に基づき、次期 LAN システムに係る設計・構築及び機器等賃貸借の入札公告を行ったところです。引き続き、平成 26 年 1 月の次期 LAN システムの本格稼働に向けて取り組んでまいります。

情報システム調達の適正化については、情報システムの金融行政への有効な活用等の観点から、金融庁情報システム調達会議の運営要領等を見直し、情報システム調達の妥当性の検証を一層強化する等の取組みを開始しました。

情報セキュリティ対策の推進については、金融庁の情報システムにおいて情報セキュリティ事案が発生した際の緊急対応態勢の一層の強化を図ることを目的として「金融庁 CSIRT（Computer Security Incident Response Team）」を平成 24 年 6 月に設置しました。

②評価

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、平成 24 年 3 月に結合テストを完了しましたが、全体的に進捗が遅れています。

「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」及び、「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」については、予定どおりに作業が進捗しています。

情報システム調達の適正化については、情報システム調達の妥当性の検証を強化したことで、これまで以上に計画的、効率的な調達を実施しています。

情報セキュリティ対策については、情報セキュリティ事案に対して迅速且つ適切に対応するための態勢を整備しています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

（1）今後の課題

業務・システムの最適化の実施については、「今後の行政改革の方針」を踏まえ、引き続き最適化の実施に向けてシステム設計・開発を行う必要があります。

なお、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、総合テスト工程において作業遅延が発生しました。早期に業務の効率化を図るため、今後は、今回見直しを実施した作業スケジュールを遵守し、確実に

開発作業を履行していく必要があります。

情報システム調達に適正化については、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を踏まえ、引き続き情報システム調達の適正化に取り組んでいく必要があります。また、「情報システムに係る政府調達の基本指針（平成19年3月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」に基づき、引き続き調達の公平性・透明性の確保を図っていく必要があります。

情報セキュリティ対策の推進については、「国民を守る情報セキュリティ戦略」や、その年度計画である「情報セキュリティ2012」を踏まえ、引き続き情報セキュリティを取り巻く環境変化に適切に対応できるよう、情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいく必要があります。

（２）評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。

平成24年度実績評価書

金融庁24(業務支援基盤の整備のための取組み3-(2))

施策名	災害等発生時における金融行政の継続確保					
施策の概要	「金融庁業務継続計画」を随時見直すとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、その実効性の検証を行うことにより、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図る					
達成すべき目標	金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	—	—
		補正予算(b)	—	10	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	—	10		
執行額(百万円)		—	10			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・首都直下対策大綱(平成17年9月27日(平成22年1月修正) 中央防災会議) ・首都直下地震対策について(中間報告)(平成24年7月19日 首都直下地震対策検討ワーキンググループ) ・防災対策推進検討会議 最終報告(平成24年7月31日 防災対策推進検討会議) 					

事務事業	測定指標	基準値		目標値		実績値
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	
—	※目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。 ※参考指標 ・「金融庁業務継続計画」の改定状況	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>(1)24年度の達成度 A</p> <p>(2)端的な結論 II</p> <p>【達成度の判断理由】 民間コンサルティング会社による「金融庁業務継続計画」の実効性の調査結果、政府防災訓練及び金融庁防災訓練の実施及びその結果を踏まえた見直しを行い、金融庁の業務継続体制の充実・強化には一定の成果が上がりました。また、業界横断訓練に金融庁も参加するなど、民間金融機関との更なる連携を図ったため、24年度の達成度は「A」としました。 今後は、首都直下地震などに対する政府全体の対応方針や被害想定等が策定される予定であり、金融庁としては、それらの内容を踏まえ、引き続き更なる業務継続体制の充実・強化に取り組む必要があるため端的な結論は「II」としました。</p>
	施策の総括的評価	<p>(1)必要性 災害時においても我が国経済の基礎インフラである金融システムの機能を維持することは重要な課題であり、そのためにも災害発生時に優先的に実施すべき業務を継続するための体制の充実・強化を図ることは必要であると考えています。</p> <p>(2)効率性 内閣府、日本銀行などの関係機関や民間金融機関との連携を進めたことにより、金融庁の業務継続体制の充実・強化を効率的に図ることができたと考えています。</p>

	<p>(3)有効性 金融庁業務継続計画の改定や防災訓練の実施、及びそれらの結果を踏まえた非常時の連絡体制や参集要員の実践的な見直しを行ったことにより、業務継続体制の充実・強化に一定の効果があったと考えています。また、業界横断訓練への参加を通じ民間金融機関との更なる連携を図ることができ、同様に一定の効果があったと考えています。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁業務継続計画 (http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120829-1.html) ・全国銀行協会「全銀協ニュース」 (http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/03/22150001.html)
---------------------------	--

担当課室名	総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局総務課管理室、監督局総務課	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	--------------------------------------	----------	---------

平成 24 年度実績評価書（別紙）

業務支援基盤の整備のための取組み 3－(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保

1. 達成目標等

達成目標	金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	「首都直下地震対策大綱」において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁としても、業務継続性の確保に係る取組みを進める。 【根拠】「首都直下地震対策大綱」（平成 17 年 9 月策定、平成 22 年 1 月修正 中央防災会議）
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・「金融庁業務継続計画」の改定状況

2. 平成 24 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①災害等発生時における金融行政の継続確保	・「金融庁業務継続計画」を随時見直すとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、その実効性の検証を行うことにより、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図る。

3. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、数次にわたり金融庁業務継続計画を抜本的に見直しました。今後、首都直下地震に係る被害想定や政府全体の対応方針が策定される予定であり、業務継続体制の充実・強化を図る必要性は一層高まっています。

4. 平成 24 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 災害発生時における金融行政の継続確保

①取組内容

業務継続体制の充実・強化の取組として、1) 民間コンサルティング会社への「金融庁業務継続計画」の実効性に係る調査委託の結果を踏まえた同計画の改定、2) 政府防災訓練及び金融庁防災訓練の実施及びその結果を踏まえた非常時の連絡体制や参集要員の見直しを行いました。

また、平成 24 年 12 月に、銀行界全体の業務継続態勢のさらなる向上を目的として、

一般社団法人全国銀行協会が実施した首都直下地震を想定した業界横断訓練に金融庁も参加するなど、民間金融機関との更なる連携を図りました。

②評価

金融庁の業務継続体制の充実・強化については、前述のとおり、実効性を強化する観点からの業務継続計画の改定や、防災訓練を通じ民間金融機関等との更なる連携を図るなど、一定の効果があったと考えています。

5. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

近年、地震や風水害等の自然災害のリスクが高まる中、このようなリスクが顕在化した場合においても、我が国経済の基礎インフラである金融システムの機能を維持することは重要な課題となっています。今後、首都直下地震に係る被害想定や政府全体の対応方針が策定される予定であり、金融庁としては、それらの内容を踏まえ、更なる業務継続体制の充実・強化に取り組む必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

特になし。